

令和2年2月
令和2年3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

令和2年第1回市議会臨時会

会期日程	1
------	---

2月12日

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定による出席者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議長辞職の件	4
議長の選挙	5
副議長辞職の件	7
副議長の選挙	8
議席の一部変更	10
常任委員の選任	10
議会運営委員の選任	11
広報特別委員の選任	12
指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙	12
指宿南九州消防組合議会議員の選挙	13
議案第1号及び議案第2号一括上程	14
提案理由説明	14
議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託省略，表決）	15
議案第3号上程	16
提案理由説明	16
議案第3号（質疑，委員会付託省略，表決）	16
閉議及び閉会	17

令和2年第1回市議会定例会

会期日程	18
------	----

2月25日

議事日程	20
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	22
地方自治法第121条の規定による出席者	22
職務のため出席した事務局職員	22
開会及び開議	23
会議録署名議員の指名	23
会期の決定	23
議案第4号～議案第34号一括上程	23
提案理由説明	23
議案第35号上程	46
提案理由説明	46
議案第35号（質疑，委員会付託省略，表決）	47
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	47
散会	47

2月28日

議事日程	49
本日の会議に付した事件	50
出席議員	50
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定による出席者	51
職務のため出席した事務局職員	51
開議	52
会議録署名議員の指名	52
議案第35号の再議の件上程	52
再議に付する理由説明	52
議案第35号の再議の件（質疑，委員会付託省略，表決）	53
議案第4号～議案第11号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	53
議案第12号～議案第34号（質疑，委員会付託）	54
散会	54

3月17日

議事日程	56
本日の会議に付した事件	56
出席議員	56
欠席議員	56
地方自治法第121条の規定による出席者	56
職務のため出席した事務局職員	57
開 議	58
会議録署名議員の指名	58
一般質問	58
新宮領 実 議員	58
1. 感染症対策について	
2. 市営野球場について	
3. 防災について	
4. 道路インフラについて	
前之園 正 和 議員	76
1. 新型コロナウイルス問題について	
2. 市営住宅の管理運営に関して	
3. 市の地熱発電計画に関連して	
高 田 ちよ子 議員	94
1. 安心・安全な生活のために	
2. G I G Aスクールネットワークについて	
3. 施政方針について	
高 橋 三 樹 議員	102
1. サッカー・多目的グラウンドについて	
2. ふるさと納税について	
3. ベルマークについて	
恒 吉 太 吾 議員	110
1. 公共施設の管理運営について	
2. 令和2年度組織機構再編方針について	
延 会	122

3月18日

議事日程	123
本日の会議に付した事件	123
出席議員	123
欠席議員	123
地方自治法第121条の規定による出席者	123
職務のため出席した事務局職員	124
開 議	125
会議録署名議員の指名	125
一般質問	125
吉 村 重 則 議員	125
1. 障害者控除対象者認定制度について	
2. 国保税について	
3. 山川地域の小学校の再編について	
東 勝 義 議員	139
1. 指宿市消防団組織について	
2. サッカー・多目的グラウンドについて	
新川床 金 春 議員	154
1. 新型コロナウイルス対策について	
2. 地熱資源量把握のための助成金の不採択に対する意見書について	
3. かいもん荘跡地の排水管問題について	
4. 財政状況等について	
議案第36号上程	168
提案理由説明	168
議案第36号（質疑，委員会付託）	169
散 会	171

3月26日

議事日程	173
本日の会議に付した事件	174
出席議員	174
欠席議員	174
地方自治法第121条の規定による出席者	174
職務のため出席した事務局職員	175
開 議	176

会議録署名議員の指名	176
議案第12号～議案第19号（委員長報告，質疑，討論，表決）	176
議案第20号～議案第24号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178
議案第25号（委員長報告，質疑，討論，表決）	179
議案第26号（委員長報告，質疑，討論，表決）	180
議案第27号（委員長報告，修正案説明，質疑，討論，表決）	181
議案第32号及び議案第33号（委員長報告，質疑，討論，表決）	198
議案第28号～議案第30号（委員長報告，質疑，討論，表決）	199
議案第31号，議案第34号及び議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	203
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	207
議案第37号上程	210
提案理由説明	210
議案第37号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	211
議案第38号及び議案第39号一括上程	212
提案理由説明	212
議案第38号及び議案第39号（質疑，委員会付託省略，表決）	213
議長挨拶	214
市長挨拶	215
閉議及び閉会	216

第 1 回 臨 時 会

令和 2 年 2 月 議 会

令和2年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（2月12日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月12日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議長辞職の件 ・議長の選挙 ・副議長辞職の件 ・副議長の選挙 ・議席の一部変更 ・常任委員の選任 ・議会運営委員の選任 ・広報特別委員の選任 ・指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙 ・指宿南九州消防組合議会議員の選挙 ・議案第1号及び議案第2号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 表決) ・議案第3号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 表決)

第 1 回 臨 時 会

令和 2 年 2 月 12 日

(第 1 日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

令和2年2月12日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議長辞職の件
  - 日程第4 副議長辞職の件
  - 日程第5 常任委員の選任
  - 日程第6 議会運営委員の選任
  - 日程第7 広報特別委員の選任
  - 日程第8 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
  - 日程第9 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
  - 日程第10 議案第1号 教育委員会委員の任命について
  - 日程第11 議案第2号 教育委員会委員の任命について
  - 日程第12 議案第3号 監査委員の選任について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長辞職の件
- 追加日程第1 議長の選挙
- 日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 広報特別委員の選任
- 日程第8 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第9 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
- 日程第10 議案第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第2号 教育委員会委員の任命について

○日程第12 議案第3号 監査委員の選任について

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長     | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山 川 支 所 長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 中 村 孝   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   |
| 市 長 公 室 長 | 山 下 浩 二 | 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 教育総務課長    | 鮎 川 富 男 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 上 田 薫   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 上玉利 享   |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

○議長（福永徳郎） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和2年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

○議長（福永徳郎） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

○議長（福永徳郎） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福永徳郎） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

**△ 議長辞職の件**

○議長（福永徳郎） 次は、日程第3、議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、副議長と交代いたします。

〔福永徳郎議長退席、高田チヨ子副議長議長席に着席〕

○副議長（高田チヨ子） それでは、私が議長職を務め、議事を進めてまいります。

職員に議長の辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（上田薫） それでは、朗読いたします。

辞職願。指宿市議会議長、福永徳郎。このたび、議会運営に関する申し合わせ事項に基づき、令和2年2月12日をもって議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。指宿市議会副議長殿。

以上でございます。

○副議長（高田チヨ子） お諮りいたします。

福永徳郎議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高田チヨ子） 御異議なしと認めます。

よって、福永徳郎議長の辞職を許可することに決定いたしました。  
福永徳郎議員の除斥を解除いたします。

〔福永徳郎議員着席〕

○副議長（高田チヨ子） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長選挙を行う必要がありますので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高田チヨ子） 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

#### △ 議長の選挙

○副議長（高田チヨ子） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高田チヨ子） 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は、投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（高田チヨ子） ただいまの出席議員は、20人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（高田チヨ子） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高田チヨ子） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（高田チヨ子） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番

に投票願います。

〔点呼、投票〕

○副議長（高田チヨ子） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高田チヨ子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

○副議長（高田チヨ子） これより、開票を行います。

開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議長において、開票立会人に新宮領實議員、前原五男議員、山本敏勝議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○副議長（高田チヨ子） 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票19票、無効投票1票であります。

有効投票中、木原繁昭議員10票、福永徳郎議員9票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、木原繁昭議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました木原繁昭議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

木原繁昭議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（木原繁昭） 皆さん、おはようございます。まさに想定外という言葉がございますけれども、こうして皆様方に議長という重要なことをお受けさせていただきます。このたび、不肖、私が議員の皆様方の御推挙によりまして、市議会議長の要職に就くことになりました。

誠に身に余る光栄であり、また、その責任の重大さに身の引き締まる思いで、衷心から感謝いたしております。ここに皆様方の御推挙を受けましたからには、皆様方の温かい御支援と御鞭撻によりまして、市政の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力いたす覚悟でございます。

また、円滑な議会運営のために公平無私、不偏不党の基本の基に、分かりやすい議会、開かれた議会を念頭に努力を傾注いたしてまいりたいと、固く覚悟する次第でございます。

なにとぞ先輩・同僚議員、並びに執行部当局は申すに及ばず、報道機関関係者各位におかれ

ましても、倍旧の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、議長当選承諾と就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長（高田チヨ子） それでは、新議長木原繁昭議員、議長席にお着き願います。

これで、私の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

[木原繁昭議長議長席に着く]

#### △ 副議長辞職の件

○議長（木原繁昭） 次は、日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により高田チヨ子副議長の除斥を求めます。

[高田チヨ子副議長退席]

○議長（木原繁昭） 職員に副議長の辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（上田薫） それでは、朗読いたします。

辞職願。指宿市議会副議長、高田チヨ子。このたび、一身上の都合により、令和2年2月12日をもって副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。指宿市議会議長殿。

以上でございます。

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

高田チヨ子副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、高田チヨ子副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高田チヨ子議員の除斥を解除いたします。

[高田チヨ子議員着席]

○議長（木原繁昭） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長選挙を行う必要がありますので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

### △ 副議長の選挙

○議長（木原繁昭） 追加日程第2，副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は，投票をもって行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって，副議長の選挙は，投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（木原繁昭） ただいまの出席議員は，20人であります。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長（木原繁昭） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（木原繁昭） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います，念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので，投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，順番に投票願います。

[点呼，投票]

○議長（木原繁昭） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[閉鎖解除]

○議長（木原繁昭） これより，開票を行います。

開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により，議長において，開票立会人に齋藤佳代議員，東伸行議員，井元伸明議員を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。



〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○議長（木原繁昭） 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中、恒吉太吾議員10票、高橋三樹議員10票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であり、恒吉太吾議員と高橋三樹議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条の規定により準用する、公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決定することになりました。

恒吉太吾議員及び高橋三樹議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。

2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。

西森三義議員及び吉村重則議員、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決定するくじを行います。

〔くじの立会人立会席に着く〕

○議長（木原繁昭） 恒吉太吾議員、高橋三樹議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（木原繁昭） くじを引く順序が決定いたしましたので報告いたします。

まず初めに、高橋三樹議員、次に、恒吉太吾議員。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

高橋三樹議員、恒吉太吾議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（木原繁昭） くじの結果を報告いたします。

くじの結果、恒吉太吾議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました恒吉太吾議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

恒吉太吾議員、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（恒吉太吾） 一言、お礼の御挨拶を申し上げます。議員の皆様方の御推挙によりまして、また、抽選によりまして副議長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄と

存じ、感激しておりますと同時に、その職務の重大さを痛感するものであります。幸いにし  
て、人格、識見、ともに卓越された議長の下、同僚議員各位の絶大な御指導と御鞭撻を賜り  
まして、副議長という職責に向かって全知全能を傾注いたしたいと思ひます。誠に簡単では  
ございますが、副議長当選承諾及び就任の御挨拶といたします。よろしくお祈りいたします。

(拍手)

○議長(木原繁昭) 新議長の就任により、議席の変更を行う必要がありますので、議席の一部  
変更を日程に追加し、追加日程第3として行いたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議席の一部変更を行うこと  
に決定いたしました。

#### △ 議席の一部変更

○議長(木原繁昭) 福永議員の議席を19番に、木原議員の議席を21番に、これまでの18番から  
19番の議席を順番に繰り上げて、それに変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、福永議員の議席を19番に、木原議員の議席を21番に、これまでの18番から19番の  
議席を順番に繰り上げて、それに変更することに決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席にお着きを願ひます。

[変更議員着席]

○議長(木原繁昭) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時50分

○議長(木原繁昭) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 常任委員の選任

○議長(木原繁昭) 次は、日程第5、常任委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務水  
道委員に新宮領實議員、齋藤佳代議員、前之園正和議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員、  
新川床金春議員、木原繁昭議員、文教厚生委員に西田義哲議員、山本敏勝議員、西森三義議  
員、吉村重則議員、松下喜久雄議員、下川床泉議員、福永徳郎議員、産業建設委員に坂元茂

教議員，東勝義議員，前原五男議員，恒吉太吾議員，東伸行議員，井元伸明議員を各常任委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時54分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務水道委員長に新宮領實議員，副委員長に齋藤佳代議員，文教厚生委員長に山本敏勝議員，副委員長に吉村重則議員，産業建設委員長に東勝義議員，副委員長に坂元茂教議員がそれぞれ互選されました。

この際、お諮りいたします。

各常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、委員会の委員の任期中、閉会中の継続調査の申し出があります。

この申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### △ 議会運営委員の選任

○議長（木原繁昭） 次は、日程第6，議会運営委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、東勝義議員，西田義哲議員，新宮領實議員，山本敏勝議員，井元伸明議員，西森三義議員，前之園正和議員，高田チヨ子議員，以上8名を議会運営委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時28分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

議会運営委員長に井元伸明議員，副委員長に西田義哲議員がそれぞれ互選されました。

この際、お諮りいたします。

議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書の

とおり、委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査の申し出があります。

この申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### △ 広報特別委員の選任

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第7、広報特別委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

広報特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、坂元茂教議員、東勝義議員、西田義哲議員、新宮領實議員、前原五男議員、西森三義議員、前之園正和議員、高田チヨ子議員、以上8名を広報特別委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時29分  
再開 午後 3時31分

**○議長(木原繁昭)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報特別委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

広報特別委員長に西田義哲議員、副委員長に前之園正和議員がそれぞれ互選されました。

この際、お諮りいたします。

広報特別委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、委員会の委員の任期中、閉会中の継続調査の申し出があります。

この申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、広報特別委員長からの申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### △ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第8、指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿広域市町村圏組合議会議員に齋藤佳代議員、井元伸明議員、西森三義議員、新川床金春議員、福永徳郎議員、恒吉太吾議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました齋藤佳代議員、井元伸明議員、西森三義議員、新川床金春議員、福永徳郎議員、恒吉太吾議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

#### △ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第9、指宿南九州消防議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿南九州消防議会議員に、東勝義議員、山本敏勝議員、前之園正和議員、木原議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、東勝義議員、山本敏勝議員、前之園正和議員、木原議員が指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

#### △ 議案第1号及び議案第2号一括上程

○議長(木原繁昭) 次は、日程第10、議案第1号、教育委員会委員の任命について、及び、日程第11、議案第2号、教育委員会委員の任命について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今次、第1回指宿市議会臨時会に提出しました案件は、人事に関する案件3件であります。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第1号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります七夕利久氏が、令和2年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次は、提出議案の2ページをお開きください。

議案第2号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります藤井千代美氏が令和2年2月22日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき辞職することから、補欠の委員として中

村みゆき氏を教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

同氏は、持ち前の語学力を生かし英語教室を開催するなど、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方々を指導するとともに、幼児教育にも熱心に取り組み、子育てサポーターとして登録をされております。また、子育てサークルにおいては、ボランティアスタッフとして活動した経験もお持ちであり、教育振興などに大きく貢献されていることから、当該委員として適任者であると思っているところであります。

何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 3時38分 |
| 再開 | 午後 | 3時38分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第1号及び議案第2号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第3号上程

○議長(木原繁昭) 次は、日程第12、議案第3号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、東伸行議員の除斥を求めます。

[東伸行議員退席]

○議長(木原繁昭) 提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) それでは、御説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

議案第3号、監査委員の選任について、であります。

本案は、議員のうちから選任された委員であります松下喜久雄氏から、令和2年1月27日付けの辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定により、これを承認いたしました。

つきましては、後任の委員に東伸行氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### △ 議案第3号(質疑、委員会付託省略、表決)

○議長(木原繁昭) これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第3号は、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

東伸行議員の除斥を解除いたします。

〔東伸行議員着席〕

#### △ 閉議及び閉会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、令和2年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

（旧）議長 福 永 徳 郎

議 長 木 原 繁 昭

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲

# 第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 議 会

令和2年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 31日間（2月25日～3月26日）

2. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                       |
|-------|---|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月25日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第4号～議案第34号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第35号上程<br/>（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul>              |
| 26日   | 水 | 休 会 | 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（12時）                                                                                                                                                        |
| 27日   | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 28日   | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第35号の再議の件上程<br/>（再議に付する理由説明，質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第4号～議案第11号<br/>（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第12号～議案第34号（質疑，委員会付託）</li> </ul> |
| 29日   | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                                 |
| 3月1日  | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 2日    | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 3日    | 火 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                                  |
| 4日    | 水 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                                  |
| 5日    | 木 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                                                  |
| 6日    | 金 | 〃   | 文教厚生委員会（8時30分開会）                                                                                                                                                                |
| 7日    | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 8日    | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 9日    | 月 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                                  |
| 10日   | 火 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                                  |
| 11日   | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 12日   | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 13日   | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 14日   | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 15日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 16日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                 |
| 17日   | 火 | 本会議 | ・一般質問                                                                                                                                                                           |
| 18日   | 水 | 〃   | ・一般質問                                                                                                                                                                           |

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第36号上程（議案説明， 質疑， 委員会付託）</li> <li>・ 産業建設委員会（本会議終了後）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 19日 | 木 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 20日 | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 21日 | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 22日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 23日 | 月 | 〃   | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 24日 | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 25日 | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 26日 | 木 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第12号～議案第26号<br/>（委員長報告， 質疑， 討論， 表決）</li> <li>・ 議案第27号<br/>（委員長報告， 修正案説明， 質疑， 討論， 表決）</li> <li>・ 議案第28号～議案第34号及び議案第36号<br/>（委員長報告， 質疑， 討論， 表決）</li> <li>・ 審査を終了した陳情（委員長報告， 質疑， 討論， 表決）</li> <li>・ 議案第37号上程<br/>（議案説明， 質疑， 委員会付託省略， 討論， 表決）</li> <li>・ 議案第38号及び議案第39号一括上程<br/>（議案説明， 質疑， 委員会付託省略， 表決）</li> </ul> |

# 第 1 回 定 例 会

令和 2 年 2 月 25 日

(第 1 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和2年2月25日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第4号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第4 議案第5号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第6号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第7号 令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第8号 令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第9号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第10号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第11号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第12号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第12 議案第13号 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市固定資産評価審査委員会条例及び指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第18号 指宿市政事務嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について
- 日程第18 議案第19号 指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 指宿市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第26 議案第27号 令和2年度指宿市一般会計予算について
- 日程第27 議案第28号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第30号 令和2年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第31号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第32号 令和2年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第33号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第34号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第34 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第35 新たに受理した陳情上程

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
-

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝

7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 千ヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	下 吉 一 宏
水道事業部長	井 手 久 成	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	中 村 孝
総 務 部 参 与	谷 口 澄 子	建 設 部 参 与	荻 定 治
市長公室長	山 下 浩 二	総 務 課 長	鶴 窪 誠 作
商工水産課長	上 田 和 成		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	上 田 薫	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	上玉利 享

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和2年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの31日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの31日間と決定いたしました。

△ 議案第4号～議案第34号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第4号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、から、日程第33、議案第34号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの31議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 令和2年第1回市議会定例会の開会に際し、令和2年度予算並びに諸案件の御審議をお願いするにあたりまして、市政運営についての所信の一端と施策の概要を申し述べたいと思えます。

指宿市長として3期目も3年目を迎えることになりました。元号が令和になって初めての施政方針を述べさせていただきます。3期目のキーワード、実るに向け、引き続き市民の幸せのため、世界に誇れる指宿をつくるため、市議会をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、このたび、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第二期まち・ひと・しご

と創生総合戦略を策定いたしました。この戦略は総合振興計画の重要なアクションプランにも位置付けられております。この戦略に基づき、多彩な事業を展開することにより、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指してまいります。

令和元年度の主な成果でございますが、なのはな館敷地内に建設予定の新市民会館の実施設計に着手いたしました。令和3年度に完成予定となっており、周辺一帯は文化・スポーツ施設の拠点となり、利用者の利便性向上や交流人口の増加などが大いに期待できるところであります。

サッカー・多目的グラウンドは、いよいよ本年12月末に完成となり、来年年明けにはオープンいたします。次世代を担う子供たちの育成、健幸のまちづくりの推進、観光・経済の活性化等による地域振興を目指し、周辺のスポーツ施設などと一体となって、合宿や各種大会の誘致などを推進してまいりたいと思っております。

指宿港海岸整備については、事業に伴う埋立工事を実施するとともに、指宿港海岸等における賑わい創出に向けた構想の策定を進めてまいりました。今後は、この構想を基に緑地の整備や利活用等について検討してまいります。

国内においても、地震や大雨などの自然災害がこれまでを上回る規模で発生しておりますが、市民の皆様の安全と安心を守る施策として、山川庁舎及び開聞庁舎の整備・改修を進めているところであります。

また、市民の皆様の生活基盤を維持するため、地域公共交通基本計画を策定いたしました。今後、この計画に基づき、新たな公共交通システムを導入することとしております。

健幸のまちづくりの取組については、株式会社タニタヘルスリンクと包括的連携協定を締結し、民間の資金とノウハウを活用した広域自治体連携事業をスタートいたしました。健幸ポイントプロジェクトや健幸運動教室などの実施に加え、地域食材を使った健幸食の開発、普及など、運動と食を通じた市民の健康づくりを積極的に推進したいと考えております。

観光の分野につきましては、ITや情報、輸送手段が充実し、国際的な交流が増加するとともに、海外旅行や輸出入などが手軽に行えるようになったことで、人や物、文化など交流の国際化がますます進展していることから、外国人観光客の受入体制の整備を推進してまいりました。海外からの観光客誘致は、県内自治体で構成する広域連携体において、台湾や香港、タイ、シンガポールなどをターゲットとした事業を展開し、海外現地でのプロモーション事業や、インターネットや雑誌、動画を活用した情報発信事業などを実施いたしました。

農業、林業、水産、商業の分野としましては、異業種が連携した、もうかる指宿クラスター事業を核に、6次産業化及び農商工連携の取組を継続する中で、商品力、販売力向上に関する支援を行いました。また、本市主催の首都圏商談会をはじめとした販路拡大の支援や輸出に向けた取組を行うとともに、本市の主要産品であるかつお節やオクラのブランド化、高付加価値化に取り組みました。さらに、ふるさと納税推進事業では、12億円を超えるふるさ

と納税が寄せられ、ふるさと応援基金の充実と本市の特産品のPR及び販路拡大につながっているところであります。

医療・福祉の分野につきましては、産後ケア・妊婦歯科健診・新生児聴覚検査を引き続き実施するとともに、不妊治療費助成事業や地域で産み育てるための産科医を確保するなど、地域医療の充実に努めました。

教育の分野につきましては、安全・安心で良好な学習の場を提供するため、小・中学校の普通教室に空調機器設置や体育館の大規模改修等を実施いたしました。学校の在り方につきましては、山川地域の4小学校を再編して新生山川小学校が令和3年度から開校することになりました。また、市内全小・中学校で学校運営協議会を活用した地域ぐるみによる学校づくりを推進しました。さらに、保護者負担の軽減を図るため、全小・中学生の給食費一部助成を実施いたしました。

市民との協働のまちづくり推進につきましては、市民がお互いに、あるいは市民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係のもと、お互いに補完し、協力し合ってまちづくりに取り組むことという共生協働のまちづくりを推進していくため、市民と行政が協力して課題を解決していく仕組みづくりを促進し、人と人とのつながりづくりや対話の場づくり、各種講座の開催や実践事業など地域に応じた取組を積極的に進めてきました。

このように、令和元年度は、市政全般にわたって成果の上がった年でありました。

さて、令和2年度ですが、我が国の経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとされていますが、新型コロナウイルス感染症の発生や中東情勢の不安定化など、留意すべき点も多くあるところです。また、地方においては、少子高齢化が進むとともに、都市部への人口流出が続き、経済が好転したという実感に乏しいところであります。このような経済状況は、本市のように自主財源を多く持たない自治体の財政状況に少なからず影響を及ぼしており、歳入の根幹をなす市税をはじめ、一般財源の大幅な増加は期待できない見込みであります。一方、年金や医療・介護などの社会保障制度の改革につきましては、補償や窓口負担などの検討が国において進められております。また、団塊の世代が75歳以上になり始める令和4年度以降は、医療費・介護費の大幅な増加が見込まれていますが、その費用負担について、具体的な改革の中身は、いまだ国から示されておられません。そのため、安心して暮らせる将来像が描きにくい状況にあると思われまます。しかしながら、令和2年度は東京オリンピック・パラリンピック及び燃える感動かごしま国体・かごしま大会の開催、5年後に開催される大阪万博を見据えると、とても重要な節目の年であり、さらに一步踏み込んで、市民が将来に希望を持てるよう諸施策に取り組む必要があります。

私は、これまでも増して、真に豊かで安らぎのある暮らしと誇りの持てるまちづくりの

実現を目指し、市政運営の重点事項として、次の4項目に取り組んでまいりたいと考えております。それは、一つ目が安心して働けるまち、二つ目が活気あふれるまち、三つ目が若い世代を応援するまち、四つ目が安全・安心でやすらぎのあるまちであります。私は、これらを基軸に、さらにより多くの成果を上げるための市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

地域の均衡ある発展と一体化の醸成を図るためには、合併に対する支援措置等の効果的な活用と効率的な行財政運営が求められています。健全な財政基盤を堅持しつつ、様々な事業を展開するためには、歳入の確保が大切になってまいりますので、官民連携事業やふるさと納税制度の活用など歳入確保に努めてまいります。現在、とすれば現在益や部分益を優先する傾向があり、近視眼的で持続性に乏しい側面が強調されがちであります。今やるべきことを明確にし、市民と行政が一丸となって地域や指宿市の未来の発展を目指さなくてはなりません。不透明な変化の厳しい時代に生きる子供たちのために、現在益よりも未来益、部分益よりも全体益を大切にしなければなりません。これらを念頭に、本年度におきましても未来への投資をキーワードに取り組んでまいりたいと考えております。

サッカー・多目的グラウンド整備事業につきましては、本年12月末には完成する予定です。この施設は、サッカーの枠を超えた多分野での活用を想定しており、子供の夢を育み、市民に親しまれる施設になるものと確信しております。さらに、新市民会館の建設や市営野球場の改修も行いますので、これらの周辺施設と連携を取りながら、文化・スポーツ合宿や大会誘致等を積極的に進め、交流人口を拡大し、観光・経済の活性化につなげていきたいと考えております。

地熱の恵み活用プロジェクトですが、山川発電所の余剰熱活用による産業振興については、これまで実施したサウンディングなどを参考に、今後の事業展開を検討してまいりたいと思います。

令和5年度の完成に向けて国直轄の指宿港海岸保全施設整備事業が進められており、本年夏には太平次公園から逆瀬川区間の一部について、限定的ではありますが供用が開始されます。引き続き、国直轄事業と連携し、埋立工事など関連事業を推進してまいります。併せて、指宿駅と指宿港海岸をつなぐ中央通りの賑わいを創出するため、歩いて楽しめるまちづくり事業の充実を図ってまいります。

観光誘客活動においては、戦略を踏まえたPR活動、環境整備を充実します。さらに、農業の成長産業化を目指し、観光と農業という本市の二大産業の育成を図ってまいります。

本市の将来を担う子供たちに対する未来への投資として、小学校校舎大規模改修事業や体育館非構造部材耐震工事、学校給食センターの施設改修等を実施いたします。

本市の多くの公共施設について、老朽化が進んでいることから、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、将来にわたる歳出抑制のためにも、公共施設の適正配備や維持管理コ

ストの最適化などの検討に努めてまいります。

市長就任以来、一貫して市役所は市民に役立つ所を施政方針の基本理念としてまいりました。自治の基本であります住民本位の行政を更に推進するため、職員と一丸となり今後も知恵を出し合い、限られた財源を効果的・効率的に活用して、信頼される市役所づくりに努めます。

地域経済の活性化のために、農業・林業・畜産業・水産業・商工業の振興策として、連携を通じて地産地消や都市部への販路拡大を推進するとともに、地域おこし起業人交流プロジェクトを活用した、農産物等の新たな価値創出や人材育成、農家が安心して経営に取り組めるよう収入保険制度の推進、全国和牛能力共進会へ向けた取組強化、自ら加工・流通・販売など新たな分野にチャレンジしようとする農家への支援環境を充実してまいります。また、道の駅いぶすき彩花菜館につきましては、指宿の玄関口としてふさわしい施設とするために、新たな事業手法を取り入れ再整備を進めてまいります。

かつお節産業の振興につきましては、かつお節原料の安定的な確保が難しくなる中、トップセールスなどによる海外まき網船誘致活動を実施し、入港船の増加とかつお節原料の安定的な確保に努めます。

また、地方創生に鑑み、本市の安定した雇用を確保するため、新たな企業創出・誘致に向けた環境整備を行い、積極的な誘致に努めるとともに、中心市街地の活性化につきましては、各種事業を積極的に展開してまいります。

いよいよ本年は、国民体育大会かごしま国体が48年ぶりに、全国障害者スポーツ大会かごしま大会が初めて開催をされます。本市では、バドミントン、成年女子ソフトボールなど、4競技が実施されます。その成功に向け、市民総参加で取り組んでまいります。また、本年は東京オリンピック・パラリンピックも開催されますので、今後、国内外から観光客が増えてまいります。受入体制の強化、インバウンド対策など、観光振興に対する取組について、今回設立された一般社団法人いぶすき観光デザイン等と連携を図りながら、さらなる推進を図ります。また、観光客の滞在時間を延長させ、宿泊客や観光消費額の増加につなげる各種施策を展開してまいります。

医療・福祉の分野であります。産学官金の連携体系を構築し、民間資金を活用した成果連動型手法により、医療費や介護費の抑制を目的とした大規模ヘルスケア事業を広域自治体と連携して行う広域連携S I B事業について、健康経営の視点に立った企業単位での事業参加の推進、民間資金の活用に向けた組織体制の構築を図ってまいります。このほか、不妊治療費の助成及び産後ケア事業等に取り組んでまいります。

市民との協働によるまちづくりの推進につきましては、地域づくりやまちづくりの原動力となる人材の育成や対話の場づくりのほか、市民、各種団体、行政が対等なパートナーシップのもと、自治会等が核となり、市民活動団体など多様な主体が結集した地域セーフティー

ネットの担い手となる新たな地域コミュニティ組織づくりの支援を引き続き推進してまいります。

国立社会保障・人口問題研究所によりますと、本市の人口は令和27年度には約2万5千人まで減少することが予想されております。生産年齢の人口の減少，それに伴う地域経済の縮小，人手不足，進む高齢化，社会保障費の増大，公共施設の老朽化など，私たちを取巻く環境は年を追うごとに厳しさを増してまいります。このような時代だからこそ，市民・行政・民間・団体・大学など，あらゆる機関が連携し課題を克服するとともに，本市の多様な地域資源を積極的に活用し，本市の魅力を向上させ，地域間の競争に打ち勝っていく攻めの地域経営戦略を展開しなければならないと考えております。

事前の一步は事後の百策に勝る。このことを肝に銘じ，やるべき事をやるべき時に，着実に実施したいと思えます。市民の皆様と協働して築き上げてきたこの流れが，途切れることがないように，一丸となって豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向け，全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に，令和2年度の主要施策について御説明申し上げます。

まず，市民福祉についてであります。持続可能な地域社会を形成していくためには，市民全体で自助・共助・公助の補完性の原則に基づく地域活動等の重要性の認識を高めていかなければなりません。そのため，新たな地域コミュニティ組織づくりや地域担い手育成の支援を進めてまいります。また，一人ひとりの多様性の認識や人と人とのつながりの中で，当事者意識，人権・男女共同参画意識を持ちながら，各種施策を推進し，安全・安心で豊かに暮らすことができる社会づくりを目指してまいります。

市民の健康と福祉につきましては，市民相互で支え合う地域福祉を推進し，真に健康で豊かさを実感できる指宿を実現するため，市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち，安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう，生活習慣病や寝たきりを予防し，また，健康寿命の延伸を目的に，豊富な地域食材を活用した健康食や介護食等の開発・普及に努め，健幸のまちづくりを推進してまいります。

高齢者の福祉につきましては，高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか，シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し，高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりを推進するなど，高齢者福祉の充実に努めてまいります。また，第8期高齢者福祉計画を策定し，引き続き，ふれあいデイサービス事業や高齢者元気度アップ・ポイント事業など，介護予防と交流や見守り活動などを通して，地域の見守り力の強化を図る地域支え合い体制づくりに取り組み，地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

介護体制の整備につきましては，地域介護基盤整備事業による認知症対応型共同生活介護グループホームの整備を図ってまいります。また，令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定し，国の基本方針に基づく効果的な介護施策を進めて

まいります。

障害者等の福祉につきましては、障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者等が自らの意志により、地域で自立した生活を送れるよう社会づくりに努めてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校敷地内における放課後児童クラブの整備をはじめ、多様な保育サービスの充実を図るなどの子供を育む環境を整備するとともに、虐待・貧困等によって支援が必要な子供や、その家庭に対する包括的な支援に努めてまいります。

保健、医療につきましては、第二次健康増進計画に基づき、自主的な健康づくりを支える健幸のまちづくりを基本方針に、医師会・歯科医師会や薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、乳幼児健診・予防接種・各種がん検診等を実施し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。

母子保健事業につきましては、未来を担う子供たちを安心して産み育てやすい地域にするため、産科医の確保はもとより、不妊治療費助成・妊婦一般健診・妊婦歯科健診・産後ケア事業・産婦健診・乳幼児健診等を引き続き実施いたします。また、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援ができるよう、より一層の環境づくりに努めてまいります。

国民健康保険特別会計は、県内の統一的な国民健康保険の運営方針である鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、引き続き、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収及び保健事業を行ってまいります。今後も特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上対策の実施及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細かい保健事業に取り組み、医療費適正化に努め、国保財政の健全化を図ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の安定的な運営を図るとともに、ころばん体操等の介護予防事業や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業に積極的に努めてまいります。

地域環境の保全対策につきましては、環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の管理を行い、悪臭・騒音・大気汚染・不法投棄などの公害には迅速に対応し、原因者の把握、指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。

また、鰻池の水質改善対策につきましては、水質浄化実験装置を継続して設置することにより、一層の水質改善を図ってまいります。

本市に生息が確認されているハイイロゴケグモなどの生態系や人体に被害を及ぶ恐れのある外来種のまん延防止，防除対策につきましては，広報紙や市ホームページ等により周知を図るとともに，不快害虫であるヤンバルトサカヤスデにつきましては，発生地域に薬剤散布を行ってまいります。

生活排水対策につきましては，公共用水域の保全のため，公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に設置換えした方々に対し補助金の交付を行い，合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業の給水区域外への飲料水提供につきましては，尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設の維持管理を適切に行い，安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては，一般廃棄物処理基本計画に基づき，さらなるごみ減量化を図るため，一般廃棄物監視員による資源ごみへの誘導強化，環境教育や出前講座の充実，30・10運動をはじめとする食品ロスへの取組の強化など，今後も事業者や市民の皆様と協働し，循環型社会の構築を図ってまいります。

廃棄物処理等の施設につきましては，南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携し，指宿広域クリーンセンターをはじめ，指宿広域管理型最終処分場，指宿広域汚泥リサイクルセンターの適正な運営管理を着実に推進してまいります。

次に，産業振興についてであります。

農業に関しては，TPPやEPA，日米貿易協定等の世界動向や将来における国内外の食料消費状況変化のほか，気候変動や災害対策を見据えた経営の安定化，持続可能な開発目標を捉えた農山漁村の活性化が求められております。

このような中，本市では農業の成長産業化を目指し，新たに体制整備を行ういぶすき農業支援センターを拠点に，本市の有利性，恵まれた自然環境や資源を活用した農業生産体系の確立，安全・安心・健康志向を視野に入れた農畜産物や加工品の生産・流通・販売体制の確立に向けた取組を推進してまいります。また，攻めの農業を展開していくため，新たに組織する農政審議会を中心に，多様な主体と連携しながら，新規就農者・担い手農家の育成強化を図るとともに，将来に向けた農業のグローバル化，6次化，スマート化，農山村部の地域活性化等の施策を推進してまいります。さらに，人・農地プランの実質化を推進する新たな体制整備を行うとともに，農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積，荒廃農地の発生防止・解消等農地利用の最適化に努め，多彩な農畜産物を安定的に供給できる産地づくりや，海外を意識した攻めの農業を推進してまいります。

耕種関係につきましては，国・県補助事業等を活用したハウス等の施設や機械など，農業生産環境の整備，持続的な地域農業の発展に必要なIPM技術やスマート農業の推進，農家の所得向上に向けた新たな農業技術普及と農家指導の充実を図ってまいります。また，災害や農産物価格低迷など，農業経営のあらゆるリスクに備える収入保険制度の加入をさらに進

めてまいります。

畜産につきましては、家畜伝染病防疫対策の一環として、国内外で発生しているアフリカ豚コレラASFや豚コレラCSF等の侵入防止対策や畜産クラスター事業を活用した経営の安定・規模拡大、各種共進会への出品対策支援や奨励等のほか、自給粗飼料の確保対策、環境保全対策を推進してまいります。

耕地事業につきましては、農業生産性・経営向上を図るため、農地や農道の保全に努めるとともに、畑かん施設の更新事業や農村地域防災減災事業など、今後も県と連携を図りながら、農業生産基盤の整備に努めてまいります。また、地域住民協働で行う農業・農村の有する多面的機能を支える活動や、農地・水路・農道等の質的向上と施設の長寿命化のための活動の支援を拡充してまいります。

林業につきましては、県産材を利用した地材地建を推進し、県や森林組合との連携、森林環境譲与税の活用による、所有者不明森林の解消、林地台帳整備、間伐や主伐、再造林などの推進、効率化を図りながら、森林整備に取り組んでまいります。また、松くい虫被害対策につきましては、薬剤の空中散布や樹幹注入、伐倒駆除、抵抗性クロマツの植林など、総合的に事業を実施し、景勝松などの保全、再生を図ってまいります。このほか、治山事業等の実施による保安林機能の強化や自然災害防止、イノシシやヒヨドリなどの有害鳥獣の捕獲・駆除による農産物被害の防止や軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、本市の基幹産業であります、かつお節加工業の原料確保のため、トップセールスによる海外まき網船の誘致活動を実施するとともに、海外まき網船に対する水揚げ奨励金や乗組員に対して地元商品券を支給し、山川漁港への入港の促進に努めてまいります。

山川漁港、川尻漁港及び今和泉漁港の整備につきましては、県の漁港整備長期計画に基づき推進しておりますが、特に山川漁港につきましては、大型化する海外まき網船の安全・安心な入港を図るため、航路や岸壁工事等の早期整備に努めてまいります。

商工業につきましては、喫緊の課題である人手不足の解消に向け、地元企業の雇用創出に向けて、高校生地元就職促進事業や外国人技能学習生受入に係る支援を、関係機関や団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。また、指宿駅前を中心とする商店街活性化につきましては、一つ一つの商店の魅力を高めることで全体に観光客や地元客が訪れるような取組をしてまいります。

地域公共交通につきましては、山川・根占航路の継続的かつ安定的な運航のための施策を進めます。また、地域公共交通基本計画に基づき、イッシーバスの再編や乗合タクシーを新たに導入し、実証運行を進めてまいります。

特産品の振興につきましては、関東指宿会と連携し、東京で本市主催の薫るいぶすき商談会を実施いたします。また、東京・大阪等、首都圏を中心にして指宿鯉節やオクラ等のトッ

プセールスを実施するとともに、包括連携協定を結んだビレッジヴァンガードプレス社と連携した指宿フェアや輸出促進などに取り組んでまいります。また、彩花菜館や活お海道の道の駅につきましては、新鮮な農産物や魚介類、かつお節の加工品等の宣伝・販売を強化してまいります。

ふるさと納税につきましては、返礼品を通して市の魅力を全国的にPRしてまいります。

観光につきましては、個人旅行化やモノからコトへの嗜好性の変化といった、旅行ニーズの多様化に対応する魅力ある観光地づくりを引き続き進めてまいります。インバウンド対策につきましては、海外現地で開催される旅行展示会への出展、インターネットを活用した情報発信事業を引き続き進めてまいります。また、旅行代理店等へのセールス活動や、バス借上等による費用助成を継続的に実施するとともに、コト消費に代表されるインバウンドのニーズを的確にとらえた着地型旅行商品の造成に取り組み、誘客と宿泊者数の増加に努めてまいります。さらに、令和2年度においては、新たに設立された一般社団法人いぶすき観光デザインを核として、官民一体となった魅力ある観光地づくりを模索しながら、誘客・滞在期間の延長を図るとともに、観光消費額の増加につなげながら、稼げるまちの構築を目指してまいります。

唐船峡そうめん流し事業につきましては、多くの観光客が訪れており、今後、さらに増加することが見込まれ、これに対応すべき施設の改修やサービスの向上に努めながら、これからも、地域の財産として、市内はもとより、国内外の利用客の方々の期待に応えられる施設を目指します。

温泉施設の砂むし会館砂楽、ヘルシーランド及び山川砂むし保養施設につきましては、施設の維持管理に努め、より一層のサービス向上を図ってまいります。また、温泉配給事業につきましては、令和2年4月から公営企業会計へ移行いたしますので、より一層の経営の健全化及び事務の効率化が図られる中で、温泉供給事業の施設の維持管理・運営に取り組んでまいります。

かいもん山麓ふれあい公園及びレジャーセンターにつきましては、適切な修繕・維持管理に努めるとともに、今後の管理運営について検討してまいります。

第75回国民体育大会、第20回全国障害者スポーツ大会、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」がいよいよ本年度に開催をされます。本市の多彩な魅力を全国に発信する好機であることから、県や関係団体と連携を図りながら、市民総参加のもと開催準備を進め、心と記憶に残るよう、両大会の成功に努めてまいります。

また、スポーツコンベンションの推進につきましては、官民一体型のスポーツコミッションにおいて、スポーツ大会やキャンプ・合宿などのスポーツを通じた市外からの誘客を目指すとともに、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、土木行政についてであります。

本市の公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、市民の社会資本整備のニーズに的確に応えるため、機動的かつ弾力的に進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、幹線道路、生活道路を整備し、市民の利便性向上を図るとともに、安全で円滑な道路交通の確保、公共下水道施設の整備や公営住宅の整備・改善、河川、海岸等の整備を行い、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

幹線道路の整備につきましては、広域農道南薩東部地区、国交省部分の鎮守山線道路改修舗装工事を引き続き実施してまいります。国道226号につきましては、鹿児島市及び南薩4市からなる国道226号整備促進期成会、鹿児島県議会国道226号整備促進議員連盟、民間組織である国道226号整備促進協議会と連携しながら、国等への早期整備促進を要望をしております。この関連事業として、北十町地区及び大園原地区の歩道整備と交差点改良を推進をしております。

県の事業であります指宿鹿児島インター線、池田工区道路改良事業の整備促進により、市内の道路のアクセス向上に努めてまいります。

生活道路の整備につきましては、北町通り線、堀切園石嶺線、山川児ケ水線、川尻京之塚線等の改良舗装工事を実施してまいります。また、老朽化したインフラ対策として、橋梁補修工事、舗装修繕工事を実施するとともに、道路災害防除事業につきましては、岩本宮ケ浜吹越線の法面对策工事を実施し、交通の安全性向上を図ってまいります。

指宿港海岸の整備につきましては、直轄海岸保全施設整備事業の工事が進められているところであり、本年夏の太平次公園から逆瀬川までの約200m区間の暫定供用開始に向け取り組んでまいります。引き続き、防災機能の早期強化はもとより、魅力ある海辺空間としての海岸整備を目指し、関係機関と連携しながら事業の推進に努めてまいります。

海岸・港湾事業につきましては、高波・高潮対策を図るため、県の事業であります東方海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業及び長崎鼻海岸の海岸環境整備事業により、海岸・港湾の整備を図ってまいります。

土地区画整理事業につきましては、湊地区及び十町地区において、住みやすい魅力あふれるまちづくりのため、関係権利者の御協力と御理解をいただきながら、事業を推進をしております。また、街路事業につきましては、国道226号歩道整備事業の進捗に合わせ、庁舎潟山線の踏切拡幅工事、用地買収及び道路築造を実施してまいります。

公営住宅事業につきましては、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう、適切に管理してまいります。また、住宅建設事業につきましては、松原田2号団地の浄化槽設置工事に伴う設計業務委託の実施や敷領団地建替事業の第一期新築工事に着手し、市営住宅の安全性確保と利便性の向上による環境改善を図ってまいります。今後も市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、建築物の耐震化促進事業に該当する大規模

建築物や木造住宅の耐震改修等に補助を行い、建築物の耐震化を促進してまいります。

地籍調査事業につきましては、早期完成に向けて一層の推進を図ってまいります。また、道路等における未登記物件の早期解消を図り、公共用地の適正な管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道管の新設や更新を行うほか、池田水源池の発電機、小雁渡浄水場及び岡元平浄水場の整備を行い、水質管理を徹底し、水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業の污水整備につきましては、十町土地区画整理事業の進捗に合わせた整備を進めてまいります。また、雨水整備につきましては、旧潟口雨水ポンプ場取壊工事及び吐口設置工事を実施するとともに、十町土地区画整理事業区域内で雨水幹線築造工事を実施してまいります。

浄水苑、潟山汚水中継ポンプ場の改築更新事業につきましては、下水道長寿命化計画に基づいて実施してまいります。また、下水道施設の維持管理に万全を期すとともに、公共下水道への排水設備普及促進に努め、文化的で快適な居住環境を形成してまいります。

次に、教育行政についてであります。

本市では、教育大綱と教育振興基本計画後期計画に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

小・中学校における教育環境の整備につきましては、児童・生徒が安全で安心して学校で過ごすことができるよう、体育館の非構造部材の耐震化や駐車場等の整備を進めるとともに、山川地域の4小学校が再編して誕生する新生山川小学校のICT機器の充実と、各小・中学校へのデジタル教科書の導入を進めてまいります。

学校規模の適正化につきましては、新生山川小学校の開校に向けた校舎改修工事等を行います。併せて、望ましい学校づくり基本方針についての協議を継続して進めるとともに、教科担任制の教員確保や、様々な部活動の選択が可能となるよう、市全域における中学校の望ましい学校づくりに向けた取組も推進してまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施される新学習指導要領への円滑な移行を踏まえながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進に努めてまいります。小中一貫教育では、児童・生徒の交流活動や教員の乗入授業、指宿まるごと博物館構想に基づいた指宿を学ぶ、いぶ好きふるさと学を核としたふるさと教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の継続した系統的・体系的な学びの中で、子供たちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めてまいり

ます。また、スクールソーシャルワーカーの活用時間を増やすことで、学校と関係機関との情報をより一層共有し、様々な課題の解決を図ってまいります。志や夢を持つ子供を育成するため、トップアスリートを招聘したところのプロジェクト夢の教室事業を引き続き推進してまいります。

児童・生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室を通して、発達段階に即した危険予知力や危険回避能力の育成に努めるとともに、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、老朽化した施設等の大規模な改修を進めてまいります。また、食物アレルギーを有する児童・生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。学校給食費につきましては、市の補助を拡大し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

指宿商業高等学校につきましては、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど、特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。また、魅力ある学校づくりを進め、入学志願者を増やすとともに、国体の強化校等の指定を受け、通学が困難な地区から入学した生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動、いぶすき茶いっぺプロジェクトを継続し、おもてなしの心を発信をいたします。さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路を実現できるよう、引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の推進のために、4月1日からふれあいプラザなのはな館に移転する中央公民館、校区公民館における講座等の充実を図ってまいります。また、各社会教育関係団体の活動充実のために、人材育成に努めてまいります。

青少年教育につきましては、地域の教育力を発揮するために、青少年体験活動への助成を行うとともに、青少年育成推進員の活動の場づくりや研修の充実を図り、心豊かで、たくましい青少年の育成に努めてまいります。さらに、地域と学校が相互に連携・協働して行う学校応援団や放課後子供教室など、地域学校協働活動事業を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育学級の充実とふれあいプラザなのはな館を活用した子育て支援の充実を努めてまいります。

読書活動の推進につきましては、市立図書館を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図っていくために、ブックスタート等の事業をさらに充実

させるとともに、第3次子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子供の育成に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、シルバー美術展の開催や文化祭等への支援を通して、文化芸術活動を振興するとともに、市民の文化芸術活動の拠点となる新市民会館の建設を進めてまいります。また、地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承のために、発表の機会を設けるとともに、地域が一丸となった活動とすることで、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、国指定史跡の今和泉島津家墓所や指宿橋牟礼川遺跡、地域に所在する指定文化財等の保存と活用について市民とともに取組、郷土愛の醸成に努めてまいります。また、時遊館COCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として指宿まるごと博物館構想に基づいた企画展、海の神と書いてかいじんと読みますが、海神開聞岳展の開催や、各種の講座と体験活動の開催等からなる市民のための、いぶ好きふるさと学を推進してまいります。

社会体育につきましても、市民がいつでも、どこでも、誰でも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備・充実に努めてまいります。また、スポーツ団体や指導者、スポーツクラブの育成に努め、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流を促進するとともに、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上を図ってまいります。

施設整備につきましては、市営野球場の改修や、かごしま国体成年女子ソフトボール会場であります開聞総合グラウンドの照明施設の改修を進めてまいります。

競技力の向上につきましては、スポーツ・文化振興基金を活用し、国体やオリンピック・パラリンピックへの出場を夢見る子供たちを後押ししてまいります。また、燃ゆる感動かごしま国体かごしま大会の本市で開催されるバドミントン競技やソフトボールの競技につきましては、継続して体験教室を開催するなど、普及・啓発を図ってまいります。

次に、令和2年度の当初予算の大綱について申し述べます。

本市の財政状況は、効果的かつ効率的な行財政運営を目指して行財政改革に取り組むとともに、財政調整に活用可能な基金の確保や健全化判断比率の基準値内での維持など、財政の健全化に努めているところであります。しかしながら、今後の財政を見通すと、少子高齢化による生産年齢人口の減少等に伴い、市税収入の伸びは期待できない状況にある一方、社会保障制度の改革等による扶助費や、老朽化に伴う公共施設の維持補修など、費用の増加が見込まれていることから、地方の財政負担がますます増えていくことを危惧しているところでもあります。

このような財政状況を踏まえ、予算編成に当たりましては、未来益、全体益を優先した未来への投資、豊かな指宿の年表を描きながら、第二次総合振興計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、豊かな資源が織りなす食と健幸のまちの実現に向けて、各事業における緊急度、優先度、市民ニーズ等を勘案するとともに、他の事業とのバランスを考

慮しながら、総合的に事業の峻別や調整、スクラップ・アンド・ビルドや事業の見直しなどの重点化を図ったところであります。

歳出面では、歳入に見合った歳出構造への転換を図るため、物件費などの内部管理経費を削減する一方で、市民の健康度を向上させ、医療費及び介護費の抑制を目指す、広域連携SIB事業の拡充や、子育てのしやすい環境のために子育て世代包括支援センター設置事業、放課後児童クラブ施設整備事業など、また、産業振興のために、棚田地域の景観修復などの保全や環境整備を行う棚田地域振興事業を、観光消費額の増加を図り、地域経済を拡大させるための一般社団法人いぶすき観光デザインへの運営負担金や海外情勢や新型コロナウイルス感染症の影響回復のための宿泊減緊急対策を、そして、公共交通体系の充実のため、公共交通基本計画に基づき市内循環バスの再編や乗合タクシーを運行する交通運輸事業など、事業の拡充を図ったところであります。

歳入面においても、ふるさと納税推進事業のさらなる拡大を図ることで、ふるさと納税寄附金の増収を見込み、合併まちづくり基金、ふるさと振興基金、公共施設整備基金等を効果的に活用する予算編成としたところであります。

令和2年度の当初予算は、一般会計279億6,800万円、国民健康保険特別会計68億4,811万4千円、後期高齢者医療特別会計7億3,225万4千円、介護保険特別会計54億6,198万4千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億5,996万9千円、水道事業会計収益的収入7億7,393万9千円、収益的支出6億9,325万円、資本的収入7億5,462万円、資本的支出10億1,068万1千円、公共下水道事業会計収益的収入8億1,019万4千円、収益的支出7億5,993万6千円、資本的収入6億9,541万4千円、資本的支出10億1,534万7千円、温泉供給事業会計収益的収入3,518万3千円、収益的支出3,710万4千円、資本的収入0円、資本的支出623万2千円を計上いたしました。

以下、一般会計及び特別会計等における主要な施策と歳入歳出予算の概要等につきましては、お示しのとおりでありますので、よろしくお目通しをお願いをいたします。

結びに、以上、向こう1年間の市政運営について、基本的な姿勢と予算等について申し述べてまいりました。国内外では、地球温暖化による異常気象、環境問題、高まるエネルギー問題など、多くの課題を抱えております。また、今世紀は人権の世紀と言われ、お互いが思いやる令和の時代にしなければなりません。10年後、20年後の指宿の将来像を描きながら、職員が一丸となって努力を重ねていくことが大切だと思っております。市政の今後の市政運営に当たりましては、市民の皆様とともに作り上げた第二次総合振興計画、都市計画マスタープラン、そして第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略のお示しの計画と戦略に基づいて、様々な事業を展開し、未来志向型の行政を確立していかなければならないと考えております。

最後に、市議会の皆様をはじめ、市民の皆様の市政への積極的な御参加と、市政に対する

より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

なお、今回、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件9件、過疎地域自立促進計画の一部変更に関する案件1件、条例に関する案件13件、当初予算に関する案件8件、人事に関する案件1件の計32件であります。

議案第4号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、から、議案第34号令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの31議案につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第4号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14億1,153万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を257億4,012万2千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、10ページの、第2表繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの、第3表債務負担行為補正でお示しのとおり、事業費の確定に伴い、期間及び限度額を変更するものであります。

第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの、第4表地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と各起債事業費の確定等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、令和元年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の不足額または不用額の整理等であります。

なお、補正の今回の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業、求職等に係る予算の整理に伴う人件費の減であります。

なお、各目の人件費につきましては、55ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げまして、以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計・各特別会計・水道事業会計・公共下水道事業会計の補正予算につきまし

ては、別冊、令和元年度指宿市各会計3月補正予算の概要をお手元に配布させていただいておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第12号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

10ページを御覧ください。

過疎地域自立促進計画につきましては、毎年度見直しを行い、計画を変更しておりますが、国が示す計画全体に及ぼす影響が大きいものに該当する事業名、施設名を追加する場合は、県と協議を行い、議会の議決を経て国へ変更後の計画を提出することになっております。今回、過疎地域自立促進計画に事業を追加したいことから、同計画を変更しようとするものであります。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第13号、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和2年1月24日に設立された指宿市版DMO、一般社団法人いぶすき観光デザインの役職員として専ら従事させるため、市職員を派遣できるよう、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、12ページを御覧ください。

第2条第1項の改正において、職員を派遣することができる公益的法人に、一般社団法人いぶすき観光デザインを追加しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の13ページを御覧ください。

議案第14号、指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について、であります。

本案は、公文書の開示に係る手数料及び費用の負担について、県内自治体との均衡及びサービスの向上を図るため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、14ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市情報公開条例の一部改正であります。改正の主な内容は、公文書の開示に係る手数料について、現行の300円を無料に改正し、また、公文書の写しの交付を受ける場合の費用の負担額については、規則に委任しようとするものであります。

次に、第2条は、指宿市個人情報保護条例の一部改正であります。改正の主な内容は、保

有個人情報の写しの交付を受ける場合の費用の負担額については、規則に委任しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、第1条の規定による改正後の指宿市情報公開条例第16条及び第2条の規定による改正後の指宿市個人情報保護条例第24条の規定は、この条例の施行の日以降に受理した開示請求に係る手数料又は費用について適用し、同日前に受理した開示請求に係る手数料又は費用については、なお従前の例によることとする適用区分を設けております。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第15号、指宿市固定資産評価審査委員会条例及び指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正が行われたことから、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、16ページを御覧ください。

第1条の、指宿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正及び第2条の指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部改正の主な内容は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたこと等から、この条例で引用している法律の名称の改正及び条ずれによる引用条項の改正を行うものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第16号、指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の一部改正が行われたこと、及び字句の整理を行うため、これら条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、18ページを御覧ください。

まず、第1条は、指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

改正の主な内容は、一般の職員となり又は競争試験等を受けることができる者の欠格条項として、成年被後見人又は被補佐人を規定している地方公務員法第16条第1号が削除されたことから、条ずれによる引用条項の改正を行うものであります。

次の、第2条は、指宿市職員等公務災害見舞金支給条例の一部改正であります。

改正の主な内容は、第2条第2項中の公益法人等を公益的法人等に改正し、字句の整理を行うものであります。

また、地方公務員法第16条第1号が削除されたことから、第12条第2号中（地公法第16条第1号に該当する場合を除く）を削除するものであります。

次の、第3条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。

改正の主な内容は、一般の職員となり、又は競争試験等を受けることができる者の欠格条項を定めている地方公務員法第16条第1号が削除されたことから、当該条項に該当して同法第28条第4項の規定により失職する旨の規定を削除するものであります。

次の、第4条は、指宿市職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。

改正の主な内容は、地方公務員法第16条第1号が削除されたことから、第3条第3項中の引用条項の改正を行うものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第17号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布等に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、21ページを御覧ください。

この条例の別表において定めている非常勤の特別職の報酬及び費用弁償について、非常勤の特別職の範囲が、専門的な知識経験等に基づき、助言・調査等を行うものに厳格化されたことから、非常勤の特別職の整理を行うため、これまで規則等で定めていた各種委員等について、非常勤の特別職に該当するものについては、条例において定めることとし、また、新たに設置された景観審議会委員等を非常勤の特別職に追加するため、別表の改正を行うものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の25ページを御覧ください。

議案第18号、指宿市政事務嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方公務員法の一部改正が行われたことにより、指宿市政事務嘱託員が非常勤の特別職に該当しなくなることから、この条例を廃止しようとするものであります。

廃止の理由について御説明申し上げますので、26ページを御覧ください。

廃止の理由につきましては、地方公務員法の一部改正により非常勤の特別職の範囲が、専

門的な知識経験等に基づき助言，調査等を行うものに厳格化され，指宿市政事務嘱託員が非常勤の特別職に該当しなくなることから，この条例を廃止するものであります。

なお，附則において，この条例は，令和2年4月1日から施行することとし，この条例の規定に関わらず，この条例の施行の日の前日まで指宿市の市政事務嘱託員であった者に，この条例による廃止前の指宿市政事務嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給される報酬又は費用弁償については，なお従前の例によることとする経過措置を設けております。

次は，提出議案の45ページを御覧ください。

議案第26号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，であります。

補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,234万2千円を追加し，歳入歳出予算の総額を264億8,246万4千円にしようとするものであります。

第2条で，繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては，7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの各事業について，繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で，地方債の補正をするものであります。内容につきましては，7ページの第3表地方債補正でお示しのとおり，事業債の追加と限度額を変更するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので，15ページを御覧ください。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節12役員費から節27公課費までの合計7億4,234万2千円の補正につきましては，学校施設環境改善交付金の内示に伴い，池田小学校体育館非構造部材耐震化事業と，新生山川小学校となる大成小学校校舎改修及びバスターミナル造成事業に伴う費用を計上するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，14ページを御覧ください。

款14国庫支出金1億3,538万2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款18繰入金1億2,946万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債4億7,750万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る市債であります。

次は，提出議案の46ページを御覧ください。

議案第27号，令和2年度指宿市一般会計予算について，から，議案第34号，令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について，までの8議案につきましては，別冊の令和2年度施政方針と予算の大綱の中で，一般会計及び各特別会計の歳入歳出の概要をお示しし，また，別冊の

令和2年度第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（鶴本八郎） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の29ページを御覧ください。

議案第20号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、30ページを御覧ください。

まず、条例第2条第2項第2号中、印鑑登録を受けることができない者として成年被後見人が定められておりましたが、これを意思能力を有しない者（前項に掲げるものを除く）に改めるものであります。

次に、住民基本台帳法第6条第3項の規定により、磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録と定義されていることから、記載と規定されているものを記録に改めるものであります。

なお、附則において、この条例の施行期日を公布の日としております。

次は、提出議案の31ページを御覧ください。

議案第21号、指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

本案は、令和元年11月28日に認可されました指宿市公共下水道事業の事業計画変更により、新たに認可区域となる雨水公共下水道予定排水区域につきましては、現時点での施設整備計画がないことから、指宿市都市計画税の課税区域から除くための改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、32ページを御覧ください。

第2条第1項第2号の、公共下水道事業計画の認可区域のうち、予定排水区域（雨水公共下水道）につきましては、課税区域から除くとする項目を、新たに追加しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（西浩孝） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について御説明

申し上げます。

提出議案の33ページを御覧ください。

議案第22号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の一部改正が行われたこと及び家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、34ページを御覧ください。

児童福祉法の一部改正に伴う号ずれによる引用条項の改正、及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に合わせ、家庭的保育事業所等における連携施設の確保が困難であると認める場合に、その確保を不要とするなどの規定の追加、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、適当と認められるものについて連携施設の確保を不要とする規定の追加、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する事業による支援等を行うことができると認められる場合の経過措置の期間を5年から10年に延長しようとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の36ページを御覧ください。

議案第23号、指宿市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、37ページを御覧ください。

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が設けられたことから、条例の規定中、支給認定を教育保育給付認定に、支給認定保護者を教育保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育保育給付認定子どもに改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の40ページを御覧ください。

議案第24号、指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の公布及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、41ページを御覧ください。

災害援護資金の貸付を受けたものが、災害等やむを得ない理由により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったことを認められるときは、償還金の支払いを猶予することができること、災害援護資金の貸付を受けたものが死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること、支払猶予等の可否を判断するために必要な報告等を、貸付を受けた者等から求めることができることとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（山崎一磨） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の42ページを御覧ください。

議案第25号、指宿市営住宅管理条例等の一部改正について、であります。

本案は、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、民法における債権関係の規定の見直しが行われること等から、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、43ページを御覧ください。

今回、改正しようとする条例は、指宿市営住宅管理条例、指宿市特定公共賃貸住宅管理条例及び指宿市営賃貸住宅管理条例であります。これらの条例で共通する改正の内容としまして、まず、連帯保証人について、これまで個人だけに限られていたものを、市長が適当と認める法人でも可能となるように改めるものであります。

次に、市営住宅等の家賃についてでございますが、これまで地方自治法に基づく公債権として取扱いをしておりますが、最高裁の判例等により、一般法である民法及び借家法が適用される私債権とする見解が多く、近年は私債権としている自治体が多いことから、本市におきましても、私債権として取り扱うこととするため、これらの条例に督促状及び督促手数料に関する規定と、債権の放棄に関する規定を追加するものであります。

次に、指宿市営住宅管理条例のみの改正であります。住宅の明渡請求に係る利息の割合について、民法における法定利率が3年毎に見直しが見られることになりましたことから、法定利率と文言を改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道事業部長（井手久成） それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の27ページを御覧ください。

議案第19号、指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る処置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、28ページを御覧ください。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち、成年被後見人又は被補佐人が削られたことから、条例第13条第2項第2号中（同法第16条第1号に該当する場合を除く）を削ろうとするものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） ただいま議題となっております議案第4号から議案第34号までの31議案に対する質疑等は、2月28日に行います。

△ 議案第35号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第34、議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。提出議案の54ページを御覧ください。

議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、開聞地域の現委員であります坂元明子氏は、本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き、同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、平成26年7月から開聞地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第35号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（木原繁昭） これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって，議案第35号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第35号を採決いたします。

本案は，同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって，議案第35号は，同意することに決定いたしました。

△ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次は，日程第35，新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情5件については，お手元に配布の陳情文書表のとおり，それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 前之園 正 和

議 員 松 下 喜久雄

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 2 月 28 日

(第 2 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和2年2月28日 午前10時06分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号の再議の件
- 日程第3 議案第4号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第4 議案第5号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第6号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第7号 令和元年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第8号 令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第9号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第10号 令和元年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第11号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第12号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第12 議案第13号 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 指宿市固定資産評価審査委員会条例及び指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第18号 指宿市政事務嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について
- 日程第18 議案第19号 指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 指宿市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第22号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第24号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第25号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第26号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第26 議案第27号 令和2年度指宿市一般会計予算について
- 日程第27 議案第28号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第30号 令和2年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第31号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第32号 令和2年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第33号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第33 議案第34号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員 | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員 | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員 | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員 | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員 | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長     | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長    | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長   | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山川支所長     | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与 | 中 村 孝   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与 | 荻 定 治   |
| 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作 | 財 政 課 長   | 坂 元 一 博 |
| 建設監理課長    | 東 恵 一   |           |         |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 上 田 薫   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 上玉利 享   |

## △ 開 議

午前10時06分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

## △ 議案第35号の再議の件上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第35号の再議の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、坂元茂教議員の除斥を求めます。

[坂元茂教議員退席]

○議長（木原繁昭） 本件は、令和2年2月25日の会議において議決した、議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦についての件について、市長から、地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付す旨の文書が提出されたものであります。

再議に付する理由の説明を求めます。

## △ 再議に付する理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、再議請求の理由について、御説明申し上げます。

令和2年2月25日の本会議において同意されました、議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本案は、議員の配偶者の一身上に関する事件でありましたが、地方自治法第117条の規定による議員の除斥がなく、議事が行われたことから、地方自治法第176条第4項の規定に基づき再議を求めるものであります。

次に、議案について御説明を申し上げます。

提出議案の54ページをお開きください。

議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、開聞地域の現委員であります坂元明子氏は、本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、平成26年7月から開聞地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところでもあります。

なにとぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**△ 議案第35号の再議の件（質疑，委員会付託省略，表決）**

**○議長（木原繁昭）** これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第35号の再議の件は，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第35号の再議の件は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第35号の再議の件を採決いたします。

この採決は，起立により行います。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（木原繁昭）** 起立多数であります。

よって，議案第35号は，原案のとおり可決されました。

坂元茂教議員の除斥を解除いたします。

〔坂元茂教議員着席〕

**△ 議案第4号～議案第11号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

**○議長（木原繁昭）** 次は，日程第3，議案第4号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について，から，日程第10，議案第11号，令和元年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について，までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第4号から議案第11号までの8議案は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。



これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号から議案第11号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第12号～議案第34号(質疑, 委員会付託)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第11, 議案第12号, 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、から、日程第33, 議案第34号, 令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの23議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第12号から議案第26号及び議案第28号から議案第34号までの22議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第27号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長(木原繁昭) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 高 橋 三 樹

議 員 高 田 千ヨ子

# 第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 17 日

(第 3 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和2年3月17日 午前10時00分 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 川 路 潔   | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|                |      |          |        |
|----------------|------|----------|--------|
| 建設部長           | 山崎一磨 | 教育部長     | 下吉一宏   |
| 水道事業部長         | 井手久成 | 山川支所長    | 前藺佳生   |
| 開聞支所長          | 今村将吾 | 総務部参与    | 中村孝    |
| 総務部参与          | 谷口澄子 | 建設部参与    | 荻定治    |
| 市長公室長          | 山下浩二 | 総務課長     | 鶴窪誠作   |
| 危機管理課長         | 山下秀一 | 環境政策課長   | 前田安隆   |
| 地域福祉課長         | 出島雅彦 | 健康増進課長   | 湯之上美奈子 |
| 商工水産課長         | 上田和成 | 観光課長     | 山元成之   |
| 臨・スポーツ・文化・生涯課長 | 大迫格史 | 土木課長     | 下馬場健一  |
| 建築課長           | 山田昭浩 | 教育総務課長   | 鮎川富雄   |
| 学校整備室長         | 中島裕一 | 学校教育課長   | 常深章    |
| 社会教育課長         | 野元伸浩 | スポーツ振興課長 | 内村喜代志  |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 上田薫  | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉 | 議事係主査   | 上玉利享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、下川床泉議員及び新川床金春議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） おはようございます。4番、新宮領實です。本日は、四つの項目にわたり随時質問をさせていただきます。初めに、新型コロナウイルスに罹患され、大変な境遇におられる方々や、お亡くなりになられた方々にお見舞いとお悔やみを申し上げ、医療現場で日夜、治療と救護に奮闘されている方々へその御苦勞に謝意と敬意を表します。この新型コロナウイルスは、いまだ終息が見えず世界規模で広がりを見せる中、先行きの経済の不透明感を反映して株価も大暴落の一途であります。全く底が見えません。また、人の移動が制約される中、与える影響は多岐にわたり計りしれません。近代社会にあって経験したことのない未曾有の大惨事と申し上げても決して過言ではありません。

当市においては、幸いにもウイルス患者が発生していないとはいえ、今や感染症対策についての質問は避けて通れない状況にあります。特に指宿市は、インバウンド客も国内の旅行者も数多く訪れ、そのリスクは計り知れません。そのことを踏まえ、1番目に、感染症対策について、観光のまち指宿市として対策と取組をどう考えているか。まずは市長にお尋ねをします。

2番目に、市営野球場について。3番目に、防災について。4番目に、道路インフラについて。それぞれ関連質問を交えてお尋ねをしております。いつもながら二元代表制を強く意識する者として、執行部はもとより、市長には真摯に御答弁をお願いします。本日17日よりお彼岸の入りです。23日までです。お彼岸にお墓参りという文化は、日本だけの風習だそうです。私事ではありますが、今日は父の命日です。早朝、菩提寺に兄弟が集まり既にお参りを済ませてまいりました。久しぶりに亡き両親に思いを馳せたところです。市民のためにしっかりと働けと叱咤されていると思いますと、俄然本日の質問にも力が入りそうです。是非皆さんも期間中、ご先祖を偲びお墓参りをし、真西へ沈む夕日に手を合わせてみてはいかがでしょうか。

しょう。残余の質問は質問席にて行います。よろしくお願いします。

**○市長（豊留悦男）** 大きく四つの項目について質問をいたしました。私の中から政策的な回答をさせていただきます。感染症対策についてであります。ご案内のように、今回のコロナウイルス、指宿市においても大きな影響を受けております。観光客しかり、農業関係もそうであります。飲食店も大きな影響があると伺っているところであります。市では、令和2年1月28日に厚生労働省が行いました、日本人初の人から人への感染が確認されたとの緊急会見を受けて、翌1月29日にそれぞれの施設に対して、施設入口への消毒液設置や、利用客への注意喚起の看板設置を依頼するとともに、従業員に対しても手洗いうがい等の消毒等を徹底するよう、新型コロナウイルス感染症の対策に万全を期すように指導したところであります。その後も随時、感染症対策の情報提供を行うとともに、施設等を訪問し状況確認を行うなど、施設との連携強化を図っているところであります。

また、特に、砂楽の指定管理者でありますいぶすき温泉まちづくり公社が、令和2年2月13日に新型コロナウイルスへの衛生管理対応を指宿保健所に相談をし、砂楽で行っている清掃、消毒、案内方法等で今のところ問題はないとの回答、指導をいただいたことから、他の施設へもその内容を周知して、同様の対応を取っているか確認し、この対策を行っているところであります。

次に、感染症対策の設置、それにつきましては、ホームページ上でその内容の一部は広報しておりますので、是非御覧いただきたいと思えます。

市営野球場の件でございます。この市営野球場の改修については、議員が前回の一般質問で行っていただき、やはり、指宿市は、キャンプ合宿、特に野球の合宿等については力を入れるべきだというような趣旨の質問をいただきました。本市では、本年度中に、体育協会や観光協会などをはじめとする関係団体の協力を得ながら、本市の特色、特性を生かしたスポーツ・コミッション組織を立ち上げることにしております。このスポーツ・コミッションでは、スポーツ大会・合宿等の誘致活動や運営支援、情報発信やPR活動、利用者ニーズに対応するワンストップ窓口体制の構築などの業務を担っていくことにしております。

現在も社会人野球、幾つか今回もキャンプをしていただいております。そのキャンプにおいていただいた方々、監督、コーチの方々にもいろいろな意見を伺っているところであります。このリニューアルする市営球場につきましては、新設するスコアボードの電光掲示板や本部棟などを生かし、県高校野球連盟や軟式野球連盟などへの大会誘致や、かごしま国体を契機としたソフトボールの合宿誘致などに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

人口減少の進んでいるこの時期に、これまでキャンプにおいていただいたチームや旅行代理店などに対しましても、今後の整備状況を説明しながら、多くの方々にキャンプにおいて

いただくように、また大会を誘致していただけるように取り組んでまいりたいと思っ  
ているところでもあります。

次に、防災についてでございます。この防災対策、市民の安心・安全を守るためにも本市  
としては、政策の中心課題と捉えて努力をしているところでもございます。この防災対策  
は、市民の皆さん身近にその危機を感じている方々の意見、協力をいただかなければなら  
ないと思っ  
ているところでもございます。特に生活インフラ・道路等についての整備は、皆さん  
の意見、特に議員の皆様方の意見等に誠実に応えるように取り組んでいるところでもありま  
す。

以上、質問をいただきました点について、特に政策的な立場からの回答をさせていただきます  
ました。

**○4番議員（新宮領實）** 市長には、御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、通告にしたがって、順次、質問をさせていただきます。初めに、令和元年度の11  
月から12月までのインバウンド客の推移をお願いいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** 令和元年11月以降の指宿市における宿泊者数の推移についてでござ  
いますが、指宿市観光協会が市内大手宿泊施設13社を対象に令和元年11月から令和2年1月に  
ついて調査を行った結果によりますと、11月が5万8,122人、12月が4万6,256人、1月が4万  
5,715人の合計15万93人となっております。このうち、国内が13万66人で、インバウンドが2  
万27人となっております。

国籍・地域別では、香港、台湾、中国、韓国の順となっております。東アジア圏域から  
の来訪者が1万6,804人で、全体の83.9%を占めている状況となっております。

**○4番議員（新宮領實）** 今、見た中でいきますと、1月まではほとんど例年並みという数字で  
ございます。私が知りたかったのは、もう2月・3月、どういうふうな状態になってきたかと  
いうのを少しお尋ねしたかったんですけど、何かしらまだ集計ができていないというお話で  
ございますけれども、今現在で分かっている状況は、どういう形でありますでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 指宿市観光協会におきまして、春節が始まる週、1月19日からの市  
内主要ホテル・旅館におけるキャンセル状況を調査しております。これはあくまでもご報告  
いただいたホテル・旅館に限られた数値ではありますが、1月19日から2月末までの1か月半  
の間で約5,070人ものキャンセルがあったようであります。

**○4番議員（新宮領實）** かなり観光客が激減してきているとは思いますが、観光産業  
に与える影響は大きなものがあると思います。その中で、市として助成等はお考えになっ  
ていらっしゃるんですか。

**○産業振興部長（川路潔）** 現在、今議会におきまして、追加補正といたしまして、この新型コ  
ロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策の予算を追加として計上させていただく予定にして  
おります。



○4番議員（新宮領實） 要望等の内容はですね、その団体によって違うとは思いますが、是非きっちりと対応していただきたいと思います。

次に、令和元年12月以降の市関連施設従業員等の対策及び指導は行ってきたんでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 市の関連施設であります砂楽、ヘルシーランド、かいもん山麓ふれあい公園、道の駅彩花菜館及び活お海道の対応等について、ご説明させていただきます。先ほど市長から答弁がありましたように、令和2年1月28日に厚生労働省が行った、日本人初の人から人への感染が確認されたとの緊急会見を受けて、1月29日にそれぞれの施設に対し、施設入口への消毒液設置、それから利用客の方への注意喚起の看板設置を依頼するとともに、従業員におきまして手洗いやうがい、消毒等を徹底するよう、コロナウイルス感染症の対策をお願いしたところであります。

○4番議員（新宮領實） 全ての従業員には、いろんな客との接客があると思いますので、マスク着用は義務化されているのでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） マスク着用についても事業所の方には指示をしてあります。

○4番議員（新宮領實） 各施設とも、マスクが足りない、マスクが足りない、手に入らない、手に入らないと言われているんですけども、マスクは足りているのでしょうか。また、巡回指導は随時されていらっしゃるのでしょうか。

○産業振興部長（川路潔） 現時点においては、ある程度のストックがあると聞いてはおりますが、品物が手に入り難い状況であることから、今後事態が長引くようであれば不足することも予想されるところであります。また、各施設には、職員の方が巡回をしているところであります。

○4番議員（新宮領實） これから聞くのは、危機管理にちょっと関係があるんじゃないかなと思うんですけども、災害時にマスクは必需品であると思うんですね。そういう中で、当然、指宿市も災害用のためのマスクの備蓄というのは、あるんじゃないかなと思うんですけども、できているのでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 本市におきまして、マスクの備蓄につきましてはしておりませんが現状でございます。今回のことを受けまして、マスクの備蓄は必要であると感じております。ただ、マスクは衛生品でもございますので、今後、備蓄の保管場所の選定が重要になりますし、枚数など他の状況等も調査をし、取り組んでまいりたいと考えております。

○4番議員（新宮領實） この件に関してはですね、是非反省していただいて、今後こういうことがないようにですね、こういうのは備蓄として、実際言ったら、当たり前のことかなと思うところがございますけれども、反省すべきは反省すべきだと思います。県の方にですね、そのマスクの要請というのは、されることはないのでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 県の方にもマスクの備蓄状況を確認いたしましたところ、県でも枚

数的に、県内に必要枚数を配布できるほどの備蓄はないということでございましたので、特に要請等はしてはございません。

○4番議員（新宮領實） その件は分かりました。先ほど市長から、対策本部は設置しているということでございましたけれども、改めて、通告として出しておりましたので、関係部署でお答えいただきたいんですけども、対策本部は設置できているのか。または、どうするかということをお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（西浩孝） 対策本部につきましては、2月25日に出されました国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえまして、2月27日に指宿市新型コロナウイルス対策本部を設置し、これまで5回、対策本部を開催しているところでございます。

○4番議員（新宮領實） これまで5回という御答弁でございました。直近では、いつでどういうことを今お話をされていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○健康福祉部長（西浩孝） 直近の第5回対策本部でございますが、3月13日に開催をいたしました。この中では、公立小・中・高等学校等の臨時休校等の関係で、子供たちの市の公共施設等の利用制限ということについて協議を行っているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 構成メンバーは、どういう方々がお入りになっていらっしゃるのですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 構成メンバーとしましては、本部長を市長、副本部長を副市長と教育長、本部員を各部長級の職員、議会事務局長、指宿消防署長、事務局を健康増進課としております。

○4番議員（新宮領實） 皆さんでしっかり対策を練っていただければと思います。

次にいきます。PCRの検査は、どこでも対応できるのでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） PCR検査につきましては、県内では、現在のところ鹿児島県環境保健センターの1か所のみで検査が可能であるというふうに伺っております。

○4番議員（新宮領實） とすると、指宿市の方は、なかなか難しいんじゃないですか。今でも1か所というのは間違いないんですね。

○健康福祉部長（西浩孝） 検体の採取をできる機関とすると、帰国者・接触者外来の医療機関ということになりますが、検査につきましては、先ほど申し上げました県環境保健センターの1か所というふうに伺っております。

○4番議員（新宮領實） そうでしたら、指宿市では、PCR検査を受けた方はおられるのか、おられないのかっていうのは、お分かりになりますでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 指宿保健所に問い合わせをいたしましたところ、検査件数につきましては、非公表であるということでございます。

○4番議員（新宮領實） そう言われれば、もう何とも言いようがございませんけれども、感染指定医療機関はどこになるんでしょう。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 感染症指定医療機関につきましては、厚労省のホームページで、指宿医療センターが指定されており、4病床と公表をされております。今回の新型コロナウイルスに対する医療体制としましては、感染症指定医療機関以外の一般病床を持つ医療機関の中で、十分な感染予防策が取られ、診療体制等が整っている帰国者・接触者外来を設置し、受診者が感染症指定医療機関へ集中しないように、受診体制の仕組みを構築していると伺っております。

原則としまして、感染が疑われる方は、保健所内の帰国者・接触者相談センターへ一度電話で連絡の上、帰国者・接触者外来を受診することとなります。帰国者・接触者外来の医療機関名も非公表であることから、本市も該当医療機関を把握はできていないところでございますが、病床が足りない状況にならないように対策を取っているということで保健所とは確認をいたしております。

○**4番議員（新宮領實）** そうしましたら、医療センターからの情報というのも全然入ってきていないということではよろしいんですか。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 県内で発生したという知事の公表もまだされておられませんので、医療センター等への照会は、まだ行ってはいないところでございます。

○**4番議員（新宮領實）** 市の方からですね、県の方に問い合わせするという情報公開を求めることはあるんでしょうか。

○**市長（豊留悦男）** 今回の感染症対策、やはり、国の方針を受けて、県が責任を持って、特に保健所が責任を持って対策を練る。対応するというところになっていくところでありまして。社会的な影響は極めて大きい感染症コロナウイルスであるということを鑑みたときに、各自治体ではなくて、政令都市、又は鹿児島県・国が責任を持って、この感染症対策にはあたるといふその流れを受けて、指宿市では取り組んでいるところでありまして。このコロナウイルスの患者が出ないためにも、または風評、つまり、このコロナウイルスの患者が出た出ないという、そういう風評が広がらないためにも情報は一括して管理をし、そして、その対策は、県が責任を持ってやるべきだということを私どもは認識をしております。

また、指宿市民、そして多くの病院関係者にも不安を与えないように、保健所を中心にして、指宿保健所を中心にして、本市もこの対策には十分配慮しながら、つまり人権を含めてでございますけれども、配慮しながら、対策会議では、その方法、そして患者が出たときの流れ、つまりフロー等については検討を重ねているところでもございます。

○**4番議員（新宮領實）** よく分かりました。6番目に陽性患者への対応また受入態勢はできているのかというのを質問通告をしているんですけども、情報が出ないという形であれば、これをお尋ねしても、もう如何ともし難いのかなと思いますので、ここはもう省きます。

あとですね、住民への周知はどのように行っているのでしょうか。防災無線等で注意の喚起というんですか。することというのは考えられないのでしょうか。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 住民への周知につきましては、市のホームページと3月号のお知らせ版で感染予防の周知を図ったところでございます。防災行政無線での周知ということも私どもも考えたことは考えたんですけども、防災無線で呼びかけることによりまして、感染症が市内で発生したのではないかという誤解、あるいは不安等を招くことも懸念をされましたので、今まで防災無線による周知は行っておりません。ただ、県内で発生が確認された場合は、県内発生の情報、あるいは感染予防について防災行政無線等を活用し、市民の方に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○**4番議員（新宮領實）** もう最後になってくるんですけど、公共施設の利用状況は、どうなっているのでしょうか。閉館とか開館とか。全部閉館していると言えば全部閉館で結構でございますけれども、開館は、こういう所は開館しておりますというのは分かれば教えていただきたいんですけども。

○**健康福祉部長（西浩孝）** 公共施設におきましては、全て今、開館をしております。ただ、公立学校の臨時休業に伴いまして、一部施設において、小・中・高校生の利用制限を行っている施設もございます。

○**4番議員（新宮領實）** この感染症対策、この問題は、同僚議員も質問予定でございますので、ここ辺りで終わりたいんですけども、最後に市長、この新型コロナウイルス対策には、市長のリーダーシップによるトップダウンでしかないように思います。市長の決意を改めてお聞かせいただければありがたいんですが。

○**市長（豊留悦男）** 新型コロナウイルス対策、先ほども申し上げましたけれども、万全を期さなければなりません。そういう意味で、2月3日から3月18日まで関係者に集まっていただけ、消防署長もですけども、様々な協議をしてみいました。市民に広報等をやらないのか。防災無線等という案も出ました。しかし、そのことで市民にいろいろな心配をかけ、外出することを控えるようになったら、地域の経済というのに大きな影響があるだろう。様々な意見がありました。つまり、年末年始、学校においては、送別会・歓迎会等があるこの時期に外出は控えよう、公共施設は閉めましょうというようなそのことを広報等で、防災無線等でやることは、控えた方がいいのではないかと。その代わり、いろんな対策を十分にやることに力を入れようと。そういう話もありました。

本市の職員も今、人事異動の時期でもあります。そういう意味で、送別会、様々な会を控えるそのことは避けていただきたいということも私は申し上げました。大人数での会は控え、グループごとの会というのはやってもいいのではないかと。体育施設等は外にあるから解放してもいいのではないかと。様々な議論がなされました。しかし、最も大切にすべきは、指宿でこのコロナウイルスが流行らない。患者が出ないということに重点的な取組をしていかなければならないというのが多くのその対策会議のメンバーの意見でもありました。

旅館等、そして飲食店等大きな影響があるということは十分認識をしております。患者を

出さないことを第一義的に考え、そして地域の経済に影響があるとしたら、どのような対策を打つべきかというそこまで対策会議の中で話し合い、そして今回の議会で補正予算を組ませていただき、地域に元気を取り戻そうという観点から、また議員の皆さんにもお願いすることになっておりますので、是非御理解をいただき、この補正予算等を通していただければありがたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** 力強い御答弁いただきましてありがとうございます。次に、市営野球場についてお尋ねをしております。これまでにいろいろな観点から同僚議員の方々も改修の必要性和要望等が出されて久しいと思います。私もこの問題を取り上げてきた1人として、今回の予算計上には喜びを禁じ得ないところであります。でも、せっかくやるからには、中途半端なものになってほしくないという思いから質問をしております。今後のスケジュールは、どうなっているのでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 市営野球場の改修スケジュールでございますが、令和2年6月から本部棟やサイドスタンド、バックスクリーン、スコアボード等の解体工事を行い、その後、本部棟に係る建築工事などを、令和2年10月頃から着手し、令和3年8月中旬に完成を予定いたしております。

**○4番議員（新宮領實）** 分かりました。その中で、ナイター設備はどうされるのでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 照明施設につきましては、いろいろ検討をしておりますが、現時点での計画では、撤去をする予定でございます。

**○4番議員（新宮領實）** 撤去をするということでございますけれども、私も聞き取りの中で、水銀灯がもうなくなるということで、LEDにしたら6基かかると、8億円かかるというようなお話を聞いたりしておるところなんですけれども、このナイター設備を、今現時点の分をです、もう今どき、そのLEDの中でも、かなり高機能のやつがあると思うんですけど、それに替えるということってというのは考えられないのでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 今の鉄塔が4棟ございますけれども、それを活用しての改修とそういうことにつきましては、まだ具体的には検討をいたしておりません。現在の鉄塔につきましては、いろんな観点から、計画としては撤去の方向でございますので、具体的な改修した場合の金額については、まだ手元には、資料等はないということでございます。

**○4番議員（新宮領實）** ちなみに、このナイター設備を造られて、今の施設というのは、何年なのでしょう、運用して。

**○教育部長（下吉一宏）** 昭和54年になっているようでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 昭和54年ということは、約40年くらいなのでしょうかね。ですかね、ちょっと端的に、ちょっとピンとこなかったんですけども、なるほどですね。そうした場合には、もう使えないような状態なんですか。鉄塔としては、どうなのでしょう。

**○教育部長（下吉一宏）** 使えないということではないんですが、老朽化が激しいということで

ございますので、工夫すればできる可能性もありますが、現時点においては、老朽化が激しくてちょっと危険なところもあると、そういった認識をいたしております。

**○4 番議員（新宮領實）** 必要かという観点からお尋ねしますけれども、ここ5年くらいのナイターの利用状況というのをですね、どのくらいのものなんでしょう。果たして、かなり多ければですね、ナイター設備というのは存続して使うべきだと思うんですけども、ほとんど使いませんよということで、もう維持費だけが莫大にかかりますんで、こういう解体の方に動いているんですがというのが分かれば、ちょっと教えていただければありがたい。

**○教育部長（下吉一宏）** 過去5年間の利用の状況でございますが、ソフトボール競技を中心に、平成26年度が24回、27年度が36回、28年度が27回、29年度が18回、30年度が16回、令和元年度、現在時点で17回ということで、これが多いのか、少ないのかということでございますが、市内のソフトボールの競技団体、野球をする団体、そういった団体が少のうございまして、利用状況としては少ない状況にあるというふうに認識をいたしております。

**○4 番議員（新宮領實）** 分かりました。先ほど進捗状況をお聞きする中で、部長から、その改修工事の範囲をある程度報告があったんですけど、再度、改修工事の範囲と新設工事は、どんなものがあるかということをお尋ねしたいと思います。

**○教育部長（下吉一宏）** 主な野球場の改修の内容でございますが、新設する本部棟につきましては、2階建てで、1階部分には、本部席以外にミーティングルーム、救護室、障害者観覧席や多機能トイレなどを設け、2階部分には、屋根付きの客席を設置するほか、ダッグアウト裏に屋根付きのブルペンも設置する予定としております。また、スコアボードにつきましても、フルカラーLED式の電光掲示板を設置する予定であり、様々な文字表現が可能となります。得点や選手名の表示など、スコアボードとしての機能はもちろん、メッセージや動画も表示することができます。これまでより5mほど高い位置に設置されることから、野球以外のイベント等でも多目的に活用されるものと考えております。

**○4 番議員（新宮領實）** ありがとうございます。地元関係団体とのヒアリング及びその要望等は十分反映されているのでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 改修に当たりましては、市の軟式野球連盟、市のソフトボール協会指宿支部へは、設計業務委託の仕様書を作成する前にその改修内容を説明いたしております。また、意見交換を行い御理解をいただいたところでございます。

また、市内の野球関係者と県内の先進地視察も行いました。現在、設計業務を終了しておりますが、利用者の期待に添える野球場ができるものと考えております。

**○4 番議員（新宮領實）** 分かりました。各団体からの要望も聞いているということで、ほとんど要望は出尽くしたということで、私としては理解してよろしいのでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** これまで野球場を利用させていただいたところへはアンケートも実施しております。要望の内容といたしましては、トイレを広くしていただきたい。バックスク

リーンの高さが足りないのでピッチャーからの投球が少し見づらい。グラウンドの土をもう少し固めてほしい。トイレが共用となっているので女性が利用しづらい等の要望が寄せられています。この要望につきましては、今回の改修工事に対応できるものと考えております。

また先般、合宿に来られた団体より、防球ネットを高くしてほしいという要望が寄せられたところでございます。この件につきましては、今後検討をしてみたいと考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。今考えられる対応すべきところがありましたら、いろいろな方々からお知恵をいただき後悔のない施設にさせていただきたいと思います。次に、今後、

（発言する者あり）

**○4番議員（新宮領實）** そうです。はい。まだやりますので、市長には最後をお願いをしたいと思います。申し訳ございません。今後リニューアルを生かしたキャンプ誘致等は、どう考えているか。お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（川路潔）** 市では、本年度中に、体育協会や観光協会などをはじめとする関係団体の協力を得ながら、本市の特性を生かしたスポーツ・コミッション組織を立ち上げることにしております。このスポーツ・コミッションでは、スポーツ大会・合宿等の誘致活動や運営支援、情報発信やPR活動、利用者ニーズに対応するワンストップ窓口体制の構築などの業務を担っていくこととしております。

このリニューアルする市営野球場につきましては、新設するスコアボードの電光掲示板や本部棟などを生かした、県高等学校野球連盟や軟式野球連盟などへの大会誘致や、かごしま国体を契機としたソフトボールチームの合宿誘致などに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、これまでキャンプに来ていただいているチームや旅行代理店などに対しましても、今後の整備状況や進捗状況などを密に報告し、これまで以上のつながりとセールスを働きかけていきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 誘致等を直接やっていくということもお聞きしました。私としても協力は惜しみませんので、是非声を掛けていただきたいと思います。また、今度整備されることについて同僚議員の皆さんにも御理解と御協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

市長、私ね、必要以上に立派な球場というわけではないんです。必要に応じてやらなきゃならないところは補正を組んでもですね、やるべきって私は考えているんですけど、そのところ市長の決意はいかがでしょう。

**○市長（豊留悦男）** 先日、あの有名な金田正一さんがお亡くなりになりました。本市からは、生花と弔電とお送りをいたしました。なぜそうしたのか。あの投手金田さんは、私の野球

人生の基礎は指宿で培った。と言われたことがあります。国鉄スワローズ時代であります。指宿は、野球のキャンプ地として、そしてスポーツの合宿地としてすばらしい所であるというのは度々、あの金田投手は、話していたということをお聞きしたからであります。昨年も盛岡大学付属高校、この高校は、昨年の春の選抜野球に出られる高校でありました。寒いので指宿で合宿をしたいと北海道、東北では、冬は練習ができないのでということで2週間ほどおいでいただきました。北海学園もそうであります。北海道の。指宿というのは、そういうチームにどのように応えていくのか。応えていくことによって地域経済、まちはどんなに元気をいただくかという観点からも、この野球場というのは改修しなければならない。そのときに議員からの提言をいただきました。サッカーもそうですけれども、サッカーのJリーグが、1チームが合宿すると3,500万程度の経済効果があるということでもあります。つまり、指宿は、スポーツ人口の交流、合宿、キャンプを通して、どのような方向で、この球場を改修するのかと、今後どのように利用するのかというのは、極めて重要であろうかと思えます。少々長くなりますけれども、オリンピックの合宿の誘致のためにある国のオリンピック委員会を訪問をいたしました。そして、そこで指宿で事前キャンプをしていただきたい。ホストシティとして対応しますという手を挙げましたけれども、指宿の施設の不十分さから、残念ながらその夢は叶いませんでした。野球場の施設としてどのような施設があるのか。整備されているのかということも聞かれました。野球場には、具備すべき、つまり、備えるべき設備、施設がないと、なかなかスポーツ人口の交流による地域おこしはできないだろうと思えます。今後、気象、つまり、大変温暖化してくるこの時期において、高校野球等、恐らく鹿児島県予選というのがあるときに、今、始良の球場で一部やっておりますけれども、その一部を指宿でできないだろうかという話も私はいたしました。指宿だったら高校野球の予選もできるかもしれない。こんなに40℃近い、熱いグラウンドでは40℃超えるでしょうけれども、その時期には、午後からは一部ナイターを含めた予選も考えられないわけではないということもありました。プロ野球チームにも誘致のために福岡にまいりました。そのときには、野球場としてキャンプができる。大会ができる。そういうオープン戦ができる。そういうところが指宿野球場だったはずだというような話もいただきました。そういうことを考えて、野球場を今後どうするのかということは、教育委員会の計画を大切にしながら、10年後、20年後、この野球場をどう利用して地域に元気をもたらすかという観点で、設備等の整備に当たっていかなければならないと思えます。議員がおっしゃるとおり、財政的な問題もありますけれども、今やらなかったら、恐らくできないだろうというのは私の考えであります。それはなぜか。合併特例債を含めた有利な起債ができる今でないといふこの事業というのはできないということで、私は、いろんなスポーツ施設の整備というのは必要だとそういう認識でいろいろな事業をやっているところであります。議員がおっしゃる野球場についても、今後多くの方々の意見をお聞きして、指宿として野球場をどうすべきかという多くの方々の



意見を参考にしながら、また、この野球場計画については、もちろん議員の皆様方の意見も聞きながら進めてまいりたいと思います。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。次にまいります。防災についてのうち、防災についてという中で、砂防ダムについてお尋ねをしてみたいと思います。このお尋ねをするに当たってはですね、土石流を示す写真がありまして、見ていただきながら答弁をいただきましたのですが、2日前に議長に資料提出の了承を受けなければならないという決まりがあるらしく採用にいたりませんでした。ご提供いただいた市民の方には私の認識不足をお詫びいたします。消防にしろ、担当課にしろ、現場に来て確認した時点では、ほとんど流れ落ちた状態で大したことはないんだと判断したんだと思います。土石流というのは、一番最初の一撃が強いのであって、その何分もですね、ずっと流れ落ちるわけではないんですね。ですから、ほとんど土石流の発生の現場を間近で見たということがないと思いますので、そういう判断をされたんだと思います。ダム本体からですね、約300m下流には、40数世帯と特老湯之里園があるわけです。せめて担当課は、目撃した住民には聞き取りをし、砂防ダムの状況を確認し、その状況を説明してさしあげるのが安心・安全を守る部署に携わる者の責務だと思いますが、どうでしょうか。お答えいただけませんか。

**○総務部長（有留茂人）** 今、御指摘ありましたのは、2月16日の件だと思いますけれども、当日は、日曜日であったことから、まず指宿消防署に第一報をいただき、その後、市役所危機管理課にもご連絡をいただいたところでもあります。通報内容としましては、指宿神社付近から湯之里園の周辺の河川の水が濁っていると。土石流等が発生しているのではないかというものでありました。このことから、消防署及び危機管理課において、下流から上流の旧林道、今現在、市道になっておりますが、そこまで河川調査を実施したところ、上流において台風等による古い倒木等はありませんでしたが、新たな土石流等が発生した痕跡等は確認できなかったところでもあります。

また、消防署において他の支流の確認を実施をし、今後もパトロールを実施するということでありましたことから、通報者への報告を消防署にお願いをしたところでもあります。その後、消防署においては、当日及び後日の雨天時においてパトロールを2回実施したところ異常は見られなかったという報告を市の方では受けているところでもあります。

毎年、梅雨時期の前に、国・県・市等の防災担当者による災害危険箇所の点検を実施しておりますので、今後も関係機関と連携を取り対応をしてみたいと考えております。市民の安全を守ることが、一番大事でございます。また、市民のその安全を守り、市民が安心して暮らせるように情報というふうなものもこれからは発信を十分にしていきたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** そうあっていただきたいと思いますが、現実として、私は、見ていないんじゃないかなと思っています。ここに一週間分の鹿児島気象台に行きましてね、指宿

市の1時間ごとの降水量見てきましたけれども、あんなにどす黒い流量ですね、たぶん今日見に来られている人もいるんだと思うんですけども、すごかったんですよ。普通じゃない。私は、嫌な予感がしたからこそ消防に電話し、危機管理の方に電話したわけです。その後の報告は一つもなかったのが非常に残念だったんですが、こういうことじゃいけないという思いですね、この問題を取り上げたわけです。私もこの3月で公民館長を退任しますけど10年間やってきました。やはり地域の皆さん方の安心・安全を考えながらやってきているんです。口で言うのはね容易いんです。だけどそれをね、やっぱりものとして見せてあげなきゃ市民には伝わらないと僕は思います。それはそれでいいと思いますけれども、一つ私のこれは意見としてお聞きになっていただければありがたいです。

指宿市に砂防ダムは何か所あるんでしょうね。

**○建設部長（山崎一磨）** 指宿市の砂防ダムの箇所数につきましては、土石流やがけ崩れなどの土砂災害を未然に防止するものであり、市内においては、現在、56基の砂防ダムが整備されております。

**○4番議員（新宮領實）** 定期的な巡回と状況確認の把握は、できているんでしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 整備後の砂防ダムの維持管理につきましては、施設を管理している県において、その機能が十分に発揮されるよう、定期的に施設の点検を行っている県より伺っております。

**○4番議員（新宮領實）** 答弁を打ち消すようで誠に失礼なんですけれども、ほとんど対応できていないんじゃないかなと思うんですけども、市に委託するというような打診というのはないんでしょうか。管理をですね。

**○建設部長（山崎一磨）** 砂防ダムの管理につきましては、県よりは打診はございません。ただ梅雨時期、台風時期等に関しましては、大雨等予想されますし、土石流の危険もございまして、市において各溪流のパトロールは実施しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 今の2番目の質問の関連でその対応はされているんでしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 砂防ダムにつきましては、急峻な勾配の溪流等から土砂が一気に流出しないように食い止める施設でございます。設置後、年を経て上流の不安定な土砂等を堆積させることにより、溪流勾配が緩くなることで水の流れが遅くなり、川岸の浸食を抑え、また、川底が上がることで、山腹崩壊等を防ぐこともその機能の一つでございます。

基本的には、土砂の取り除き等を行いませんけれども、場合によっては、上流側で土砂流出の危険等が緊急的に生じた場合は、土砂の取り除き等も県の方で実施されているというふうに伺っています。

**○4番議員（新宮領實）** その土砂の除去というのは、どれぐらいのところでお考えになられるんでしょうか。その土砂を除去する工事はですね。県がされるんですか、市がされるんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 上流側で、先ほど申したように、土砂流出の危険性が生じた場合には、緊急的に実施されますけれども、その実施につきましては、鹿児島県の方で実施することになるかと思っております。

○4番議員（新宮領實） 私もこういう今、防災のことで皆さん方にいろいろ御質問する中でですね。まず自分は知らなきゃいけないと思っているものですから、いろんな県の主催の防災の研修会には行っているんですけども、言えば、ほとんど今の堰堤の所までね、土は来てもいいんだと。その中でこういうふうにしているんだということをおっしゃるんですけども、現状の表層崩壊が起きたら流れ落ちるんですよ。止められないですよ。来たら、だからこそ3割から4割くらいのね、除去工事というのが必要だと思います。それを維持の方なのか、危機管理の方なのか分からないですけど、それを県の方に何と言うんですか、要望されるのが行政の仕事じゃないのかなと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 砂防ダムの構造的に、堰堤の高さまで土砂が堆積することによって山腹崩壊を抑えているという機能を持っているところでございます。ただ、議員のおっしゃるとおり、土砂堆積によって下流への影響が緊急的な影響が考えられる場合にはですね、市の方から県の方へ要請していきたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） 山腹崩壊が起きたらちょっとした、何と言うんですか、砂防ダムなんてひとたまりもないと思うんですけどね。現実、広島であったときがね、50年前だったとか何とか、という話ですけど、2mぐらいの幅のやつが一気に流されておるんです。山腹崩壊は致し方ないかもしれません。実際言ったら、だけど表層崩壊は防ぐことはできると思いますよ。そこのところはちょっとはき違えなくて、また勉強をしておいてください。

担当は、管理の要請は、県の方にはしているのかということ、してないということですか。しているんですか。

○建設部長（山崎一磨） 市においては、先ほど申しましたように、梅雨や台風時期の前に土石流、危険溪流等のパトロールを行うとともに、市民等からの情報提供を受けまして現地確認を実施し、管理者である県に対して、砂防施設の管理の要請並びに施設の改修要望を行っているところであります。

○4番議員（新宮領實） 防災にですね、終わりはないが、備えというのは完全に必要だと思うんですよ。これからも備えだけは万全にお願いしたい。危機管理課と維持係を所管する建設・総務部長、56基全てを私と現地調査するお気持ちありますか。お二人に聞いているけど。

○総務部長（有留茂人） 状況があれば、その点検というのをやる用意はございます。

○建設部長（山崎一磨） 砂防ダム施設等の点検等につきまして、議員並びに関係各課とともにパトロール点検する計画は立てていきたいというふうに考えております。

○4番議員（新宮領實） 私も必ず協力だけは惜しまないつもりでございますので、是非声を掛

けてください。特に市長にはコメントはいただきませんけれども。

次にまいります。道路インフラについてまいります。旧指宿市は、宅地開発が先行し道路インフラが遅れている路線が多く見受けられます。人口増とともに交通量が著しく大きくなり、道路としての機能が追いついていないのが現状です。緊急車両や消防車両の通行不能が危惧されます。また、日常においても車両同士の離合さえ困難であり、朝夕の通勤にも支障を来し、子供たちの通学路としての安全も確保されていない状態です。このようなことを踏まえ質問してまいります。道路インフラについて市が維持、補修、改修しなければならない、どんな道路でしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 市が管理している道路は、市道や農道などがあります。そのうち市道については、道路法第8条により、議会の議決を経て路線認定されたものであり、その路線数は950路線、延長はおおむね580kmであります。道路は、通行車両や歩行者の安全性、快適性の向上を目的とした整備が求められるとともに、スムーズな流通を促進するための輸送路であると考えているところであり、路面や側溝などの劣化や損傷がある箇所については維持補修工事を。幅員の狭い路線やカーブになっていて見通しの悪い路線は、拡幅改良工事を行っているところであります。

**○4番議員（新宮領實）** 次に、市道と里道の違いについてお答えください。

**○建設部長（山崎一磨）** 道路法が適用される国道・県道・市道のように、法律が適用される公共物のことを法定公共物と言い、市道については、道路法第16条の規定により、市が新設、改築、維持、修繕などを行うこととなっており、市において、維持管理を行っているところであり、これに対して、里道のように法律が適用されない公共物を法定外公共物と言い、里道は、地域に根差した道路であり、受益者によって維持管理がなされてきたところであり、

**○4番議員（新宮領實）** 何か理解できないんです、今の答弁にはですね。公共のように利用する道路であればですね、市道でいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 道路の構造の基準としまして、道路構造令は、建築基準法により、道路の幅員は、市道ですけれども、道路の幅員は4m以上とされていることから、指宿市市道認定基準要綱においても、道路幅員は、全幅で4m以上である路線として制定されているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 4mでなければいけないというのをですよ、変えて3mでもいいというふうにはならないんですかね。どうなんでしょう。

**○建設部長（山崎一磨）** 道路構造令と建築基準法の絡みが大きなものかと考えております。特に建築基準法におきましては、4m以上ないと、仮に3mとしますと、中央線から2m、要は50cmをみなし道路とみなされますので、その道路を市道としては認定できないというような基準でございます。

○4 番議員（新宮領實） ちょっと無理な答弁を求めました。申し訳ございません。里道は、自分達でという話なんですか。里道であっても生活の用にそこを毎朝、毎夕通って生活をしている生活道路であれば、里道という分け方ではなくてもいいのかなと私自身は、個人的には思うんですけど、どうなんですか。

○建設部長（山崎一磨） 里道の整備につきまして、合併時の協議において、受益者の整備に係る負担を減らすことを目的に、指宿市認定外道路整備要綱を制定して、本要綱に基づいて地域で行う整備に対しまして、コンクリートなどの材料支給や整備に係る経費の2分の1の補助金の交付をする要綱を定めて住民の皆さん方の整備にという形で定めているところでございます。

○4 番議員（新宮領實） 少し噛みつかさせてください。仮にですね、おっしゃることはよく分かるんですよ。材料を渡すから自分達でやってください。我々ぐらいの年代だったらですね、それはいいですよと、アスファルトくださいと、軽トラで取りに行ってしまうからとなるんだけど、80歳とかそういう人達がおられるところがあったとすればですね、なかなかそここのところはできないんじゃないかなと、ケースバイケースというのは、お考えにはならないんですか。

○建設部長（山崎一磨） 里道の整備につきましては、こういった認定外道路整備要綱という形で地区の要望を基にしてお願ひしているところでございますので、地区の共助という形での整備という形で考えていただければというふうに思っております。

○4 番議員（新宮領實） 道路改修工事は、主に要望によるものが多いんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 道路の改修工事につきましては、毎年各地区から改修や拡幅の要望が寄せられている中、過疎地域自立促進計画に基づき、過疎債等の有利な起債を利用し年次的に整備を進めているところでございます。

○4 番議員（新宮領實） まだですね、担当者が、道路パトロールというのをされると思うんですね。道路パトロールの意味というのが、単なる補修箇所を見ていくのかというのもあると思うんですけども、そういうときに必要と認め改修工事に入ることがあるんでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 定期的な道路パトロールでは、道路の不良箇所の早期発見に努め、補修修繕等の工事による対策で道路の安全対策を図っているところであります。道路の劣化や損傷のある箇所については、補修修繕等を早急に対応しておりますが、拡幅改良工事の必要がある箇所につきましては、道路状態や交通状況、拡幅の必要性などの諸条件を総合的に判断し、過疎地域自立促進計画に位置付け、年次的な整備に努めているところであります。

○4 番議員（新宮領實） 2月末で改修工事の要望案件は何件で、その場所はどこになるんでしょう。

○建設部長（山崎一磨） 合併後、市道や里道を含めた道路要望につきましては、拡幅改良、舗装、補修や側溝の改修など244路線の要望が寄せられており、これまで140路線の整備を行っ

てきたところであります。今後の着手予定につきましては、整備に関する諸条件が整い次第、整備が可能となるわけですが、その場所につきましては、市内一円に点在していることから、直近2年の拡幅改良要望について申し上げますと、10件の拡幅要望があり、その内訳は、市道が9件、里道が1件となっております。なお、要望箇所としましては、指宿地域では、中小路、垂門、堀切園地区など。山川地域では、岡児ケ水地区。開聞地域では、川尻地区からの要望がなされているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 少しちょっと視点は違うんですね。都市計画税がありますね。都市計画税は、全ての指宿市住民から徴収しているのでしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 都市計画税につきましては、都市計画区域内、指宿、開聞、山川、それぞれ都市計画区域がございます。その中で都市計画税を徴収している箇所につきましては、指宿都市計画区域内の用途区域、公共下水道事業計画の認可区域、都市計画道路に接する一部の区域として、面積的には正確ではございませんが、600haぐらいの所に課税しております。

**○4番議員（新宮領實）** 私お尋ねしたかったのはね、都市計画税は、大体ここ辺りからここ辺りまでですと、山川だったら、僕が今、把握しているのは、町区と福元区ですかね。開聞だったら十町近辺だということ。大まかにですね、という形で僕は理解しているんですけどね。大体そんな所なんですかね。指宿市の場合どこなんですか。山川と開聞は、大体そんな所だということを知っているんです。

**○建設部長（山崎一磨）** 都市計画税の区域は、山川、開聞では、課税しておりません。指宿の場合、指宿駅周辺から北町通り線の区域が約570haほどございますけれども、この公共下水道事業を整備している、公共下水道の認可区域と重複しておりますけれども、用途区域、この所に課税しておるところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 指高周辺、あそこ辺りは入らないということですか。二月田、向こうの方もありませんよね。下水道ね、こっち側にね、北十町の一部とか、玉利とか、ああいう所は都市計画区域には入っていないという理解でいいですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 都市計画区域には入っておりますが、用途区域外並びに公共下水道認可区域外の所には、課税していないというところがございます。されていないということです。

**○4番議員（新宮領實）** 課税されているのかなと思って、そのところで一つお尋ねしたかった。都市計画税というのは目的税でしょうから、道路とかそういうところには流用されないんですね、やっぱりね。道路を造るお金にはならない。どうなんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 議員おっしゃるとおり、都市計画税は目的税でございます。都市計画事業、区画整理事業、街路事業、都市公園事業、あと公共下水道事業、この都市計画事業に対して使っておるということでございます。

○4 番議員（新宮領實） 生活道路として使用している道路で、拡幅工事の要望は何件上がってきていらっしゃるでしょうか。

○建設部長（山崎一磨） 生活道路、里道の拡幅要望につきましては、過去10年間で17件あり、地区や地権者の協力が得られました二月田地区の二月田石ヶ崎線、山川浜児ヶ水地区の七ツ割線、宮之前地区の宮之前西線、開聞十町の和田園線など、これまで4件を拡幅改良し、市道認定しているところでございます。

○4 番議員（新宮領實） 今ずっとこう縷々部長のお話を聞いて思ったんですけど。やはり、道路拡幅工事というのは、要望ありきという形で私捉えたんですけども、それはそれでいいんですけども、これから我々も、今日、傍聴に来られている館長さん方も、やっぱり要望ありきなんだなっていうふうに思われたんじゃないかなと思います。

旧指宿市の方々は非常におとなしい方々ばかりで、なかなかそういう要望とかいうのはですね、いつかやってくれるだろうと、金もないしなということですね、そういう方々が多かったんですね。これからはどしどし要望を上げられるんじゃないかなと思います。

最後にですね、市長にちょっとお尋ねをさせていただいて終わりたいと思うんですけども、道路インフラ整備というのは市政の発展には本当に欠かせない大事なところだと思います。特に、宮上玉利線という路線があります。柳田、南迫田、玉利、宮、木之下、温湯をつなぐ重要な幹線道路であります。昔からほとんど離合ができない。消防車両が通っても対向車が来たらそこから動けない。そういう状態でも、それでも市道としてされとったんですけどね。是非、こういう道路インフラのお話、今日させていただきました。是非、そのところお考えいただければなということで、最後にこの件について市長のご決意をいただければありがたいんですが。

○市長（豊留悦男） 道路行政というのは、非常に難しい面があります。協力者もそうでしょうし、財政的な面でもあります。宮上玉利線、ここについては、地権者とも何人もお会いをいたしました。私が市長就任以来、ここについては何とか解決をしなければならない道路だというのは深く認識はしているところでございます。里道を市道に、市道を県道に、県道を国道にというその要望もあるのも事実でございます。里道についてもいくつか私も現地に行って、その状況、住民の意見もお聞かせをいたしました。もうご案内のように、私どもぐらいの歳の方はよくご存知だろうと思いますけれども、昔は、春とか秋にミツクイという行事があったのをよく覚えております。私達が利用する里道については、住民が協力をして正しく道を造っていくというそういう行事があったのをよく覚えております。しかし、高齢化になった現実においては難しい。しかし、里道において多くの方が利用している所については、行政が市道に格上げをするということもあろうかと思っております。したところも宮之前で一つあります。そこにも事実、私は行っていろんな方々と話をいたしました。今日、道路インフラについて縷々質問をいただきましたけれども、これは第一に市民の協力、つまり地権者

の協力が第一であります。建設部に、この玉利、宮の路線についてもすぐ調査をして事業としてタッチできないかということを示したけれども、なかなか地権者の協力が得られない。難しいという、それがもう何年も続いているところであります。やはり、道路というのは、生活を守る。安全を守る。財産を守るという観点から、広く御理解をいただきながら、この道路行政というのは、地域の声をいただきながら推進をしてまいりたいと思います。

今、国道の工事等があります。あれは児童・生徒の登下校の安全確保という観点で国にお願いをし、県にお願いをしてなされている事業でもあります。つまり、子供からお年寄りまで安心して安全な暮らし。そして道路を利用した行動、いわゆる交流範囲が広がるように、そういう観点から、道路行政は続けてまいりたいと思っております。今日は、公民館長さん方もいらっしゃるようでございますので、そういう声には謙虚に耳を傾けながら、そして、市長として、私自身もその現場に直接出向いて意見を聞く機会というのも設けたいと思いますので、是非いろいろな意見は、お聞かせいただきたいと思っております。

市道の延長道路が580kmあるそうであります。農道も312km、林道も15km、この指宿にしては、とてもとても長いこの道路、延長線であります。これ等は、計画的に整備をしていかなければならないというのは、議員の皆様も同じだろうと思っておりますけれども、地域の現状、実態に目を向けながら道路行政というのは進めてまいる所存でありますので、是非御理解をいただきたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** ありがとうございます。私どももしっかり地権者とお話をしながら要望を上げてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。質問は終わります。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時34分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

質問に入る前に途中で咳きこんだり、くしゃみをするところがあると思いますが、私は今の時期になると花粉症で苦しんでおります。咳やくしゃみは花粉症の症状の一つであります。また熱もありませんので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは質問の1番目、新型コロナウイルス問題についてであります。中国が発生源とされる新型コロナウイルスは、世界各地に広がり、昨日午前の時点で、感染者は16万6千人、死者は6千人に達したと報告されています。この瞬間にもその数は増えています。11日には、WHOからパンデミックとみられるとの発表もありました。初期段階において、ダイヤ



モンドプリンセス号での対応が間違っただけではないかと世界からの批判もあります。また、2月27日突然、安倍総理は、全国全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請しました。

29日には、総理が改めて記者会見を行いました。そもそも学校の所管は教育委員会であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を見ても、学校の休校は教育委員会が決定し、その予算執行は各自治体の首長が行うもので、総理といえどもこれについて一切の権限を有しません。しかし、総理が要請をすれば教育委員会もそれに基づく判断をすることに事実上なると思います。休校によって広い範囲にどれだけ影響があるのかも考えられておらず、総理の要請に休校による影響の狭間で、各教育委員会は振り回されていると言われても仕方のない状況であります。

学校が休校になったことによる影響のほかにも、移動や多くの人が集まることに事実上の規制がかかったことによる影響など、農業や観光含めて、市民生活に多くの影響を及ぼしています。そこで伺いますが、現状をどのように捉えているか。とりわけ市長として市民を守る立場からどうなのか。伺います。また、国や県からの指示や通達などは、どのようになっているのか。伺います。

次に、市としての取組について、現時点での対応、そして身近に感染者が出た場合の対応は、どのようになっているのか。伺います。

次に、市営住宅の管理運営に関してであります。公営住宅法第1条では、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。とあります。市営住宅は、これに基づいて建てられているものであります。当然ながら設置者は市で、入居者の資格その他は、それぞれに自治体が独自に決めています。そこで順次伺います。まず、住宅数は足りているか。ということについてです。現在の団地数及び戸数は幾つで、待機者世帯はどうなっているか。伺います。

次に、入居者の資格についてです。指宿市市営住宅管理条例第5条でいう親族とは括弧書きを含めてどのようなものか。詳しく説明をいただきたいと思えます。

次に、連帯保証人についてですが、なかなか依頼できる人もいなくて困っているケースもあると聞いております。条例では、第10条3項で、特別な事情があると認める者に対しては連帯保証人を必要としない。となっております。どのような場合に連帯保証人が不要となるのか。伺います。

次に、家賃の減免、徴収猶予についてです。第16条に定められていますが、減免や徴収猶予をするための数値的基準があるのかどうか。また、現に適応した実績があるかどうか。伺います。

次に、補修、修繕、改良などについてですが、入居者からの要望にどのように応えているか。また、実績はどのようになっているか。伺います。

次に、市の地熱発電計画に関してです。地熱の恵み活用プロジェクトの下に地熱発電を計画し、県への掘削申請や補助金確保のためにJOGMECへ申請をしたりしてきました。しかし、JOGMECから2回に亘って不採択決定を受け、現在に至っています。JOGMECから2回目の不採択通知を受けた下で不採択の理由を深く重く考え、そして検証しながら事業をどうするのか検討したいとしています。JOGMECに質問書等を文書で送付し、回答等を検証して今後の対応を考える旨の答弁もしています。そこで順次伺います。まず、今どのような段階かということについてです。当初の計画と進捗という関係では何%くらい進捗していると言えるのかどうか。ゴール目指して目途は立っているのかどうか。JOGMECとの関係ではどうか。2回目の不採択を受けて質問書を出したのか。また、それへの回答はあったのかどうか。利害関係者や地域住民との関係ではどうか。伺います。さらに、今後の方向性について新年度予算に関係予算が組まれてない下で計画を進めるかどうか。今の計画にタイムリミットはあるのかどうか。以上、1回目として伺います。

**○市長（豊留悦男）** 新型コロナウイルス問題についてでございます。議員の御質問のとおり、中国武漢での発生後、爆発的に全世界に広がった、新型コロナウイルス感染症でございますが、いまだに十分解明されていないことが多く、新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬は確立されていないと言われております。

また、流通ルートの途絶、入国者の制限など日本だけではなく、世界的にも、混乱している状況でもございます。このような中、国において具体的対策は講じられておりますが、感染の終息は見通しが立っていない状況にあると思っております。最悪を想定し最善に取り扱う。こういうコロナウイルス等の問題については、そのような考え方で政府もやっていることだろうと思えます。指宿市としては、国の対策、感染状況を把握し、感染予防、まん延防止に努めていかなければならないと考えているところであります。

次に、地熱開発についてでございます。現在の状況を教えていただきたいということでございますので、現在の状況でございます。平成27年度に国の助成事業を活用し、地表調査を実施いたしました。平成28年4月に開催した住民への説明会では、平成28年度と29年度に調査井を掘削する旨説明しておりますが、現在においても調査井掘削に着手できない状況であります。以下いただきました質問等については、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス問題についてでございます。県・国からの指示・通達はということでございますが、新型コロナウイルス対策としましては、2月1日、新型コロナウイルス感染症が、感染法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第6条第8項に規定する感染症に指定されました。政府対策本部においては、2月25日に新型コロナウイルス対策の基本方針を出し、あらゆる感染防止対策が取られているところですが、

本市としても国・県からの通知・通達を基にしながら、具体的な対策等について検討し、取組を行っているところでございます。

次に、現時点における本市としての取組でございます。2月27日に指宿市新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、必要に応じ対策本部会議を行い、現在まで対応を協議してきております。対策としましては、対策本部で指宿市のイベント開催に関する基本方針を策定し、できる限り会議・集会を控えることを推奨し、各課がイベントの縮小、中止又は延期の判断を行いました。やむを得ず実施の判断をした場合は、十分な感染予防策を講じること、追跡調査などに備えて可能な限り名簿作成を行うことを関係各課へ周知依頼を行ったところでございます。

次に、身近に起こった場合の対応でございますが、県内又は指宿市内で感染症が発生した場合、県知事が公表し、感染症法に基づいた疫学調査いわゆる濃厚接触者の調査やまん延防止のための消毒を行うこととなっております。本市の役割としましては、保健所から濃厚接触者の調査の依頼、協力や汚染された場所、あるいは汚染されたおそれのある場所の消毒の指示があることを保健所との間で確認をいたしているところでございます。さらに、防災行政無線を活用し、感染予防策としてマスクの着用や手洗いの推奨などを積極的に市民へ周知をしたいと考えております。

**○建設部長（山崎一磨）** 市営住宅の管理運営に関する御質問でございます。市営住宅の現在の団地数及び戸数につきましては、指宿地域17団地501戸、山川地域19団地133戸、開聞地域21団地142戸の計57団地776戸を管理しているところでございます。

待機者世帯数につきましては、2月末現在におきまして、指宿地域198世帯、山川地域21世帯、開聞地域25世帯の計244世帯の方が入居希望の申し込みをされているところでございます。

次に、同居資格の親族の範囲についての御質問でございますが、市営住宅に同居する者は3親等以内の親族としているところでございます。括弧書きにあります婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者とは、内縁関係にある夫婦となります。審査につきましては、住民票の続き柄の確認やそれぞれの戸籍上で配偶者がいないかなどを確認を行っているところでございます。また、婚姻の予約者については、両家から入居後3か月以内の入籍を約束する婚約証明書を提出していただき審査しているところでございます。

連帯保証人を必要としないケースについての御質問ですが、火災などの罹災や、緊急の支援措置による入居の場合には、連帯保証人を求めているところでございます。

家賃の減免及び徴収猶予の基準についての御質問ですが、公営住宅法の運用において、収入が著しく低額となり、おおむね生活保護基準以下の収入になった場合と、国から示されているところでございます。

家賃の減免又は徴収猶予をした実績につきましては、支払能力の喪失が一時的な場合は、

入居者の状況を確認しながら、納付日を延ばすなど徴収猶予で対応しているところがございます。なお、減免につきましては、火災の罹災により容易に回復し難い損害を受けた場合として、今年度は2件の減免を行っているところです。

市営住宅の補修・修繕・改修につきましては、入居者からの要望・相談等について、その都度電話や窓口で受けているところがございます。また、開庁時間外でも警備室等から連絡が入る体制となっているところがございますが、水回りや電気関係などのライフラインで緊急性の高いものが多くありますので、土日祝日問わず、現地確認や業者の手配など、速やかに対応し入居者の生活に支障をきたさぬよう努めているところがございます。

入居者からの相談や要望等による修繕等の実績につきましては、平成30年度が、ライフラインであります、水回り、電気関係などが290件。その他の補修などが417件で、計707件の対応を行っております。令和元年度におきましては、2月末現在になりますが、ライフラインが317件、その他の補修などが337件で、計654件の対応を行っているところがございます。

**○総務部参与（中村孝）** 市の地熱発電計画に関連しての御質問ですが、まず、JOGMECとの関係でございます。JOGMECに対しまして、令和元年12月19日付で助成金交付申請の不採択に対する疑義に関しての文書を送付しており、今回の不採択の事由、利害関係者の考え方などを確認しました。それに対する回答につきましては、指宿市の場合は、条例に基づく協議会が設置されている。協議会のメンバーは、学識経験者を除いて、地元の代表者は利害関係者と考えている。審査基準では全会一致を求めているわけではないが、利害関係者の理解は最低限必要。その中で、指宿市が令和元年度の申請に添付した議事録を拝見したが、利害関係者に棄権の方がおり、真意を確認したところ、反対とのことであり、結果として11月6日に不採択にしたとのことでありました。

次に、利害関係者や地域住民の関係でございますけれども、審査基準によりますと、事業の実施に当たって利害関係者、地元自治体、温泉事業者、地元住民、既設の地熱発電所又は開発中の地熱発電所を運営する事業者が明確になっており、かつ、当該利害関係者の理解が得られていることが書面等で確認できることとなっております。本市においては、地熱開発を行う際に遵守すべき条例を制定していることから、条例に基づく協議会を開催し、その議事録を添付することとなっておりますが、この議事録の中で、利害関係者とされる5人の中の1人である温泉事業者からの理解が得られていることが確認できなかったとのことで、助成金が交付されなかったと認識しているところがございます。

次に、計画は進めるかでございますが、今回の助成金不採択に関しましては、先ほどの答弁のとおり、お一人の利害関係者の理解が得られていないことが不採択の要因として明確になったところがございます。市の計画は、市の負担を伴わないことを前提に助成金を活用することとなっていることから、不採択となった理由をクリアする必要があると考えておりま

す。計画が進められるかどうかについては、協議会メンバーでもある温泉事業者お一人の理解が得られるかどうかにかかっていることとなります。理解が得られなかった背景には、組合員メンバーのお考えもあると推察されますので、助成金の申請ができる範囲内において、理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、今の計画にタイムリミットはあるかでございますが、許認可関係で申し上げますと、温泉の掘削許可が令和2年10月30日まで、自然公園法の許可が令和3年3月31日までとなっております。助成金については、助成金交付事業の審査基準によりますと、助成事業の期間が助成事業の開始から6事業年度以内となっております。平成27年度から着手しておりますので、令和2年度までの申請期限となります。ただし、天災地変その他やむを得ない事情がある場合、許認可の取得又は発電規模に関連してやむを得ない事情がある場合について、JOGMECが判断する場合は、それぞれ1事業年度に限り延長するとなっております。JOGMECと相談しながら進めていくことになると考えているところでございます。したがって現時点においては、今の計画のタイムリミットは、本市が助成金を申請できる期間までと捉えております。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時59分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、前之園正和議員の一般質問を続行いたします。

**○13番議員（前之園正和）** 答弁をいただきました。コロナウイルスについて、まず引き続き伺いますが、新型コロナウイルスの問題は、国として、あるいは世界的に協力し合いながら対応する必要があります。地方自治体として何をなすべきかという視点も自治体としては大変大事なものになるのではないかとこのように思います。私が思うに、まず市内各方面への影響調査と情報収集、その上で市として何をなすべきか。また、国や県に要請すべきは何か。随時明らかにしていく対応が求められるのではないかとこのように思います。まず、そのことについて確認をしたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。状況把握と市でなすべき国・県への要望事項を整理するということですね。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 市内の施設等の状況というのは、それぞれの所管で把握はしてあると思っております。また、国・県に必要等があれば随時情報は上げていきたいというふうには考えております。

**○13番議員（前之園正和）** それでは引き続き伺いますが、政府の要請に、政府と言っても安倍首相であります。その要請に応える形で行われている学校の休校についてみただけでも大きな影響があります。小さな子供を抱えた家庭。場合によっては、保護者が働きに行けない。そして働き手が確保できないことから企業経営への影響など連鎖しています。影響は、

観光、農業、企業経営、行政運営、そして教育圏へも幅広く及んでいます。そこで伺いますが、今の答弁で各所管において、それぞれの部門について影響調査もなされているというようなことでしたが、具体的にどこでどのようなことが影響として把握されているのか。それぞれ伺います。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 私どもの方で把握をしてございますのは、保育園・幼稚園等の従業員さん、保育士さん等の件でございますが、こちらの方につきましては、現在のところ数は揃っていると。ただ、放課後児童クラブにつきましては、午前中から開所をしたいけれども、なかなか人数が揃わないということは伺っているところでございます。

**○教育部長（下吉一宏）** 学校におきましては、3月2日の午後から3月25日まで休業といたしております。その関係で保護者において、どうしても子供さん方を見守りができないとそういった方々がいらっしゃいますので、その対応といたしまして、小学校の低学年につきましては、学校でその保護者がどうしても見守りができないという方につきましては、現在、全学校対象にして、1・2年を対象にして、学校で学習教室を設けて受け入れをしているとそういった状況がございます。

**○産業振興部長（川路潔）** 宿泊業につきましては、観光協会を通じてキャンセルの状況等を現在、把握しているところであります。それから、2月19日に指宿温泉旅館事業共同組合を中心として、市内宿泊施設と今後の対応について協議を行っているところであります。その結果、市内の宿泊施設等から要望が多かったのが、2月29日を期限とするお得に旅しよう、商品券付きの宿泊プランの実施期間を3月まで1か月間延長するとともに、比較的移動の容易な県内向けに広告を打つことを決定いたしまして、3月7日には鹿児島市内を中心に広く周知を図ったところであります。

それから、商工業につきまして、飲食業等、特に通り会とか商工会議所そういうところでも協議を進めておりまして、どのような対策がいいのか、いろいろと協議を重ねているところでございます。確かに、いろいろな製造業の部分でも影響が出ていると、特に、かつお節と飲食業が動かない状況の中では、非常に出荷が止まっている状況も伺っているところであります。

**○総務部長（有留茂人）** 総務部といたしましては、第1回のコロナ対策の本部会議で、各部からそれぞれ状況報告等、それから今後の対策について協議をなされた中で、総務部としましては、2月28日付で、副市長名で各所属長宛てに新型コロナウイルス感染防止策の徹底と、それから、市内発生時の業務の事前整備をしておくようというところで文書を発信しております。職務の代行についてとか、新型コロナウイルス感染防止策の徹底について指示をしているところであります。

それから、人事行政係から随時その情報を発信いたしております。それと危機管理課におきましては、消防団の幹部宛てに2月25日付で新型コロナウイルスの対策について団員に周

知を図っております。この周知につきましては、新型インフルエンザ発生時における指宿市消防団業務継続計画というのを平成21年の10月に策定をしておりますが、これに準じて行動をするようにということで指示をしているところでございます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 市民生活部の所管といたしましては、まず、市民課におきましては、年金等の支給に関しまして、当分の間は受給者から届け出等の提出がなかったとしても年金の支払いを差し止めないですとか、在留期間の満了する者の対する取扱いの特例でございますとかいう通知が国等から来ているところです。

また、税務課においては、皆様御承知のとおり、確定申告の申告期限が1か月間延期をされるなどしております、市民税の賦課ですとか、その他税の賦課に関して支障がないよう現在その段取りを進めているところです。

また、環境政策課につきましては、新型コロナウイルスに関連した感染対策についてということで、その関連するごみ等の処理について適正に処理をするようにという通知ですとか、また、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて、24時間以内の火葬も可ということで通知が来ておりますが、これにつきましては、遺族のご意向を元に、その方向性を決めるということとしております。以上、通知に基づきまして各所管において対応が取れるような準備をしているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 各部署ごとに、それぞれ状況把握、そして対応も基本的にはやられているのかなというふうには思いますが、ただ一つ、学校の休校問題についてですけれども、3月の今のところ25日までの休校と、そして小学校1・2年生のところについては、自習ということでの受け入れ。しかし、1年生、2年生の上にお兄ちゃん、お姉ちゃんがいれば駄目ですよということになっていたかと思うんですね。その他ですけれども、この小学校1年生、2年生の受け入れということで大体何名ぐらい受け入れていますか、今。

**○教育部長（下吉一宏）** 多いときで10名。平均的に言えば7・8名とそういった状況でございます。

**○13番議員（前之園正和）** 一定の制限はありますけれども、受け入れていることについてはですね、助かっている方も当然いらっしゃると思うんですけれども、ただ今言ったように、お兄ちゃんお姉ちゃんがおれば受け入れができないということなどからですね、小さい子供さんがおれば、お母さんなり保護者がパートなんかにも例えば行けないというような状況もあるのではないかと思うんですが、その辺についての把握というのはできていますか。

**○教育部長（下吉一宏）** 把握はできておりません。

**○13番議員（前之園正和）** そこが大事だと思うんですよね。例えば、保育園や幼稚園についてもそうですけれども、そこに保育園としての負担がどうなっているのか。また、学校の休業については、保護者への負担がどうなっているのか。場合によっては、1回目のときにも言いましたけれども、パートなどがですね、休まざる得ないということを通じて非正規の職

を失うということもあるのではないかと。そこまで状況を把握する必要があるのではないかと、これは教育委員会を離れて別のところでってなるのかもしれませんが、それも含めてですね、そこまで深く現状を把握する必要があるんじゃないかと思うんですけども、市長、どうでしょうかね。

**○市長（豊留悦男）** 今回の学校の休校措置については、教育委員会が第1回の新型コロナウイルス対策本部会議の中で縷々説明をいたしました。やはり、このことについては、一元的には、最初の座談会では家庭に任そうと。それで十分対応できない事例があれば、その都度対策会議に諮って、新たな取組についても教育委員会の方から対策会議を開いてほしいということも何回かありましたので、その中でまた庁議のメンバーの意見を聞きながら市長の判断をお願いしたいということでしたので、教育委員会は、学校関係者の報告又は実情を十分把握して、この対応、学校での受け入れの対応等は図っているものだと思います。家庭事情その中までも踏み込んでということも可能であればできたのかもしれませんが、やはり、様々な配慮する点もあったかと思しますので、教育委員会の対応というものについては、私は、一定の評価をしているところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 小・中・高などをですね、休校にしているところもありますが、幼稚園、保育園、それから学童等については開いているわけですね。保育園や学童、そちらの方がこの密集度と言いましょうか、は大変なんじゃないかというようなことも言われております。そして、高齢者が感染すると重症化するということが言われていますけれども、それに比べれば、若い世代は必ずしもそうじゃないということからしてもですね、また、外での広い所で、換気のいい所であれば、ずいぶん軽減されるということなどもあるわけですし、そういったことから、このまま学校の休業が続けば、春休みに入り、場合によっては夏休みをどうこうということもあるのかもしれませんが、学校経営にも大きな影響を与えてくるというふうに思うんですよね。そういったことから、今、全国的に見れば、休校ではなくて学校再開をするという自治体も出てきております。そういう面では、今のまま休校が続けば学校経営としても、また、子供たちのストレスや精神衛生上、それから親御さんの負担も計り知れないものがあります。そういったことからですね、3月25日以降は、まだ決まっていないのかなと思いますけど、やはり総合的に判断をしてですね、学校を再開することも含めて、総合的にこの検討をしていくべきではないかというふうに思うんですが、その点は教育委員会になるんでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 今、一斉休業に入っておりますけれども、このコロナウイルス感染症の状況が刻々と変化してきております。当分の間は、こういう状態が続くのであろうと予測しておりますけれども、専門家会議の方で19日頃その動向等についての一つの意見ですかね、そういうものが出るということも伺っておりますので、そういうことを踏まえながら、今後の春休み以降のこと。入学式をどうするかということも、教育委員会としては検討していく



ということは考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 直ちにここで開校しろということを必ずしも言うつもりはないんですけど、やはり幅広くいろんなことを考えて検討すると。要請があるから休校を続けるという単純なものではないのではないかというふうに思うんですよね。25日以降も休校を続けていくとなれば、年度の変わりも含むわけですので、学校経営が、そのコロナでの破壊もありますけど、学校経営の破壊ということにもつながっていくんじゃないかというふうに思うんですよね。そういう意味では、そういうことも含めて十分な対応を取りながらも開校というのに向けてですね、やはり検討をすべきではないかと。25日までってなっていますから、それ以前に方向性を決めなきゃいけないんだと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど申し上げましたように、国の方の専門家会議で19日に一定の見解と言いますか、そういうのが出されるということを伺っておりますので、そのこともお聞きしながら考えていかなきゃいけないわけですが、急にできるわけではございませんので、現時点においても、26日からの春休みの期間の子供たちの過ごし方、または、新年度になってからの入学式、始業式、そういうことをどういうふうに計画をしていくかということは、学校の方に校長研修会で伝えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 全体の時間の関係がありますので、もうこれ以上はあれしませんが、後追いで対応することも重要ですが、先読みで対応をすると。準備するというのも必要になってくると思うんですよね。特に学校現場においては、それが非常に大事でないか。全国的に引き続き休校が延長されたからといって、単純にそれに従うということになればですね、学校経営が破壊をする道へ進んでいくということにもなりかねないということだけは申し上げておきたいと思います。

それから自治体としてなすべきこと。また、追って追加予算も出されるようですけども、そういったことも含めて、国に要求すべきは何かと。国・県にですね、そういうことも併せてまとめあげていく必要があるのではないかということを申し上げて次の方にいきます。住宅数については、その数等については、お答えをいただきました。入居者の資格について、親族のところについては、内縁関係とそれから婚姻証明書を求めて、いわゆる婚約の段階ですね、内縁関係と婚約をしている段階ということが言われたわけですが、私は、指宿市でも同性パートナーシップ制度を要望、提案していますが、同性パートナーシップ制度ができれば市営住宅の入居者として対応することが可能になるわけですが、今回申し上げたいのは、同性パートナーシップがない下でも事実上婚姻関係と同様の事情にある者、現在は内縁関係と婚約状態ということでしたけれども、その中に判断でですね、事実上婚約関係と同様の事情にある者というくくりの中に、同性パートナーシップを持つ人もですね、含まれるのではないかと。そういう市長なりの判断に立てばですね、いう気がするんです。それについては市長、どうでしょうかね。

○建設部長（山崎一磨） 議員の言われます、同性パートナーシップ制度がない中での事実上の婚姻関係という考え方を、条例の中で読み取れるのではないかというような御質問でございますが、現在、市としましては、同性パートナーシップはまだ制定されておりません。こういったことから、同性パートナーシップの申請につきましては市全体における議論の状況を踏まえた上で検討したいと考えているところでございます。

なお、事実婚につきましては、現条例では、民法におきましても、婚姻という形は、男性、女性、両性によるということでございますので、同性パートナー同士での入居は、現段階では、審査が不可能でございますので、困難であるというふうに考えているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 同性パートナーシップ制度ができれば、まずここには触れることになると思うんですね。市営住宅の入居を許すということについてはですね。それも憲法でいうところの婚姻の条件というものはそこにあって、にもかかわらず同性パートナーシップ制度があればできるということになるわけですので、そういう意味では、同性パートナーシップ制度がない下でもですね、そういう判断に立ち入ることは可能じゃないかということも申し上げているわけでありまして。同性パートナーシップ制度がもう近々できる予定ですよというのであればですね、わざわざここをいじるのは、ちょっと待つてほしいというのは分かるんですが、市長、その同性パートナーシップについても、前向きか後ろ向きかという点で言えば、前向きと私は捉えているんですけども、いつ頃にどうなるのかということとも関連をしますので、同性パートナーシップ制度は、どうなのか。また、それが救急に今すぐということでないならば、その婚姻と同様の事情にある者という判断はできるのではないかとということも申し上げているんですが、いかがでしょうか。

○市長（豊留悦男） 先日、関係者と話し合いの場を持ちました。同性パートナーシップの在り方、そして、その実態をどのような形で具体的に行政が把握するか等々について多くの観点から協議をしたところでございます。やはり、立場立場により、その実態というのをどう把握するかというのは極めて困難であると思ったのも事実であります。しかし、現実に関性パートナーシップを求めている。それを希望している方々がいるということも事実でありますので、そういうことを含めて、今後、同性パートナーシップというものを、本市にどのような形で取り入れていくのかということのを現在検討しております。いつ頃までにどのような形ということは今この現段階では申し上げられませんけれども、検討は進めているということは御理解いただきたいと思います。

○13番議員（前之園正和） 市長の言われる方向も分かっておりますので、ここについては、そういう制度ができれば、もう明らかに明確になるわけですので、それが一刻も早いことは望んでおきたいというふうに思います。

それから家賃の減免、それから猶予等について災害等のこととかですね、生活保護基準に

照らしてどうなのかというのが、大きく言えば、基準になるのかなという気はしているんですが、実績は必ずしも多くないと、少ないということでもありますので、それは制度自身がですね、あまり知られていないのではないかという気がするんですけど、その減免、徴収猶予についてですね、いう気はするんですが、制度の周知とか、そういうお困りの場合は、こういうのがありますよという窓口での対応とかいうことも含めてもっと力を入れるべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 市営住宅は、収入に応じた計算で既に低廉な家賃で提供しているものでありますことから、減免制度等につきましては、入居者間、また、待機者との公平性が保たれるよう関係部署と連携を図りながら真に困窮している入居者の支援となるよう努めているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 連帯保証人の件についてが漏れていましたが、火災とか救急の場合が連帯保証人を必要としないケースの中に入るということでしたが、これまで例えば、住居入居している人が経済的な理由でちょっと支払えなくなって代わりに連帯保証人の方に支払いをお願いしたというようなケースというのは、あるのでしょうか。また、あるとすればどれくらいあるのでしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 入院中など、本人が納入の手続きができない場合には、連帯保証人や家族へ納付書を送付して納付していただいているところです。また、連帯保証人を通して入居者に指導をお願いして改善している事例等もございます。ただ、どの程度が連帯保証人からの納入されたかという実績については、現在のところ資料を持ち合せてないところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 収入に応じて家賃自体が決まっていると、全体として低廉だということはあるんですけども、本人が支払い、いろんな事情で支払いができなくて連帯保証人にですね、支払いをお願いするケースがたくさん例えばあるんだと、連帯保証人なくなれば、その収入のですね、これくらいが未収になっちゃうというのであれば、連帯保証人というのはですね、要するという主張の一つにはなると思うんですけど、そこの連帯保証人による支払いが、さほどないということであるならばですね、やっぱり連帯保証人になっていただける方がいないので入居手続きができないという苦しみの方が大きいんじゃないかということを考えるわけです。そういう意味では、今度法人でも連帯保証人になり得るということになりましたけれども、それも第一歩かもしれませんが、もう少し連帯保証人要らない場合のですね、どうしてもいないと、市内にいなければ市外にという猶予もあるんだろうと思えますけど、それにしてもなかなかないというケースもないわけじゃないので、保証人を必要としないケースもですね、もう少し整理をして、できるだけ住民を救っていくという立場は必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 近年は、入居の相談や手続きをする際に連帯保証人を見つけるのに苦

労しているケースもあると感じているところでございます。このような状況を踏まえまして、議員もおっしゃいましたが、今回議案として御審議いただいている条例の改正案等おきまして、4月1日より連帯保証人の人数をこれまで2名でしたが、1名に変更し、1名も難しい方には、家賃債務保証法人等も活用できるような改正しようとしているところでございます。住宅の管理運営上におきまして、家賃の滞納や団地での生活上の問題につきまして、連帯保証人が一定の抑止効果としても必要でありますことから、連帯保証人を求めることにつきましては、御理解いただきたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 次に、地熱発電計画に関して伺いますが、先ほどJOGMECとの関係で、疑義な部分について質問書、題名はどうなっているかわかりませんが、疑義を質すための質問書を、元年の12月19日に文書でJOGMECに出したということだったと思うんですが、JOGMECからこういう回答だったということはおっしゃったんですが、それは文書でいただいたんですか、それとも口頭の説明なんですか。

**○総務部参与（中村孝）** JOGMECへの質問事項につきましては、先ほど12月19日付でJOGMECの方に文書で送付をしております、その中で文書の回答でいただきたいということをお願いをしておりましたけれども、文書での回答は行わないということでございましたので、直接JOGMECの方に出向いて聞いたということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 令和元年12月19日に質問書、質問書というふうには呼称させていただきますが、これを出したということですが、これは庁内の決裁と言いましょかね、文書決裁の日にちが19日ということなのか。提出日が19日ということなのか。ずれがあるのか。その辺りはどうでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** これにつきましては、12月議会の一般質問等でもありましたけれども、そういう一般質問等の質問事項等も踏まえまして、この質問書を作成をしております。その関係で12月19日付で質問書をしまして決裁をして、その19日で即発送をしたということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 答弁にもあったように、12月議会の私の一般質問に対する答弁の中で、質問書の内容は、一般質問等もございまして、それも含めて今内容を検討しているということでした。その私の一般質問の日はいつかということ、12月19日だったんですね。12月19日の質問の中でそのような答弁、一般質問も含めて検討してというふうにおっしゃったんですが、その19日の日にもう決裁をして同日で提出したいということかなというふうに思うんですが、そういうことですか。

**○総務部参与（中村孝）** 質問事項については、あらかじめ準備をしていた部分もございました。その中で、一般質問の中でもそういう意見等も踏まえて、最終的にそういう決裁を取って送付したということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 質問書の内容は、あらかじめ準備している部分もあったと今おっ

しゃったんですよね。12月議会で聞いたときには、一般質問でのやり取りもあるので、内容については、今の現在のところは、ここでは言えないというふうにして一般質問の中ではですね、ここでは言えないだったんですよ。今、こういうことを考えていると、あったんだからですよ、そうであってほしかったと思うんですねよね。やっぱりそこに丁寧さが欠ける。あるいは、できれば言わないというふうに捉えても仕方がないのではないかとというふうに思うんですね。そのときに答えてもよかったんじゃないですか。こういう質問を考えているとかいうことは。質問があったそのときに今は言えないとして、その日のうちに提出をするというのは、あまりにもじゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** 質問事項につきましては、あらかじめ、そういうものをしておりました。最終的には、一般質問の質問等もあることも想定をしまして、その最終的に一般質問の答弁等を終えて、その後、最終的にこれでいきましょうという形で決めたということでございます。

**○13番議員（前之園正和）** どういうのを出すのかというふうに問われたわけですので、こういうことを考えていると、最終的にはまだだという、そういう答弁でよかったというふうに思うんですね。それは言うておきます。それから最初の答弁の中で、利害関係者、地域住民との関係の中で、1人の利害関係者の理解が得られてないというようなことがありましたが、そこだけが問題なんですか。この1人という理解、現時点で取れてないという1人の人が理解を取れば、他は全部クリアということになるんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** このことにつきましては、我々もJOGMECの方と面談をいたしましたけれども、理由になっております審査基準の中で、そういう温泉事業者のその理解が取れていないということで、その理解が取れば、その事業としては進めるということでした。

**○13番議員（前之園正和）** 現在、利害関係者の中で1人が理解を得られないと、その1人だけが問題ということかということを確認しているんです。他には何も問題ないのか。市民との間での理解と合意の問題とか、その他含めてですね、何もないのか。そこだけが問題なのかということです。確認をしたいのははっきりしてください。

**○総務部参与（中村孝）** これにつきましては、JOGMECの助成金を使用して事業を進めるのであれば、その審査基準の中で、そういう利害関係者の1人の方の理解が得られればできるということでした。

**○13番議員（前之園正和）** 逆にいうと、この1人の人が、理解が得られないということが続く限りはできないと。できないというのは、その補助金申請、補助金をもらうという意味においてですね。1人の人が、OK、理解したということにならない以上は補助金はもらえないという理解ということですか。

**○総務部参与（中村孝）** JOGMECの助成金を使用するのであればそういうことでした。

す。

**○13番議員（前之園正和）** 他にもいろいろクリアすべき課題はあるというふうに思うんですが、少なくとも補助金をいただくという意味においては、その方の態度が大きなものになっていくというのが今の答弁であります。それから、期日の問題では、平成27年度に始まった事業で基本は6年と、その他特別な事情があれば1・2年延びるという JOGMEC の基準があるということでしたが、その辺についての見通しはどのように捉えているのでしょうか。先ほどの理解を得なきゃならないということも含めてですね。いつまでというのは事実上なのか。手続き的には、補助金をもらえなければ自前でやるんだったら、制度してはやれるということなわけですけど、補助金なしでやるということはありませんというふうに思うので、その補助金申請、JOGMEC のそれに間に合うかどうかということが一つの大きなタイムリミットだというような答弁もしておりますが、それをも含めてですね。総合的に、見通しというのはどのようになっていますでしょうか。可能だというふうに思っているのか。その必要とする同意も含めて可能と思っているのか。難しいと思っているのか。いずれにしても判断の時期は迫っていると思うので、よろしくをお願いします。

**○総務部参与（中村孝）** JOGMEC の申請の期限が6事業年度ということでございます。これにつきましては、先ほども言っておりますけれども、温泉事業者のお1人の理解が必要ということでございますので、今我々としては、その温泉事業者の理解を求めていくということで今のところは、それに努めていきたいという形で考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** ずっと以前ですね、ブルーラグーンに行ったときに、市の予算で市の関係者は行ったと。他の人も帯同しなかったと言うと、帯同はしたけど、それはもう自前で自前のお金で行ったというようなことがあったと記憶しているんですが、先ほど言った JOGMEC へ行ったと、行って話を聞いて、文書では回答しないので口頭でいろいろ聞いてきたということですけど、それには市の関係者何名行かれたんですか。それと、市外の部外者と言いましょうか。市職員でないですね、方が経費の出所は別として帯同したのかどうか。その辺はどうですか。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の恵みプロジェクトというのは、本市の大きなプロジェクトでございます。それで担当者を含めて、やはり、この JOGMEC、エネ庁の判断の根拠を知りたい。そういうことで、その判断の根拠、つまり採択されなかったことに対して自ら学び、今後どうするかという方々を含めて参りました。やはり私は、今回の JOGMEC、そしてエネ庁へのこの話し合いの場というのは大切にしたいと思ったからであります。つまり、判断の基準として透明性、公平性が求められるであろうと。これは判断の基準として最も大切にしなければなりません。そして、この事実に基づかない事象で判断をしたとしたら、それが私達にとっても非常に、事業そのものを見直さなければならない重要な視点であると思っていますからであります。つまり、賛否両論ありますけれども、事実に基づいた確たる判断をし

ていただいたのかという、決してクレームをつけているわけではありません。そのことを聞くことによって次のステップが打てるわけであります。私どもは、今回のエネ庁、JOGMECへ話し合いへ行ったこと。これはいろんなことで勉強になりました。つまり、この事業を進める上での多くの教訓を得たと思っております。それは、これまでの議員の皆さんが、反対・賛成の立場からいろいろ質問をいただきました。その回答の方法又はこの事業のあるべき方向というのを探るために行ったわけでありますので、今回この事業に対する理解というの、深まっていたのではないかと思います。

**○13番議員（前之園正和）** 私が伺ったのは、JOGMECへ行ったのは、市職員関係者所管の人も含めてですね、以外の人も帯同はなかったのかどうかということです。あったのであれば、どういった人が行ったのか。なかったのであればなかったと答えていただければいいです。

**○市長（豊留悦男）** その件につきましては、先ほども申し上げました。やはり、このことについて今後どうするかというそういう観点で深層と言いますか、その判断の基準を探るためにこのJOGMECやエネ庁への質問をしたいという方も一緒に行ったところであります。

**○13番議員（前之園正和）** その中に議員は含まれているんですか、いないんですか。分からないから伺うだけです。

**○市長（豊留悦男）** 当然、この問題に対するJOGMECやエネ庁の考えを聞きたいという方は一緒に行ったわけであります。

**○13番議員（前之園正和）** 市の関係者と言いましょか、がJOGMECに行くというその日程自体は、他の人が知り得る状態なんですか。

**○市長（豊留悦男）** 当然、私の動向、そして私と帯同する、いわゆる市職員を見ると当然のことながら分かるはずであります。

**○13番議員（前之園正和）** それから利害関係者の1人が、1人の問題を出されましたけど、そこだけとおっしゃいましたので、ということは、3回目があるとしてですね、それに向けて住民説明会というのは、ないということに論理上なっていくんですが、そういうことなんですか。

**○市長（豊留悦男）** 1人のという、1人が先行しておりますけれども、その1人は団体を代表する方であるから、当然その1人もですけれども、その1人が所属する団体の動向もあろうかと思えます。しかし、この1人が意思表示をしなかったというそのことが極めて判断の大きな基準になったということをお聞きをいたしました。ですから、今後、この事業の進め方において、この1人、つまり団体を含めてどのような場を設けて説明をし、納得していただけるかというのが今後のこの事業の在り方を決めるのではないかと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 1人というのは、必ずしも個人ではなくて、そこに所属する団体ということもありましたが、それは利害関係者への説明をするということにつながると思う

んです。そこだけとなれば利害関係者の説明とは別に住民説明会というのは、これ以上はしないということに論理上なるが、どうかということです。

**○市長（豊留悦男）** この事業の推進状況により必要であればやらなければならないと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 不採択の決定は、JOGMECが定めた基準に基づいてJOGMECが主体的に判断したものだということは、前の議会でも言いましたが、そういう確認でよろしいんですね。

**○市長（豊留悦男）** そのとおりであります。

**○13番議員（前之園正和）** それではですね、地熱の恵み活用プロジェクトに関する問題点などを記したチラシを出した。これについて副市長は、専門家の意見も聞きながら今後対応したい。正に法的手段も取るともとれる発言をしております。また、チラシの内容に関して市長から我々に質問文書が届き、回答の有無と内容は公開すると記してありました。我々は、指定された期日までに回答文書を出したわけですが、そこで2点伺います。専門家の意見も聞きながら対応するというのはどうなったのか。また、我々への質問書内容と我々からの回答書は公開されたのかどうか。伺います。

**○総務部参与（中村孝）** チラシの部分でございますけれども、我々としましては、このチラシの質問状を送付しております。その質問を送付した趣旨についてちょっとご説明をしたいと思っておりますけれども、昨年9月末から10月上旬に市民の声を聞き、市民の負託に応える議員有志の会、議員の9名が発行した、山川ヘルシーランドの敷地内に地熱発電所建設は必要ですかとのチラシが市内の多くの世帯に配布されております。このチラシに掲載をされました地熱発電所のイメージ図について、市民の方から、市はいつからこのような地熱発電所を計画していたのか。説明を受けているはずの議員がこのようなイメージを示しているということは本当なのか。というような問い合わせがあったところでございます。

また、令和元年の10月7日付で、市長、市議会議長、調和のとれた地熱活用協議会会長宛てに市民から要望書が提出され、チラシは、反対誘導する意図的で悪質な印象操作をするものと抗議をしているところでございます。さらに、昨年12月議会の一般質問でも、このチラシに掲載をしたイラストイメージについて、その真偽を確認して市民にきちんと説明すべきであるとの指摘がございました。このようなことから、どのような判断で誤った情報が掲載されたチラシの作成に至ったのかを確認するため、チラシを発行した議員有志の会に、議員9名に対してそれぞれの文書を確認させていただいたところでございます。この質問に対して今年の1月の10日ですね、9名の議員全員の連盟による回答があったところでございます。その回答内容につきましては、選択肢が限定的でありますので別紙により回答させていただきますとのことで別紙にて私達が発したチラシは、市の計画をする地熱の恵み活用プロジェクトの主な内容や、それを実現せんがための議会への介入、アンケート結果に表れた住



民意を都合よく解釈するなどの恣意的行為、JOGMECによる不採択決定などを記載したもので、ご指摘のイラストについては、予定地と記載してあるとおりのヘルシーランド内という位置的關係を示すものであり、建物構造や形状を示すものではありません。したがって設問に答えようがなく別紙にて回答させていただきました。という内容のものでございました。

この内容につきましては、市としては、チラシに掲載された建物を建設することに関してこれまで検討したことがなく、また、今後もこのような建物を建設する予定はないことから、その旨を市民に対して周知することも今後検討をしたいということで考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 今、全文をここで読んだことをもって公開したというふうになるのではないかと私は感じました。それから時間もありませんので最後になりますが、市長、副市長以外の関係部長や参与など含めて、所管の人の中に1人として断念すべきということを提言する人はいなかったのか疑問に思うんです。そこはなかったんでしょうか。いないとすれば自由にものが言える職場になっていない。物言えば唇寒しということになっているのではないかと感じますので、誰一人進言する人はいないのかどうか。いなかったのかどうか。そのことを伺います。

**○市長（豊留悦男）** 庁議の内容についても、正しく私は、この事業というのは、推進すべき。その理由の一つとして総合計画の中にあるということ。そしてあと一つは、人口減少社会、特に観光において、おそらく観光でおいで下さる方々が少なくなるであろう。そのためには、この事業というのは、農業でも、観光でも、水産業でも、新たな事業を創出し、指宿を元気にするというそういう思いは職員、つまり庁議のメンバー皆同じだろうと思います。そういう中で、いろいろと唇寒しという言葉がありましたけれども、私は、市長としてそういう状況ではないということは自信を持って言いたいと思います。この事業というものが、何を指すのか。賛否両論あると言いました。いわゆる、この事業に対する疑義を持っている議員の方々ともJOGMECに行こうやとか、エネ庁に行って確認しようやと言ったら、私は堂々と同行してまいります。つまり、これは、公平、透明性、そういうものを大切にしたい事業と思っているからであります。事実に基づかない喧伝、それがまかり通ってこれが否決をされるとあらば、私は、この事業に対する私達の考えが間違っていたというその証左になるからであります。事業として大切にしたいというのは、あくまでもこれからの5年・10年後の指宿の観光、農業、水産業、そして商工業含めて、様々な事業にきっと役立つはずであるという、そういう気持ちがあるからやっている事業であります。そのことは、是非、反対・賛成の議員の皆さんも分かっていたいただきたいと思います。

**○13番議員（前之園正和）** 自分の意に合わないことは事実でないというふうに決めつけることだけは止めていただきたいと申し上げて一般質問を終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。初めに、この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市政発展のために御尽力を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表します。今後は、健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿市発展のために活かしていただきますようお願いいたします。

今、新型コロナウイルスによる新型肺炎が、全国また全世界に広まってきています。お亡くなりになられた方、感染された方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。それでは、通告にしたがい一般質問を行います。まず初めに、安心・安全な生活のためにから質問いたします。障害者や高齢者に優しいまちづくりのために、暗所視支援眼鏡についてお伺いいたします。夜盲症や視野狭窄などにより視力が低下する網膜色素変性症の方は、本市に何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

次に、GIGAスクールネットワークについてお伺いします。文部科学省も推進する学校教育のICT化を推進するGIGAスクール構想が動き出します。全国の小・中学校の子供1人1台のパソコンを配備するのが柱です。公明党が後押しし、2019年度補正予算に2,318億円が計上され、公立小・中学校の場合、1台当たり4・5万円を上限に補助し、通信環境の整備費用も半額助成する。まずは、小学5・6年生と中学1年生への導入を最優先とし、その他の学年も23年度までに別途予算を組み順次配備するということになっているようです。本市は、この事業について、どのように考えていますか。お伺いいたします。

3点目に、今年度の施政方針が発表されました。その中から今後の子供たちのためによりよい施策になることを願って質問いたします。放課後児童クラブについてお伺いいたします。このことは、今までにも何回も質問をしてきました。現在は、子供たちが通っていた幼稚園や保育園で行われてきているところです。しかし、できることなら各学校でしてほしいという要望をたくさん聞いています。今度、新山川小学校に放課後児童クラブが設置されると聞いていますが、この整備状況は、どうなっているのでしょうか。以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 安心・安全な生活のために、障害者や高齢者に優しいまちづくり。それを図ることは極めて重要であろうかと思えます。今回も幾つか質問をいただきました。特に、暗い所で目が見え難くなる夜盲や視野が狭くなる視野狭窄が進み、更には視力が低下し失明することもある進行性の病気、網膜色素変性症、この治療法が確立されておらず、国の難病

指定の一つにされているようであります。本市の視覚障害者による身体障害者手帳所持者につきましては、令和2年2月1日現在、239名のうち、この網膜色素変性症の方は34名いるようでございます。

次に、放課後児童クラブについてでございます。山川地域の放課後児童クラブは、現大成小学校敷地内の校長住宅がある所に設置する予定であります。これまでの作業といたしましては、令和元年度において40名規模の軽量プレハブ平屋造りの施設を設計委託し、県の補助を受けるために施設整備要望書を提出しているところであります。

令和2年度におきましても、県からの交付金決定通知を待って、夏頃から建設工事に入りたいと思っております。

以下、いただきました質問等は、教育委員会、教育部長等が答弁をいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** G I G Aスクール構想につきましては、多様な子供たち1人1人に個別に最適化された学びを全国の学校現場で持続的に提供し、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T環境を実現するため、高速大容量ネットワークと1人1台タブレット型パソコンなどの端末を整備しようとするものでございます。

本市におきましても、情報活用能力を育成するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた各教科等の指導を行うために、I C T活用を促進することは、極めて重要なことと考えております。市の教育大綱では、能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進の一つの施策として、教育の情報化の推進を掲げ、小・中学校のネットワーク構築や情報端末の整備を順次行ってきたところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問をいたします。今年1月2日と3日にかけて行われた箱根駅伝に出場された選手の中に、この網膜色素変性症を患いながらも区間新記録という素晴らしい成績を残された選手が話題になりました。この選手が行っている大学には、2人この障害を患っている学生がいて、暗い所では練習ができないと大学の中で夜間にもライトアップされているコートを見つけ、そこで2人で一緒に練習をしたそうです。その結果、9位という素晴らしい成績をつかみ取ることができ、初めてシード権をつかむことができたということでした。2月10日、熊本県網膜色素変性症協会の会長が、その大学を訪れ暗い場所でも物が見え難くなるこの病気を抱えながら駅伝部で活躍する2人の選手に対し、暗闇のわずかな光を高感度カメラで捉え、目の前のディスプレイに映し出す暗所視支援眼鏡を贈呈されたそうです。その冬の時期の夕方とか、早朝の練習に向かう際、わずかな段差につまずくなどした経験がある2人は、暗くした室内でこの眼鏡を装着すると視界が変わった。物がはっきり見えると歓声を上げ、安心して歩ける。より一層練習を頑張りたい。と語っていたそうです。このようにこの眼鏡は、暗い場所や夜間の環境下で見え難い方、困っている方により明るい視界を提供するために開発された眼鏡です。この眼鏡を着けることによって活動の幅が広がることは、このような障害をお持ちの方にとっても大変有意義なこと

ではないかと思えます。ただ、この眼鏡は、43万4,500円と大変高価なもので簡単には購入することができないということです。そこでお伺いいたします。今後、本市において購入費を助成する考えはないか。お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 障害者等の福祉用具には、厚生労働省が認定した全国一律で購入者へ補助金が支給される補装具と地方自治体で独自に補助金の支給を定める日常生活用具の2種類がございます。日常生活用具の購入費用の助成につきましては、指宿市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱により障害のある方や難病の方が自立した生活を送れるよう、原則、利用者負担1割で購入できるよう支援を行っております。日常生活用具の給付の対象となる用具につきましては、実施要綱に定めてある日常生活用具のみ給付の対象となっており、この暗所視支援眼鏡は、現在、給付対象となっていないところです。暗い所でも明るく見えるようになる暗所視支援眼鏡は、夜盲症の方々の日常生活や仕事、学校における不自由さを改善できるだけでなく、災害発生時等の夜間における安全面でも有効であると考えられます。しかしながら、価格が約40万円と高額なため、個人での購入に踏みきれていないのが現状でもあります。暗所視支援眼鏡を本市の日常生活用具給付事業の対象品目に追加することについては、用具としての実用性を確認するとともに、視覚障害のある方々の意見を参考にしながら今後検討してまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、いい方向に考えていただきたいと思えます。次に、NET119緊急通報システムについてお伺いいたします。高齢者や聴覚・言語機能に障害のある方々は、緊急時に電話で伝えることが困難であると思えますが、現在、NET119緊急通報システムというものが、全国的に導入されているようです。指宿市では、障害者や高齢者による緊急時の119番通報の現状について、どのようになっているのか。お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** NET119緊急通報システムとは、聴覚、音声及び言語の機能障害等のため、音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通して、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な救急、火災の別を即座に消防本部へ119番通報を行うことができるシステムでございます。

現在の119番通報の受付状況を指宿南九州消防組合へ確認したところ、高齢者や聴覚・言語機能に障害のある方々の緊急時の連絡体制としては、FAXによる119番通報の受付や携帯電話などのメール機能を利用して緊急通報を行うメール119システムが導入されております。このメール119を利用するには事前の登録が必要で、現在、管内で13名の登録者がおり、そのうち本市では8名の方が登録をしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、メールでっていうお答えでした。でもメールの場合、内容を打ち込む手間もかかることから、緊急時には、あわてて上手く入力できないなどの事態も想定されます。その点、NET119は、即座に内容や位置情報を通報できるため大変有効ではないかと思えます。今後、本市でもNET119緊急通報システムを導入する予定はないでし

ようか。お伺いいたします

**○健康福祉部長（西浩孝）** NET119は、位置情報を自動的に通報できるという利点があり、高齢者や聴覚・言語機能に障害のある方々の緊急時には大変有効な通信手段であると考えられます。このNET119を導入するには、消防指令センター側のハードウェアの更新のほか、保守、回線使用料、サービス利用料等のランニングコストも必要になると伺っております。しかしながら、高齢者や聴覚・言語機能に障害のある方々が緊急時にすぐに通報ができる大変有効な手段でございますので、南薩3市消防指令センターでのシステム導入について、今後要望をしてみたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、命を守るという観点から、消防としっかり連携を取り合っ  
て、このNET119を進めていっていただきたいと思えます。

それでは次に、HTLV患者についてお伺いいたします。このHTLV-1患者は、九州、中でも鹿児島に特に多いと言われております。この病気は、母子感染によって発症すると言われております。お母さんがキャリアだと母乳を飲むことができません。そこでミルクを飲むことになるわけです。このHTLV患者に粉ミルクを支給するということはできないでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** HTLV-1とは、ATLやHAM等の病気の原因となる、人に感染するウイルスの一種です。感染経路としては、主にウイルスを持った母から子への母子感染と言われております。母子感染のほとんどが、母乳による感染と言われており、乳児への母子感染を防ぐためには、人工栄養が最も確実な方法として推奨されているところです。

現在、HTLV-1ウイルスを持っている方に対して、粉ミルク代等の助成は行ってないところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 指宿では、まだこの患者がいないのかもしれませんが。でも南九州、特にこの鹿児島は、特に多いと言われております。今、鹿児島市や南さつま市、霧島市では、既に粉ミルクの一部補助を実施しております。本市では、補助を考えられないか。お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** HTLV-1等の抗体が陽性である妊婦から生まれた乳児の保護者を対象として、県が平成31年4月からHTLV-1等、母乳を介する母子感染対策推進事業を実施し、乳児1人につき2万4千円を助成しているところでございます。本市では、母子健康手帳交付の際に、HTLV-1に関するリーフレットを配布しており、ホームページでも県の助成事業について周知を図っております。現在のところ、本市でのミルク代の補助は実施をしておりますが、今後検討してみたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ミルク代ですので、そんなにたくさんの予算もかからないのではないかと思います。それで前向きに検討していただきたいと思えます。それでは、市長にお尋ねいたしたいと思えます。このHTLV患者に粉ミルクを支給してほしいということ

は、先日の参議院の議会において、全国的に広めてほしいという質問に対して、全国展開するような道筋を引き出してきています。本市でも是非実現していただきたいと思っているのですが、市長は、どうお考えになるでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** ただいま部長が答弁したとおりでございますけれども、やはり、現在のところは行っておりませんが、今後支給する方向で検討してまいりたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお願ひいたします。それでは、次の高齢者の方の中には、ごみを出すことが困難な方もいらっしゃると思います。私の隣の家の方も目が不自由なので、ごみを出すのに目の前なんですけど、30分くらいかけてごみ出しをしているようです。気がついたら持って行ってあげているんですけども、自分が目が悪くて時間がかかるということと車の量の少ない朝早く持つて行くことが多く、気がついたときには、もう帰ってくるころだったりとか、そういうことが多く見受けられます。そこで高齢者等の世帯に対する戸別ごみ出し事業に取り組む考えはないか。お伺ひいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 障害者や高齢者の方のごみ出しにつきましては、ご苦労をされていらっしゃる方もあろうかと思ひます。また今後、高齢化の進行とともにそのような方も増加していくことが懸念されているところです。一方で、戸別収集に要する費用、対象者の絞り込み、手法など解決すべき課題が多いことも事実でございます。今後、他市の状況等も注視しながら、課題解決に向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 以前、家族で沖縄に旅行に行きました。そのときに、その地域は、家の前に、個人個人の家の前にそれぞれごみをごみ袋に入れて置いていました。これどうするんだろうと思ひて見ていましたら、時間になるとごみ収集車がそこを通過して、歩いてそのごみ収集の係の人が1軒ずつごみをその収集車に入れていく。そういう形でごみを収集しているところを見ました。その旅館のオーナーの方に、いつもこんなされているんですか。と言ったら、こういうふうにはずっとしていますって、とっても助かってますって。もう本当にごみを、今日はごみ出しだといって慌ててすることもなく家の前に置いておけば持つて行ってくれる。本当にありがたい事業だよねって言っていました。本当にそういう高齢者でなくても若い人でも仕事が忙しかったりとか、いろんな状況がありまして、ごみを出すのに苦労している方もいるのではないかなと思ひます。そういう方達のためにもこういう方法を指宿でもできるといいなあってずっと思ひているところですが、予算の関係とかいろんなことがあるのは分かります。分かりますけれども、この方法を市全体でできれば、一番ありがたい。だけれども、もし市全体でできないとしたら、まず初めに、どこかの地域をモデルケースとしてそういうのをやってみるのもいいことではないのかな。そういうふうには思ひますけれどもいかがでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 大都市など住宅密集地等につきましてはですね、家の前にごみを出されるとか、そういう状況もあるようでございます。モデル地区を設けてですね、進める

というお考えもあろうかと思いますが、今後やはり検討をさせていただきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。それでは、GIGAスクールネットワークについてお伺いいたします。ネットワーク構想を市としてどのようにお考えになっていますでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 本市の小・中学校のネットワークの構築につきましては、平成29年度から令和元年度にかけて校内無線LANの設置事業を実施いたしております。児童・生徒が1人1台の端末を使用して支障がでない1ギガ対応のネットワーク構築について全学校での整備が完了をしているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、完了しているということをお聞きしました。すごいなと思ったところなんですけれども、それでは、次の質問にいきたいと思います。他の自治体では、児童・生徒に1人1台タブレットを渡して授業をしている学校もあります。指宿市もそのようにできないかと考えているところです。文教厚生委員会の視察で実際にそのタブレットを使ってみました。私達でも本当に興味を持って楽しく取り組むことができました。これを使って勉強できることは、とてもいいことだなと思ったんです。そこでお伺いいたします。本市では、将来的には、どのようなスケジュールでいくか。お考えをお聞かせください。

**○教育部長（下吉一宏）** 本市の小・中学校のタブレット型パソコン及びノートパソコンの整備数でございますけれども、各学校概ね1クラス分の台数を整備いたしております。今後につきまして、令和2年度の事業として、令和3年4月に開校する新山川小学校におきましては、特色ある教育活動の一つとしてICT教育の推進を掲げ、児童用のタブレット型パソコンをパソコン教室に設置のほか、各クラスで使用できる2クラス分の120台を整備し、授業で活用する計画といたしております。

今後におきましては、新生山川小学校での活用実績や教育効果の分析等も踏まえて、教員のスキル向上などのフォローアップ計画やICT活用計画を作成するとともに、授業で活用する教職員の意見も伺いながら、他の学校についても順次整備を進めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** とてもありがたいことだなと思います。山川小学校の生徒は、皆さんすごく喜ばれるんじゃないかな。そういうふうに思いました。それでは、教育に携わっていた市長にお尋ねいたします。社会のデジタル化が急速に進む中、子供たちが情報を読み解き活用していく力を育む教育が必要とされています。しかし、欧米諸国と比べ日本は、パソコンを利用した学習がまだまだ十分だとは言えない状況であります。従来の黒板を使った授業では1人1人の理解に応じた学びが難しい面があります。1人に1台整備できれば、それぞれの反応を踏まえた双方向型の一斉授業や個別学習も可能になります。また、ネットでの情報収集や動画を使った製作活動など、授業の創意工夫の幅も広がり、学びの質を大いに高め

ることができることとなります。予算の面もあるかとは思いますが、なかなか難しいとは思いますが、子供たちが楽しんで学ぶことができることがすばらしいと思います。このGIGAスクール構想について市長のお考えをお聞かせください。

**○市長（豊留悦男）** GIGAスクール、正しくこれから求められる情報活用、情報処理能力であろうと思っております。今回、コロナウイルスのこの問題でテレワークというのが非常に話題になっております。つまり、ICT教育というのは、将来社会に出たときに学ぶ能力、情報を正しく理解し処理する能力を養うという意味では、学校教育では極めて大切でもあります。私達は、やはり、指宿市で育った子供たちは、情報格差、つまりデジタルデバイドと申しますけれども、そういうことにならないように、学校教育の中でその基礎から培う。そのときが今であろうと思っております。やはり、この将来の子供たちをどう育てるのか。どういう社会で活躍してほしいのか。子供の将来像を見据えながら、学校教育でその基礎を学ぶような取組というのは進めていかなければならないと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。それでは、施政方針についてお伺いいたします。この前、施政方針が発表になりました。たくさんの施政方針が発表になりました。その中から私は、子育てについてのこの項目を取り上げさせていただきました。子育て世代包括支援センターの設置について記載されていましたが、概要の説明をお伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 子育て世代包括支援センターは、児童福祉法や母子保健法に基づき、令和2年度末までに市町村に設置するよう努力義務化がされたため設置するものです。子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うため、地域の特性に応じた支援体制を構築することを目的としております。医療機関・児童相談所、保育園等や地域子育て支援センターなどの医療・保健・福祉などの各関係機関と連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うものでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、この子育て世代包括支援センターは、どこに設置されるのでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 子育て世代包括支援センターは、現在の指宿保健センター内に設置をする予定でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 対象者と具体的な業務内容についてお伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 子育て世代包括支援センターが支援する対象者は、全ての妊産婦、就学前までの乳幼児とその保護者となっております。その中で特に妊娠期から3歳までの子育て期に重点を置くことが、子育て世代包括支援センター業務ガイドラインの中で示されているところです。

具体的な業務内容は、母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会に、妊産婦及び乳幼児の



実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する情報の提供や相談に応じます。また、子供の保護者は多様であり、ひとり親、若年親、障害の有無等の事情のために、特に支援が必要になる場合は支援プランを作成し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し支援をしていくこととしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** この施政方針は、市長の施政方針ですので、市長のお考えをお聞かせください。

**○市長（豊留悦男）** これは、子供から高齢者まで、つまり、一貫した指宿市民の生活の安全・安心、そして生きがいを求める大きな事業の一つであります。やはり、この放課後児童クラブを含めて、子育て支援センターというこれを設置した以上は、何かが変わらなければならないと思っております。その一つが、放課後児童クラブであります。しかし、これまで運営をしていたこの方式を変えとなると多くの方々の理解をいただかなければなりません。例えば、放課後児童クラブですと、これまで幼稚園、保育園に協力をいただき運営をしてきたという、いわゆる歴史もあります。児童クラブ受け入れ、それは指導者を確保するということが大切でありましょうし、親の思いをこの児童クラブにどう生かしていくかというそういう課題もあるところであります。そういう意味で、学校の空き教室や学校を活用した放課後児童クラブの運営というものについて来年度は取り組んでまいりたい。山川小学校だけではなく、指宿小学校もそういうことができないかというそういう計画をしているところであります。

子育て世代、それに安心して生み育てる環境をつくるために、この放課後児童クラブをはじめ、子育て世代包括支援センターの設置による事業の見直しというのをやっていきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。いろいろと検討して全てを前向きにしていけたらいいな。そういうふう願っております。最後に全国で広がっているこの新型肺炎、そのため経済界、教育界、いろんなところで困っている方がいらっしゃいます。指宿では、特に観光業界など著しい影響を与えているようです。学校も休校になったことによりお母様方は、大変な思いをしています。とにかく一日も早い終息を願っています。私達が、気をつけないといけないことは、集会など人込みを避け、手洗い、うがいの励行、また、こまめな換気をする 것도大事である。そして、リスクの高い人に感染させない行動をすることなどと言われております。鹿児島では、まだ感染者が出ていませんが、私達1人1人が気をつけなければいけないことだと思っております。なんと言っても命が一番大事ですよ。以上で、終わります。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分  
再開 午後 2時52分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○15番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。若葉が芽生え風薫る春を感じる頃となりました。この3月末日をもって退職されます職員の皆様、長い間市民の福祉の向上と市政発展のために御尽力を賜り、改めまして御礼と感謝を申し上げます。合併して14年余り、様々なご苦勞があったことでしょう。今後も健康には十分留意されてください。末長い御多幸を御祈念いたします。

それでは、通告してありました、サッカー・多目的グラウンドについて申し上げます。今後のスケジュールは、どうなっていますかということです。サッカー場は、どうなっているの。いつ頃できるの。と聞かれる場合がありますので、まず、この点を伺います。

次は、ふるさと納税について申し上げます。令和元年度の見込み額に対して実績件数はどうでしたか。過去分も含めてということで、まず、令和元年度の寄附額及び寄附件数の見込みはどのくらいありますかを伺います。

次は、3、ベルマークについて申し上げます。市内の小学校、中学校、高校などの登録している学校、PTAは何校で実績はどうかということですが、ここでベルマークについて説明させてください。ちょっと長くなりますが、ベルマークとは、ベルの形が入った小さなマークのことです。初めは協賛マークと呼ばれていましたが、1972年に国内外の子供たちに愛の鐘を鳴り響かせようのスローガンからこのマークが生まれました。ベルマークの運動は、1960年、昭和35年、今から60年前に山の中にある不便な学校の先生が、教材や設備がほしいという願いに応じて設立されました。今の公益財団法人ベルマーク教育助成財団です。初めは2,263校だった参加校数は、今では2万8千余りの学校や団体が参加しております。運動に協賛している会社は、およそ60社の2千種類の商品についています。ベルマークは、1点が1円になります。集めて財団へ送ると学校の預金になってボールや楽器など自分の学校に必要なものを協賛会社から買うことができます。自分が届けたのは、前の県庁前にある鹿児島ベルマーク運動推進の会でした。この会は、ベルマークによる東日本大震災被災校支援を続けています。平嶺光子前代表と面談しまして、ここで特に丹波小学校PTAが熱心で、700万点集めた実績があるとの説明でした。ここで戻ります。市内の小学校、中学校、高校など登録している学校は、何校で実績はどうかということ伺いまして1回目といたします。

○市長（豊留悦男） サッカー・多目的グラウンド、全体的なスケジュールと工事の状況、完成後の効果等について答弁をさせていただきます。サッカー・多目的グラウンド工事につきましては、順調に進んでおります。本年12月に全ての工事が終了する予定であります。6月にはメイングラウンドと多目的グラウンドに芝を植えるポット苗の植栽イベントを計画しております。このイベントには、サッカー・多目的グラウンドができることを夢見て、そのために子供たちが募金活動まで行い、市役所まで届けてくれたサッカー少年、少女もおりま

す。その少年，少女はもちろん，子供から大人まで，市民の皆さんと一緒にグラウンドに芝を植えて，みんなと共に造り上げたグラウンドだと感じて大切に活用していただけるような，そのようなイベントとする予定であります。

施設のオープンについては，来年1月に開催されます，指宿市新春サッカー大会をプレオープンと位置付け，市民の皆様最初に利用していただく予定であります。本格的なオープンは，来年1月30日土曜日を予定し，内容につきましては，日本サッカー協会と連携し，JFAこころのプロジェクト夢の教室で活躍しておられる元プロサッカー選手を招き，指宿市内の子供たちとの試合を行うほか，多目的グラウンドでも野外イベントなどの開催を計画しております。

ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税の寄附額及び件数については，2月まで現在の寄附額は，12億7,000万円，件数は7万2,600件となっております。3月分までの見込みといたしましては，寄附額は13億円程度と見込んでいるところであります。また，近年の寄附金の推移は，26年度まで約600万円程度だった寄附額が，平成27年度からさとふるに委託し，お礼として特産品を送るようになったこと等から，1万1,568件，約2億1,600万円に伸びました。それ以降，28年度が3万3,709件，約5億6,300万円，29年度が2万9,103件，約5億1,200万円，30年度が3万4,030件，約5億7,800万円となり，近年は5億円程度で推移したところでございます。

以上，いただきました質問については，教育委員会教育長等が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** ベルマーク運動についての御質問でございました。現在，市内の小・中学校でこの運動と取り組んでいるのは，小学校が魚見小，丹波小及び大成小の3校，中学校が西指宿中，山川中及び開聞中の3校で，計6校のPTAが実施しているようでございます。また，平成30年度の収集実績でございますが，6校の合計で6万7,931点となっているようです。なお，指宿商業高校については，取組をしていないと伺っております。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは，サッカー・多目的グラウンドの続きです。先ほど答弁がありまして，12月には完成して新春にオープンするという答弁でした。でありましたけども，今後の工事の具体的な進捗状況ですね。内容をどうなっているか。伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 現在，建設中のサッカー・多目的グラウンドは，全ての工事の発注が終わり計画どおり進んでいるところでございます。このうち，管理倉庫棟と屋外トイレ棟，サブグラウンドの人工芝敷設につきましては，既に工事が完了しているところです。この他，クラブハウス棟が5月中旬，防球ネットやフェンス工事及び周辺の植栽が6月末，スタンド棟が7月上旬，駐車場等の舗装工事が9月末，遊具設置が11月末，最終の仕上げとなるメイングラウンドが12月末の完成予定となっており，これで全ての工事が終了する予定となっております。

**○15番議員（高橋三樹）** そうしますと，サッカー・多目的グラウンドがスケジュールどお

り、予定どおり完成した場合、本市にとってどのような効果があると考えられますか。伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 現在、整備中のグラウンドは、天然芝のメイングラウンドが1面、人工芝のサブグラウンドが1面、多目的グラウンド1面の計3面ございます。既存の市営陸上競技場とヘルシーランド多目的広場を合わせますと計5面、少年の大会になりますと、半分のコートサイズとなるため、計10面のサッカーグラウンドを使用することが可能となり、全国、九州大会レベルの大会が開催できる見込みでございます。このような大会の開催や合宿、日常的な利用を含め、年間約4万4千人の来場者を見込んでおり、その経済波及効果は年間約2億5千万円と試算しているところでございます。

観光・経済の活性化と地域振興が図られるほか、サッカーのみならず、リハビリやスポーツ療育等の福祉面での利用、遠足や屋外学習などの教育面での利用、フリーマーケットなどイベントでの利用等も可能となることから、健康のまちづくりの推進や次世代を担う子供たちの育成に寄与できるものと思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。次は、大会誘致などのPR活動についてですけれども、まず、現在のスポーツ合宿の状況は、どのようになっていますか。本市には様々なスポーツの施設がありますが、キャンプや合宿でどれだけ訪れているのか伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 令和元年度の市外からの合宿につきましては、57団体、延べ人数8,654人となる見込みでございます。新型コロナウイルス感染症の影響で既にキャンセルが発生しておりまして、ただいまの数字は、それを差し引いた数字となっております。更に、今後もキャンセルが発生するおそれがございますので、最終的には、件数、人数ともに、ただいま申し上げた数字よりも、若干、少なくなる場合がございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 思ったより結構たくさんの方が来てもらっているんだなという感じですね。今も言いましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が、今後出てくるものと予想されますが、早く収まって多くの人に来ていただけるよう願っております。

それでは、競技種目ごとの合宿の状況は、どうなっていますか伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 今年度の合宿につきまして、主な競技別に、延べ人数の多い順に申し上げますと、サッカーが団体数13件、延べ人数2,813人、野球が5件、1,527人、バレーボールが10件、1,459人、バドミントンが5件、937人、陸上競技が5件、866人、バスケットボールが5件、375人、弓道が3件、266人、そして、ソフトテニス6件、256人となる見込みでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 詳しくありがとうございます。サッカーや野球が多いというのが気がつきました。ところで今年度、市は、合宿の助成制度を拡充しましたが、その結果はどうですか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 今年度の奨励金の実績につきましては、2月末現在で申し上げます

と、33件、延べ宿泊人数4,807人となっております。平成30年度は、2月末の時点で27件、延べ宿泊人数5,206人でしたので、件数は22%伸びまして、延べ宿泊人数は8%減少しております。件数が増加したものの延べ宿泊人数が減少した原因といたしましては、元年度は、サッカーKリーグの全北現代モータースFCの合宿がなかったことが大きい原因であります。

**○15番議員（高橋三樹）** それでは、市全体の取組について、現在の合宿誘致活動としては、どのようなことを実施しているのですか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 誘致活動といたしましては、市内のホテルなどと連携をいたしまして、福岡地区や関西地区の大学生を対象とした県主催のスポーツ合宿誘致セミナーに参加し、スポーツ・芸術文化合宿奨励金等支給事業の紹介や、スポーツ施設を含め、本市のPRを行っております。また、このセミナーに合わせ、その近隣の実業団のバレーボールチームやバドミントンチームなどを直接訪問いたしまして、本市のスポーツ施設の紹介や、キャンプの誘致セールス等を行ってもおります。このほか、県が作成する、体育施設や宿泊施設等を掲載した鹿児島スポーツ合宿ガイドを活用して、県と一体となった誘致活動にも取り組んでいるところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** サッカーについて、サッカー場が完成する前から誘致に動くことが大事だと思われませんが、サッカーに関する誘致活動は具体的にどのようなことをしているのですか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** サッカーに関する誘致につきましては、本市で春季キャンプを行っている柏レイソルや、サンフレッチェ広島ホームゲームにおいて、広島県在住の鹿児島県人会や市スポーツ・文化交流大使の方々と、本市のプロモーション活動を展開し、継続的なキャンプの実施をお願いしてまいりました。また、昨年12月下旬に、鹿児島市で全日本U-12サッカー選手権大会が開催されましたので、本市のプロモーションブースを出展し、各県のサッカー協会や参加チームに対しまして、市のサッカー・多目的グラウンドを紹介いたしております。この1月には、県立サッカー・ラグビー場で開催された新春ドリームサッカーフェスティバル会場にも出向き、日本サッカー協会や、鹿児島県サッカー協会の役員やスタッフの方々とパイプづくりを行ってまいりました。更に、1月末から2月にかけて、多くのJリーグチームがキャンプを実施している宮崎や沖縄などで、J1チームを主な対象として、市のサッカー・多目的グラウンドの整備についてセールスしてまいりました。先月、本市で開催されました、外務省が主催するJENESYS2019青少年サッカー交流大会においても、県サッカー協会とのつながりを築き、大会誘致の協議を進めているところであります。

**○15番議員（高橋三樹）** 今の答弁の中で、J1チームに対してセールスしたとの答弁でしたが、けれども反応はどうだったのですか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 宮崎や沖縄などの現地で、図面などにより、本市のサッカー場と、本市の環境を紹介しましたところ、以前、日本代表チームの合宿地であったことから、サッカー関係者の皆さんには、指宿の知名度が非常に高いということが分かりました。そして、市のサッカー場につきましては、人工芝のグラウンドと天然芝のグラウンド、そして多目的グラウンドの計3面があることもですが、ポップアップスプリンクラー設備があることにより、クオリティが高いということで、グラウンドの環境は申し分ないと言っていただきました。さらに、指宿市内には温泉があるということもあり、総体的に、高い評価を受けたところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ただいま高い評価を受けたとのことでしたけれども、実際の合宿、大会誘致の可能性については、どう考えていますか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** キャンプ地の選定につきましては、チームフロント、監督、マネージャーの意向などが大きく影響しますが、最終的にどの意向が反映されるのか、チームによって異なると伺っております。また、長年、同じグラウンドでキャンプをしていることによりまして、その地域とのつながりが深くなり、容易にはキャンプ地を変えられなくなるといったチーム事情もあるようでございます。そのため、新しいグラウンドができたからといって、簡単に誘致できるものではないと思っております。しかしながら、本市のサッカー場と、本市の環境を御紹介しましたときに、感触の良かったチームも数チームございましたので、そのチームを中心に、更に誘致活動を行い、整備後のキャンプにつなげていければと思っております。

このほか、Jリーグチームのキャンプに限らず、子供たちのサッカー大会などの誘致についても、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。市では、体育協会や観光協会などをはじめとする関係団体の協力を得ながら、本市の特性を生かしたスポーツ・コミッション組織を立ち上げることにしております。このスポーツ・コミッションでは、スポーツ大会や合宿等の誘致活動や運営支援、情報発信やPR活動、利用者ニーズに対応するワンストップ窓口体制の構築などの業務を担っていくこととしております。

日本サッカー協会や鹿児島県サッカー協会などへの大会誘致の際には、市サッカー協会なども含め、スポーツ・コミッションのメンバーにもお声掛けをし、直接訪問する形で大会やキャンプの誘致セールス等を一体的に行いたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** ただ今も答弁がありましたけど、今のところ変更するというのは並大抵ではできないことなんですね。ですから、芝が良かった。食事が良かった。温泉があった。観客のマナーが良かった。誘致に熱心だったなど、競争が厳しいですけれども、是非勝ち抜いていただきたいと存じます。

次は、ふるさと納税についてです。先ほど寄附額、寄附件数の答弁してもらいました。本当、全国の方々には改めまして感謝を申し上げますとともに、有効に使わせていただきます

ので、活用させていただきますので、これからもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次は、一部さっきありましたけども、平成27年度から返礼品が始まりましたけれども、寄附額の推移を教えてください。

**○産業振興部長（川路潔）** 近年の推移につきましては、平成26年度までは約600万円程度だった寄附が、平成27年度からさとふるに委託し、お礼として特産品を送るようになったことから1万1,568件、約2億1,600万円に伸び、それ以降、28年度から約5億円程度で、近年までは5億円程度で推移しているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 先ほど答弁で、ふるさと納税が2倍以上に伸びておりましたけれども、その伸びた要因はなんですか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 昨年度と比べまして寄附額が2倍以上に伸びた原因といたしまして、これまで、ポータルサイトに返礼品の発注や問い合わせ対応など、全ての業務を委託しておりましたが、本年度から、ふるさと納税受発注システムを導入いたしまして、市が各サイトの受付情報を一元化し、さとふる以外の受付につきまして、市から一括して市内業者へ発注を行うよう、発注の仕組みの見直しを行いました。このことによりまして、ふるさと納税で人気の高い定期便が登録できるようになり、また、返礼品を市内事業者と一緒に考えるなど、返礼品の開発にも積極的に関わり、魅力ある品が増えたところでございます。

更には、WEB広告や、イベント等への参加など、PR効果の高い都市部をターゲットとして周知を行ったとともに、リピーター確保に向け、昨年度、本市へ寄附していただいた方へカタログを送付するなど、効果的なPRを実施してまいりました。このように、返礼品の充実とPRをバランスよく実施したことが、寄附が大幅に増えた原因であると考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** そうしますと、1人当たりの寄附額の推移は、どうなっていますか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 近年の1人当たりの寄附額は、平成27年度が1万8,679円、28年度が1万6,715円、29年度が1万7,600円、30年度が1万6,983円でございます。今年度は、2月末現在の状況でございますが、1万7,545円となっているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** そうしますと、申し込みが多い寄附額は、幾らですか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 申し込みの多い寄附額は、30年度実績でございますが、1万円台が69%、2万円台が14%、3万円台が11%となり、1万円から3万円までの寄附が全体の94%となっております。今年度につきましては、まだ集計はできておりませんが、申し込みが一番多い寄附額は、1万円台が半数を超えるものと思われまます。

**○15番議員（高橋三樹）** そうしますと、高額な返礼品は、幾らなんですか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 現在、登録のある寄附額の最高額は30万円でございます。30万円の返礼品は、黒毛和牛が年6回届く定期便と、鰻やさつま揚げ、黒豚、黒牛など、人気の高い

食品が毎月届く定期便でございます。次いで、20万円の返礼品といたしまして、ホテルのペア宿泊券、次に、15万円の工芸品などとなっております。また、10月に、指宿造園組合に依頼しまして、空き家の草払い・庭木の手入れを返礼品として登録いたしました。これは、完全オーダー制の返礼品で、作業の状況に応じて、寄附額を設定するというもので、先日、200万円を超える申し込みが1件ありました。作業を行っていただいたところであります。

**○15番議員（高橋三樹）** ただいまの答弁で、空き家の草払い、庭木の手入れを返礼品に加えたとありましたけれども、どういうシステム、仕組み、それを説明してください。

**○産業振興部長（川路潔）** 空き家の草払いや、庭木の手入れにつきましては、これまでも要望がございましたが、敷地の広さや、草木の植生、処分料など、作業内容で費用が大きく異なることから、寄附額を設定することが難しく、返礼品に登録しておりませんでした。しかしながら、さとふるなどのポータルサイトに掲載しない形で返礼品にできないかと再検討し、申し込みがあった時点で敷地を確認して、見積りを行い、その見積額に応じた寄附額を設定するという形で、指宿造園組合に相談させていただきまして、返礼品にすることができたところでございます。これにつきましては、本市にゆかりがある方に向けた返礼品であることから、市ホームページや各郷土会で周知を図ってまいりたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、不良品や何らかの苦情、要望はありませんかということですが、どうでしょうか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 返礼品につきましては、事業者説明会や、メールなどで定期的に品質管理等について注意していただくよう周知を行っておりますが、寄附が増加するとともに、問い合わせも市へ寄せられているところでございます。問題があった場合は、事業者へ連絡を行い、原因の追究や、改善を行い、場合によっては、返礼品の受注を一時停止するなどの対応を行っているところでございます。

苦情や要望があった場合は、誠意を持って迅速に対応しておりますが、寄附していただいた方に喜んでいただけるものを届けることが一番大事ですので、今後も、事業者と連携を図り品質向上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 品質管理には、徹底して喜ばれる返礼品にしてほしいと存じます。今度は逆に、良かったような連絡、何かありませんか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 寄附を受け取る際にアンケートを取っておりますが、その中では、お礼品に魅力を感じたからという項目が57%で一番多いところですが、その次に多いのが、訪れたことがある土地だからという、アンケートでは約20%となっております。本市に観光に来ていただいた方が、いい印象を持っていただいたということで、さとふると納税につながっていると思っているところであります。

また、返礼品に関しましても、同じ返礼品を何度も申し込んでいただいたり、さとふると納税とは別に事業者へ直接注文が入ることもありまして、さとふると納税を通じて本市の特産品



のファンが増えていると感じているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、返礼品や運賃などの経費の割合手取りはどうか。ということ伺います。どうでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** 返礼品は寄附額の30%以内で、配送料が10%程度、ポータルサイト等への委託料が10%程度でございます。その他、広告料や臨時職員の人件費、旅費、通信運搬費等、ふるさと納税の推進に係る経費を差し引き、残りを基金に積み立てております。

現時点では、基金への積立額は確定ではございませんが、今年度は、6億4千万円程度を基金に積み立てられるのではないかと見込んでいるところでございます。

**1○15番議員（高橋三樹）** そうしますと、令和2年度の目標は、幾らに設定しましたでしょうか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 令和2年度の寄附額の目標は、新型コロナウイルスの影響もあり、先行き不透明な部分もございしますが、15億円と設定しているところでございます。多くの方から寄附をいただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** 15億円という目標を聞きましたけれども、今年はね、コロナがあるから分かりませんが、その目標を達成するための取組、どういうことを考えていますか。伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 増額のための取組といたしましては、市内事業者の開拓や、魅力ある返礼品の開発など、返礼品の充実を図り、また、新たなポータルサイトも増やして増額を図ってまいりたいと考えているところでございます。併せて、PRにつきましても、早い段階から実施をしてまいりたいと考えております。これらの返礼品の充実や、PRの実施につきましては、4月から本格稼働する一般社団法人いぶすき観光デザインに事務を委託したいと考えておりますので、連携を図り、増額に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 例えば、15億円増えた場合ですね、寄附が増えた場合、市内の事業者は対応できますか。準備できますか。大丈夫ですかということを、この項目を最後に伺います。

**○産業振興部長（川路潔）** 寄附が増えるということは、必然的に各事業者への発注が増えるということでございます。過剰に受注した場合、事業所によっては、生産が追い付かないところも出てくるかもしれないと思っておりますので、事業者へは、適正な在庫登録をお願いしているところでございます。

ふるさと納税の推進と同時に、適正な事業者育成を行い、生産性を高めていかなければならないと考えておりますので、今後も、DMO等々連携を図り、地域の稼ぐ力を強化してまいりたいと考えております。

**○15番議員（高橋三樹）** 次は、バルマークについてです。先ほど小学校・中学校の登録して

いる学校と実績を答弁してもらいました。今聞いて、西指宿中学校は、登録しているというのは知りませんでした。これにちょっと自分の方から付け加えさせてもらいますとするならば、丹波小学校は、1970年、昭和45年の7月にベルマーク運動に参加しました。今から約50年前のことです。2018年2月に累計で700万円の大台に達しています。鹿児島県では、初めてということです。こつこつと根気よく地道に、かつ着実に点数を積み上げた結果だと言えそうです。集めたベルマークは、助け合いも役立つ仕組みになっています。皆さんが集めたベルマークで学校に必要な品物を買くと、買った代金の10%がベルマーク財団に寄附されます。そのお金が助け合いに使われるのです。それでは、実績と登録校をしてもらいましたので、その預金でどういう品物を買って、どのように活用したのでしょうか。伺います。

**○教育部長（下吉一宏）** ベルマーク運動を行っているPTAにおきましては、一輪車やドッジボールなどの遊具、鉛筆削り器や黒板消しクリーナーなどの備品、芝刈り機などの環境整備品等を購入して活用しているようでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。何でも教育委員会に頼るのではなく、自助共助で先輩達も喜んでもらえたんじゃないかと思っております。このベルマークについては、PTA活動が主ですので、2番と3番については、取り下げます。いずれにしてもベルマークを集めて小学校に寄贈してもよろしいですし、中学校に寄贈してもよろしいですし、東京のベルマーク財団に送ってもいいですし、東日本大震災の被災支援を続ける鹿児島ベルマーク運動推進の会に届けても送ってもいいんです。根気のいるボランティアですが、皆さん、ご協力のほどお願い申し上げます。

最後に、連日、新型コロナウイルス感染症の報道で早く収まってほしいなと願っております。また、オリンピックもどうなるか分かりませんが、是非開催してほしいと願っております。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分  
再開 午後 3時49分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** 皆さん、こんにちは。8番、恒吉太吾です。早速今回は、一般質問に入りたいと思います。平成30年6月の第2回定例会において、ふれあいプラザなのはな館の屋内ゲートボール場を、ゲートボールだけに限らず、多目的に広く利用できるように名称の変更を提案し、その後、屋内多目的広場に名称変更されました。名称が変更され、ゲートボールだけに限らず、様々な用途に利用できることが広く周知されました。名称変更された屋内多目的広場の利用状況について、名称変更前の利用件数、利用人数と主な利用目的、名称変更後の利用件数、利用人数、利用目的はどのようなものが多いか。お聞きしたいと思いま

す。併せて、令和2年度組織機構再編方針が示されましたが、その目的と今後の取組についてお聞きし、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** ふれあいプラザなのはな館の屋内ゲートボール場、広く多くの方に利用していただくために、議員から提案があったように名称を変更させていただきました。屋内ゲートボール場は、平成30年10月からゲートボール利用に限らず、様々な形態で利用しやすいように名称を屋内多目的広場に変更をさせていただきました。平成30年度の利用状況を申し上げますと、58件1万8,432人でありました。うち9件114人がゲートボール、それ以外が49件1万8,318人と8割以上をゲートボール以外が占めておりました。また、これを名称変更の前後で比較してみましても、変更前が27件1,694人で、うち8件104人がゲートボール、それ以外が19件1,590人であったのに対し、変更後は31件1万6,738人で、うち1件10人がゲートボール、それ以外が30件1万6,728人となっており、名称変更後が件数、人数ともに増え、そして、ゲートボール競技以外の利用が増加している状況であります。令和元年度におきましても、1月末現在86件で、1万3,479人、うち24件203人がゲートボール、それ以外が62件1万3,276人となっており、ゲートボール以外の利用が7割以上を占める状況であります。

また、ゲートボール以外の利用目的の内訳を大きく、市内の運動・スポーツ、市外の運動・スポーツ、小学校・保育園の教育活動、イベント等の4つに分類すると、ともに市内の運動・スポーツやイベント等への利用が多く、全体の8割以上を占めており、特に今年度におきましては、イベント等への利用が全体の5割以上を占めていることから、皆さんに多目的に利用していただいている現実がお分かりだろうと思います。

次に、令和2年度組織機構再編方針についてでございます。組織機構再編の目的は、翌年度以降の行政事務の適正かつ効率的な執行を目指すものであります。令和2年度の組織機構の再編につきましては、かごしま国体の開催、サッカー・多目的グラウンドのオープン、山川地域の小学校再編等、さらには、農政部における人・農地プランの推進体制の確立を主な目的として再編をいたしました。また、再編に当たっては、昨年10月から11月上旬に実施しました職場状況ヒアリングにおいて、各課における組織体制や職員配置の課題、来年度以降の事業等について聞き取りを行った上で再編したものであります。今後の取組につきましても、行政事務の効率化、合理化を念頭に柔軟に組織体制を整えていきたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、数字をお伺いしましても、名称を変更しただけで、こんなにも市民の方に周知され利用が大幅に増えるというのが分かりました。早い段階で提案させていただいたことに、応えていただいたことに本当に感謝申し上げて、さらにですね、もっと周知していただいて市民のために、そして市外から来られる方のためにも使われるようになってほしいと思います。今、大変な数でありますので、様々な用途で使われていると思いますが、実際、利用される方、使用目的、使用用途が広がる中でこういったところをもっと良く

してほしいといった改善であったり、要望といったような声は上がっていますでしょうか。届いていますでしょうか。

**○総務部参与（谷口澄子）** 屋内ゲートボール場は、補修工事におきまして土の入れ替えも行いましたことから、平成30年度の開館当初は、土がなじまず利用し辛いというお声をゲートボールの利用者からいただいたところでございますけれども、今は地面も落ち着きまして、そのような声もないところでございます。また、名称変更前ではございますが、保育園から夏祭りでの使用や小学校からは遠足での使用の要望がございましたので、多目的な利用促進や利便性の向上の観点から御利用いただきました。その他については、現在まで特に利用者から要望や改善等のお声は届いていないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 市内の方の使われ方が約8割、その中でもイベントが5割ということだったんですが、例えば、市外の合宿、キャンプ、部活動、そういった使われた件数っていうのも、もし把握されていれば教えてください。

**○総務部参与（谷口澄子）** 平成30年度が、市外の運動スポーツになりますと1件になります。令和元年度、今年度はですね、2件となっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** なぜこの質問を今させていただいたかといいますと、やはり、同じ平成30年の6月定例会の一般質問において、サンシティホールの代替施設として、サンシティホールは、人工芝生化、全面人工芝生化になりましたので、その代替施設として、当時の屋内ゲートボール場があるという答弁が教育部長よりあったと思います。多目的広場をですね、代替施設として捉える、考える、位置付けるのであればですね、やはり、サンシティホールいぶすきが行っていたように、全面の防球ネットの設置、カーテン式の防球ネットなんですけど、そういったものが必要ではないかと思ひ。そのときも提案させていただきました。これまで1年半ぐらい立っているんですが、どのような検討がなされたか。教えてください。

**○総務部参与（谷口澄子）** 屋内多目的広場の防球ネットの設置に関してでございますけれども、実際に業者に来てもらいまして、防球ネットを張ることが可能なのか、また、張るとなった場合に利用に際して支障をきたす可能性はないかなどを確認いたしました。業者からは、ネットを張るということは可能との回答でございました。見積りもいただきましたが、元々建物がゲートボール場としての構造のため天井が低く、ネットを張った場合に高さが地上から4m台になり、現状より圧迫感が出てくることや、また、ボールの跳ね返りによる危険性も考えられることから、利用される方も気になるのではないかと意見をいただいているところでございます。このことを踏まえ、市としましては、慎重な検討をしているところでございますが、実際に使用する関係団体等からの直接的な御意見などは伺っておりませんので、どういったことがあるのか、御意見等を伺いながら、今後、聴取してまいりたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 防球ネットについては、少し後から質問させていただきます。次に、

周辺施設との連携といった観点から質問をしたいと思います。先ほど、午前中も同僚議員より質問がありましたが、これから市営野球場、大幅に改修される予定になっております。まず、どのような改修計画と改修工期になっているか。先ほど同僚議員と重複するところはあるんですが、再度答弁をお願いいたします。

**○教育部長（下吉一宏）** 市営野球場の改修スケジュールでございますが、令和2年6月から本部棟やサイドスタンド、バグスクリーン・スコアボード等の解体工事を行い、本部棟に係る建築工事等の新築工事を、令和2年10月頃から着手し、翌年の令和3年8月中旬に完成を予定をしております。

改修内容につきましては、主に新設する本部棟につきましては、2階建てで、1階部分には本部席以外にミーティングルーム、救護室、障害者観覧席や多機能トイレなどを設け、2階部分には、屋根付きの客席を設置するほか、ダッグアウト裏に屋根付きのブルペンも設置する予定としております。また、スコアボードは、フルカラーLED式の電光掲示板を設置する計画でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 午前中の答弁でも、今のところ照明施設については計画に入っていないということですので、もし、このままの状態で行きますと、ナイター設備はなくなるというのが前提なのかなというふうに思います。そうすると、夜間、曇天時、なかなか練習が難しくなってくるのかなというふうにも思っております。実際、夜間練習であれば、照明設備のあるサンシティホールいぶすきで行えます。屋内多目的広場にですね、今回提案しております防球ネットを設置していただければ土のグラウンドでですね、今のお話の中で4mの高さはとれるということでしたので、トスバッティングであったりノックですね、こういったものをできるようになります。市長の令和2年度の施政方針の中でも、周辺施設との連携を取りながら、文化・スポーツ合宿や、大会誘致を積極的に進める交流人口を拡大し、観光・経済の活性化につなげるとありました。周辺施設の連携をですね、野球、ソフトボールという観点から、1つ目に、まず、改修される市営野球場、2つ目に、サンシティホールいぶすき、そして、3つ目にですね、屋内多目的広場に防球ネットを整備することができれば、3つの施設が、それぞれの特徴を最大限に生かし、利便性も向上します。そうすることで利用者も増えます。これこそがですね、周辺施設の連携にもつながってくるのではないのでしょうか。先ほど答弁いただきまして、利用データからまだまだこの合宿であったり、練習キャンプで、この多目的広場は使われる件数が少ないという答弁がありました。この防球ネットがないから使われてないんじゃないかというふうに仮説を立てますと、午前中も市長からありましたが、昨年ですね、一緒に盛岡大付属野球部、市長も御覧になられたと思います。甲子園に行く春の選抜の前にこの指宿を選んで合宿していただきました。そこでも、今もですが、関口監督、とても熱心な監督ですが、やはり、そういったものがほしいよねといったような要望もいただいております。そして、一昨日まで社会人のチームが、この指宿でキャン

ブをされておったと思います。最終日にですね、私、監督、スタッフ、選手の方々と膝を交えて話し合う機会を設けさせていただきまして、やはり、そのとき私は、次のキャンプをお願いすると同時に、相手のチームの方、監督からは、様々な要望をいただいております。その中に屋内ネット、そういった声も聞かれておりました。繰り返しになりますが、屋内多目的広場に防球ネットが設置されればですね、利用者は、今まで以上に、もっとこういった合宿であったり、スポーツに対して増えていくのではないかと考えております。利用者や関係者の声を参考にしながら、合宿誘致につながる防球ネットの設置ができないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** ありがたいことに、今年も社会人野球を含めて多くのチームにおいでいただきました。先々週の土曜日は雨でございました。私もサンシティホールに見学に行き、その関係者と話をしました。そこには市民を含めて子供たちも見学に来ておられました。防球ネット等についての話も監督といたしました。サンシティホールが、あと1m屋根が高くて、幅が、あと1m高かったら、ここは申し分ないのだけれどもという話もいただいたところでございます。子供たちもその練習の様子を見て大いに勉強になったことと思います。やはり、今後、キャンプ誘致を含めて、施設の連携という点から、この多目的広場はどうあるべきかというのを、担当課、担当職員と話し合う場を持ちたいと思います。それと同時に、このソフトボールや野球チームの方々の意見をお聞きしながら、この防球ネットの設置が可能なかどうか。可能だとしたら、どういう形で利用されるのか、その辺を含めて検討をさせていただきたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 防球ネットがですね、設置されれば、もっともっと合宿増えると思います。そしてスポーツ誘致、これから力を入れていくと、産業振興部長からも先ほど答弁ありましたので、そういったところも活用して、もっともっと増やしていただきたいと思いますので、是非設置に向けて検討を前向きにさせていただきたいと思います。

同じ防球ネットに関連しまして、次は、学校施設についてお聞きしたいと思います。現在ですね、市内の小・中学校、防球ネットが設置されているか。その設置状況について教えていただきたいと思います。もし設置されている学校があればですね、こういった理由から設置されたのかも併せてお答えください。

**○教育部長（下吉一宏）** 学校の敷地から外へボールが飛び出さないように設置している防球ネットは、小・中学校合わせて7校ございます。また、校舎や校舎の窓ガラスの破損を防ぐ防球ネットにつきましては、今和泉小学校に設置されております。これにつきましては、校庭がおおよそ長方形になっておりまして、ソフトボールの練習をするには校舎との距離が近いことから、打球等が校舎に直接当たらないようにカーテン式の防球ネットを設置しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今和泉小学校の設置理由についてお伺いしたんですが、同様にですね、防球ネットが設置されていない小学校、中学校においても、体育の授業、今、今和泉が申

しましたように、少年団活動ですね、あと部活動、中学校などの校舎の窓ガラスが割れたり、児童や生徒がボールなどで怪我をした。そういったような報告は受けていないでしょうか。また、各学校において、PTAであったり保護者会、そういったところより防球ネットの設置について要望もあるように伺っておりますが、把握はされていますでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 小・中学校に調査・確認をいたしましたところ、把握できる範囲内では、授業や部活動、スポーツ少年団活動等において、児童や生徒が行った野球やソフトボール、サッカーなどで、窓ガラスが破損した事例やそれに伴う怪我については発生しない。との報告を受けたところでございます。

また、防球ネットの設置の要望についてでございますが、毎年度、学校に対しましては、施設の修繕などについての要望を伺っているところではあります。防球ネットの設置に関する要望は、直接私ども教育委員会の方にはないところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私の方には防球ネットの設置のですね、要望というか、相談とかがあるので、それはどこに相談していいのかですね、学校であったのか、分からない状態なので、こちらに来たのかもかもしれません。

窓ガラスの破損であったり、今、各小学校、空調施設を整えていただいておりますので、その室外機の破損防止ですね、そして、何より児童の安全を守るためにもですね、この防球ネット必要ではないかというふうに思っております。ボールを蹴って相手に怪我をさせた。メガネを壊してしまった。というようなですね、言い方は少しあれですが、加害者になってしまうこともあります。そのようなことを防ぐためにも、防球ネットの設置は必要ではないかというふうに思っております。

これから新生山川小学校が誕生する予定であります。新生山川小学校になると児童数も増えると思いますが、校庭いっぱいを使って昼休みには思いっきり遊びたい、走り回りたことだと思います。全ての学校にですね、すぐにこの防球ネットの設置が難しいということであれば、まず、この新しくできます新生山川小学校、こちらに、まず防球ネットの設置ができないでしょうか。

**○教育部長（下吉一宏）** 今、言われますように、児童・生徒の安全は是非必要でございます。先ほど申し上げましたが、現時点におきましては、調査においても被害の報告はなかったわけですが、来年度実施する山川小学校の大規模改造工事では、全ての校舎の窓ガラスを強化ガラスにする予定となっております。強化ガラスは、通常の板ガラスに比べて3倍から5倍ほどの強度に加えて、仮にボール等が当たって破損した場合でも、強化ガラスは粒状に割れて、破片が板ガラスのように尖っていないため、怪我をする可能性は更に低くなるものと考えております。学校教育上、どうしても必要なものであれば、その設置については検討をする必要があると考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** もしですね、故意じゃないにしろ、窓ガラスを割った場合の責任とい

うのは生徒なんでしょうか。例えば、割ったら生徒がその支払いはしないといけないんですかね。

**○教育長（西森廣幸）** どういう状況で割れたか。その過失の状況にもよると思いますが、通常は、教育活動の中で普通に使っていてボールが当たってしまった。そういうのは学校の方で修繕をすることになるかと思います。高学年の子供たちが、故意に割って、ガラスに向けてボールを蹴ったり投げたりとか、そういうことであれば、やはり、それなりの責任を負っていただきたい。そういうことであれば、保護者に相談をすることもあるだろうなど。これまで私も学校におりましたので、そういうことは経験しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 故意に窓を狙ったわけでもなくとも校舎ですので、ボールがぶつかっても大丈夫な場所といますか、それが正しい分からないですけども、校舎のコンクリートの所を狙ったけど、間違っただけだったというようなことも考えられますので、是非防球ネットの設置に関しては前向きに考えていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次にですね、令和2年度組織機構再編方針についてお聞きします。今回、ふるさと納税係が商工水産課から観光課へ移管されますが、この移管することで、どのようなメリットをお考えでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** ふるさと納税は、商工水産課の積極的な取組によりまして寄附額を大きく伸ばしているところです。今後一層、いぶすきブランドとしての知名度を上げていくため、食などの特産品と観光を一体化したプロモーションが、より効果的であると考え、今回、観光課にふるさと納税係を移管するものであります。

また、ふるさと納税の業務の一部を、今年1月に設立した一般社団法人いぶすき観光デザインに委託することで、民間の発想をもって寄附額を伸ばしていくとともに、同法人の財源の一部としたい考えです。そのため、観光課にふるさと納税係を移管することで、指示系統を一本化し、観光課といぶすき観光デザインの連携強化を一層図ることで、スムーズかつスピーディーな取組が可能になると考えているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私が、ちょっとここのところは理解が難しいというのが、一本化するのであれば、観光課の中にふるさと納税係だけを置いて、いぶすき観光デザインの方は、もう要らない。要らないというか、そこから外した方がいいんじゃないかなというふうに思っております。財源確保のためだけに、わざわざ二つに分けたんじゃないかなという気もしないでもないんですが、二つに分けて命令系統うんぬんというより、一つのところに全部集まった方が、より効率的ではないかというふうなことを思うんですが、その点どうでしょうか。一つの方が効率的ではないでしょうか。

**○産業振興部長（川路潔）** ふるさと納税の業務につきましては、行政で行わなければならない業務と、民間に委託できる業務に分けられます。現在、ふるさと納税係では、寄附の受け入



れ、ポータルサイトとの事務連絡、寄附金受領証明書の発行やワンストップ特例申請事務、返礼品の開発や登録、在庫管理、PRや問い合わせ対応などを行っています。今後、寄附の増加によりまして、現体制での対応が困難となることが予想されることから、民間に委託できる業務について委託しようとするものでありまして、委託する業務としては、返礼品の開発や登録、発注、在庫管理、プロモーション、問い合わせ対応などを予定しております。また、その委託料としては、ふるさと納税の寄附金の一部を充てることから、市内の事業者に委託することで、地域経済の循環が図られ、ふるさと納税の趣旨である地域経済の活性化という事業効果も高まると考えております。その委託先として、市内の関係団体の総意のもと設立されましたDMO法人、一般社団法人いぶすき観光デザインとすることで、スムーズな連携が図られるとともに、営業面が強化され、更なる寄附金の増加が図られるものと考えております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** その中に全てのふるさと納税係の役割が入っているように思うんですが、もう一度、観光課のふるさと納税係は、何をするんですか。

**○産業振興部長（川路潔）** ふるさと納税係では、寄附の受け入れ、ポータルサイトとの寄附金受領証明書の発行やワンストップ特例申請事務等を行います。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 本当に、本当に二つに分けた方がいいという思いでいらっしゃるのか、受託のためにされているのか、ちょっと本意は分かりませんが、今後ですね、推移をまた見守らせていただいて、また次回以降しっかりとお話を聞かせていただきたいと思えます。

是非ですね、ふるさと納税、先ほどの15億円目標というのであればですね、一丸となってしていただきたい。わざわざ分ける必要もない。みんなで取り組んでいただきたいと思えますので、お願いいたします。

次に、平成27年4月に策定された、指宿市特定事業主行動計画、第3期次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職業生活と家庭生活の両立が図られるように、勤務環境の整備、次世代育成支援対策の実施により達成目標を定めていると思えます。女性活躍推進に関する事項に関連してお聞きしたいと思えます。まず、本市のですね、総職員の数、そして女性職員の割合をどうなっているか。教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 平成31年4月1日現在の職員数ですが、これは指宿商業高校の教職員等を除いた職員数は406名、うち女性職員数は133名で、比率は32.8%となっているところでございます。

**○8 番議員（恒吉太吾）** この議場には、あまり見当たりませんが、職員としては、約3割の方が働かれていると聞きました。次にですね、その3割の方の中でも、主幹、係長相当職に占める女性職員の割合と管理職ですね、管理職にあたる部長、課長相当職に占める女性職員の割合はどうなっていますか。併せて、それぞれの割合というのは、特定事業主行動計画の数

値目標に対して達成率がどうなっているか。お示してください。

○**総務部長（有留茂人）** 現時点での女性職員の管理職につきましては、部長・課長相当職が55名いますけども、この55名中5名で、全体の9.1%、それから、主幹・係長相当職99名中20名で、全体の20.2%となっているところであります。

この女性職員の登用についての目標につきましては、部長・課長相当職が、31年度末の目標として10%、主幹・係長相当職が25%と目標にしているところでございますが、いずれもこの目標に達していない状況であります。

○**8番議員（恒吉太吾）** 管理職10%目標、主幹・係長相当職が25%目標ということで、まだ未達ではあるんですが、何か要因というのがあるんでしょうか、未達の。

○**総務部長（有留茂人）** 職員の昇任につきましては、男性、女性の区別なく職員の職務遂行能力や業績等について、客観的で公正な評価を基に行っているところでございます。特定事業主行動計画第3期で設定いたしました目標は達成をされていないところでございますが、今後も外部研修への女性職員の参加促進、それから、従来、男性職員中心であった職場への女性職員の配置拡大、それに伴う多様な職務経験付与などの人材育成に努めて、目標に向かって努力をしていきたいと思っております。

○**8番議員（恒吉太吾）** 是非、目標達成のためにもですね、職場環境づくり、これからも突き進んでいただきたいと思います。

次はですね、次世代育成についてお聞きしたいと思います。少子高齢化も進み、人口減少、社会構造も大きく変化する中で、自治体もこれから変わらなければならない時期にきています。リーダー意識を早期から形成する次世代リーダー早期育成、有能な人材を早期に発掘することができれば、本人だけでなく組織の活性化にもつながるというふうにも思っております。そのためにですね、是非、希望昇任制度、そして、係長級の昇任試験制度の導入についても検討しなければいけない時期にきているのではないかと思っております。今、400何名とおっしゃいましたが、有能な人材の方がまだまだたくさんいらっしゃいます。こういった方の登用のためにも係長級の昇任試験制度ですね、この導入についてどうお考えでしょうか。

○**総務部長（有留茂人）** 特に昇任試験等は、今、実施をしていないところでございます。職員の昇任につきましては、今、評価制度というふうなものも導入をいたしております。その職務遂行能力やその業績等について、先ほど言いました、客観的で公正な評価を行っております。この評価に基づき、その実績等を踏まえ、最終的には、市長が決定をしているところであります。昇任試験につきましては、今後、評価制度を実施しておりますので、それと併せて考えていきたいと思っております。

○**8番議員（恒吉太吾）** 今、評価制度の中で、総務部長からは、実績、実績というふうなこともありましたが、これからですね、経験年数であったり、実績にとらわれることなく、マネ

ージメントができるような職員が必要になってくるんじゃないかというふうに思っています。よく皆様が言われます前例、既成概念、こういったものにですね、とらわれることなく判断のできる職員が、これまで以上にこのまちにとって必要になってきているのではないのでしょうか。

岐阜県飛騨市というところがあります。こちらの例になりますが、3月9日にですね、3月9日から行われている飛騨市まるごと職員食堂キャンペーンという提案書が職員から市長に提出されました。今現在、世界的に新型コロナウイルスが猛威をふるっておりまして、様々なイベントをはじめ、自粛要請が相次いでおります。歓送迎会であったり、宴会もキャンセルが相次いでおりまして、飲食店をはじめ、様々なところで大きな損害が出ている。これ飛騨市の例ですが、このまちも一緒だと思います。地域経済の影響というのは益々大きくなっている状況であります。この状況に危機感を感じ、市長にこの企画書を提出したのは、まだ20代の職員であります。この飛騨市というのは、先ほどから申しております、係長の昇任試験制度、これもいち早く導入しておるまちであります。そういった土壌があるからこそですね、20代、30代の職員が、自由な発想で、私は、あまり働いたことがないので分かりませんが、役所というのは、やっぱり市長が一番トップにいるところありますので、その市長に対しても意見を言うことができる土壌があるというのを感じました。この企画書の提案者である職員の吉元優さん、まだ29歳。今、階級としては主任ですね。であるんですが、今、本市もそうですが、毎日のようにコロナ対策の会議、開かれていると思います。その会議の中に29歳、主任が、このまちは入れるんですかね、会議の中に。飛騨市では、堂々と入り、乗りこんで、乗りこんでという言い方が合っているか分かりませんが、市長はじめ皆さん方みたいな執行部の方の前でまちの現状を訴え、自分達に今できることを市長に提案したわけでございます。そして、すばらしいのが、その思いに応え、わずか数日で実行したその実行力と決断力。若手が行動を起こし、それに市長が応える。風通しがよく自由な発想が言える環境、土壌の醸成、そのためにもですね、本市においても、是非この若手リーダーの育成は急務ではないかというふうに思っております。申し訳ないです。再度になりますが、係長級の昇任試験制度の導入、こういったメリットと言いますか、すばらしい環境もつくることできると思いますが、今一度、導入の検討、お考えないでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 大変すばらしい事例を御紹介いたしました。本市では、人事異動において異動調書というのをいただいております。その中で昇任希望があるのかという欄があります。女性の職員で昇任希望があると書いてくださる職員は皆無であります。課長、部長になったときの苦労というのが分かっているからだろうと思います。しかし、志高く市の職員になった以上は、女性もどんどん昇任をし、議会対応を含めて、管理職として活躍をしていただきたいと思っております。

人事採用においても限りなく公正透明である方向を目指しております。先ほど若い職員の

提案，自由な発想，風通しのよい職場の創出というのは，私も心掛けているところでもございます。是非，こういうところを参考にしながら，紹介していただいたところを参考にしながら，本市も取り入れることができるようなものは何なのか。前向きに検討させていただきたいと思います。そういう制度を設けたときに，女性が頑張って管理職としてこの市を支える一人になろうというような，そういうモチベーション意識付けというのも必要だろうと思いますので，今後，検討させていただきたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 通告による質問は，ここで終わりなのですが，少しだけ自分の思いを述べさせていただきたいと思います。今回の新型コロナウイルス感染拡大により地域の消費が低迷していることに危機感を感じているのは，本市も同じだと思っております。この危機的状況を少しでも改善するためにホテル等宿泊業者に対しては，新たな緊急対策事業等も議会に提出され，また今回，追加議案も出されるというふうに先ほど伺っております。本市の基幹産業である観光業に対しては，これだけに止まらず，更にですね，踏み込んだ対策，早急に取り組んでいただくことをお願いします。

また，私はですね，今ちょうど小学生の子供がおりますが，この臨時休業，臨時休校さらに延期になっております。私も仕事をしておりますので，子供と過ごす時間のバランスを取るのがなかなか難しい。同様に働いていらっしゃる子育て世代からは，子供の昼食の準備や休みの過ごし方にも苦労しているといった声も聞かれております。子供たちもですね，やはり外出がなかなか難しい，叶わない状態ですので，心身にストレスを抱えたり，体調を崩す子供たちもちらほらとお聞きしております。子供もですね，やはり大人と同様にストレスを感じてしまうんだなっていうのは，今回長い休みの中で実感したことであります。子供のケアや子育て世代への支援ももっと積極的に行ってほしいと思っております。

この子育て世代への支援としましてはですね，お隣，宮崎県都農町というところがあります。ここもふるさと納税がだいぶ多いところではあるんですが，この都農町では，新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として，小学校1年生から高校3年生までの児童・生徒1名に対して1万円の商品券を配布する事業が昨日可決されました。そして，今週中には，該当世帯に通知書を発送，配送ですね。そして，この3月中には，全ての世帯に引き換えが完了するというとても素早い対応をされております。本市においてもですね，こういったもう既に始めているところもありますので，是非素早い対策，検討していただきたいというふうにも思っております。

さらに，市内の多くの飲食店では，多数のキャンセル，世間の自粛ムードもあり，売上が大変低迷しております。もう限界にきているところも多いと伺っております。人が来ない。物が売れない。食材の仕入れも激減しておりますので，仕入れ業者も大変大変厳しい状況が続いております。この指宿地域経済は，正に危機的状況になっております。そして，我々もなんですが，飲食店などに行きたくても，なかなかこの自粛要請されている中では行き難い

雰囲気はどうしてもあります。モニターをお願いします。ちょっと見難いですが、これは先ほど紹介いたしました、飛騨市まるごと職員食堂キャンペーンといいまして、チラシを作りまして、市役所であったり、まちの中に、今、貼られているということでありました。市内の飲食店をですね、まるごと職員食堂と位置付けて、地域消費の一助とする考えということでした。職員の皆さんが市内飲食店で積極的に昼食をとる。お弁当や出前を注文するといったようなものです。休憩も取りやすいように時間をずらして取るといった変形労働時間制の承認もあります。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議等の対策を徹底しながらルールを決めておりますので、ここに注意事項として書いていますが、手洗いや消毒の予防徹底、少人数での外出、出かける。そして、業務に支障がないように職員間でコミュニケーションをとることと、体調が悪い人は外出をしない。そして、静かに食事をするということで、最後は、コロナウイルスに負けずに元気に過ごしましょうということで締めくくられております。モニター、結構です。我々もですね、まず、自分達にすぐ始められることから行動してみませんか。勿論、これは強制ではありません。自分達ができる範囲で市内の飲食店を利用し、そしてお弁当を注文する。皆さんも私もそうですが、市民が困っていることは他人事ではありません。職場で出かけるだけではなく、例えば、私も子供いますが、家族で出かけることでまたコミュニケーションにもつながるのではないかというふうに思います。それも一案かなと思っております。

またですね、先ほどから外食を少しだけ推奨しておりますが、やはり、専門家会議が示した3条件、これに照らし合わせると、なかなかまだ飲食店を訪れるのが厳しい状況であれば、今、薩摩川内市などは、お持ち帰りメニューを、市がホームページなどに掲載して店舗の一覧を作成しております。本市としてもですね、そういったお持ち帰りができるような店を、産振部長いらっしゃいますが、すぐピックアップしていただいてホームページに載せる。そうすることで、お持ち帰り、家で食べることができれば、また飲食店への協賛といたしますか、助けることができるのではないかというふうに思っております。

先ほどありました400名を超える職員がおります。であれば400通りのアイデアが出るんじゃないかというふうに思っております。先ほど市長からもありましたが、やはり、風通しのいい市政をしていただいて、若い人でも皆さんが意見を言い易い、素晴らしいアイデアだったら、市長の決断力ですぐに初めていただきたい。そういったふうに思っております。最後になりますが、是非ですね、この状況を他人事として考えずに、本当に市民のこと、そして自分のこととして考えることができればですね、始められることはたくさんあるというふうに思っております。今こそ、今だからこそ前向きで、かつ具体的な提案が大事な時期にきております。様々なですね、政策、スピード感を持って取り組んでいただくことを切にお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

## △ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。  
これに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。  
なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。  
本日は、これにて延会いたします。

延会 午後4時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 下川床 泉

議 員 新川床 金 春

# 第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 18 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和2年3月18日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第36号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	川 路 潔	農 政 部 長	田之上 辰 浩

建設部長	山崎一磨	教育部長	下吉一宏
水道事業部長	井手久成	山川支所長	前菌佳生
開聞支所長	今村将吾	総務部参与	中村孝
総務部参与	谷口澄子	建設部参与	荻定治
市長公室長	山下浩二	総務課長	鶴窪誠作
危機管理課長	山下秀一	財政課長	坂元一博
税務課長	西村里志	環境政策課長	前田安隆
国保介護課長	寺田昭宏	地域福祉課長	出島雅彦
健康増進課長	湯之上美奈子	商工水産課長	上田和成
観光課長	山元成之	農政課長	鴨崎一郎
学校整備室長	中島裕一	学校教育課長	常深章

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	上田 薫	次長兼議事係長	木下 英城
主幹兼調査管理係長	平畑 卓哉	議事係主査	上玉利 享

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び坂元茂教議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、市民の命と暮らしを守り、平和憲法を守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、安倍首相が突如言い出した小・中・高や特別支援学校での全国一律休校は、子供たちの居場所をどうするのか、保護者の負担や学童保育の受入体制など、関係者に不安と混乱が広がっています。また、政府の要請で国民が外出を控え、イベントも中止になる中で、収入の道が断たれる中小零細企業への融資や、感染拡大による影響を受けた旅館や飲食店などへの資金繰りを支援するなど、抜本的対策が必要です。そして、何よりも家計消費と日本経済に打撃を与えているのが昨年10月の消費税10%増税です。ここに新型コロナウイルス感染症による世界経済への冷え込みが加わり深刻な事態になっています。早期に新型コロナウイルス感染が収まることを願うものであります。

それでは、通告に基づいて質問を行います。

障害者控除対象者認定制度は、介護認定を受けている方々が対象になると思うが、基準はどのようになるのか。

次に、国保税について質問いたします。2018年から国保の財政運営が都道府県単位になり、標準保険料率が県から示されるようになってきているが、その内容について質問いたします。

次に、山川地区の小学校の再編について、来年の4月から山川地区の4小学校を新生山川小学校に統合するために、大成小学校の校舎の改修をするため、体育館に仮教室を6教室設置するようになっているが、その根拠について質問し、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 障害者控除対象者認定制度は、65歳以上で、身体障害者手帳を保有していない方でも、認定により所得税及び住民税の障害者控除を受けることができる制度でありま

す。市においては、障害者控除を受けようとする方から申請書の提出を受けた後、要介護認定区分によらず、主に要介護認定の際に主治医が作成する意見書の内容のうち、認知症度又は寝たきり度の項目により判定をしております。意見書の内容を基に、障害者として認定する基準としましては、認知症度が軽度若しくは中度の知的障害者に準ずる、又は寝たきり度が3級から6級までの身体障害者に準ずる方となっております。また、特別障害者として認定する基準としましては、認知症度が重度の知的障害者に準ずる、又は寝たきり度が1級又は2級の身体障害者に準ずる方となっております。

次に、国保税についてでございます。平成30年度の制度改革以降、国及び県は、毎年度、国民健康保険税の標準的な税率を参考として示すことになっております。市町村標準保険料率は、都道府県統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、算定方式については、3方式、つまり均等割・平等割・所得割となっております。この市町村標準保険料率は、一般会計からの法定外繰入、財政調整基金からの繰入、低所得者に対する軽減措置などは反映せずに積算したものであります。

本市は、令和2年度から算定方式が3方式となりますが、県が示した標準保険料率は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分合計で、均等割が6万1,626円、平等割が4万274円、所得割が14.43%となっております。

以下、いただきました質問は、教育委員会教育部長等が答弁をいたします。

○教育長（西森廣幸） 体育館への仮設教室の設置についての御質問でございました。今回、山川小学校の校舎につきましては、校舎西側の普通教室棟やトイレ棟、北側の管理教室棟、東側の特別教室棟の外壁・内壁の改修をはじめ、窓や床の改修、電灯のLED化を実施する予定であります。このほか、普通教室の黒板の取替えやかばん棚の改修、管理教室棟への教職員トイレ、更衣室の新設をはじめ、理科室や家庭科室、図工室など、特別教室の全面的な改修もすることといたしております。全面的に改修をすることから、どうしても体育館にこの6教室を仮設で設置しなければならないところでございます。まず、7号棟から工事を始めますので、その部分に6教室がございしますが、その部分を体育館に6教室仮設を設置して工事をスタートすると、そういったことで体育館にどうしても仮設をしないといけない、そういった状況でございます。

○12番議員（吉村重則） 障害者控除対象者認定制度について、審査会の中で主治医が判定して、その軽度、重度の判定をするんだと。この介護認定をされた方が全員、この控除の対象になるのかどうか。その対象の範囲はどのようになるんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 障害者控除対象者認定制度の判定基準に該当する対象者としてしましては、市内の65歳以上の方のうち、要介護認定を受けている方の主治医意見書により判定した結果、昨年末時点において3,020人であり、この人数に、要介護認定を受けていない方で障害者控除の対象となる方の人数が一定数加えられると考えております。その中で、障害者控

除対象者認定書の申請があった件数につきましては、昨年度実績で49件、今年度は2月末時点で22件あり、申請については全て障害者に準ずる認定とし、その旨通知を行ったところでございます。

○12番議員（吉村重則） 対象者として3,020名の方が対象者になると。その中で昨年度が49名、今年度が22件申請があったと。それ以外の人については、どのように、この対象になるかについて告知しているんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 障害者控除対象者認定制度につきましては、平成18年9月に指宿市障害者控除対象者認定事務取扱要綱を制定し運用しており、制度の周知につきましては、これまでホームページによる周知、住民税の申告会場での説明等を行っております。なお、この制度は本人及びその方を扶養している親族の方についても、所得税及び住民税が減額となる可能性があることから、今後につきましては、税の申告時に合わせ広報紙による広報を行い、市民の皆様幅広く周知してまいりたいと考えております。併せて、市内の居宅介護事業所及び介護施設のケアマネージャーの方々に制度の周知及び活用を呼びかけていただくよう依頼したいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 介護認定を受けている方については、主治医の審査会があるわけですよ。本人が主治医と面談をする中で、主治医が後日、この介護度について判定を下すわけですよ。その面談をしているときには、本人については、この対象になるかならないかについては、分からないわけでしょう。

○健康福祉部長（西浩孝） 介護認定を受けている方で、認定を受ける際の主治医意見書が市に保管されております。その主治医意見書の項目によりまして認定の可否については市が判断をしております。主治医意見書の判定項目のうち、この項目がどの程度なら障害者認定、更にこれ以上なら特別障害認定といった審査を行うために、特に市においては面談は行わず、認定の可否を行っているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 介護認定について、後日、本人に告知しないんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 認定を受けられた方に対しては、認定の通知を行っております。

○12番議員（吉村重則） その認定を通知をしている中で、あなたは対象になっていますよと、この障害者控除対象認定の対象になっていますよということは、知らせることはできないんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 認定のその通知の中には、障害者控除の制度に該当する旨の通知はしていないところでございます。

○12番議員（吉村重則） なぜそれはできないんですか。

○国保介護課長（寺田昭宏） 認定結果を通知する場合は、時期が申告時期と極端に違ってくることがありますので、その時点では結果通知についてはですね、その認定者の更新時期が異

なることからですね、今のところ、その障害者の対象者認定の結果については通知を出して
おりません。

○12番議員（吉村重則） 本人にしてみれば、それがこの対象になるのかならないのか、この
辺が全然分からないんですよ。だから、もし告知できるんだったら、その認定のときに、
あなたは控除対象認定を受けられますよということを伝えるべきじゃないですか。

○健康福祉部長（西浩孝） この制度は認知症度、又は寝たきり度が一定以上の方が対象であ
り、御本人の周りの家族等の方への周知も必要であると考えられることから、広報紙への掲
載と併せ、担当ケアマネージャーの方々が制度を理解し、本人及び家族に制度の利用を勧め
ていただくことが、制度の周知方法としては有効ではないかと考えております。そのほかの
制度の周知については、限られた予算の中で、より効率的、効果的な方法を検討してまいり
たいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 対象者3,200名いながら、実際申請しているのは、今年は22名、1%
にも満たないんですよ。この税申告のときに使うことによって、所得税とか保険料なんかに
も作用してくると思うんですよ。こんな無責任なやり方でいいんですか。3,020名の方が対
象になるんだったら、認定度を告知する時点で公表すべきではないんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 繰り返しになりますが、御本人の周りの家族、家族の方々への周知
が必要であると考えておりますので、広報紙等も併せ、担当ケアマネージャーの方々に制度
を理解していただき、制度の利用を勧めて行くことが有効ではないかと考えております。

○12番議員（吉村重則） いろんな告知の方法はあると思うんですよ。認知度がある場合にお
いては、どうしても本人だけじゃなくして、やっぱり、家族も立ち会った中で認定度の通知
はすると思うんですよ。申告とかけ離れているからどうのこうのじゃなくして、その時点
で今後検討する方向はできないんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 認定の通知の中で、合わせて障害者控除に該当するかどうかとい
うことは、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○12番議員（吉村重則） 是非、認定度の告知の時点で、この認定控除の対象者であること
を、今後、前向きで検討していただきたい。

次に、山川小学校の件について、この仮教室をなぜ体育館に設置しなければならないの
か、その根拠は何ですか。

○教育部長（下吉一宏） なぜその体育館に仮設教室を設置するのかということですが、
例えば、プレハブを新たに設置する工法もあるわけですが、そういった場合におきましては、
なかなか事業費も大きくなるということですが、今回の仮設
置につきましては、後のその使った材料も有効活用できますので、そういったことからも体
育館の方に仮設の教室を設置したということですが、

○12番議員（吉村重則） プレハブ教室を造ることには多大なお金が掛かるから、できないと

ということなんですか。

○**教育部長（下吉一宏）** できないということではございません。

○**12番議員（吉村重則）** 大成小の保護者の方々と、いろいろ懇談をしました。その中で、なぜ体育館でしなければならないのかと。この件については大成小のPTAの保護者の皆様に説明会とか、了解を得ているんですか。

○**教育部長（下吉一宏）** 委員会の中でも説明をさせていただきましたが、昨年11月に大成小学校PTA主催で開催した学校再編に向けた説明会や、12月に4小学校のPTA合同で開催した新生山川小学校のPTA組織に関する協議、また、定期的に行っております、市望ましい学校づくり調整会議などにおいて、随時校舎改修につきましては説明をいたしておりますが、そのときにこの体育館に仮設教室を設置することに対しまして意見とか反対とか、そういったものはなかったところがございます。

○**12番議員（吉村重則）** この大成小の改修だけについて、スクールバスの関係もあるでしょうし、駐車場からどういうルートで大成小の方に入るとか、校舎にそういう改修、体育館の仮教室なんかについて、大成小だけの保護者に向けて、そういう説明会は開かれたんですか。

○**教育部長（下吉一宏）** この体育館を使った改修につきましては、学校の方からも大成小学校の皆さん方には説明がされていると聞いております。その場合におきましても、特にその異論とか、そういったものは出なかったと、校長先生からは伺っております。

○**12番議員（吉村重則）** 私は、校長、教頭と懇談をしました。プレハブを造ることに議会で造ったらだめだという、教育委員会の方からそれを言われたんだと。校長からも教頭からも聞きました。いつの議会で、どのような議決とか、議会でどういう審議がされたのか、それを示してください。

○**教育部長（下吉一宏）** この事業費につきましては、補正の第10号で提案をさせていただいております。それにつきましては、委員会でも審査がございましたし、その中で吉村議員からはプレハブについては、体育館の仮設ではなくてプレハブの方がいいと、そういった趣旨の質問もございましたが、特にそれ以外についての委員さんからの指摘、反対、そういったものはなかったと思っております。

○**12番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、プレハブを造ったら多大なお金が掛かるから、こういう無駄なことを議会でするなということ、教育委員会は校長とか教頭に言っているんですよ。何の議会でそういうことが決められているか、そこを答弁してくださいよ。

○**学校整備室長（中島裕一）** いろいろこの校舎改修にあたって様々なことにつきまして協議をするわけですが、そのプレハブ、仮設教室についてもお話をさせていただいたところがございますが、過去におきまして、このプレハブを建てて工事をすることに対して、議員の方からいろいろ御意見があったということをお伺いしました。それで、そういったことも

参考にしながら協議を進めて、このような形で今回、体育館の方での仮設教室という形に予定としているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 　いつの議会で、どのような議決をしているのか、そこを示してくださいよ。

○学校整備室長（中島裕一） 　議会でそういった議決があったというわけではなくて、そういうプレハブを建てて工事をしたことに対して、後ほどそういったいろんな方からプレハブで行うのはどうなんだろうかという話が出たという事の意見をいろいろ参考にしながら、過去の経緯等も含めて今後、大成小の場合についてもどのようにしたらいいかということで協議しながら進めていったところでございます。

○12番議員（吉村重則） 　委員会で審査をするときに、何もその辺は説明してないじゃないですか。大成小に行ってもらってきました。体育館の改造の中身について。この中で、1年生が2組、5年生が2組、2年生が2組、体育館に教室を造るんだと。あと始業式とか終了式については、近くの図書館を利用してするようにという、こういう資料まで大成小には出していて、何で議会の審査のときに、こういう資料は出さないんですか。議会軽視じゃないんですか。一方的なやり方ですよ。ちゃんとした議会で、そういう校長、教頭にしても、議会が決めたんだから、教育委員会が言ったんだから、体育館でやるしかない、そういう捉え方をしているんですよ。私たちも知らないですよ、議会でそういう意見があったとか。その辺をちゃんと校長なんかははっきり言いましたよ。ちゃんと説明してくださいよ、ぼやけていますよ。議会でそういうことがあったから、体育館を改良するんだということをはっきり言っているんですよ。議会であったことをちゃんと答弁してくださいよ。校長とか教頭にちゃんとそういうことを言っているんだしたら、当然できるわけでしょう。

○教育部長（下吉一宏） 　ただいま資料を出していない、議会軽視であるという発言がございましたけれども、私どもはこの委員会の中で、どういった工事をする、こういった仕組みですということとは口頭で説明をしてございます。それで理解をされていると思っております。もしそこで図面がほしいのであれば、そういった図面の資料請求もしていただくべきかと思えます。

○12番議員（吉村重則） 　私の答弁に答えてくださいよ。議会でちゃんとそういう取り決めをしたということを、校長、教頭には言っているわけだから、それを何で言えないんですか。

○学校整備室長（中島裕一） 　申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、過去の経緯の中でそういう意見がありましたということで、そこを踏まえながらどのようにしたらいいかということで進めていったところでございますので、そのときに、議会の議決があったからとか、そういうようなことは言っていないものと思っております。

○12番議員（吉村重則） 　資料の問題については、大成小の方にはちゃんとこういう資料を出していないながら、何で議会の審査のときに、こういう資料は提出できないんですか。大成小に

は出しているながら、議員の人たちは知らないですよ。終了式とか始業式を図書館でしてくださいということも、はっきり書いていますよ。

○学校整備室長（中島裕一） 今、お手元に持っていらっしゃる資料につきましては、学校とうちの事務局と協議をする中で、こういった形で進めていったらどうだろうかということで、あくまでも予定の中で示しているところでございます。こうするというふうな決定というか、あくまでも予定ということでございますので、一応これについては今後、いろいろな様々な、いろんな契約があったりとか、業者等の打ち合わせ等があったりして、その都度、その中身については変わるのではないかと思いますけれども、今のところこういう予定ではどうだろうかということで協議を今現在も進めているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 予算審査の中でやるわけですので、予定であっても、ちゃんと出すべきですよ。

次に、大成小の校舎は今年で耐用年数が切れますよね。

○教育部長（下吉一宏） 大成小学校につきましては、3号棟、7号棟、15号棟、26号棟でございますけれども、その中では一番古いのが7号棟でございます。西側の教室でございますが、昭和34年度に建築がされておりますので、築60年ということになります。ほかの建物につきましては、59年、42年、30年と、そういった耐用年数の経過の状況でございます。

○12番議員（吉村重則） 西側の校舎については、耐震工事を、補強工事を行っております。本校舎については、耐震補強工事はされていないんじゃないですか。

○教育部長（下吉一宏） 耐震審査をしなければならないものについては、全ての学校が耐震の工事は行っております。

（発言する者あり）

○教育部長（下吉一宏） ただいま申し上げましたが、耐震工事をする場合においては、耐震の基準に合致しているかしてないか、合致している場合においては工事は必要でないわけですので、その本校舎については診断の結果、必要なかったということではなかったというふうに理解をいたしております。

○12番議員（吉村重則） 本校舎の方が今年で59年と、さっき答弁だったと思うんですけど、これまで本校舎は建設してから、その後、補強工事とか、何かされてきているんですか。

○教育部長（下吉一宏） 昭和61年に大規模改造を行っております。また、平成27年度に屋上の防水工事を実施いたしております。

○12番議員（吉村重則） 昭和61年に大規模改造をしているということですけど、その後、大震災なんかも起こっていて、建築基準法は変わってきていると思うんですけど、その基準はどういう基準なんですか。耐震審査をして基準に合致しているから補強工事をしなくてもいいという説明だと思うんですけど、その基準そのものはどういう基準になっているんですか。

○教育部長（下吉一宏） 今手元にですね、ございませんので、数値的なものは言えませんが、

耐震の基準の数値がございますので、その数値を下回った場合においては耐震補強をするということになっていきますので、この校舎につきましては、耐震診断をした結果、その数値を上回っている、そういった状況でございましたので、耐震の工事はしていないと、そういった状況だと考えます。

○12番議員（吉村重則） その基準について、示してくださいよ。非常に大事な部分なんです、ここは。

○教育部長（下吉一宏） 調査に時間を要しますので、時間をいただきたいと思います。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

○教育部長（下吉一宏） この件につきましては、先般の補正第10号の委員会の中で、吉村委員から質問があった内容と一緒にございます。その中の答弁もいたしていますが、国土交通省ではIS値が6以下であれば耐震補強工事が必要とされているが、文部科学省ではIS値7以下について耐震補強工事をするようになっているということで、平成27年度までに全ての耐震工事が終わっているところでございます。そういった答弁も委員会でいたしております。

○12番議員（吉村重則） 何でこういう質問をしているかと言ったら、いろんなところで説明会をしているけど異論がなかったと、さっき答弁いたしました。だけど、耐用年数が59年、60年になっているというところに、保護者にとっては大事な子供たちを預けるわけですよ。そのときに、大事故が起こったときに、一般の人だったら耐用年数がきたら、校舎も本当、危険な状態だと捉えてしまうんですよ。だからこそ、大成小で保護者を集めて保護者の了解を得た中で、耐用年数がきている校舎でも大丈夫なんですよと、了解を得た中でやらない限り、危険なところには子供を預けることはできない状態ですよ。だからこそ、大成小の保護者呼んで納得してもらった中でやるべきじゃないんですか。

○教育部長（下吉一宏） この法定耐用年数と建物の寿命の関係につきましては、昨年の議会の中でも説明をさせていただきました。耐用年数というのは減価償却の計算に使用されている財務省が定めたものであり、実際の建物の寿命とは違うわけでございます。建物の寿命につきましては、これももう何回か説明をさせていただきますけども、財団法人建築学会の資料によりますと、鉄筋コンクリートの建物は70年から80年と、使用が可能とされています。また、大規模改修工事や長寿命化工事などを実施することによって、更に建物の寿命は延びるとされているところがございます。この件につきましては、るる議会でも議員の皆さん方にもそういった答弁をさせていただいておりますので、議員の方からもそういったことの説明があった方がいいのかなと、そういった率直に思うところがございます。耐用年数で議論するのではなくて、やはり建物の寿命というのがありますので、その寿命で議論をすべきだと考え

ております。

○12番議員（吉村重則） 私は委員会でも聞いています。保護者は聞いていないんですよ。誰が責任を取るんですか、事故が起こったときに。保護者に対して教育委員会は説明をしない。事故が起こったときに、誰が責任を取るんですか。どんだけ大丈夫大丈夫と言っても、事故は起こるんですよ。だからこそ、ちゃんとした保護者への説明が必要じゃないんですか。それでもこのまま強行していくんですか。

○教育部長（下吉一宏） 事故があったとき、誰が責任を取るかということでございましたが、現に瑕疵があったものが、我々行政側がほっといて事故があった場合については、それはもちろん責任があるでしょうけれども、現在において、その問題というのはいらないところがございます、保護者への説明がということでございますが、必要であれば、今後もまた理解いただくために説明をして事業を進めてまいりたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） あなたは本当、根本が分かってないんじゃないですか。教育委員会が保護者に説明をして、保護者が納得して、初めてやるべきであって、議員の問題じゃないですよ。大切な子供さんを小学校に預けるんですよ。安全だったから大丈夫なんだと、だけど事故が起こったらどうするんですか。親が、保護者の皆さんが理解をした中で、納得した中で校舎をちゃんと改修してやるんだったらいいですよ。保護者にはこの点については全然説明していないんじゃないですか。

○教育部長（下吉一宏） 議員がおっしゃいます保護者の理解がないとだめなんだということでございますので、理解を得るようにちゃんと説明をしてまいりたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 保護者の理解が得られなければ、この改修工事はしないということでよろしいんですか。

○教育部長（下吉一宏） 理解を得るように努力してまいります、やはり、この大成小学校におきましては、再編をしようが、再編をしまいが、もう外壁等、そういったものもございまして、その大規模改造をする時期にもきておりますので、是非この事業を進めたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 耐用年数が来ている中で、改修をして、保護者の皆さんがとんでもない話だと、納得はできないとなった場合には、新しい校舎を建てたりとか、そういうことになるんですか。

○教育部長（下吉一宏） 納得いただくように説明をしてまいりたいと思います。

○12番議員（吉村重則） 本当、この問題については、やっぱり、保護者の皆さんが大事な子供さんを小学校に預けるわけですよ。教育については現場の教員の皆さんが一生懸命取り組んでもらっています。だけど、校舎については手の付けようがないんですよ。だからこそ親の理解がなければ、私はすべきでないし、議会にかけるときには、ちゃんと親に説明をして、親が理解をされた中で議会にかけて、ちゃんと工事を進めていくという立場を取るべき

だと思うんですけど、やっぱり、今後もこのような方向で教育委員会が主導を取って、保護者の意見なんか取り入れないという方向でやっていくんですか。

○教育部長（下吉一宏） 先ほども申し上げましたが、これまでも説明会をしてございますし、また、調整会議の中でもるる説明をして理解を得るようにしておりますので、今後におきましてもそうした説明をして、理解を得ながら事業は進めてまいりたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 市長、本当にこういう耐用年数が来ている、保護者してみれば大切な子供さんを学校に預けるんですよ。だからこそ、耐用年数が来て大丈夫だと納得をさせる方向でやらなければ、責任問題が市の方に出てくると思うんですけど、市長はどのように考えているんですか。

○市長（豊留悦男） 議員のおっしゃる学校、いわゆる教育活動において安全性、それが担保できない以上は、様々な教育活動に支障が出るだろうと思っております。そういう意味で、現在、校舎等が耐用年数、そして大規模改造等を含めて、子供たちにとって教育が安全な場でないとなれば、これは現大成小学校は利用できないことになります。具体的に改修等をした後、そういう危険性が予知できるのかどうか、そういうのは判断基準の大きな争点になるかと思っております。そういうこと等を説明をしながら、せっかく新しい山川小学校として出発するのであれば、保護者の理解を含めて、地域の方々の協力もいただかなければならないと思っております。教育委員会がこれまで努力をしてきたその成果は認めつつも、今、吉村議員から様々な意見が出ましたので、保護者理解に努めるよう、教育委員会だけではなくて行政、いわゆる首長部局も努力をすべきだと、今、るる質問をいただいた中で感じているところでございます。この大成小学校、これは今後の学校再編の大きなモデルになるであろうと考えておりますので、保護者の理解に努めるよう市当局、つまり首長部局も努力をしてまいりたいと思っております。

○12番議員（吉村重則） あと1点、体育館に6教室を設置するとなった場合に、先日、大成小に行ってまいりました。ちょうど卒業式の準備で5年生の皆さんが椅子を並べたり、ないやかいややっていました。もうすごい反響なんですよ。そこに6教室入れる。しかも1年生は4月、5月は教室で授業を受け、6月以降については体育館で受けるとなった場合には、現場の教員の皆さんに言わせたら、とてもじゃないけど教室の決まりを今やっただけなのに、今度は体育館の決まりとなった場合には、とてもじゃないけど授業はできないと。しかも委員会の中で審査をする中で、支援の必要な子供さんが平成元年度は190名ぐらいだったものが、令和2年には300名に膨れ上がるんだと、そういう支援の必要な子供さんが、本当に体育館6教室の中で、それぞれの学年におられるわけですよ。そうやって、本当に授業ができるのかと。だから、例えば、山川中学校の校舎には相当な空き教室と言ったらないと言われるかもしれないんですけど、相当なものがありますよ。例えば、工事の期間だけ山中を利用するとか、そういうところでは市長、考えられないんですか。

○教育部長（下吉一宏） 体育館の方に仮設教室を設けることにつきましては、これまでも学校長と十分協議をした中で計画をしたところをごさいます、特別支援学級につきましては体育館内には設置しないと。今、議員が言われる普通教室にも、そういった方がいらっしゃるんだということをごさいます、丹波小学校におきましても、オープンスペースの学級でございすが、そういった中で、現に支障があるということについては、伺ってないところをごさいます。

○12番議員（吉村重則） 体育館と丹波小は新しい校舎になるわけでしょう。体育館とは段違いですよ、反響の仕方が。だから、地域の皆さんにも話をしても、そんなばかなことは考えられないと、何でサッカー場には25億から投資するのに、子供のための教育に対してそんな予算を削ってしまうのかと、いろんな人から言われます。そういう本当に現場の声、子供さんたちの声、こういうことに対しては全然耳を貸さないと、校長とちゃんと審議をしているから、校長とはやっているから大丈夫なんだと、こんなばかげたことが通るんですか。

○教育部長（下吉一宏） 繰り返しになりますが、これまで学校といろいろ協議をして、そういった計画にしております。現に、問題が発生した場合においては、その都度いろいろな対応策を考えて、この2カ月間をごさいますので、やっていきたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） 2カ月間で終わるんですか。9月までという話は委員会でも出ていると思うんですけど、6・7・9月、3か月になる、8・9月まで4か月の中で開始はされるんじゃないですか。本当に体育館に、時間の関係がありますので、体育館については、もうこのまま強行するんじゃなくて、本当に保護者の理解を得るために説明会を開くと言われましたので、保護者の意見を尊重してプレハブも検討するか、それとも山中のそういう校舎を一時的に3か月ぐらい利用させてもらうとか、そういうことを検討すべきではないんですか。この点については、もう時間の関係で、もう先の方に行きますけど、保護者の意見を尊重するかどうか。それとあと、放課後児童クラブについて、どのような運営体になっていくのか。

○教育部長（下吉一宏） 保護者の御意見等も伺いながら、理解を得ながら事業は進めてまいりたいと思います。

○健康福祉部長（西浩孝） 山川地域に設置される予定の放課後児童クラブの運営委員会の構成につきましては、各地域の代表者、PTA関係者、小学校代表者、支援員代表者等を想定をしているところをごさいます。

○12番議員（吉村重則） この児童クラブの場合は支援員の皆さんが、学校の場合は学校の決まりがあって子供はそうでもないんだけど、家に帰ったら親との決まりがあると。この児童クラブについては、もう本当、そういう決まりがないもんだから、子供たちがもう本当、大変な状態になって、支援員が大変だという話も聞いております。そういう面から考えれば、今、保育園なんかで児童クラブなんかも取り組んでいますよね。そこの交流を深めながら、今後の運営体については検討すべきではないかと思うんですけど、その辺はどのように

考えますか。

- 健康福祉部長（西浩孝）** 運営委員会の中で、議員言われるとおりの協議がなされていくものと考えております。
- 12番議員（吉村重則）** 次に、国保税について、標準保険税率について、もうちょっと詳しく説明をお願いします。
- 健康福祉部長（西浩孝）** 平成30年度の制度改革以降、国及び県は、毎年度国民健康保険税の標準的な税率を参考として示すこととなっております。標準保険料率は、都道府県統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、算定方式については3方式となっておりますのでございます。この標準保険料率は一般会計からの法定外繰入、財政調整基金からの繰入、低所得者に対する軽減措置などは反映されずに積算したものでございます。
- 12番議員（吉村重則）** 標準保険料率について、この法定外繰入とか、財政調整基金からの繰入とか、低所得者に対する、この分は省かれるとなった場合には、そのまま国保税が市民の方に反映されるということになるんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝）** これはあくまでも先ほど申し上げたように、低所得者に対する軽減措置等は含んでおりませんので、例えば、この標準保険率を採用したにしても、実際は低所得者の軽減措置等が入ってくるわけですので、必ずしもこの保険料率になるということではないと認識しております。
- 12番議員（吉村重則）** 来年度4月以降については、4方式が3方式に変わってくると。資産割の分が3方式の方に上乘せされるわけですね。それと、法定外繰入が前年度、令和元年のときは1億2,000万あったものが、来年度は9,000万となる。こうなつた場合は、国保はどんどん上がっていくということになるんじゃないですか。
- 健康福祉部長（西浩孝）** 令和2年度におきまして国保税の算定方式を4方式から3方式に改定いたしますが、4方式の場合の調定賦課総額と3方式の場合の調定賦課総額がほぼ同額となるよう改定を行うものでございますので、一般会計から法定外繰入を減額し、その減額分を補填するような国民健康保険税の税率改定は行ってはいないところでございます。
- 12番議員（吉村重則）** 法定外繰入が減額された、補填はどこから補填されるんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝）** 歳入の確保につきましては、国・県からの補助金等もございしますが、あと不足する分につきましては財政調整基金を繰り入れるということにしております。
- 12番議員（吉村重則）** 令和5年度になれば、この法定外繰入をやめるという計画であるということが委員会でも出されたわけですけど、今後もその財政調整基金の方から、その分は補充されるということになるんですか。
- 健康福祉部長（西浩孝）** 財政調整基金につきましては、毎年度の決算におきまして繰り越しが幾らあるかで、財政調整基金の額も変わってくると考えております。できるだけ繰り越し

が多く残し、財政調整基金に積み立てができるようにしたいというふうに考えております。

○12番議員（吉村重則） 私が聞いたのは、今後、ずっと財政調整基金から繰り入れがされるのか。それと、この法定外繰入を、これは強制になるんですか。どうしてもこれを守っていかなければならないのかどうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 今回の制度改正におきまして、国保の運営主体は県となっております。この県が定めた運営方針は策定しており、私ども43市町村はこの運営方針に沿って国保の運営を図っていくべきものというふうに考えております。

○12番議員（吉村重則） 今、国保税がどういう状態か、本当に働いても税金を納めるために生活ぎりぎりの状態なんです。限界に近付いているんです。国保税の納付負担率が自営業者にしても、農家にしても、大変な状態になっているんです。地方自治は市民の暮らし、国の悪政の防波堤になって、暮らしを守るのが行政の仕事じゃないんですか。

○市長（豊留悦男） 議員のおっしゃることはよく理解いたします。国保特別会計というのは健全化、つまり、国保会計というのは、赤字を出さないような財政運営というのは目標であります。そのためには市民が健康で、やはり、病気にならずに健康で長生きをするという、その施策の中で、この医療費を削減しながら国保税の健全化に努めなければならない。それが市の国保税に対する考え方であります。国保税が枯渇した、いわゆる財調が枯渇したときもありました。非常に厳しい財政運営をしていたからこそ、法定外繰入という、これは決してこの法定外繰入というのを否定するものでもありませんけれども、できるならこの法定外繰入をしないで健全運営ができるような、そういう努力をしてきたつもりであります。国保税、医療費が増減する、つまり、増えることで法定外繰入が必要だ、減ることで法定外繰入をできるだけしないというような、そういうときの市民の健康状況によって、それは変わってくるわけであります。つまり、その時々状況に応じて財調から繰り入れたり、又は財調に積み立てたりしながら、今後の国保会計の健全化は目指すべきだと思います。つまり、法定外繰入という、それを前提にした国保特別会計の在り方というのは、極力避けたいというのは、私の考え方であります。

○12番議員（吉村重則） 国保会計の観点からすれば、そのようになるかもしれません。しかし、市民の負担からすれば、結局納められなかったら差押えとか、それだったら昨年、差押えは何件ぐらいなされているんですか。

○市民生活部長（鶴本八郎） 議長、すみません、しばらく調査に時間を割かしていただきたいと思っておりますので、お時間をいただきたいと思っております。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 平成30年度の実績でお答えをさせていただきます。全税目につきましてで答えさせていただきます。平成30年度では件数といたしましては301件の差押えを実施しておりまして、換価された金額といたしましては1,272万円となっているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 30年度について、301件の1,272万、差押えをしていると。差押えられた方については、例えば、生命保険とか、いろんなものでされていると思うんですよ。そうしたときに、今後影響が出てきているんですよね。実際、信頼関係が失われて大変な状態になっていると。税務課の方はとにかく徴収しさえすればいいと。本人にしてみれば、経営が困難な中でそういう影響も出ているのが事実なんですよ。国保税が高すぎて払えない人がどんどん出てきますよ。今年なんか、農家は異常気象で例年だったら3月まで収穫があるんだけど、大体2月の初めにはもう終了している方が多いんですよ。3月分が自分の生活費として残るか残らないかの状態なんですよ。そういう中で税金も4方式が3方式になることによって限度額は96万だったものが99万に値上がりをするような方向になっているじゃないですか。100万ですよ。とんでもない、本当言って払っていける状態じゃないんですよ。だからこそ、今後、法定外繰入をやっていけば、どんどん払えない人が増えて差押えされて、経営も成り立たん状態になるんですよ。だからこそ法定外繰入は強制じゃないんだったら続けるべきじゃないんですか。

○健康福祉部長（西浩孝） 先ほども申し上げましたように、県の運営方針で概ね5年度以内に法定外繰入は解消をします。私どももこの計画を策定し、今、削減に取り組んでいるところでございます。また、その所得の部分につきましては、国保制度の中で7割、5割、2割軽減等の措置もございますので、そういうところで対応してまいりたいというふうに考えております。

（発言する者あり）

○健康福祉部長（西浩孝） 再度、御質問をいただいてよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） ただいまの反問については、これを許可します。

○12番議員（吉村重則） 本当言って、農業経営も大変な状態です。自営業者にしても、今回補正予算で7千何百万の臨時の経済対策のために補正予算が出ていますけど、本当言って、自営業者も農家も大変な状態の中で、今後、法定外繰入が令和5年にゼロになった場合に、それが保険税として返ってきたら、今以上に値上がりをしていくと。そうなったらもう払える状態じゃないんですよ。強制じゃないという答弁をいただいております。法定外繰入は強制じゃないんだということ答弁もいただいております。だからこそ法定外繰入はそれなりに残すべきじゃないのかという質問です。

○議長（木原繁昭） よろしいですか。じゃあ、答弁をお願いいたします。

○健康福祉部長（西浩孝） 法定外繰入につきましては、県の運営方針に沿って令和5年度までに解消を図っていくということで考えているところでございます。

○12番議員（吉村重則） 今年の場合はコロナウイルス感染症、それと消費税10%、この異常気象でかなりの影響が出ています。試算分が6,700万ぐらいあります。この分について、経済対策として取り組む意思はないのか、市長に答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） 国保会計については様々な意見があります。現在の社会状況、そして経済状況を踏まえて、いろいろ今後検討をしなければならないことも想定をされるところであります。繰り返し申し上げますけれども、国保会計においては法定外繰入というのは、できるだけ少なくして健全化を目指す。それは、考え方は私も吉村議員も一緒だろうと思います。その根底として経済状況、生活状況を考えた上で、この法定外繰入というものは考えてほしいというのが吉村議員のお考えだろうと思います。つまり、この国保会計の健全化のために本市においては南薩4市比べたときに、国保の納税率が低いとか、様々な税の問題、納税の問題もあります。つまり、みんながこの国保税の重要さを認識しながら健全化を目指してまいりたいというのが私の考え方もあります。法定外、読んで字のごとく、税の在り方として、繰り入れの在り方として、この法定外繰入というのは国保関係者、いわゆる国保納税、その関係者にとってはありがたいのかもしれませんが、もちろんありがたいからやっているわけですけれども、その対象とならない人たちの分も考えていかなければ、法定外繰入の在り方というものについて、やはり、今後、いろいろな人の意見を聞きながら対応しなければならない、そう思っているところであります。

（発言する者あり）

○市長（豊留悦男） 県がこの国保税の主体として今動いておりますので、本市だけでの判断はできないだろうと思います。経済状況、今回のコロナウイルス、社会状況もありますので、これは指宿がこうするということとは言えません。そういう意見があるということは、会議の中では伝えてまいりたいと思います。

○12番議員（吉村重則） 学校改修問題についても、保護者の声を十分検討した中で、今後、取り組んで行っていただきたいと思います。以上で、終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○2番議員（東勝義） おはようございます。2番、東勝義です。今回は二つの項目について質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

一つ目の質問は、指宿市消防団組織についてであります。私事ではありますが、24歳のと

きから17年間、現在の山川方面隊である成川消防分団に所属し、数多くの建物火災や原野火災の消火活動、行方不明探しなど、様々な経験をしました。また、ポンプ車と小型ポンプ操作を競う大会においては、県大会まで出場した辛かった思い出もあります。しかし、何より消防団に入団して良かったことは、すばらしい先輩や後輩との絆を結べたことです。今でも成川分団に入団して良かったと、幸せに思っております。日々の忙しいお仕事の中、団員として活躍される皆様には心から敬意を表します。今後も予防消防に努めてまいりますようお願い申し上げます。

それでは、まず一つ目です。指宿市消防団規則によって団員の定数が決められておりますが、定員割れであれば何人で、定員を維持するためにどのような対策を取って対応しているかお答えください。

次に、二つ目の質問ですが、サッカー・多目的グラウンドについてであります。昨日も同僚議員が質問をしており重複するかもしれませんが、よろしく御対応ください。この事業については、現在でも市民の皆様方から様々な御意見をお聞きします。以前にも一般質問をさせていただいたことがあります。今年12月完成予定ということなので、再度この事業の内容について質問させていただきます。

まず、サッカー・多目的グラウンドの総事業費の財源内訳と指宿市の負担額はどれくらいになる予定か、お答えください。以上で、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 長年、指宿市の成川分団の団員として活躍し、地域住民の生命、財産を守るための活動をしていただいたこと、それに関しては心から感謝を申し上げます。やはり、消防団の在り方を含めて、現在、団員の定数の維持というのは極めて困難な状況でもあります。令和2年2月1日現在で条例定数が564人であります。実団員数は511人で、53人の欠員となっているところであります。市では、消防団に対する理解を深めていただくため、広報紙への掲載や店舗等へのポスター掲示などによって団員の募集に努めているところであります。また、消防団や消防後援会等に団員勧誘の依頼をしており、女性消防団による広報活動を実施するなど、積極的に団員確保を行っているところでもあります。団員確保が進んでいない理由としては、会社員等の増加に伴い、昼間の活動が難しいこと等が考えられます。このような状況を踏まえて、火災等の災害に対して、現場で不足する消防力等を補完するため、消防団員及び消防職員OBの方がこれまでの豊富な知識や技能等を生かして消防団の活動に携わる機能別消防団員制度を令和2年度から開始する予定となっております。

次に、サッカー場についてであります。サッカー・多目的グラウンド整備事業の総事業費は、議会におきましてもお示ししているとおおり約25億4千万円を予定しております。財源の内訳につきましては、まだ確定はしていないところですが、現時点での見込み額で申し上げます。合併特例債が約22億4千万円、県の地域振興推進事業補助金が1億円、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金が4,800万円、日本サッカー協会の施設整備助成

金が1千万円、その他寄附金等が約2,700万円、市が負担する一般財源分が1億1,700万円となっているところであります。また、合併特例債の償還に係る交付税措置分を相殺いたしますと、最終的には、実質的な市の負担額は総事業費の約3分の1となるところでございます。

○2番議員（東勝義） ただいま説明を受けました。機能性別消防団員という機能性ということについて、どういう機能なのか、詳しくお答えください。

○総務部長（有留茂人） 指宿市消防団機能別消防団員というのでございますが、これにつきましては、消防団長は火災等による市民の生命・身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するため、知識や技能等を生かして現場で不足する消防力等を補完するというふうなことで、今回定めようとするものでございます。職務につきましては、昼間における消火活動、それから、大規模災害時における災害防衛活動及び災害警戒活動、その他消防団長が必要と認める活動というふうなことを考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） 私は消防経験者としてですが、この機能別というのは、多分、ポンプ車及び小型可搬の操作ができる方ではないかと思っていたんですが、それではないんでしょうか。

○総務部長（有留茂人） この機能別消防団員になる要件を満たす方ということでございますが、これにつきましては、消防職員又は消防団員の経験を5年以上有し、機能別消防団員として必要とされる知識及び技能を有することとしております。また、ただし、団長が特に必要と認めるものは、この限りでないということにいたしておりますので、5年以上経験を有しているというふうなことで、知識及びその技能を有しているというふうな方をお願いをしたいというふうに考えているところでです。

○2番議員（東勝義） では、この機能別というのは各分団長の判断ということで、それで市全体で53人の欠員が、今生じているわけですが、この機能別消防団員と新しく消防団が入団が入ると思うんですが、地区分団で採用して、全て53人の配分をする、各分団ですということでもよろしいんでしょうか、令和2年度から。

○総務部長（有留茂人） 先ほど市長も答弁しましたけれども、53名の方が欠員ということで、各分団におきましては、その分団員の定数というふうなものになるように募集をしたり、市としても広報をしたりとしているところでです。ですので、その機能別消防団員というのは、その分団の定数の範囲内ということですので、入る方も、分団に入る方もいれば、その分団で欠員が生じるというふうな方もいらっしゃると思いますので、その各分団の定数の範囲内というふうなことでございます。

○2番議員（東勝義） 定数の範囲内というのは分かっているんですが、今言われたとおり、満のところと不足のところがあります。その不足のところはその消防分団長の判断で採用するというふうなことでよろしいんですね。

○総務部長（有留茂人） 消防分団と言いますか、最終的には市長の承認を得るというふうなこ

とになっておりますので、その推薦を受けて、市長の承認を得て機能別消防団員と任用をするという形になります。

○2番議員（東勝義） はい、分かりました。条例で定められた定数について、ちょっと質問させていただきます。団員数が18名から35名と、各地区分団で様々ですが、この定数というのはどういう計算方式で行われているのか、その内容についてちょっとお伺いしますが、分かればお願いします。

○危機管理課長（山下秀一） 定数につきましては、地域の状況にもよりますが、まず、消火活動におきまして消防ポンプ自動車等の作業につきましては、最低5名程度の人員が必要なのではないかというふうにいわれております。また、広報活動等もございますので、地域の面積、そういう地域の状況によって定数は定めておりますが、特に何名というふうに数字的に定められてはいないところでございます。

○2番議員（東勝義） ということは、各分団で定数の見直しというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか、今のところ定数の見直しはされないのでしょうか。

○総務部長（有留茂人） その定数というふうなものも、今ですね、指宿市消防団充実強化検討委員会というのがありまして、団長を委員長としてする会議がございしますが、この中でも今後の消防団の在り方、定数の在り方等について議論をしております。また、その消防各分団の守備範囲といたしますか、その範囲等も今後どうしていくかというふうなことで検討をいたしておりますので、その検討がだんだんと煮詰まってくれば、またその各分団の定数というのも変わってくる可能性はあると思っております。

○2番議員（東勝義） 分かりました。今、ちょっと分団長会議でちょっと話を聞いたんですが、今、運転手、オートマチック車限定の方が多いと。入団をするにしてもオートマチック車しかできないから、なかなか今の消防の車を運転できないという方が多いと聞くんですが、それに対しての対策というのは講じているのでしょうか。

○危機管理課長（山下秀一） 議員のおっしゃられるとおり、オートマ限定の運転免許証を取得しているという団員の方が出てきてまいっているところでございます。他の市町村につきましても、オートマチックの消防ポンプ自動車を導入する、若しくは免許制度に対して、免許の取得に対して補助をするというふうな検討をしている市町村もあるようでございます。また、本市におきましても他市町村の状況を見ながら、また検討してまいりたいと考えています。

○2番議員（東勝義） この定数を守るために一生懸命頑張ってもらいたいと思っております。次に行きます。総務省消防庁が女性消防分団員を積極的に募集しているようですが、ただ、女性消防団員を増員し、組織再編する考えはないのでしょうか。お願いします。

○総務部長（有留茂人） 女性消防団につきましては、地域の分団には属しておりません。本部所属となっており、条例定数13人に対しまして、実団員数は今13人で、欠員なしとなってい

るところでございます。活動内容は火災予防のための指導及び広報活動、高齢者宅などの訪問防火指導、応急手当の普及活動、それから、軽可搬ポンプ操法訓練の実施、その他、団長が必要と認めた活動等としているところでございます。また、応急手当普及員の資格も有しており、消防署の協力により、防災・防火・救急の講習会や敬老会等で寸劇による広報活動を実施をいたしております。本年度2月までで48回の出動というふうなことで、非常に活動をしていただいているところでございます。現在の体制で効果的な活動ができていると考えていることから、現時点では、本部所属の女性消防団員の増員や組織再編をする計画はないところでございます。

○2番議員（東勝義） 私の勉強不足で申し訳なかったです。本部所属の消防団員というのは、すみません、いつから採用されたのか、お願いします。

○総務部長（有留茂人） 指宿市消防団規則の中に本部消防女性消防団として位置付けをしております。今、いつ設置されたかというのは、今のところちょっと資料がないので回答できないところでございます。

○2番議員（東勝義） 分かりました、それはいいです、別に。今、13人の女性消防団がいると。そして、年間48回の活動を行っているということですが、この13人、指宿市全域をこの13人の女性消防団で足りているとお思いでしょうか。お願いします。

○総務部長（有留茂人） 女性消防団員の人数のことだと思いますけれども、その本部付の女性消防団員の活動として、先ほど言いましたように、年間、2月までで48回の出動をしております。非常に寸劇とか、敬老会での防火活動というふうなものについてやっておりますけれども、そういう指宿市全体の防火活動というふうにつきまして、一生懸命やっております。今のところ13名で活動をしていただきたいと思いますと思っております。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。今、説明の中で、軽可搬ポンプ操法の訓練をしているということなんですが、女性消防団員が。これ、私知らないんですが、大会なんかはあるんでしょうか。

○危機管理課長（山下秀一） 女性消防団の操法大会につきましては、今までは全国大会が開催されておりました。それは各市町持ち回りということで開催がされていたところですが、今回、鹿児島県内の女性消防団のある消防団につきましては、ほとんど参加したということで、来年度から女性消防団の県の大会が開催されるというふうに聞いております。

○2番議員（東勝義） 私も可搬したことがあるんですけど、是非見たいと思います。

次に行きます。今、地区分団員の負担を考えると、災害が多発する今こそ、高齢者宅への防火訪問や防災啓発など、女性目線での消防防災活動が必要だと思うんですが、この女性消防団員を地区、地域、各分団に配備するという考えはないでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 消防団員につきましては、指宿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条に規定をしておりますが、一つに、本市に居住をし、又は勤務する

者、二つ目に、年齢が満18歳以上のもの、三つ目に、身体強健なものの、この三つの要件を満たしている方を、市長の承認を得て団長が任命することとなっております。このことから、本部所属の女性消防団とは別に、性別に関係なく、各分団の条例定数の範囲内で消防団に入団できるようになっております。現在、定員割れとなっている分団もあり、団員への負担が増えていることは喫緊の課題でありますことから、今後も女性を含めた消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○2番議員（東勝義） 私は、分団長を経験した関係で、この女性が消防団に入団できるということを、まず知らなかった。今回、質問させていただいて、初めて聞いたもんですから、これ、今の指宿市の方々に、女性の方々に、現の消防団に入団したいとか、現に分団に入団している方がいらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○総務部長（有留茂人） 現時点で分団に、各分団に入団している女性団員はいないところであります。性別に関係なく、三つの要件を満たしている方については、積極的にですね、各分団に入っただけで活動をしていただければと考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） 是非、今から女性の目線でのということで、是非、入団する方が増えてくれればいいかなと思っております。

次にいきます。消防組織の外郭団体として、各地区に防災クラブや婦人防火クラブなどありますが、どのような支援をしているのか、お知らせください。

○総務部長（有留茂人） 本市の幼年消防クラブの組織数は、魚見保育園、みどり幼稚園、成川保育園、利永保育所、開聞保育園の5団体、それから、少年消防クラブの組織数は、今和泉、山川、大成、開聞の4団体、女性防火クラブの組織数は、福元婦人防火協力会、成川区女性防火協力会の2団体となっております。各団体防火活動を活発に行っていております。特に、婦人女性防火協力会におきましては、会長をはじめ会員の皆様、出陣式、それから訓練等に御協力をいただいております、感謝をいたしているところであります。

また、支援につきましては、各地区消防クラブや女性防火クラブが属しております指宿南九州幼少年女性防火委員会につきましては、指宿南九州消防組合の予防課が事務局となっております。コミュニティ助成事業、地域防災組織助成成分ですけれども、このコミュニティ助成事業を活用したはっぴや楽器類の購入をするなど、各団体への活動支援を行っております。本市からは、指宿南九州幼少年女性防火委員会を通じまして、本市の幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブに対して、それぞれ年間1万円の報償費を支出しております。

また、各方面の消防後援会からも助成金が支出をされております。

○2番議員（東勝義） 今、外郭団体としてたくさんの消防クラブや防火クラブが存在し、年間1万円という形で活動をいただいていることは、本当に感謝しなければなりません。成川には全国婦人防火連合会の県会長が存在する関係か分かりませんが、年間活動をとってみても、防火訓練研修会や子供会自主防災非常食研修、簡易トイレ・簡易ベッドの作成実践、ハ

グ訓練といわれる避難所設営の訓練など、年間15回程度活動しているのを聞きました。幼年消防、少年消防のクラブなんかは、教育の一環としてやっているのは分かりますが、こうしてボランティア活動と言えども、このような積極的に活動いただいている団体への報償金が1万円というのは、高い安いという場合じゃありませんが、この報償金について、活動内容について、ちょっと見直しをするという考えはありませんでしょうか。

○総務部長（有留茂人） 支援につきましては、先ほどはっぴやそういう楽器類の購入とか、各団体への活動支援をやっているわけですが、この事務局として指宿南九州消防組合の方に属している関係もございます。年間1万円の報償費につきましては、活動内容等、一生懸命その活動をやっただいておりますので、その1万円の報償費につきましては、今後また検討をしてみたいと思っております。

それから、先ほど女性消防団は本部付にいつなったのかということですが、平成26年4月1日付けでございます。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございます。これをなぜ言うかということ、今、女性消防団、本部付の女性消防団には年間ちょっと給与というのが支払われている関係であります。そしてまた、今、成川とか福元の婦人防火クラブなどには給与関係がないということから、もうちょっと色付けしてもらって活動を支援してもらえないかなということでした。先日、阪神淡路大震災を経験し、避難所生活をされた方と話をさせていただきましたが、経験したことのない、我々には経験したことのない、想像できないことがあるようです。自分の体験したことをたくさんの方に伝え、防災・防火の備えの大切さを伝えたいところでした。各地区に自主防災組織など設置されておりますが、どの組織もなかなか積極的に活動しているとは思えませんが、有事の際の危機管理体制を整備する必要があると考えますが、地区の消防団に女性が入団し、消火活動などを男性団員とともに行動することは、現実問題として、なかなか難しいことではないでしょうか。市長、指宿市には、指宿方面隊、山川方面隊、開聞方面隊という三つの方面隊が存在しています。防火・防災という観点から、本部所属の女性部消防団ではなく、3方面隊にそれぞれ条例の定数内で女性消防団を組織し、配属して、火災予防のための指導や広報活動、防災に関する情報提供など、将来のため、女性の力を十分発揮できるような体制づくりが必要ではないかと考えますが、市長のお考えをお願いします。

○市長（豊留悦男） 私もまさしく議員のおっしゃるとおり、消防団というものの見直しの時期だろうと思います。少子高齢化の進展、つまり、人口が少なくなる、若い頑張って消防団に入ろうとする人も少なくなる。今後は定数の維持はもちろん、団の活動、団の維持さえも厳しい現実があります。5年後、10年後、今のような体制で消防団活動ができるのかどうかを見据えて、消防後援会、そして団長さん方、方面隊長さん方の意見を大切にしながら、今後の本市の消防団の在り方というのを早急に話し合いの場をもって決めなければならないと

思います。やはり、社会構造、つまり、就労状況も大きく変わってまいりました。そういう意味で、団員53名不足しておりますけれども、この定数を満たすのは至難の業だと、私は思っております。その足りない定数分を女性の力を借りるといふ、これは極めて重要なことだと思いますので、今後、その対策等については考えてまいりたいと思います。

○2番議員（東勝義） 是非、この女性消防団員という、本当、今の女性というのは、本当にたくましくて、力はあるというわけじゃないですが、我々男性が思いもよらない考えとか、持っております。是非、女性消防団員を増やしていただいて、防火・防災に努めてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

.....
.....

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 0時58分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、東勝義議員の一般質問を続行いたします。

○2番議員（東勝義） 正午前の私の発言の中で、不適切な発言が一部ありましたので、発言を取り消したいと思っております。よって、議長によって精査の上、取り消しの申し出を許可くださいますようお願いいたします。

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

ただいま東議員から先ほどの不適切な一部発言について取り消しの申し出がありました。取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、東議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。申し訳ございませんでした。

次、サッカー・多目的グラウンドについての質問に移ります。財源内訳と市の負担額をお聞きしましたが、市民皆様の中には、25億円も掛けてどうするんだとか、いやいや、全て国や県の補助金事業だから1円も市の負担はないんだとか、様々です。御理解いただくためにも合併特例債の22億4千万のうち、3割償還分について、返済計画を詳しくお聞かせくだされば助かります。

○総務部参与（中村孝） 合併特例債の22億円の返済の部分でございますけれども、現時点におけるあくまでも試算という形になりますけれども、合併特例債の償還を25年と設定しております。そして、昨年5月の借入実績の利率0.403%で算定をした場合、年間約9,400万円の償還となります。しかしながら、その7割が交付税で措置されるため、実質的な市の負担額は約2,800万円になると見込んでいます。

- 2番議員（東勝義） 償還分2,800万円が25年間ということによろしいのでしょうか。
- 総務部参与（中村孝） この2,800万円につきましては、先ほども説明しておりますけれども、このサッカー場につきましては事業年度が継続事業で、3か年事業で実施しておりますので、借入れにつきましては、その年度ごとに実際の事業費を確定して借入れをしていきますので、まあ言えば、平均するとこの約2,800万円という形になるところでございます。
- 2番議員（東勝義） ありがとうございます。特定財源についてですが、それぞれ確定した金額なのか分かりませんが、県の補助金が1億円、独立法人 t o t o ですね、 t o t o が4,800万、それと企業ふるさと献金とか、献金が2,700万、そして、 J F A 日本サッカー協会が1千万ということによろしいのでしょうか。
- 総務部参与（中村孝） あくまでも、今現時点における試算でございまして、先ほど言いました県の振興事業の分が1億円、それと t o t o の方が4,800万円、 J F A の方が1千万円、それとあと、企業版ふるさと納税等も含めました部分が約2,700万円という形で、現在のところは予定をしているところでございます。
- 2番議員（東勝義） 私がこの事業当初、私の記憶では、 J F A 日本サッカー協会から1億円の寄附があるという話を聞いたことがあったんですが、1千万円だったんでしょうか。1億円と聞いたのが、ちょっと私の記憶違いなんでしょうか。お願いします。
- 総務部参与（中村孝） この J F A の寄附につきましては、鹿児島県に割り当てられたものが1億円という形で、その鹿児島県の中で事業箇所が何か所かありますので、本市に割り当てられた部分は1千万円ということでございます。
- 2番議員（東勝義） これ、やっぱり、このサッカー場が最初できたのは国分だったんですが、国分が9千万入ったということですが、それに間違いはないのでしょうか。
- 市長（豊留悦男） これは子供たちに芝生の競技場を提供してサッカーの振興を図ろうと、夢を育成しようという事業が日本サッカー協会でありました。実は、その会議に私も参加したんですが、鹿児島県でそのときに手を挙げているのが指宿だけでございました。当日やっておけば、恐らく1億円入っただろうと。しかし、その後、始良が手を挙げて、始良に恐らくはっきり分かりませんが、8千万か9千万、始良市のサッカー場にいったはずでございます。計画どおりいっていると、指宿市がその分をいただける、そのことになっていたわけでありませぬ。
- 2番議員（東勝義） 分かりました。これで私のちょっと疑問が納得できました。一応、計画していたけど、なかなかできなかったということで、あっちにいったということですね。分かりました。

次の質問にいきます。現在は解消されていますが、つい最近までハローワークに隣接する駐車場予定地に、池のように水があふれていましたが、今、解消しております。この解消するために追加予算などあったのか、それとも、どういう解消方法をしたのか、お願いします。

す。

○総務部参与（中村孝） 現在、駐車場予定地に水が溜まっている状況につきましては、駐車場予定地の勾配がもともと雨水の排水のために北町通り線に向かって低くなっているところがございます。まだ工事の途中でございますが、路盤の面が側溝より低いために、敷地内側溝に雨水が乗りにくくなっていることによるものでございました。今後、路盤工を経て舗装工事が完了しましたら、側溝に排水がなされることとなりますので、また計画どおり工事も進んでいることから、その部分については予算を追加する予定はしていないところでございます。現在につきましては、溜まっている水については排水をして、現在は溜まっていないところでございます。

○2番議員（東勝義） ここ何か月か水が溜まっていて、市民の皆様方から非常に不安だと、あれはどうなっているんだということを質問されましたので、一応、今日は答えてもらいました。もともとあそこは湿地帯なんですけど、近くに魚見小学校、魚見地区もあります。私が雨の多いときにあそこを通ったときに、すごく魚見地区が水が溢れて怖い思いをします。その近くにありますが、この水害に関係は、対策は今から取れるんでしょうか、取っているんでしょうか、お願いします。

○総務部参与（中村孝） この新田地区につきましては、雨水幹線の方が3本通っておりまして、菜の花団地側の方、それと給食センターの方、それと浄水苑の方に3本の排水管がありまして、それで湿地帯の部分については排水がなされるようになっております。そして、今回、サッカー場を計画しておりますけれども、その排水の部分についても敷地造成工をして、施設が完成したのもも想定をしまして、排水の処理については万全の体制で整備を進めているところでございます。

○2番議員（東勝義） 是非よろしくお願いします。水はけが悪いとですね、芝、それから、まきさきなどにも影響があります。せっかく天然芝ということで高い芝を植えるわけですから、水はけが悪くなると生育にも問題があると思いますので、その対策は十分行っていたきたいと思います。

では次にいきます。サッカー場として天然芝1面、人工芝1面、多目的グラウンドに柵を設けない天然芝が1面の合計3面整備されますが、3面必要である根拠を詳しく御説明、お願いします。

○総務部参与（中村孝） グラウンドの面数につきましては、平成28年度の基本構想の段階から御説明をしているとおり、天然芝のメイングラウンド、人工芝のサブグラウンド、天然芝の多目的グラウンドの計3面を整備することで、既存の陸上競技場やヘルシーランド、多目的広場も合わせますと、大人用で5面、少年用で10面のピッチが確保できるところでございます。また、多くの試合を同時に開催できる環境を作ることによって、全国、九州大会などの大きな大会を誘致することが可能となります。これまでも、この考え方については、議員の皆様

も御説明をしているとおり、計画どおり実施設計に基づき、既に多目的グラウンド敷地内にもサッカーコート1面を整備しているところでございます。

○2番議員（東勝義） 人工芝については、なかなかその管理費用というのは掛からないと思うんですが、天然芝が2面となると、やはり、管理費用がかかります。なぜ、3面必要なのかということが、やっぱり、全国大会などといわれますが、過去に鹿児島県で全国大会のサッカー大会が開かれた形跡があるんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 子供たちの全国大会、鹿児島で3年連続開く、その日本サッカー協会の予定でございました。実は、最後の年は、もし指宿が完成したならば、指宿もその一つの候補地でありました。私は、日本サッカーを応援する会の九州地区の理事をしております。その中で、鹿児島県のサッカー協会と一緒に、全国大会を是非このグラウンドができたときには開きたい。つまり、子供たちの大会ですので、おじいちゃん、おばあちゃんたちも来るわけです。昨年の12月に鹿児島で大会がありました。大変な人出でございました。本市の担当者もその会場に行って、指宿のPRをしたわけですが、やはり、この3面を使って、いざ全国レベルの大会をすとなると、どうしても日程の関係上、各県の代表チームがまいますから、3面は少なくとも必要だという、そういう考え方で3面を整備することになりました。あと一つの理由は、土地開発公社が先行取得していた土地であります。やはり、その土地開発公社、長年、あそこを塩漬け状態になっておりました。つまり、土地開発公社は金融機関から借入れをしていたわけでありまして。何とこの、あそこだけではありませんけれども、土地開発公社として金利だけでも5億円ぐらい払っていたわけでありまして。つまり、何を申し上げたいかと言いますと、土地開発公社があそこを買い上げるときの目的というのがあったはずであります。つまり、そのときには現サッカー場を整備しているあそこには、国際大会が開かれるようなサッカー場を造りたいということを言っていた形跡があります。これは、地域の座談会を含め、そして、平成12年、13年、14年の会議録を見ますと、そう書いてあります。つまり、私は常に行政というのは継続だと、市長が代わったとしても、その方針というのは、大切なことは継続をしなければならない。そういう意味で、あそこをサッカー場として整備をしたいということを、議員の皆様にご理解をいただいたところであります。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。今、年間指宿市のサッカー大会があるわけですが、小・中・高校のサッカー大会が、指宿市で何回ぐらい開かれているか、それに対してこのサッカー場を使うわけですが、どれぐらいの試合数があるのかを、ちょっと参考にあれば、分かっていたらお知らせください。

○市長（豊留悦男） 私もサッカー関係の仕事をしておりましてけれども、分かる範囲で申し上げます。九州の社会人リーグというのがあります、それも指宿で。そして、女子のリーグもあります、それも指宿で。南薩地区の中学校の、いわゆる中体連の大会の決勝等も指宿でや

っております。高校等も練習試合を含めて複数回指宿で大会を開いております。何と云っても50年を超える指宿新春サッカー大会が3日間、この会場で行われているところでありませぬ。つまり、これ等を総合的に考えたときに、今後、この会場を使って大会を含めた利用者の誘致というのを考えたときに、やはり、このサッカー場の施設、つまり、3面必要かどうかを含めて、慎重に判断をして、3面は必要だろうということで今回整備をしたわけでありませぬ。

○2番議員（東勝義） 私が何を言わんとするかというと、やはり今、陸上競技場で、私も陸上をしているんですが、サッカーの試合があると、一応今、サッカーの試合を陸上競技場もできるわけなんです、この立場でなかなかさういって2日間かけて大会をする大会がないんですから、3面本当に必要なのか。私としては、できれば2面をちゃんとして、1面の芝生をきれいに整っていくことがいいんじゃないかということで、いつも3面なぜ必要かということの質問をしたわけです。やっぱりそこまで、今、市長が言われるように、いろんな大会ができるのであれば、もっともって活用する場にするためには、やはり、誘致が必要だと思うんですよ。だから、3面、今、小・中・高校のサッカー大会は、何日ぐらいで、何大会ぐらいでということ聞いたんですが、それがちゃんと分かりませぬでしょうか。

○総務部参与（中村孝） これにつきましては、基本構想の段階で、指宿市で大会等が開催されるであろうという形での予測の部分でございますけれども、天然芝の方で120日ぐらいということで、社会人の大会が40回程度、それと大学・高校生の大会で50回、それと小学生、中学生の方で70回程度、それとあとキャンプ等で20日、それとJリーグ等も来ていただければという形での2回程度という形で考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） 回と言ったもんですから、40日ですか、40回ですか、40回、50回、50回という、回じゃなくて40日使用ということじゃないんでしょうか。サッカー大会というのは、そんなたくさん開かれてないと思うんですが。

○総務部参与（中村孝） すみませぬ、日数という形で考えていただければと思います。

○2番議員（東勝義） それなら理解できます。天然芝のサッカー場は、主にティフトンという種類で、オーバーシーリングで冬にはライグラスという芝生を植えるつもりだと思うんですが、養生期が必要です。この養生期に対して使用期間できる、120日ぐらいということですが、この二つの天然芝のこのサッカー場は、同時に養生期に入るのか、それとも養生期をずらす計画があるのか、よろしくお願ひします。

○総務部参与（中村孝） 天然芝のグラウンドを2面以上持っている先進地の事例になりますけれども、利用していただくグラウンドを調整しまして、同じ時期に養生とならないような調整をしているところでございます。本市もそうした対応を行っていきたいという形で考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） 今、参与から言われた使用できる日数は120日ぐらいということで、確

かですらよろしいでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 天然芝のグラウンドについては120日程度という形で想定をしておりますけれども、人工芝については養生期間が要りませんので、稼働している部分については全日使えるということで考えております。

○2番議員（東勝義） 今、天然芝の話が出ましたが、天然芝は年に何回か芝を起こさなきゃいけない部分があると思うんですが、そういう機械を買う予定があるんでしょうか。ごめんなさい、今、天然芝の話になりましたので、機械があるんです。芝を起こさなきゃいけないんですよ。そういう機械を買う予定があるんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 天然芝の養生につきましては、今現在、うちの職員の方を大津の方に芝の研修に行っております。そういう職員の方ですね、意見も聞きながら、芝の養生につきましては、養生であるとか、その芝を起こしたりとか、そういうものについては、現在、当初予算の方で備品購入及び予算等も計上をさせてもらっているところでございます。

○2番議員（東勝義） 私、天然芝と言いましたね、人工芝でした。人工芝を起こす機械があるんです。それは買う予定があるんでしょうか。ごめんなさい、天然芝じゃなかったです、人工芝の間違いです。すみません。

○総務部参与（中村孝） 人工芝の部分につきましても、サッカーのグラウンドを管理をするという形で備品の中で考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） これは是非必要ですので、買っていただきたいと思います。

多目的グラウンドのサッカー場には柵を設けないようですが、芝の養生期の立ち入り対策、それと使用中のボールなどの危険回避のためにどのようなことをお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） もう御指摘のとおりであります。多目的グラウンドというのは、サッカーだけでなくイベントとか、子供たちの遠足とか、それから、社会福祉施設の方々が芝に寝転んで、空を見ながら遊ぶ場所とか、まさしく多目的な利用の形態を考えているところであります。利用状況によっては、高い柵じゃなくて、ボールが道路に出ないように、その対応も必要になる可能性もありますけれども、その利用の状況を見極めながら、どうするかというのは考えていきたいと思っているところであります。芝の管理というのは極めて重要であります。私も先日、大津町に行ってまいりました。町長さん、教育長さん、そして本市から派遣している職員を含めて、その管理状況とか、芝の状況とか、つぶさに研修をしてまいりました。すばらしい芝であり、その町の方々は、教育部長さんもいらっしゃいました。これを造った、つまり、サッカー場を整備した、その経済的効果というのは計り知れないものがありますと。それどころじゃありませんと、大津高校は全国的に有名なサッカーでその名をとどろかせている高校でもある。そしてプロもたくさん誕生している。つまり、そのプロの方々、大津町で育ったことを誇りに思いながら、いろいろなクラブに呼び掛けて、このサッカーグラウンドを造ったおかげで良かったというような話もお伺いをいたしました。でき

るだけメンテナンス、その他ランニングコストが掛からないような対応をしてみたいと思っております。

○2番議員（東勝義） そうすれば、芝の養生期は柵をするということによろしいですね。

○市長（豊留悦男） その養生期というのが、いつごろにどのような形でというのは、研修に行った職員が帰って来た段階で、やはり、大津町の例を参考にしながら、その対策は練ってみたいと思います。

○2番議員（東勝義） 照明施設が付くと思うんですが、当初の計画では人工芝の方に照明施設ということだったんですが、天然芝の照明施設はないということによろしいのでしょうか。

○総務部参与（中村孝） ナイター照明施設については、人工芝の面だけということでございます。

○2番議員（東勝義） 次にいきます。計画当初から、この施設の維持管理費は人件費を全て含めて1,850万円ということでしたが、それに変更はございませんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 令和2年度の維持管理費につきましては、芝の管理を主に行う職員の人件費を含めまして約2,500万円を見込んでおります。当時、維持管理費として概算の見込額を算定いたしましたのは、平成28年度の基本構想時点であり、概算の見込額を算定してから4年が経過したことに加え、実施設計を経て建設工事を行う中で、本市の施設規模に合わせ実際に必要な設備等が固まってきたことや、芝管理を行う予定の職員を熊本県大津町に1年間派遣し、研修を通じて芝管理に必要な肥料、薬剤等も明らかになってきたことから、詳細に積み上げたところでございます。併せまして、平成28年度当時と比較しますと、物価の上昇や消費税の増税もあったことから増額となったところでございます。良質なグラウンドを維持管理していくことが、大会誘致、合宿誘致につながっていくと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○2番議員（東勝義） これは2,500万ということに変更ということで、確かにでしょう。というのはなぜかという、我々は、私もですが、芝の専門家に聞いて、話を聞いております。1,850万でできるわけではない。だけど、最初から1,850万ということで通してきた執行部もいるんですが、ここで見直しをしないとなかなかいい芝ができないはずなんです。この人件費が入っているということなんです、この人件費は何名の人件費なのか、お願いします。

○総務部参与（中村孝） 人件費につきましては、職員1名と、あと臨時職員1名から2名という形で、現在のところ3名程度を考えているところでございます。

○2番議員（東勝義） この維持管理が2,500万円というのは、二つの面、それと人工芝、それと全部、全て多目的グラウンド、サッカーグラウンドの維持管理費ということで間違いないでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 今回整備をしますサッカーグラウンド全ての維持管理費ということでございます。

○2番議員（東勝義） ありがとうございます。2,500万という値段が妥当かどうかというのは、まだ私も分かりませんというか、いいタイプトン、それからライグラスだと、年々芝の値段が変わってきます。その度にまたまく量も変わってきます。まく量が変わると芝の質が変わってきます。やはり、私としては、せっかくこの、失礼だけど、すごくいいサッカー場を造るわけです。この芝については、しっかりした管理をしてもらいたい。そうしてJリーグが来て、市長が昨日ですか、昨日の発言でJリーグ1リーグ来ると、キャンプに来ると2億4,000万の経済効果があると。やっぱりそれぐらいの、1か所じゃなくて2か所、来るような芝を是非造っていただきたいと思うんです。それによっては、ヘルシーランドの芝管理に詳しい企業に聞いたところ、鳥が芝に1羽降りただけで、芝に影響のある虫がたくさんいるという話を聞きます。それぐらい早急な対応が必要だと聞いております。それほど気をつけないと、すぐに傷んでしまうそうなんです。せっかく多大な費用をかけたサッカー場です。しっかり管理し、いい状態の芝を守っていただきたいと思います。市長、野球場も新たに整備され、3面もあるすばらしいサッカー場も完成し、全天候型の陸上競技場もあります。近隣の市にないような施設が指宿市にそろると同時に、想像できないような債務負担行為があるかもしれませんが、このような施設を生かして観光地指宿を守っていかなければなりません。このような厳しい時代の背景の中で、市長として、この施設を利用した観光に、どういう意気込みがあるか、市長、お願いします。

○市長（豊留悦男） この総合運動公園構想というのは、2011年7月に構想として打ち立てて、そして、各方面に協力依頼をしてきた経緯があります。私のところにまだ資料はありますので、議員、是非おいでいただければ。それを持って様々な関係機関にお願いに行きました。つまり、私がこの構想を練ったという裏には、指宿というのはキャンプや合宿地として、観光地として、そして食べ物、温泉を含めて、すばらしいスポーツ合宿の地だという、そういう声をいただいたからこの構想は練りました。つまり、今、コロナウイルス等で大変観光その他、飲み屋街も大変な被害を受けておりますけれども、ありがたいことに、野球のキャンプとか、その人たちがおいでいただいております。ホテル関係者は喜んでいただいております。つまり、観光にとっても地域経済の活性化についても、必ずやこの施設は役に立つだろうという、そういう下で整備をしているところでもございます。いろんな方々にお話をしますと、例えば、菜の花マラソンにおいでいただいている瀬古選手、指宿というのは長距離のメッカだったよなあと、宋茂も来たし、松野明美も来たし、日本を代表する長距離ランナーが指宿で育ったんですねという話もいただきました。その影響で早稲田大学の長距離競争部もおいでいただいております。順天堂もそうであります。t o t oもそうであります。女性駅伝の有名なニューイヤー駅伝等で活躍する選手もおいでいただいているわけであります。つまり、指宿が昔のキャンプ地として非常にみんなから親しまれていた、そういう状況を作りだしたいという私の思いがありましたので、この構想は作り上げました。確かに、財政的

に非常に苦勞をするところはあるかと思えますけれども、投資した以上に地域経済、つまり、お金が回る、そのことで、やはり、みんなに造って良かったと、そういう競技場にしてまいりたいと思っております。しかも、今造らないと合併特例債がなくなりますと、社会体育・社会教育施設の補助は3分の1であります。体育館についてもいろいろな施設、文科省の補助というのは多くて3分の1になるわけであります。今造らないと、今後できないだろうと、そういう意味で、この施設は大変皆さんには心配をかけますけれども、今後の運営等を含めて、可能な限り経費を節減し、努力してまいりますので、この運動場、サッカー場、体育館もそうです。ようやく自他ともに誇れるような運動施設になれると、そういう意味で、私もうれしく思っておりますので、是非御理解をいただき、皆さんもこの体育施設が利用できるようにPRをしていただければありがたいと思えます。

○2番議員（東勝義） 聞いたんですが、まだJリーグのトップレベルのチームがまだ来ないと。なかなかその誘致するためには根回しというか、それが必要だということ。何もせずにするよりは、せつかく造ったサッカー場です。私もこのサッカー場については、反対の立場だったんですが、造った以上は絶対守らなきゃいけないと。これを芝を管理する芝がだめだったら何もならない。この前みたいに陸上競技場にU-18が来ました、5日間。たった午前中ですぐいわさきの方に行きました。なぜか、芝が固いからです。体を悪くしちゃいかん、足を悪くしちゃいかんということです。そういうサッカー場を造らないように、是非お願いします。そして、一丸となってというわけじゃないですが、これは皆さんも一緒です。このコロナウイルスの関係で、いろいろ指宿も困っております。私の仕事にも影響しておりますが、私の仕事はどうでもいいんですが、やっぱり、皆さんと一緒に立ち上がって、この急遽を乗り切っていこうじゃないかと思っております。市長、私もできることがあれば協力しますので、是非よろしくお願いします。これにて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時42分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） こんにちは。18番、新川床。今年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年、指宿市政発展のために御尽力いただきましてありがとうございます。退職後はお体に十分気をつけていただきながら、今後とも指宿市政発展のために、御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目の新型コロナウイルスについて、昨日、同僚議員2名がこの件について質問していま

すが、通告していますので、なるべく重複しないように質問してまいります。

市内の新型コロナウイルス対策はどのようになっているのか。答弁を求めます。

2番目の感染者が出たときの対応策は医師会とどのように協議されているのか。併せて、市内の医療施設で新型コロナウイルス対策ができる施設が、昨日は1件ということでしたが、他にはないのかということで伺います。

3番目に、新型コロナウイルスによる観光客の宿泊者激減について伺いますが、昨日の答弁で、キャンセル数が5,070件と伺いましたが、3月8日時点で海の上にあるホテルだけで3,000件あると伺い、心配していました。ホテル・旅館のキャンセル件数はどのようにして把握しているのか、伺います。

指宿の基幹産業である観光業等の支援策をしっかりと取り組み、下支えすることが急務ですが、市としてどのような支援策を計画しているのか、答弁を求めます。

地熱資源量把握のための助成金の不採択に対する意見書について、1、JOGMECへの意見書8項目の内容について、詳細に説明を求めます。

2番目の助成金不採択に対する回答が届いていると思うが、文書なのか、電話なのか、答弁を求めます。

3番目の地熱資源量の把握の助成金交付申請が2回も不採択になりましたが、JOGMECからの回答書をいただき、市としてどのような文が足りずに不採択になったと捉えているのか、答弁を求めます。

かいもん荘跡地の排水問題について伺います。指宿市広域市町村圏組合では、かいもん荘跡地の排水管撤去依頼について、当初から聞いてなかったということです。ですので伺いますが、指宿広域市町村圏組合はかいもん荘跡地の排水管迂回工事費用として、当初計画で2,000万円程度を見込んでいたと伺っています。指宿市広域市町村圏組合は、かいゑい漁協と覚書を交わし、協賛費用として300万払っています。工事と合わせてこれまで幾ら支払っているのか、担当課長に確認してくださいとお願いしてありましたので、答弁を求めます。

かいゑい漁協に対する協力諸費等について、指宿広域市町村圏組合の副管理者である佐藤副市長は、川尻ふれあい交流館で開催された住民説明会で、市の顧問弁護士である方にしっかりと相談し、指示を受け、かいゑい漁協と覚書を締結し、協力金を支払った旨の説明をしていました。これに間違いはないか。指宿市広域市町村圏組合はかいもん荘跡地の排水管撤去工事に関して、利害関係者に当たると考えますが、広域組合は指宿市と利害関係にあるのかどうか、答弁を求めます。

財政状況について質問します。令和2年度の当初予算の公債費負担率、標準財政規模について伺います。令和2年度当初予算の一般会計が279億6,800万円を見まして驚きました。更に、起債額と公債費の内容を見て、市にそれだけの財政余力があるのかなと疑念を持ちました。平成2年度の当初予算における市の公債費負担率と、市の標準財政規模は幾らになって

いるのか、答弁を求めます。

次に、今後5か年の公債費と地方債の推移及び地方債残高について伺います。これまで何回も公債費を超えた起債を繰り返すと自治体の財政悪化につながるのではと慎重に発言してきました。合併特例債が5年延長されたことで、合併特例債の借入限度額が160億あるんですが、全て借りるような話を以前聞いていますが、今後5か年の公債費と地方債の推移及び地方債残高の推移について、どのように試算しているのか。令和3年度から1年ごとに答弁を求めます。

指宿市公共施設等管理計画の進捗について伺います。市では公共施設の総合的かつ計画的な管理をするために、40年後を見据えた公共施設等管理計画を策定し、平成29年3月に議会に報告してから3年経過していますが、公共施設等管理計画の進捗はどのようになっているのか、答弁を求めます。

5年、10年後の財政状況について、今年度の当初予算は279億です。5年後は合併特例債がなくなることとなります。平成28年度のサッカー場・多目的グラウンド整備計画の中で配布された指宿の予算規模は210億円となっていました。210億円に間違いはないのか、答弁を求めます。

以上で、1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） 新型コロナウイルスの対策等についてであります。指宿市の対応としては、新型コロナウイルス対策本部会議において、指宿市のイベント等開催に関する基本方針等も策定したところであります。対策といたしましては、陽性者との濃厚接触者を増やさないため、できる限り会議、集会を控えることを推奨し、各課がイベントの縮小、中止又は延期の判断を行ったところであります。やむを得ず実施の判断をした場合は、十分な感染予防策を講じること、追跡調査などに備えて可能な限り名簿作成を行うことを関係各課へ周知依頼をしたところでございます。

地熱の件でございます。JOGMECに対して、令和元年12月19日付けで文書を送付しておりますが、質問の内容等については、概ね次のとおりであります。不採択の理由、利害関係者の考え方、助成金採択と調和のとれた地熱活用協議会での審議結果の関係、申請者が自治体と自治体以外で違いがあること、採択の決定に対しての政治的介入等の有無、助成金関連予算の市議会での採決及び地熱開発に伴う調査井掘削の早期実現を求める陳情書の議会での採択の結果をどのように受け止めているのか等、8項目について尋ねてきたところであります。

以下、いただきました質問は担当部長等が答弁いたします。

○副市長（佐藤寛） 私の方からは、かいぬい漁協に対する協力諸費等の件について、御回答いたします。

議員の御指摘、指宿市の顧問弁護士と協議し、しっかりと対応しなさいということで指導

を受けて支払いをしていたように解釈しているという御指摘でございましたが、私の方からは当時、みんなで語ろう会の中で発言した内容につきましては、協定書の内容についてはしっかりと弁護士とも相談した上で、かいぬい漁協と結んだ協定書の中で放流先は指定されている。それが変わることに対しての何らかの対応はしっかりしないといけないという助言をいただいた旨、弁護士の方から回答をいただいているところでもございまして、その結果を受けてかいぬい漁協と交渉の中で協力諸費300万円を支払ったという旨の説明を、語ろう会の中でさせていただいているところでございます。

○健康福祉部長（西浩孝） 感染症患者の対応施設については、指宿市内の感染症指定医療機関は1か所となっておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症における医療体制においては、県において帰国者、接触者外来として感染症指定医療機関以外の医療機関へも協力依頼を行っており、対応できる医療機関の確保はできていると伺っております。ただし、混乱を避けるため協力医療機関名は非公表としておりまして、本市としては把握はできていないところでございます。また、県医師会の主催の研修会に、これはテレビ会議ですけれども、指宿医師会の事務局に行きまして研修会に参加をし、新型コロナウイルスの疫学や感染対策について、また、行政機関との連絡体制についての研修会に出席をしており、今後も必要に応じて市医師会と協議を図っていくということにしております。

○産業振興部長（川路潔） 先ほど宿泊者のキャンセルにつきまして、どういう調査、どういうふう把握したのかということでございますが、これは指宿市観光協会におきまして、この1月19日から2月の末までに宿泊しなかったものの数になるところであります。

それから、支援策についてということで、市では、指宿温泉旅館事業協同組合から新型コロナウイルス感染症の発生に起因すると思われる宿泊予約キャンセルの増加に対する即効性のある集客対策の早期実現の要望を受けまして、2月19日に同協同組合を中心とした市内宿泊施設と今後の緊急対策等について協議を行いました。その結果、市内宿泊施設から要望が多かったのが、2月29日期限のお得に旅しよう商品券付宿泊プランの実施期間を3月末まで1か月延長するとともに、比較的移動の容易な県内向けに広告を打つことを決定しまして、3月7日には、鹿児島市内を中心に広く周知を図りました。また、広告には、多くのホテル・旅館から宿泊者に対しプレゼントの贈呈や、抽選による宿泊券の提供が提案されるなど、官民一体での施策の展開を行っているところであります。

また、後ほど追加予算として宿泊減対策に関する予算を上程させていただくよう予定しているところでございます。

それから、国民宿舎かいもん荘跡地に埋設されている指宿広域市町村圏組合の排水管の撤去につきましては、平成29年2月1日に、岩崎産業株式会社が同敷地内の活用に係る優先交渉権者に決定したことを受けまして、同年4月19日に、市から指宿広域市町村圏組合事務局に対し、正式に依頼をいたしました。それ以前につきましても、記録は残っておりませんが、

将来的な撤去についての協議はあったと伺っております。

それから、かいもん荘跡地内の市道の排水管撤去につきましては、市道川尻児ケ水線道路改良舗装工事の一環として実施をされており、撤去分の費用といたしましては約10万円となっております。また、指宿広域市町村圏組合の排水管撤去に係る工事の総額につきましては、約460万円とお聞きしております。

○総務部参与（中村孝） 私の方からは、地熱の関係で質問に対する回答についてでございます。JOGMECの方からは文書では回答をしないということで、口頭で説明を受けております。主な回答内容としましては、指宿市の場合は条例に基づく協議会が設置されている。協議会のメンバーは、学識経験者を除いて地元の代表者は利害関係者と考えている。審査基準では全会一致を求めているわけではないが、利害関係者の理解は最低限必要。その中で、指宿市が令和元年度の申請に添付した議事録を拝見したが、利害関係者に棄権の方がおり、真意を確認したところ反対とのことであり、結果として、11月6日に不採択としたとのことでありました。

次に、不採択に対する反省点でございますけれども、これにつきましては今回のJOGMECとの面談によりまして、2回の不採択の理由の説明がなされたところでございます。平成30年度の不採択の理由は、市の地域への理解がなされていない。また、還元井の問題で不採択とした。令和元年度の申請では、不採択の理由は違う形であり、平成30年度の問題はクリアしていると理解している。しかし、審査基準における利害関係者の理解が得られていないところを不採択としたという理由の説明が明確になったところでございます。

一方、JOGMECが説明する中で、JOGMECからは、温泉事業者の誤解を解いてほしいとの発言がございました。市としましては、これまで多くの説明会や意見交換会を開催させていただきました。しかしながら、温泉事業者の誤解を解けず、今回の不採択になったことについては、極めて残念なことと捉えているところでございます。また、JOGMECが対話する相手先として、次世代を担う若い温泉事業者の方々と意見を交わす機会が設けられなかったことは、JOGMECとしては反省すべき点であったという発言もあったところでございます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 広域組合が市の顧問弁護士に相談をしたことが、民法の利益相反に当たらないかということでございます。指宿広域市町村圏組合では、河川放流に切り替えるに当たって、かいゑい漁協と締結している協定書の内容と異なることから、その法的義務に関して、平成30年9月に福元法律事務所に相談していると伺っているところです。相談に当たっては、事前に広域組合の組織や相談内容の概要について説明し、かいゑい漁協との協定において組合が何らかの法的義務を負うか否かの相談を行っているようでございます。

○総務部長（有留茂人） 財政状況等についてでございます。令和2年度の当初予算の公債費負担比率と標準財政規模についてでございますが、公債費負担比率は、令和2年度当初予算額

で算出しますと約20%になります。標準財政規模は、令和2年度当初予算額で算出しますと、121億6,676万5千円となるところでございます。

それから、今後、5か年の公債費と地方債、それから、地方債残高についてでございますが、令和3年度の起債額から申しますと約47億円、令和4年度が約45億円、令和5年度が約33億円、令和6年度が約31億円、令和7年度も約31億円です。公債費につきましては、令和3年度が約30億円、令和4年度が約30億円、それから、令和5年度が約32億円、令和6年度が約33億円、令和7年度が約33億円、起債残高につきましては、令和3年度が約336億円、令和4年度が約353億円、令和5年度が約355億円、令和6年度が約353億円、令和7年度が約352億円でございます。これにつきましては、今、各課からの要求ベースということでの試算でございます。これにつきましては、今、各課からの要求ベースということでの試算でございます。これにつきましては、今、各課からの要求ベースということでの試算でございます。これにつきましては、今、各課からの要求ベースということでの試算でございます。

指宿市公共施設等管理計画の進捗でございますが、指宿市公共施設等総合管理計画策定の際に行った施設の簡易評価などを踏まえまして、令和2年度までに長寿命化、それから複合化、それから集約化、それから用途廃止、それから既存の計画又は他の方針による決定の、この五つに分類をいたしまして、個別施設計画を策定する計画としているところでございます。

それから、今後のその財政状況で示したシミュレーションは210億円かということですが、議員のおっしゃるのは、平成29年に示した当初予算の推移と財政運営状況シミュレーションのことであろうかと思います。今後の予算規模につきましては、社会情勢の変化や制度改正に伴う影響など不透明なところはありますが、人口減少等を踏まえると予算規模も縮小していくのではないかと考えております。このシミュレーションにつきましては、令和10年度まで策定をしておりますが、合併特例債の活用期限の延長やふるさと納税の大幅な伸び、それから幼児教育・保育の無償化による予算規模の増加、それから会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給など、作成時点と状況が大きく異なっていることから、見直しが必要であろうと認識をしているところであります。これにつきましては、合併特例債活用期限の延長には新市建設計画の計画期間の延長が必要でありますので、それに伴いまして財政計画を追加する必要があることから、令和2年度にその財政計画の見直しというの必要であろうと考えているところであります。

○18番議員（新川床金春） それでは、新型コロナウイルス対策から入っていきます。市内で新型コロナウイルスではないかという心配で保健所に相談された方がいたと。そして、テレビで報道されています。その方の検査結果等はどうなっているのか、答弁を求めます。

○健康福祉部長（西浩孝） 私どもにその検査結果の報告につきましては来ておりませんので、把握はしてございません。

○18番議員（新川床金春） 県の方から確認を取って、来ないということは分かってたんです

けど、どうだったかと、市民が心配していましたので、一応聞いてみたところでした。

次に、市は小学校、中学校、高校を臨時休校をして、少年団、部活動等の諸活動を中止し、休校中の生活指導について外出不可としながら、塾は保護者の判断に任せるということになっています。しかし、公共施設の開放をしています。二次感染の防止のために公共施設の利用縮小を考えるべきだと思いますけれども、体育施設なんかの活用はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） 現在、3月2日の午後から3月の25日まで臨時休業にしてございます。

その間におきましては、体育施設の質問でございましたので、体育施設につきましては小・中・高校生の使用については不可ということで、保護者が同伴であっても不可という形でリスクを避けるために、そういった措置をさせていただいております。

○18番議員（新川床金春） その説明は全協で聞いています。大人の方はどうなっているかということで答弁を求めます。

○教育部長（下吉一宏） はい、特に大人の方の制限というのはいたしておりません。

○18番議員（新川床金春） 次に入ります。児童・生徒の学力低下を危惧する保護者の方がたくさんいます。学力低下の改善対策として、今後、学校が使えるようになってから、どのような対策を取っていくのか、答弁を求めます。

○学校教育課長（常深章） 学校の方で未履修のところを調べてみました。多いところでも各学校や単元によっても違うんですが、1・2単元の未履修が認められましたので、その未履修については新学期が始まりまして4月当初に、それから、1学期を通して補充指導をしていくようお願いしております。

それから、中学校3年生の未履修については、なしということで報告を受けております。また、臨時休業中の学習課題については、3月2日の午前中に15日までの分、それから3月16日、臨時登校日の日にそれ以降の分について新たに課題を与えていただいたところです。さらに、オンライン学習教材等も含めて、各子供たちに紹介もしているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 分かりました。次に入ります。感染者が出たときの対策として、実際、指宿医療センターが指定されているということは昨日答弁いただいております。市民が体調を壊して、かかりつけの病院に行くと思います。やっぱり、どこがいいということを市民に周知しないと、かかりつけの病院にはたくさんの方がいて、蔓延する恐れもありますけれども、しっかりと情報を県の方にいただいて、何かあったときはということで指宿市の担当課だけでもですね、知ることはできないのか、県の方に要請できないものか、答弁を求めます。

○健康福祉部長（西浩孝） 協力機関の話かと思いますが、この協力機関につきましても県の指宿保健所の方に確認をさせていただいたんですけれども、非公開であると、混乱を避けるために協力医療機関の名前は非公開であるということで、私どもとしても把握はできていない

ところでございます。

○18番議員（新川床金春） 聞き取りの中で分かっていたんですけど、やっぱりどうか、市の方が全然分からない状況で、12月議会のときに、サルウイルスの関係で保健所に行ったときにも、そういうことは言われたんですけど、今回は全世界にはびこっている問題ですので、何とかできないのか、対応していただきたいと思います。

次に入ります。新型コロナウイルスによる観光客の宿泊者減についてですが、新型コロナウイルスの風評被害で、市の基幹産業である市内のホテル・旅館等は、先ほども1月から2月にかけて5,070人ということでしたけども、逆にホテルにはもう4月、5月分までキャンセルが来て、大変だということを聞いております。売上が激減しながら、従業員の給料は支払わないといけない。ダブルの痛手が来ております。会社の経営に多大な負担がかかって倒産する会社が出てくるのではないかと危惧しておりますが、市内のホテル・旅館、飲食店等に早急な対応をする考えはないのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） 現在、新型コロナウイルスの影響で中小企業が大きなダメージを受けているところでございます。国の方でも資金繰りの支援、設備投資、販路開拓支援、それから経営環境の整備を行うための経営相談窓口を開設しておりまして、国は、日本政策金融公庫などによる資金繰り支援といたしまして5千億円、そして、県も新型コロナウイルス関連の緊急経済対策資金として200億円を創設しているところであります。それらを活用していただきながら、市といたしましては、その金利であり、保証料の補填を考えているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 金利、保証料の負担を考えているということですけども、逆に考えているんじゃないかと、するというような言葉がほしかったですね。やっぱり、どこかでお金を借りないと、会社の再建ができない。先ほど言ったホテルは、もう3千件キャンセルがきているわけですよ。3千件ということは、最低でも3千万の収入が減っているわけですよ。だけど、従業員の給料は出ているのが、皆さんも分かっていただけだと思います。やっぱり、その予定ではなく、する考えはないのか、市長、答弁を求めます。

○産業振興部長（川路潔） この一般質問の後の議事日程の中で、令和2年度の第1号の補正予算を上程させていただきたいと思います。その中でその予算を計上しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 令和元年度ふるさと納税で得た6億円を基金に積み立てる計画であると伺っていますが、1億円の基金に対する利息はどのくらいあるのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 答弁に時間を要しますので御配慮をお願いいたします。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（坂元一博） ふるさと応援基金の利率でございますが、0.01%で、利息としましては1万円という状況でございます。

○18番議員（新川床金春） ただいま1億円の利息は1万円ということです。実際、市内のホテル・旅館、飲食店等、後はそれに付随する商工業、農業もですね、多大な被害を受けております。年間1億円に対して1万円しか利息がないんだったら、指宿市の1億、2億をですね、市中銀行に融資の担保として提供し、速やかに市内のホテル・旅館等の支援をすることはできないのか。実際、その担保したのものには保証協会の保証をつければ問題ないと思います。1億で1万しかないんだったら、これを生かすために市中銀行に支援お願いすることはできないのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 基金の運用につきましては、基金ごとの活用見込み等を考慮しながら、利率等を勘案し有利な定期や国債等の有価証券を購入し、地方自治法第241条第2項の規定に基づき確実かつ効率的な運用を行っているところでございます。市中銀行に預金した場合でも、ふるさと応援基金は目的に沿った事業に充当をしておりますので、事業の実施に合わせて取崩しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） ふるさと納税基金がダメだったら、財政調整基金でもいいんですよ。どこかの銀行に預けているわけですよ。そのお金をこの緊急事態に対応するというだけで数億円提供し、市内の産業の支援をするという考えはできないのか。要するに、先ほど答弁では、1億に対して1万円ですよ。市内の業者が復活すれば、税収はそれ以上にあると思います。ですので、生きるお金として使う考えはないのか、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 支援につきましては、先ほど産業振興部長の方で答弁いたしましたとおり、市としては今回予算を提案をさせていただいておりますけれども、そのような形で支援をしていきたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 市ではしないということですね。昨日、同僚議員も話してました。私も質問しようと思ったんですけど、先に言われていましたけれども、県内には支援策を予算化した自治体、そして出前、持ち帰り店の情報を発信している市、あります。経済を止めるな、資金繰り支援を予算化した市というのがありますが、市内に、県内にあるということを知っていますか。

○総務部長（有留茂人） 私の方では確認をしていないところです。

○18番議員（新川床金春） 私も新聞記事は見えていないんですけど、私の懇意の人がフェイスブックで新聞記事を出していました。それには出水市がもう予算化しているということですよ。私が通告したときには、それはなかったんですけど、この一般質問の間に、それまでの間にそういうのがありました。県内でそのような対策をしている市があるんですよ。ですか

ら、財調でも使える基金を市内の産業振興のために使ってもですね、いいんじゃないかなと思います。仮に5億出しても、金利は5万から50万ぐらいの間しかないと思いますよ。市内の産業が生き残って、税収がその何十倍として返って来ることがあればですよ、いいんじゃないかなと思いますけど、再度答弁を求めます。

○**総務部長（有留茂人）** 今回、支援策として提案をさせていただきますけれども、今後、あらゆる支援について検討をしまっている中で、そのような内容についても検討をしていきたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** ただいま検討していきたいということでした。実際、出水市が予算化していると思います。調べてください。市長、県内19市でやっているところがあります。豊留市長がやる気があるのか、答弁を求めます。

○**市長（豊留悦男）** これは、議員の質問の前に庁議等に諮って、既に予算化してあります。先日、指宿市の経済対策委員会というのを開きました。その中でも議員のおっしゃることのようなことが、旅館関係者ほか出ましたので、私としては予定をしていると、答えてあります。考えていますというのは、議会に認めてもらわないとできないわけですので、する予定ですと言ったわけでありまして。する予定であります。

○**18番議員（新川床金春）** その内容をしっかりと説明ください。

○**市長（豊留悦男）** 後ほど補正予算の中で詳しく説明いたします。

○**18番議員（新川床金春）** 先ほどホテル・旅館の宿泊の支援ということでも聞いていました。予算書の中にも何千万か入っていました。トータルで7千万ぐらいだったと思います。私は7千万じゃなくて、1億に対して1万円しかつかない金利をですよ、利息を求めるよりも、3億、5億出して市の活性化をやり、3年、5年後にはですよ、税収が今までどおり戻ってくるということであれば、生きるお金じゃないかなと思っております。どうでしょうか。

○**総務部長（有留茂人）** 今回の新型コロナウイルスにつきましては、終息の方向がまだ見えないう状況でもあります。今後のそのような状況を踏まえて、対策については随時検討をしまいたいと思います。

○**18番議員（新川床金春）** 分かりました。指宿市は国際観光保養都市指宿の上を求め、日本版DMOを4月から稼働させます。この観光業の危機的状況を打破するために、DMOの関係者を、もう集まっていると思いますよね。そういう方々を活用し、ホテル・旅館の現状をですね、即座に精査し、先ほどは5,070名ということは、宿泊しなかった方です。キャンセルが幾らあって、どれだけ一つのホテルで困っているのかということ調査できないのか。DMOの担当予定の職員も市にはいますよね。そういう人たちを活用して調査できないのか、答弁を求めます。

○**産業振興部長（川路潔）** どのような調査ができるのか、新しくDMOが発足いたしますので、その中で検討をしまいたいと思います。

○18番議員（新川床金春） 地熱発電の助成金不採択の意見書について、先ほども説明を受けました。私がJOGMECに行ったときは、JOGMECの部長は市内12か所で説明会をし、アンケートを取っているよねと、やっぱり、利害関係者だけではなく、市民の同意とか、取るべきだねと言いながら、市には汗を流して市民の考えをしっかりと聞き、判断して出すのが本当は必要なんだよねと言っていましたけれども、その応募の要綱を見たらですね、この問題が28年のときはあった要綱の中の市民の同意というのが消えていました。やっぱり、JOGMECとしても地熱発電は必要な事業だと思って、いろいろ考えたんでしょうけど、私はいろんな事業をするに対しても、主権者は市民です。市民が同意しない事業をどんどん進めていいのかなと。平成28年11月にはですね、1か月で12会場しております。そのときのアンケート結果は、地熱の恵みに反対する方、事業内容がよく分からないので詳しい説明をしてくださいという方が62%いました。62%の市民の声を聞き、それをもって利害関係者の温泉事業者に市民はこう思っているよということで、市民の声を聞くことはできないのか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） この地熱発電事業でございますけれども、これにつきましては、本市としては、地熱は国策である再生可能エネルギーの一つとして必要不可欠な事業であると思っております。本市が進めている地熱の恵み活用プロジェクト事業は、地域審議会や総合振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、各界、各層の市民の意見を反映し、市議会も採択している事業でございます。また、地元住民からも早期実現を求める陳情書や調査のための掘削予算も市議会で採択しており、地熱専門家等による市民説明会や、全市民への広報紙による周知・広報等も実施するなど、多くの市民の理解の下で進めてきている事業でございます。このような経緯を踏まえると、本市の地方創生としてまさに必要な事業であると考えているところでございます。

それと、先ほども答弁をしましたがけれども、JOGMECとの面談の中で不採択の理由の部分について、平成30年度の際にはそのような部分がありましたけれども、これにつきましてはクリアをしていると理解をしているというようなJOGMECからの発言もあったところでございます。

○18番議員（新川床金春） 私がJOGMECに行ったときに、部長さんをはじめ3名の方が、市は市民の声を聞くべきだよねということを言っていました。そして、平成28年11月のアンケート結果はですね、山川地区においても地熱発電を推薦するのが14.8%、地熱発電について詳しい説明をしてほしいというは18.8、4%多いんですよ。山川地区で4%多いんですよ。そして、市民の説明会を求めるとというのが42.3%あります。しっかりと市民と向き合い、実際、これは指宿の将来に必要なだということであれば、市民に全てを話し、市民の同意を得るべき事業だと私は思います。一部の人間がいいと言った、議会がいいと言ったら、何でもすればですよ、市民が後々困ることが発生すると、大変だと思います。再度聞きます

が、住民説明会を12回以上する考えはないのか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） 昨年も地熱発電事業について、JOGMECへの申請を行っておりますけれども、JOGMECの方としても市民への理解を求めるということで、昨年4月の専門家によるアドバイザー委員会での説明、それとあと8月でしたか、市民へも2か所、説明をしてきております。その中で、説明を踏まえ、また、市議会の皆様にも説明をしてきておりますので、そういう説明については、市としてはちゃんとやってきているという形で考えているところでございます。今後、そういう市民説明会等も必要になってくるという判断があればですね、また、そのようにしていきたいという形では考えております。

○18番議員（新川床金春） 62%の市民の声は無視するというので受け取っておきます。

次に、昨日、市長と職員数名と議員がJOGMECに出向いたと伺い、驚きました。職員は誰が同行し、議員は何名が市長と同行したのか、答弁を求めます。

○総務部参与（中村孝） これにつきましては、市の執行部としては、市長と私と主幹の方の3名、それと議員有志の会の方が9名で参加をしております。

○18番議員（新川床金春） 議員は執行部の事業を適正に執行されているか、検証する立場にあります。市長がJOGMECの本社に行くということの情報を、誰かから得なければ、議員は随行できないと思いますが、議員に出向くということを報告した方は誰ですか。

○市長（豊留悦男） どういう意図で質問しているのか、答弁に窮します。やはり、地熱というものをより理解を深めるために一緒に行ったわけであります。そういう意味で、誰が声をかけて、どうして行った、誰が行ったという、そういうことについては答弁は控えさせていただきます。

○18番議員（新川床金春） 地熱発電の補助金採択の要件確認をするために、市長と議員が同行し、地熱発電の推進のお願いをしたと伺いました。本当に残念だなと思ったのは、議員本来の職務は、地方自治法に議員の責務は執行機関から提出された案件の議決権だけではなく、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを常に監視、点検するということになっております。さらに、議会での発言権を持たない住民の代弁者として一般質問や質疑を行い、問題点の指摘にとどまらず、行政に改善を促し、積極的にまちづくりに取り組むことが求められていると思いますけれども、これに間違いはないのか、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） その解釈というのは、議員個人の解釈だと、私は思います。なぜならば、一昨年もサッカー場建設で一緒に行きました。それは事実関係、事業の経済効果等を踏まえるための議員の資質向上の一つだろうと思います。そのことが、やはり、議員はそのことはおかしいと言う、私はそうは思わなかったから一緒に行ったわけであります。そういうことで、考え方がいろいろあるかと思いますが、私は正しい行動であったと、そう思っております。

○18番議員（新川床金春） 私が読んでいるのは、地方自治法に議員の責務と載っている、こ

れをただ読んだだけです。私の考えではありません。あともって見てください。議員は行政機関のチェック機能といわれている、それを書いてあるだけです、よろしく願います。

次にいきます。財政状況について、令和2年度の公債費負担比率は20%ということです。公債費が20%だと、財政状況は厳しいと思います。それはなぜかと言いますと、平成20年のときに公債費率が21%あって、大変だと。20%以上はですね、レッドラインなんです。そして18%からイエローラインじゃないかなと思います。いろいろと書物を見ましたが、そのように書いてありました。それに間違いはないのか、答弁を求めます。

○財政課長（坂元一博） 一般的な目安でございますが、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインという形で、一般的な目安としてなっているところでございます。

○総務部長（有留茂人） 公債費の負担比率でお話をさせていただきましたけれども、この指標も財政状況を判断する一つの指標であると考えております。今は、例の北海道の夕張市の財政破綻を機に、平成21年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されておまして、財政状況を判断する基準として設けられたものが、この中に四つあります。この四つの指標を毎年9月の定例会、議会に報告をすることになっているところであります。その指標の一つである公債費負担比率ではなく、実質公債費比率は、平成30年度決算の数値としましては9.1%となっております。健全化の判断基準である25%を下回っているということでありまして、健全化の基準値内ということで認識をしているところであります。平成29年度決算に伴う全国の類似団体別と比較をした場合でも、類似団体は9.8%という状況ですけれども、指宿市は8.8%という数値で、類似団体よりも低いというふうな状況で判断をしているところであります。

○18番議員（新川床金春） 一般質問をするに当たりですね、財政破綻度ランキングという書物を見させていただきました。全国の、東京23区と地震、豪雨災害があった市町村を除いた1,578自治体、市町村ですけれども、指宿のランキングは438位、そして実質公債費率は9点とかと言われましたけど、それには13.1、将来負担率は143.9と載っておりました。これは総務省の決算書をもとに、ある会社が精査した。それはなぜかという、夕張と同じような市町村が出たらいけないなということで調査した書類でした。今でも一番は夕張市でした。そして、泉佐野市というのはふるさと納税ですばらしい実績を上げているようですけれども、実際、関西空港を造ることによって負債がたくさんあり、ワースト5位になっている。いろんな事業をすればどんどんワースト、ランクが上がっていくんです。ですから、今年度、令和元年度は19.1だったのが20になっている。そして、経常収支比率も80を超えるとだめだというふうな書物はあります。経常収支比率が80を超え、指宿は90ですけど、80を超えた団体はどうか、財政課長、答弁を求めます。

○財政課長（坂元一博） 経常収支比率の90%を超えた19市でございますけれども、鹿屋市、曾

於市、霧島市、奄美市、伊佐市、南さつま市、鹿児島市、阿久根市、始良市、西之表市、垂水市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、南九州市、いちき串木野市でございます。市平均としましては92.3%となっているようでございます。

○18番議員（新川床金春） 私は県内の19市の話は聞いていません。80%を超えた場合は、国の基準ではどうなっているかと聞いていますので、答弁を求めます。

○総務部長（有留茂人） 時間を要しますので、配慮をお願いします。

○財政課長（坂元一博） 経常収支比率でございますが、一般的には70%から80%が適正とされているようでございます。

○18番議員（新川床金春） はい、ありがとうございます。これまで財政が基金があるから大丈夫だということでサッカー場も造り、いろんなこともやっている。それはやっているの、一生懸命私は支援していかないといけないと、先ほどの東議員と一緒に。しかし、経常比率は平成20年が98.9、一番少ないところで、平成25年が88.2なんです。指宿市は先ほど財政課長が答弁したように、危険ラインに入っていこうとしていることを、皆さん、御承知おきください。今後、いろんな事業をまだ計画していますけれども、これは私が手元にあるのは、平成30年の書類です。令和元年、令和2年の決算が出てくればですね、指宿市は経常収支比率は100に近くなってくる。そういうおそれがあるので、各担当部も事業予算をするときには、財政状況をしっかりと把握しながら、必要なところはしっかりとやり、これはどうかということ峻別してやっていただきたいと思ひまして、この質問をしております。将来、子や孫の代に指宿市が大変なことにならないためにも、しっかりとやっていただきたいと思ひますが、財政比率を70%にするためにはどういうことをすべきなのか、答弁を求めます。

○市長（豊留悦男） 数字的なものは申し上げられません。私は部長会の際に、現在の部長さん方には大変迷惑をかけていると、やるべきことをそのときにやってきておけば、こういうことにはならなかつたらうと、私は思ひます。庁舎の改修についても、エレベーター等についても、そして体育館についても、陸上競技場についても、新たな開聞庁舎についても、それこそ多くの事業をやるべきときだからであります。つまり、今やることによって将来財政的な負担を減らすという観点でやっております。一時的には厳しいかもしれないけれども、今の部長さん方は躊躇することなく、やるべきときにやっていただきたいと、そのように指導もしております。全国市長会に行きますと、総務大臣講話があります。その中で、合併特例債は何のための特例債なのか、市長さん方は考えてほしい。それを財調とか、それとかの基金を積むための特例債ではありません。やるべき事業は思い切ってやっていただきたい。基金等に積んである市町村においては、交付税措置を考えさせていただきたい。どうぞ市長会の講話の記録にありますので、是非読んでいただきたい。つまり、何を申し上げたいかと申しますと、今やるべき事業というのを間違わないでいただきたいということです。確

かに、将来的なことを考えて、考えないで事業をする、そういう職員はおりません。私も財政状況については、こと細かくレクを受けているところでもあります。無責任な財政を無視したような事業というのはやっていないわけでありますので、そこらは是非理解をして事業への協力をお願いしたいと思います。

○18番議員（新川床金春） 3年前参加した自治政策学会の当時地方財政審議会の会長が言っていた言葉は、国は地方自治体に基金を積み立てているが、国が財政危機に落ちたら地方への交付税は減額すると言っていました。これだけは伝えておきます。終わります。

○議長（木原繁昭） これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時59分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第36号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出しました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ7,679万1千円を追加し、予算の総額を280億4,479万1千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,679万1千円を追加して、予算の総額を280億4,479万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をさせていただきます。今回の補正予算で

は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策に係る費用を計上しております。

12ページを御覧ください。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節18負担金補助及び交付金179万1千円の補正につきましては，農業経営のリスクに備える収入保険制度への加入補助金の拡充に伴う補助金を計上するものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節18負担金補助及び交付金5,300万円の補正につきましては，セーフティーネット認定を受けた事業者の宿泊業，飲食業，タクシー業などを対象にした指宿市商工業制度資金利子補給助成金の拡充に伴う補助金3,800万円と，中小規模店舗に重点を置いた指宿市プレミアム付共通商品券発行事業の拡充に伴う補助金1,500万円を計上するものであります。

同じく，目3観光費，節18負担金補助及び交付金2,200万円の補正につきましては，指宿の宿泊施設に泊まろうキャンペーン事業等及び新型コロナウイルス感染症終息後の誘致助成事業に伴う一般社団法人指宿観光デザインへの負担金を計上するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，11ページを御覧ください。

款19繰入金7,679万1千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時04分
再開	午後	3時13分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

△ 議案第36号（質疑，委員会付託）

○議長（木原繁昭） これより，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

西森三義議員。

○11番議員（西森三義） 令和2年度指宿市一般会計補正予算の中で，農業費が提案されましたが，指宿市の基幹産業でもある農業を守るために必要なことと理解するところで，今回，収入保険制度加入補助金の拡充に伴う増額についても，農家にとってはありがたい制度であると理解いたしますが，当初予算で592万2千円計上され，更に補正まで計上されるということは，加入する農家が計画以上に増えるの見込みのことなのか，お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 収入保険についてのお尋ねですが，この補正につきましては，新型コロナウイルス感染拡大に伴う農業者向け支援に関し，農業のセーフティーネットとし

て重要な役割を担っている収入保険制度について、市では、加入2年目の受益者掛金、掛捨て部分保険料を、現行では3分の1補助することとなっておりますが、これを加入1年目と同等の補助率である2分の1に拡充することで、今後の収入保険制度加入を加速化し、持続可能な経済活動の早期体制整備を図ろうとするものであります。

なお、収入保険は今回のような事態が発生した場合など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象としており、つなぎ融資も担保されていることから、制度の優位性をしっかり活用していくことが農業者の持続可能な経済活動につながるものと考えております。

○11番議員（西森三義） 今、農政部長の方ですばらしい答弁がありました。3分の1が2分の1ですと、そういうことによって、この補助金が増額されたということでもありますので、ありがたいなというふうに思っております。それではですね、先ほども同僚議員も言われたようにですね、農家は年初めの干害や、あるいはヒヨドリ被害、さらに今、部長が言われたようにですね、新型肺炎により、業務用やあるいは給食用で農作物を使用しなくなり、ほとんどの農業品目で単価安となっている状況であります。それにより多くの農家が苦しいと、苦しい経営を強いられていると思われませんが、農業資金への利子補給は検討されなかったのかどうか、お尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による農業部門の緊急支援策については、国の各種資金繰り支援策の活用推進を図るほか、既存の市農業振興促進基金事業を活用した資金繰り支援策を実施してまいります。まず、国の支援策についてですが、既存の融資制度を活用した資金繰り支援策として3月10日から農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金が貸付当初、5年間実質無利子、実質無担保で貸付を受けられることになっており、中でも、農林漁業セーフティネットに関しましては、自然災害や社会的、経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な場合の緊急対応の融資であり、貸付の上限額も600万円から1,200万円へ引き上げられるなどしておりますので、市としても活用推進を図ってまいります。当初、利子補給を考えておりましたけれども、国の方で無利子となりましたので、市の方からの利子補給は行いません。

次に、市の収入保険制度加入促進支援以外の対策ですが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による市場消費動向等の混乱は、当然、今後の農業収入に影響することが見込まれます。現在発動されている国の支援策を活用していくことはもちろんのこと、市としても、独自の資金繰り等の支援策を講じていく必要があると考えております。そうしたことから、現在運用している指宿市農業振興促進基金事業を活用してまいりたいと考えております。この基金は、条例において農業経済の向上、農業経営の安定を図り、市が推奨する作物の銘柄を確立し、併せて、社会経済の発展を目的として運用することとなっております。したが

まして、今後の秋冬作など、次期生産活動のつなぎ資金として融資を実施してまいります。融資の概要としましては、今回の影響を受け同時期の収入額が前年比で10%以上減少した場合、認定農家、認定新規就農者を対象に上限50万円、1年据え置き5年定額償還、連帯保証人1名を条件としまして、必要な資材、費用等を対象とした融資を実施してまいります。なお、基金原資の目安は5千万円を想定しているところであります。

○11番議員（西森三義） 今、部長の方で農業者に対する支援については、これまでもよく対応されていると認識して、感謝しているところでありますが、農業者が元気になれるよう対応していただきたいと思いますが、この資金活用についての周知はどのようにされるのか、最後にお尋ねをいたします。

○農政部長（田之上辰浩） 今回の支援策の周知についてでございますが、緊急性を考慮しまして4月の回覧板をはじめ、関係機関への個別連絡、ホームページ掲載、フェイスブック等のSNS発信、認定農家等への直送による周知など、ありとあらゆる広報媒体の活用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第36号については、産業建設委員会に委託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

3月19日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、3月19日は休会とすることに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 福 永 徳 郎

議 員 坂 元 茂 教

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 26 日

(第 5 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和2年3月26日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第12号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第3 議案第13号 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第14号 指宿市情報公開条例及び指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第5 議案第15号 指宿市固定資産評価審査委員会条例及び指宿市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第16号 指宿市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第17号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第18号 指宿市政事務嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について
- 日程第9 議案第19号 指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第20号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第11 議案第21号 指宿市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第22号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第23号 指宿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第24号 指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第25号 指宿市営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第26号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第17 議案第27号 令和2年度指宿市一般会計予算について

- 日程第18 議案第32号 令和2年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第33号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第28号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第29号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第30号 令和2年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第31号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第34号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第25 議案第36号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 審査を終了した陳情
- 日程第27 議案第37号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第28 議案第38号 副市長の選任について
- 日程第29 議案第39号 教育長の任命について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 議 員 坂 元 茂 教  | 2 番 議 員 東 勝 義    |
| 3 番 議 員 西 田 義 哲  | 4 番 議 員 新宮領 實    |
| 5 番 議 員 前 原 五 男  | 6 番 議 員 山 本 敏 勝  |
| 7 番 議 員 齋 藤 佳 代  | 8 番 議 員 恒 吉 太 吾  |
| 9 番 議 員 東 伸 行    | 10 番 議 員 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 西 森 三 義 | 12 番 議 員 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 前之園 正 和 | 14 番 議 員 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 下川床 泉   | 18 番 議 員 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 木 原 繁 昭 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長 豊 留 悦 男                      副 市 長 佐 藤 寛

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 教 育 長     | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長     | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長      | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長    | 川 路 潔   | 農 政 部 長     | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長     | 下 吉 一 宏 |
| 水道事業部長    | 井 手 久 成 | 山 川 支 所 長   | 前 蘭 佳 生 |
| 開 聞 支 所 長 | 今 村 将 吾 | 総 務 部 参 与   | 中 村 孝   |
| 総 務 部 参 与 | 谷 口 澄 子 | 建 設 部 参 与   | 荻 定 治   |
| 総 務 課 長   | 鶴 窪 誠 作 | 地 域 福 祉 課 長 | 出 島 雅 彦 |
| 商工水産課長    | 上 田 和 成 |             |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 上 田 薫   | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議 事 係 主 査 | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

## △ 議案第12号～議案第19号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第12号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、から、日程第9、議案第19号、指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第12号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、から、議案第19号、指宿市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、までの8議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び4日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第12号について。山川小学校統廃合で、スクールバスは分かるのですが、ボートとは何を指しているのですかとの質疑に対し、国が定める事業区分の名称が、スクールバスとボートがセットになったものですので、この区分はスクールバス・ボートとなっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第13号について。市職員の公益法人等への派遣等に関する条例で、派遣人数については、それぞれの相手との間で、何人にしようかと決められているのですか。条例には載っていないので、規則か何かで決められているのですかとの質疑に対し、派遣する

職員の数につきましては、相手と協議した上で決定することになり、規則等では特に定めておりませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第14号について。公文書の開示手数料、300円が無くなるという説明ですが、写しの交付は現在、1枚20円だと思いますが、幾らにする計画ですかとの質疑に対し、現在、白黒20円ですが、増額を規則で定めようと考えておりますとの答弁でした。

近隣の市と一緒にするという事だったら、10円だと思いますがとの質疑に対し、規則で定めることにしておりますが、県内10円のところが多いので、検討したいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第15号について。固定資産評価審査委員はどのような方々ですかとの質疑に対し、固定資産に知識、経験がある方で税務課職員OBを委嘱しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第18号について。市政事務嘱託員は、選挙運動はやってはいけないと、以前から言われていましたが、今までの特別職としての縛りが無くなるのですかとの質疑に対し、市から特定の個人に出す親書は公務員でなければ配布できませんので、来年度から非常勤特別職の身分を有しなくなりますとの答弁でした。

特別職から外れると選挙運動はできるようになるのですかとの質疑に対し、地方公務員法の適用を受けないので、支障はないと思いますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第16号、議案第17号及び議案第19号の3議案については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号から議案第19号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案に対する委員長の報告は可決であります。

8議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第19号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第20号～議案第24号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第10、議案第20号、指宿市印鑑条例の一部改正について、から、日程第14、議案第24号、指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、までの5議案を、一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

5議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第20号、指宿市印鑑条例の一部改正について、から、議案第24号、指宿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、までの5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び6日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第21号について。都市計画税から除外される区域はどれくらいの面積なのかとの質疑に対し、予定排水区域は、96haとされているとの答弁でした。

面積的に広いと思うが、側溝などによる排水は大丈夫なのかとの質疑に対し、水道事業部と建設部でなされていくが、整備はしっかりと行われると思うとの答弁でした。

改正によって課税される面積は減るのですかとの質疑に対し、新たに追加する区域については課税をしないという文言の整理をしている関係で、課税区域自体は変わらないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第24号について。災害があった場合の、貸付金の限度額はどのようになっているのかとの質疑に対し、1世帯当たり貸付限度額は、被害の程度に応じて150万円から350万円の範囲となっているとの答弁でした。

災害については、国が特別災害と指定があった時のものか、指宿市内で起こった災害でも適応できるのかとの質疑に対し、災害救助法による救助が行われる災害等に対して利用できる貸付となっている。地域に起こった豪雨災害等については、災害の程度によると思うが、



県などに確認を行ったうえで、適用されるかどうか判断されるものと思うとの答弁でした。  
意見はありませんでした。

なお、議案第20号、議案第22号及び議案第23号の3議案については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号から議案第24号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案に対する委員長の報告は可決であります。

5議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第24号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第25号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第15、議案第25号、指宿市営住宅管理条例等の一部改正について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第25号、指宿市営住宅管理条例等の一部改正について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月10日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本議案については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第25号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第26号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第16，議案第26号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を議題といたします。  
本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました議案第26号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

補正予算について，国の交付金などの決定がずれ込んだがために今になったのか，それとも，1日でも早く進めたいという思いの中で補正を組んだのかとの質疑に対し，令和元年度の学校施設環境改善交付金の内定があり，令和元年度補正で対応しなければということで，3月補正としたとの答弁でした。

令和2年度では改修予算は出てこないが，改修はこれで終わりということかとの質疑に対し，工事に伴う予算計上はさせていただいているが，新生山川小学校に係る備品購入とか，閉校準備の式典等に係る予算は，2年度当初予算で計上しているとの答弁でした。

大成小学校の体育館を利用するのではなく、足りない分はプレハブ教室を造って対応すべきではと思うのだがとの質疑に対し、仮設教室を設置する方法も、一つの方法として考えたりしたところですが、どのようなやり方が一番いいのか学校とも相談しながら、体育館に間仕切りをして、棚を入れたり、エアコンを入れたりしながら、2か月間、体育館での授業と決めたとの答弁でした。

新生山川小学校のバスターミナルから学校内へはどのように行くのかとの質疑に対し、バスがスムーズに発着できるようにプラットホームを設け、そこから用水路の下に短いトンネルを通すという計画をしているとの答弁でした。

大成小学校の教職員校舎の耐震強度には問題はないのかとの質疑に対し、耐震補強工事は平成27年度に全て完了しているとの答弁でした。

池田小学校体育館の改修工事は、子供たちの活動に支障はないのかとの質疑に対し、工事が開始されると、授業等に影響が生じる場合があります。工期は6月から11月までを予定しているので、学校長と詳しく打ち合わせをしながら、取り組んでいきたいとの答弁でした。

意見として、大成小の改修で、6教室が同時に体育館で授業を受けることに対して、児童への影響があるという問題については、子供を主人公にした中で、保護者の意見を取り入れた検討をしていただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第27号（委員長報告、修正案説明、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第17、議案第27号、令和2年度指宿市一般会計予算について、

を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（新宮領實）** 総務水道委員会へ分割付託されました議案第27号、令和2年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日及び4日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、自衛隊地方協力本部は、市町村長に対し、自衛隊法第97条、及び自衛隊法施行令第120条等に基づき、適齢者情報を本人や保護者の同意なく求め、提供を受けている。義務でもない個人情報、市が勝手に流出されることは許されません。よって、議案第27号について反対をしますというものがあり、起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、選挙管理委員会事務局所管分について。備品購入費を121万円組んでありますが、機械を購入して、開票時間の短縮は図られますかとの質疑に対し、投票用紙の計算機を現在9台保有しており、1台増えることにより開票時間も短縮できますとの答弁でした。

県知事選挙に係る時間外勤務手当854万3千円とありますが、これは選挙期間中なのか、それとも、4月1日から選挙に関わる時間外勤務手当なのですかとの質疑に対し、選挙管理委員会職員は、4月から準備事務等があります。その時も時間外勤務が発生します。そのほか、期日前投票もその他の職員に協力を求めるので、時間外勤務が発生することになりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。一般職の給与が42億円と出ていますが、会計年度任用職員は473人ですが、その報酬は幾らですかとの質疑に対し、会計年度任用職員の報酬は、4億7,228万6千円になります。職員手当等と人件費、共済費等も合わせると、約5億9,400万円になりますとの答弁でした。

指宿市役所は技師が足りないと言われますが、技師の数は標準ですかとの質疑に対し、一概には言えませんが、平成31年4月1日採用時点での技師の総数、土木が26名、建築が5名、農業技師が10名、保健師が12名、学芸員が7名、社会福祉士が4名、管理栄養士が3名、保育士3名です。年齢要件を引き上げたり、民間経験者を入れたりして、採用試験で随時確保しておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。279億円という予算額ですが、プライマリーバランスはど  
うなっているのですかとこの質疑に対し、平成30年度決算において、実質的な交付税である臨  
時財政対策債を除いても借入額と公債費は6億6,300万円ほどの赤字ですとの答弁でした。

公債費負担比率はどうなっていますかとこの質疑に対し、平成30年度が19.3%、令和元年度  
が19.8%、令和2年度当初予算では約20%という状況ですとの答弁でした。

昨年度までの借金が283億円だったと思いますが、令和2年度末での借金は幾らになる予定  
ですかとこの質疑に対し、令和2年度の起債残高は324億3,500万円という状況ですとの答弁で  
した。

意見として、財政状況は厳しいと思うので、事業はしっかりと終結して、後年に市民負担  
が増えないような対応をしていただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。防犯カメラの設置場所はどこですかとの質疑に対し、  
岩本交差点、田口田交差点、指宿駅前、国立病院前交差点、開聞十町交差点の5か所ですと  
の答弁でした。

旭分団と魚見分団の駐車場が舗装されていないのであれば、早急に対応すべきと思いま  
すがこの質疑に対し、舗装については、分団の安全・安心の確保、機材等の清掃等、また、訓  
練等の使用ということもありますので、早急に検討させていただきたいとの答弁でした。

意見として、市内5か所に防犯カメラが付いているということですが、いろんな事件が全  
国で起きて、全て防犯カメラで解析されたようなこともありますので、人が集まる駅とか、  
なのはな館周辺とかに設置していただきたいというものと、指宿地域の2分団で舗装されて  
いない部分があるということです。現場で使用したホースの清掃をし、乾かしたり、規律訓  
練もしなければいけないのだったら、全ての分団が同じ環境で、分団員の安全確保のため  
にも早急にやるべきですというものがありました。

次に、議会事務局所管分について。議会中継システムのデジタル化について、機器の不具  
合が起きえないような対応として、本年度に補正でお願いするという考えはないのですかと  
この質疑に対し、年度中に補正でも可能であれば、財政当局にお願いしてまいりますし、令和3  
年度当初予算の要求に向けて、引き続きお願いしてまいりますとの答弁でした。

意見として、デジタル化が進む中で、議会の設備がアナログではおかしいと思いま  
すので、デジタル化をお願いしますというものがありました。

次に、会計課所管分について。民間金融機関とも取引があると思いますが、地方債などの  
取引が大きいところはどこですかとの質疑に対し、国債、地方債などの債権は、5つの証券  
会社から購入していますが、主なものは野村証券、日興証券といった証券会社ですとの答  
弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。定住促進対策事業費で250万円、Welcomeいぶす

きコンシェルジュ設置事業で468万円とありますが、今年度の現状と、250万円で何世帯が指宿市に来ていただく考えですかとの質疑に対し、令和元年度の2月末までの状況は、お試し滞在が延べ44名、85万5千円。お試し滞在の定住準備金が8世帯13名の65万円。定住助成金が3世帯4名の125万円を見込んでの実績となっておりますとの答弁でした。

サッカー場に関連して、大津町では使用料で、利益を得るのではなく、見学に来たお客さん方に、食事や泊まっていたりして利益を得るようにしているとのこと。そういうやり方もあるのではないですかとの質疑に対し、サッカーに限らず、あらゆるスポーツ合宿を増やしていこうということで、市内の観光関係者、宿泊関係者、商工関係者、交通関係者、そういった方々にお集まりをいただき、スポーツ合宿、誘致取込を議論しているところだそうですとの答弁でした。

公用車のリースについて、購入したとしたら、公用車は幾らですかとの質疑に対し、610万円程度と聞いております。車種はトヨタ・アルファードを想定しておりますとの答弁でした。

意見として、指宿市の人口が、計画よりも早く減少しているのがわかっているので、定住促進とか、空き家対策をやっていますけど、他課とも連携しながら、働きやすい環境をつくって人口を増やす取組をしていただきたいというものと、サッカー・多目的グラウンドですが、誰でも利用しやすい施設にしてほしい。また、ホテルや旅館と協議をして宿泊しやすい状況を作ってほしいというものと、公用車のリースで、利用する側のストレスも生じてくると思いますので、リースのメリット、デメリットの検証をしてもらいたいというものがありました。

次に、健幸・協働のまちづくり課所管分について。出張健幸鑑定団はどんな活動ですかとの質疑に対し、市の管理栄養士、インストラクター、臨時職員の看護師がイベントとか、お店に出向いて、体組成計の測定、血圧測定と相談等を実施していますとの答弁でした。

ころぼん体操は、何人受講し、校区別にはどういう状況ですかとの質疑に対し、30年度末の参加者で、2,030人の登録があり、会場が市内に73あり、指宿地域53、山川地域10、開聞地域10となっておりますとの答弁でした。

意見として、健幸のまちづくりを推奨している指宿市ですので、さらに市民が参加できるような取組をしていただき、オクラのレシピを全国に展開して、指宿の生産物がどんどん出荷できるように取り組んでいただきたいというものがありました。

なお、監査委員事務局所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第27号、令和2年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び6日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、平成29年度が2億円の法定外繰入、令和元年度が1億2千万円の繰入れをしていたものを、令和2年度9千万円の法定外繰入を組んでいます。消費税が10%に上がり、コロナウイルスの関係で経済的にも非常に厳しい状況になっているときに、法定外繰入を引き下げています。以上の理由で反対しますというものがありました。

起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について。新生山川小学校のスクールバス購入が入っているが、何人乗りのバスを、何台購入予定なのかとの質疑に対し、マイクロバスを7台購入する予定で、山川方面、徳光方面にそれぞれ3台、利永方面に1台という形で、今のところ考えているとの答弁でした。

指宿小学校の駐車場整備事業で土地購入が入っていたと思うが、場所はどの辺で、面積はどの程度を考えているのかとの質疑に対し、場所は北側の外城市バス停横の下の田んぼと、民家横の土地で給食を荷下す所に面した土地、その上の方にある田んぼの3筆を買う予定で考えているところで、面積は2,696㎡ですとの答弁でした。

学校教育振興費で、執行されている学力検査は、何年ぐらい前からやられているのか、その中身はどういったような検査をしているのかとの質疑に対し、何年前からについては、答えは持ち合わせておりませんが、小学校では一昨年度までC R T検査を2月に実施していたものを、今年度から4月に検査を実施するN R T検査に変えています。中学校でもN R T検査をしていますので、小中一貫教育を考えたときに、同じ種類の学力検査の方がよいのではないかということで揃えていますとの答弁でした。

その結果の内容としては、どのような推移をたどっているのかとの質問に対し、小学校は概ね平均に近い部分があるのですが、中学校は少し平均より落ちている傾向ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。マイナンバーカードをどれぐらいの人が作っているのかとの質疑に対し、平成28年1月からカードの交付が始まったのですが、令和2年1月31日現在の交付件数は、5,438件ですとの答弁でした。

イベント会場に行って説明、勧誘することがあったと思うのですが、今年度についてはどうなのですかとの質疑に対し、国から、令和4年度中に全ての国民がマイナンバーカードを取得するよう、各市区町村に要請が来ていることから、今年度も引き続き出張申請などを行っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。今回の予算は、コロナの影響は加味されていない中での予算ということかとの質疑に対し、はい、そのとおりですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。鰻池の水質改善実験装置を付けて3年目になるのですが、どういう変化をしてきているのかとの質疑に対し、昨年1年間の鰻池の水質の分析結果では安定しており、一定の効果はあったものと認識しているところですよとの答弁でした。

夏場はどうしているのかとの質疑に対し、1年間を通して水質は良好で、臭気物質であるジェオスミンの発生とか、臭いの苦情も寄せられていない状況ですよとの答弁でした。

ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止に努めるとうたっているのですが、事業費が非常に少ないようですけれども、市内での発生地域はどこなのかとの質疑に対し、31年度は、池田校区の池崎、仙田区の下吉、畠久保の3地区で発生しております。過去に比べて発生状況が減ったことから、薬剤の在庫があり、その範囲内で対応している状況です。予算には、コイレットという薬剤や、新たに水溶材も組み込んでおり、在庫状況を確認しながら計上しましたよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。国民健康保険総務費の繰出金の中で、法定外繰入が9千万円と、昨年度から3千万円減ってきているが、国保税にどういう影響が出てくるのかとの質疑に対し、毎年3千万円ずつ減らしているのですが、他の収入や国保の財政調整基金から繰入れをして対応しており、税額に影響はないと考えていますよとの答弁でした。

健康増進を推進することによって、国保税も引き上げずにできるということだと思うが、健康増進だけで国保税の引き下げはできるのかとの質疑に対し、今までの施策の中で、国保税に反映されるかの答えは分からないのですが、市民の健康のためには、健康づくりは必要だと思っておりますよとの答弁でした。

法定外繰入9千万円をせずに、被保険者に負担を頂いた場合、1人当たりの金額はどれくらいなのかとの質疑に対し、9千万円を単純に被保険者数で割ったところ、7,300円ほど上がる予定ですとの答弁でした。

意見として、国保税が高すぎて納められないという方がかなりいます。農家の場合、自分の価格も決められずに負担が増え、民間企業も、消費税10%やコロナウイルスの関係で困っています。法定外繰入れをする方向で検討していただきたい。

議会が法定外繰入れをやれという話は、ある意味おかしい話で、国保加入者以外の方に御迷惑をかけるということになる。国保税は上げないようにと、健幸のまちづくりの中で市民の健康を推進していこう、国保会計になるべく負担をかけないような形で医療費の引き下げをやっていかなければいけないという政策をとって頑張ってきている。国保税を上げなけれ



ばいけないという段階になった時点で判断をするのでしょうが、たとえ基金がなくなって、コロナウイルス等の伝染病が発生して国保会計に負担がかかるとなった場合、補正なり繰入れをしていくことが非常事態に陥った場合は総体的に考えていかないと、国保の運営は難しいと思いますから、医療費引き下げについては、市全体の取組の中で推進をしていくということで、頑張っていたきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について。指宿医療センターへの産科医派遣に係る南九州市負担分の積算根拠はとの質疑に対し、指宿市と南九州市の住民が指宿医療センターを利用した3年間分の割合を基に計算をして、指宿市が86%、南九州市が14%となっておりますとの答弁でした。

医療センターを利用された数の割合によって積算根拠としているということですが、産科に診察から出産まで医療センターにかかられた数ということになるのかとの質疑に対し、産科だけで計算するのではなく、出産して小児科を受診とか、眼科を受診とかいう、いろんなものも含めて医療センターを利用している割合でしておりますとの答弁でした。

子育て世代包括支援センター事業の内容はとの質疑に対し、具体的な業務内容としては、母児健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会に、妊産婦及び乳幼児の事情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する情報の提供や相談に応じます。また、ひとり親や若年の方、障害の有無等の事情のために特に支援が必要になる場合は支援プランを作成し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し、支援していくことを目指しておりますとの答弁でした。

自殺対策事業費が組まれて、講演会を開催するとなっているのですけれども、どのような人が対象となるのかとの質疑に対し、今年度は、ゲートキーパー研修として、小学校と指宿商業高校の先生方に実施し、民生委員の方にも実施しております。令和2年度は小学校5校で、実施予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について。単位老人クラブの数はどのくらいあるのですか、前年に比べるとどういうふうになっているのかとの質疑に対し、令和元年度現在で、単位老人クラブが69になっております。今年は迫北地区が1地区増えておりますとの答弁でした。

高齢者が増えてきて、老人クラブ等で活動をしていただきながら、元気よく過ごしていただければと思うのですけれども、運営の手助けについての体制はどのようになっているのかとの質疑に対し、運営クラブについては、事業費があり、かつ会員数が20名以上30名未満であるクラブに1万8千円の補助をしておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。放課後児童クラブについて、助成費が173万9千円ほどあるのですが、新生山川小学校に設置される児童クラブの支援員は何名ほどを検討されているのかとの質疑に対し、支援員の数、配置については、今後、山川地域の方で運営委員会を

立ち上げていただく予定で考えております。支援員と補助員の2名が基本的な形になりますけれども、運営をすとなれば、2名では難しいので、複数の方にお問い合わせすることになるかと思っておりますとの答弁でした。

児童クラブは何時くらいまでと分かっているのかとの質疑に対し、基本的には、運営委員会の中で全て決めていただくこととなります。一般的には、平日が3時くらいから6時くらいまでの対処ということになるかと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第27号、令和2年度指宿市一般会計予算について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日及び10日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、農業委員会事務局所管分について。荒廃農地等利活用促進事業の21万円は、市の単独事業で、費用の一部を助成することになっているが、どれくらいの補助をされる予定なのか。また、指宿市も荒廃農地が増えつつあると思うが、どれくらいの荒廃地を予定して、予算計上しているのかとの質疑に対し、1 ha当たり3万円を上限に助成し7反分ということで計上している。市内の再生可能と捉えている荒廃農地の面積は120haで、早期の荒廃農地の解消に向けた目標を立て、その一環として、この補助事業を創設させていただいた。この他にも、農業委員の活動によって、再生可能な荒廃農地の解消に向けて、いろいろな形で取り組んでいきたいと考えているとの答弁でした。

農地利用最適化交付金は、活動実績に応じた報酬と、成果実績に応じた報酬が共に昨年度と同額で、今年度も出ている。事業計画書で報告書も必要だと思うがどうかとの質疑に対し、実績で2つに分かれているのは、委員が毎月活動することに対する助成と、荒廃農地の解消の度合いに応じて交付される助成である。昨年と同額で計上しているのは、本年度支給する金額が確定していないためであり、見込まれる分を昨年と同様と考えてのことである。この金額は全額国の補助対象になっており、必要があれば補正していくもので、金額は変更しうるものと考えているとの答弁でした。

農業委員会が把握していない売買や賃借などがあるのではないかという気もするが、実情はどうかとの質疑に対し、農業委員会を通していない農地もあるので、そういったものを発見したときには、農業委員会を通して貸し借りをさせていただきたいという指導をしてい

るとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。コロナウイルスの影響で、指宿市の基幹産業である観光において、相当な打撃だろうと思うが、この1千万円の宿泊減緊急対策費はとの質疑に対し、宿泊減緊急対策事業では、観光プロモーションやクーポン付きの宿泊プランをしようと思っている。直接的な支援ではないが、呼び込むことでお客様がホテルに泊まり、経済が潤うという仕組みである。また、経済産業省を中心に様々な支援策が出されていることもあり、国や県の直接的な支援を活用していただきたい。市としても、宿泊減緊急対策事業でカバーしていきたいと思っているとの答弁でした。

外国人観光客誘客事業のランドオペレーターについての説明をとの質疑に対し、外国、特に韓国については、旅行会社とバス会社、あるいは飲食店の予約が若干違うが、日本の場合は、JTBにお願いするとJTBがバスを手配したり、ホテルを手配したりする。外国については、ランドオペレーターが専門に、そのようなホテルとか、バスとか、通訳とか、そういうのを手配する会社のことであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。地域商品活性化事業など、いろいろなイベントやフェアに参加しているが、去年はどれぐらい行き、今年はどれぐらい予定しているか。また、どこをターゲットとして行っているのかとの質疑に対し、去年の商談会への出展は、5回計画していたが、3月に予定していた健康博覧会が中止となり4回となった。今年度も5回を検討しているが、コロナウイルスの関係でどこまで商談会があるかは今後を見極めていく形になる。フェア等については、指宿鰹節関係のレストランフェア、料理教室として3回開催している。その他、ビレッジヴァンガードプレース社、指宿フェアという形で特別開催として3回実施している。来年度は、同じようなフェアは3回だが、できるだけロングランでやるという形で計画している。地域としては、主に都市部で、加工品は、東京をターゲットにしている。生鮮食品は、野菜が中心で、こちらは大阪という形で検討しているとの答弁でした。

漁港整備事業の負担金として、山川港、川尻港、今和泉港の負担金が計上されているが、その内容はどうなっているかとの質疑に対し、予定だが、山川漁港では、外港整備に当たり、沖防波堤を5.5m新設で、マイナス9m航路の浚渫工事が実施され、岸壁の94m新設が予定されている。かいまき船については、大型化に伴う760tがスタンダードになるので、これに合わせた整備である。内港の整備では、活お海道前護岸に腐食があり、防食工事をする。成川浜は護岸改良で、くりや下の所が予定されている。川尻漁港の整備は、沖防波堤整備で、28.7mを予定しているが、マイナス3m泊地の浚渫工事が計画されている。今和泉漁港については、マイナス3mの泊地浚渫が計画されている。事業費として、山川漁港が3億5千万、川尻漁港が2億4,100万、今和泉漁港が1億1千万ということで予定されているとの答弁

でした。

他市において、乗合タクシーは5人以上、10人になったときに運行するというのがあるけれども、1人であっても運行するということなのかとの質疑に対し、1人でも運行するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。観光施設管理事業に市内W i - F i スポット管理事業があるが、設置の場所はどこなのかとの質疑に対し、池田湖イッシー公園前の駐車場、鰻のスメ広場、山川の砂湯里、指宿駅、砂むしの里の足湯、ふれあい公園、西大山駅、竜宮神社、たまた箱温泉、魚見港公園、唐船峡前の駐車場、鰻温泉になるとの答弁でした。

温泉施設管理事業に、ヘルシーランド露天風呂第1泉源替掘工事が入っているが、新たに掘るといふことか、その予算はどのぐらいなのかとの質疑に対し、塩田跡地も十分な能力があり、営業に耐えるだけの湯量は確保できているが、たまた箱温泉、露天風呂の泉源が1本しかないということで、不測の際のことも含めて、第1泉源の管理ができていないことから、これを廃坑にして、替え掘りで新たな泉源を求めようというものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国体・スポーツコンベンション推進室所管分について。国民体育大会事業に2億2千万円予算が組まれているが、具体的には、来年度からどのような事業を考えているのかとの質疑に対し、指宿市は、鹿児島国体のゲートボール競技、ソフトボール競技、バドミントン競技、鹿児島大会の障害者スポーツがグランドソフトボールということで、ボランティア募集もかけている。市民の方に参加をしていただいて、大会に携っていただき、盛り上げていただきたいと思っている。競技も含めて、市民の方にもゲートボール、ソフトボール、バドミントン、グランドソフトボール等に関わっていただき、競技力の向上等にも努めていただきたいと考えているとの答弁でした。

ソフトボールとバドミントンでプレ大会があったが、そのとき指宿市に宿泊したチームが少なかった。市の旅館組合と交渉して一部割引きをしてもらい、一部は助成金でカバーしてもらおうという話し合いはできていないのかとの質疑に対し、リハーサル大会については、チームが直接ホテルに申込みという形式だった。今度のかごしま国体は、県とJ T B が契約をして、J T B が一括して受け入れるという形になっている。市の方で直接ホテルと協議することではなく、J T B がホテルと協議して、そこにチームの役員の方々が泊まる。また、近隣の市では、宿泊施設が足りないということもあるので、指宿市で開催される競技以外に、近隣で開催される競技の選手等も指宿市に宿泊されると聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。アフリカ豚コレラが、中国、韓国まで蔓延してきている状

態で、これが日本に侵入した場合は、日本の養豚業者に相当な打撃があるだろうということで、国・県で対策を打ち出している。今どのように進んでいるのか、市の単独事業の補助金としても、683万4千円組んでいるが、一連の流れについて御説明をいただければと思うとの質疑に対し、アフリカ豚コレラについては、一旦侵入すると、国内の養豚農家に甚大な被害が生じるということで、国・県事業がなされている。事業については、年度内で終了するようになっているが、3月いっぱいでは、終了できないということから、全て繰越事業の手続きを行っている状態である。市内には、18件養豚農家があるが、うち16件の農家が申請を上げている。また、この16件についても繰越しをするということで話は聞いているとの答弁でした。

中山間地域直接支払制度について、入野物袋地区は、緩傾斜だということだが、急傾斜、しかも超急傾斜に当たるのではないのかと思っているが、緩傾斜であるというその場所はどこなのか、具体的に教えていただきたいとの質疑に対し、入野物袋の緩傾斜について、1団の農地ということで、この中山間については、まず保全管理というのが前提条件になる。物袋だけであれば、当然そこが急傾斜になるということも出て来ようかと思うが、入野まで含めるとなると場合によっては緩傾斜という扱いになって来ると思う。見直しについては、今後研究をさせていただきたいと思うとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。成川・福元地区のシラス対策事業の一環として、排水路1,628mを整備となっているが、進捗率50.3%というのは、来年度として1,628mをやるという予定で延長していくのかとの質疑に対し、進捗率50.3%というのは、令和元年度末の進捗率である。その50.3%というのは事業費ベースで、今までは大きな排水路、事業費の係る大きな排水路を工事しており、来年度からは小さな小水路だとか、中水路だとか、そういうのも含めて工事していく予定であるとの答弁でした。

森林づくり推進員活動調査報償というのが123万3千円あるが、これは、具体的にどのような活動をされたことに対する報償費なのか。また、管理事業業務委託料の220万は具体的にどのような内容のものかとの質疑に対し、森づくり推進員の報償費は、間伐や下刈りまでが今まではメインだったが、主伐から再生林までの森林整備の全般を推進するために森づくり推進員として活動してもらっている方々にお支払いをしている。活動内容としては、山の所有者の所に直接この方々に出向いていただいて、森林整備の理解を求め協力をしていただいているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。指宿地区の地籍調査としては、大体何%ぐらいの割合完了し、終わっていないのは、どのあたりかとの質疑に対し、令和元年度末の進捗率で、旧指宿市では88.59%。旧山川町と旧開聞町は既に完了しているので、市全体の進捗率といた

しましては94.06%になる。終わっていないのは、海手側では、いわさきホテルの周辺、山手側の方では、メディポリス指宿から指宿フェニックスホテルの裏の周辺であるとの答弁でした。

広さがかなりあり、令和5年度ぐらいいまでかかるということのようだが、それを取りまとめてきちっとした台帳ができるということに關すると、まだ相当かかるのかとの質疑に対し、一筆調査で令和5年度といったが、その後、図面の作成、地権者の閲覧、法務局への送付という流れがある。それに関して、やはり4・5年かかると思う。税の課税の部分も出てくると、さらに5年、令和10年ごろではないかと予定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。道路整備に関しては対応を素早くしていただいていると思うが、河川に関しては、少し改善の余地があるように思うが、回数とか、時期とか関係しているのかとの質疑に対し、河川については、年1回程度、大きなクレーンを使って除草の作業を行っている。草の伸びというのは非常に早いので、そういったことも今後考慮しながら、例えば、回数を増やせないかとか、特に人家隣地とか、通学路とか、その重要度を考えながら、今後検討してまいりたいと考えているとの答弁でした。

橋梁の長寿命化修繕事業について、指宿市全体を見たとき、近いうちに補修をしなければならぬという橋梁は、どのくらいあるのかとの質疑に対し、この橋梁の長寿命化修繕計画については、市で管理している橋梁を対象に、平成24年3月に取りまとめている。現在、市で管理している橋梁が139橋ある。橋梁の中の健全な橋を除いて、修繕が必要な橋梁というのが約60橋である。60橋について、今後、令和2年度は9橋実施し、今後進めて行くということになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。海岸整備事業が進展し、供用開始式の式典の負担金が314万の金額があるが、いつぐらいに行う予定なのか。そして、海岸の供用はいつぐらいから始まるのかとの質疑に対し、予定では、夏時期ということで7月5日を候補として準備を進めている。供用開始についても、その時期に供用開始という形になるかと思っるとの答弁でした。

7月5日、一部供用開始ということだが、それに伴ってイベント等のオープニングセレモニーみたいなことは何か考えているのかとの質疑に対し、暫定供用式典のときに、イベントとして、ビーチバレーやマルシェなどを同時に開催できたらと考えており、準備を進めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。住宅の建築物耐震化促進事業補助金の内訳について説明をしてほしいとの質疑に対し、現在、耐震診断については、4事業者7棟終わっている。耐震補

強設計については、残り3事業者4棟である。耐震改修についても残り3事業者5棟が残っているとの答弁でした。

敷領団地建替計画について、南側の棟が4階、北側の方が3階となっているが、日照権の問題とかあったのかとの質疑に対し、北側を低くした理由として、北側に民間住宅があるので、陰の影響がないように3階建てにしたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 本案に対しては、新川床金春議員ほか1名から修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

**○18番議員（新川床金春）** 令和2年度指宿市一般会計予算修正案について御説明いたします。

減額した予算につきましては、温泉施設管理事業のヘルシーランド、露天風呂、第1泉源替掘工事に係る予算の減額修正であります。別紙でお示しのとおり、議案第27号、令和2年度指宿市一般会計予算、第1条中、歳入歳出それぞれの予算総額を279億6,800万円を279億619万3千円に改めるものです。第1表、歳入歳出の一部を次のように改めます。

まず、歳入について。款19繰入金27億5,285万8千円を27億4,945万1千円に減額し、項2基金繰入金27億3,797万1千円を27億3,456万4千円に減額します。款22市債48億2,040万円を47億6,200万円に減額し、歳入合計を279億6,800万円を279億619万3千円に減額します。

次に、歳出について。款6商工費30億5,769万1千円を29億9,588万4千円に減額し、歳出合計279億6,800万円を279億619万3千円に減額します。

また、財源の中に地方債が含まれておりますので、第3表、地方債の一部を次のように改めます。

起債の目的、市町村合併特例事業、観光施設の限度額を1億8,770万円を1億2,930万円に減額し、地方債の合計を48億2,040万円を47億6,200万円に減額します。減額の詳細については、参考資料の1ページから3ページにお示ししております。

歳入について。款19繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金、本年度8億2,475万6千円を8億2,134万9千円に減額し、計27億3,797万1千円を27億3,456万4千円に減額します。

款22市債、項1市債、目5商工費、本年度1億9,870万円を1億4,030万円に減額し、計48億2,040万円を47億6,200万円に減額します。

歳出において。款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費、本年度予算5億1,108万4千円を4億4,927万7千円に減額し、節11役務費602万5千円を574万1千円に減額し、12委託料2億8,543万7千円を2億7,964万円に減額し、14工事請負費1億6,976万6千円を1億1,404万円に減額し、計30億5,769万1千円を29億9,588万4千円に減額するものであります。

この修正案についての理由を述べます。

まず第1番目に、泉源の掘削につきまして、平成28年度、29年度当初予算に替え掘りと廃坑に係る設計業務委託費の予算を計上し、その後、設計業務を行っておりました。担当課として予算要求していたが、総体的に見送られてきたことが委員会審査の答弁で分かりました。そのとき、どうしても来年の工事でやらないといけないのか理由を伺ったところ、まず湯量については現在不足している状況ではない。いざ何かあったときのために複数準備しておいて、営業に支障がないように対応するためとの説明で替え掘りに緊急性はないことが分かりました。

2番目に、地熱の恵み活用プロジェクトにかかる地熱の有効活用及び多段階利活用計画の中で、平成27年12月20日からアイスランド視察と国内数か所の視察に国の補助金を数千万かけて実施し、平成28年2月頃だったと思いますが、ヘルシーランド敷地内の塩田跡地周辺にアイスランドにあるブルーラグーンのスパ施設構想を資料を配布しながら議員に説明しています。地熱の恵み活用プロジェクトにかかる地熱の有効活用及び多段階利用利活用計画で行ったブルーラグーン計画について、市としていまだに検証報告がありません。今回のヘルシーランドの露天風呂、第1泉源の泉源を6,180万7千円かけて替え掘りするという事は、仮にブルーラグーン構想が進められたときに、第1泉源の替え掘り料の6,180万円が無駄にならないか、しっかりと検証してから替え掘りしていいのではないかと思います。

3番目に、指宿市の財政状況は令和2年度当初予算時点で合併後の平成20年度の公債費負担率21.1%、経常収支比率98.9%と危険領域に近づき、令和元年度当初予算の公債費負担率は20%を既に超え、危険ラインにあります。経常収支比率におきましては、平成30年度決算にてお示しの数字は98%に近づく90.1%ですが、令和元年、令和2年において公債費より起債が大幅に上回っているため、財政状況は大分硬直化し、危機的状況にあると言わざるを得ません。

議員の皆さん、一般質問で財政課長の説明を伺ったと思いますが、どのように思われましたか。公債費率は15%が、経常比率は70%から80%が標準だということです。それをはるかに超えているのが指宿の財政状況です。

4番目に、新型コロナウイルスが全世界にパンデミックし、世界経済が停滞し、あのリーマンショックを超える勢いで全世界の経済が崩壊する恐れがあると報道されております。政府の令和元年度12月現在における借金総額は1,110兆円と記載されておりました。新型コロナウイルスによる日本経済崩壊を心配した政府は、昨年度末の経済対策を大幅に上回る30兆円の規模の経済対策を現在計画しております。日本経済が崩壊したとき、政府の交付税が今後とも間違いなく続くと思ったら、合併特例債や過疎債の借入れ超過に陥り、市の財政状況は火の車になるのではないかと危惧します。

今年度当初予算に計上されている指宿市民会館整備事業や市営野球場の大型事業において



も、当初予算より予算が大幅に増加しております。新型コロナの影響による先行きが確認できるまで、事業計画を先延ばしし、財政状況を検証し、最重要化するにあたり、事業内容を再度見直していただき、その財源を市民生活と産業支援に当てていただきたいと思いますので、今回の修正案には盛り込んでありません。新型コロナウイルスの蔓延防止と合わせて、市と議会が今するべき一番重要な仕事は、市民生活を安定させ、市民生活を下支えすることだと思っております。

今後、地方に押し寄せてくる経済崩壊の波は、数年かかってくると懸念されます。そのとき、農業・観光などの基幹産業をはじめとする商工業の経営不振が続発し、企業の連鎖倒産に陥る懸念がありますので、市民生活と市の雇用の場を確保するために、基幹産業を含めた商工業に手厚い支援をすることが市の責務であり、しっかりとした財政計画を早急に講じていただきたいと思います。

市議会の役割は、市の取組が市民生活や基幹産業をはじめとして、全ての市民の支援がしっかり行われているかを検証することであり、4万人の市民に選ばれた我々20人の議員の責務であります。市民の負託に応える唯一の務めであると思っております。

重複すると思えますけれども、全世界で未曾有の経済崩壊が起こり得る予測がされている中、昨日、東京オリンピックの開催が1年延期になり、日本経済は東京オリンピックを期待し、多大な予算を先行投資してきたので、オリンピックの延期により多大な影響を受け、日本経済の負担はさらにのしかかり、景気の悪化が懸念されます。

国民の血税で賄われている合併特例債を、緊急性のないヘルシーランド、露天風呂、第1泉源替掘工事に6,180万9千円を投資することは、先ほど述べました市の財政をさらに硬直させ、取り返しならない事態になるのではないかと危惧します。そのようなことから、今年度は事業を先延ばししたいと思い、修正案を提出しました。

将来の指宿を担う子供たちや孫の代まで、大変厳しい財政状況下にある莫大な借金のつけを先送りしないために、早急に財政健全化に取り組むべきであると考えております。その足がかりの第一歩として、緊急性のない事業を議員1人1人が4万人の市民の代表として、責任を持って慎重な判断をしていただきたいと思います、切にお願いしまして、説明を終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） ヘルシーランド敷地内に平成28年度ブルーラグーン計画を報告していますが、約25億円掛けるというブルーラグーン計画の説明や、委員会での質疑はなかったのか。なかったらいいんですけど、どうだったのか答弁を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 質疑の中では、そういうことは一切ありませんでした。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告により質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 議案第27号、修正案に賛成し、原案に反対の討論を行います。

議案第27号の中には、温泉施設費としてヘルシーランド、露天風呂泉源の替掘工事費6,180万7千円が含まれております。修正案はこの部分を減額しようとするものであります。問題は多額の経費を要する替掘工事に緊急性、あるいはそれに近い必要性があるかどうかであります。新型コロナウイルス問題で、市としての支援措置を引き続き検討しなければならない時世であり、市民会館や野球場整備など、大型事業も控えています。そういう中で、替掘工事について緊急性や必要性を十分に説明できないといいますが、緊急性はないとのことでもあります。工事発注の公平性についても、最初から随意契約とのことでもあります。替掘工事をするにしても、緊急性や必要性を明確にして、工事発注も公平、明朗な仕組みを示してからにすべきであります。

そのようなことから、今回の予算については含めるべきではないと考え、減額修正を求め

る修正案に賛成をいたします。

議案第27号のその他の部分についてですが、自衛隊地方協力本部は市町村長に対して自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条等に基づき、適齢者情報を市町村に求めることができるようになっていたことを根拠にして、例年、4情報について適齢者情報を本人や保護者の同意もなく、また、事後の連絡もなく提供しています。名簿の提供は紙ベースで行い、用紙は自衛官募集事務に係る需用費で賄っているとのこととあります。自衛隊法及び施行令の定めは、自衛隊側から求めることができるというものであり、自治体が応じなければならない規定ではありません。義務でもないものに対して、個人情報情報を市が勝手に流出させることは許されません。

また、国保会計への法定外繰出、国保側から見れば法定外繰入ではありますが、計画的に減額され、新年度は9千万円で、計画では令和5年にはゼロにすることが見込まれています。この計画的現額は、国保加入者に対して、さらに大きな国保税負担を求める道であります。その他市民の暮らしを守ることを優先するという具体的施策がなかなか見えてきません。このように、国保税は引き上げの方向という施策を取りながら、市民の声を大事にして市民の暮らしを守る、そのことを優先するとの姿勢がなかなか見えてまいりません。

したがって、議案第27号、原案に反対をいたします。

**○議長（木原繁昭）** 次に、前原五男議員。

**○5番議員（前原五男）** 私は議案第27号、修正案が出ておりますが、この修正案に対して反対の意見を述べさせていただきます。

端的に意見します。この掘削費用は山川ヘルシーランドの命、大動脈としての予備泉源を確保しなくてはならないとする予算であります。議員皆さん、市民皆さんが御存知のとおり、かいもんレジャーセンター、指宿砂むし、いわゆる砂楽には、常に予備の泉源を確保しております。早急に、山川ヘルシーランドの予備泉源を掘削して、利用者に迷惑をかけないように、平易から準備しておく必要があります。

以上で、修正案に反対しますが、若干加えさせていただきたいと思っております。私も自慢するわけではございません。余計なことをしゃべるなど同僚議員から注意されましたが、経済的な発言もありましたので、ひとつ言わせていただきたいと思います。皆さん、どうですか。やっぱり、私たち議員、あるいは職員、執行部の皆さんが気持ちよく執行できるような、そういう環境を作るのが私たちの責務でもあります。経済連関としてのマクロ的な経済というのは、やっぱり、そこはムードであります。ダイナミックなものを作り出すためには、指宿の経済を作るためには、皆さんが協力しなければどうなっていくんですか。私はイエスマンじゃございません。そして、この自治というのは、地方自治体というのは、皆さん御存知のとおり3割自治という言葉があります。この3割自治を皆さん、どうして克服していけるんだと思いませんか。ここでまた予算を減額したときに、私たちのこの社会は、市民はどうなりま

すか。また、後年度負担を強いるなど言いますけども、これは公平性であります。私たち大人が現在つくったものを、将来の子供たちにも遺産を残していこうということでもあります。どうか皆さん、よく心得して、やっぱし、ダイナミックな指宿をつくっていくように、協力していこうじゃございませんか。以上。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号、令和2年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

まず、本案に対する新川床金春議員ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第32号及び議案第33号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第18、議案第32号、令和2年度指宿市水道事業会計予算について、及び、日程第19、議案第33号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算について、の2議案を一括議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました議案第32号、令和2年度指宿市水道事業会計予算について、及び議案第33号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計予算についての2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第32号について。道路整備事業で、十町区画整理事業に伴う排水管新設工事を1,460mということですが、石綿管等は全て終わったのですかとこの質疑に対し、市内に石綿管が307m残っております。指宿駅前広場から渡瀬通りの交差点までの区間が残っており、その区間は本年度の工事でやり替える予定としておりますが、今和泉小学校の正門付近に石綿管が残っており、順次やり替えを行っていく予定ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第33号について。雨水対策、排水対策で、面として対策が必要な所はあるのですかとこの質疑に対し、雨水対策、污水対策事業、污水处理で、現在、十町区画整理事業の区域内をやっていますが、残っている部分はここの部分と、サッカー場の部分を追加してする形になっています。自動車学校付近の交差点の信号機付近と、五郎ヶ岡の信号機付近が残っています。雨水対策事業としては、弥次ヶ湯第2ポンプ場を造る予定ですが、弥次ヶ湯区域の水路整備の後に、ポンプ場の整備を予定しておりますとの答弁でした。

意見として、潟口ポンプ場ができたのに、八間道路で交通がストップしたこともありません。地域住民が安心して生活できるために、定期的に堆積した砂の除去を実施していただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号及び議案第33号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第28号～議案第30号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第20、議案第28号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計予

算について、から、日程第22、議案第30号、令和2年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第28号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、議案第30号、令和2年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、議案第28号については、反対討論として、県から国保税の課税方式4方式を3方式に変更があり、国保の総額では変更ないのですが、資産割の少ない方、一部の方は値上がりになっておりますので、国保税を引き下げるという観点からすれば、一般会計からの繰入れなどをしながら国保税を引き下げるという立場で反対しますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号については、反対討論として、後期高齢の医療制度そのものが、高齢者の大変な負担につながっております。国保の制度として運用していくべきだという立場で反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第30号については、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第28号について。出産祝金42万円の50名ということで予算化されていますけども、これは国保に係る人数かとの質疑に対し、国保に係るものと答弁でした。

出産予定が市全体で何名ぐらいか掴んでいないのですかとの質疑に対し、平成31年3月末現在で、257人となっておりますとの答弁でした。

4月から4方式が3方式になるといった場合、去年と比べ国保税総額に変化があるのかとの質疑に対し、令和元年度と令和2年度、国保税の総額に変動がないような形で税率改正をしているところですよとの答弁でした。

国保税の納付率は、どのように推移をして、どのような形で試算をしたのかとの質疑に対し、国民健康保険税の収納率は、平成30年度の実績が、現年度は94.45%でした。令和2年度の予算編成にあたりましては、平成30年度の収納率と今年度の収納率見込みを勘案した上で、収入額が歳入予算を下回ることがないように配慮して、収納率を93.0%で見込みを立て

たところですよとの答弁でした。

収納率100%が望ましいわけですが、なかなかいただけない方もいる。そういう要因をどう見ているのですか。また、納付をお願いする手立てをどのようにやっているのかとの質疑に対し、国民健康保険税が滞っている方には、様々な理由があると思いますが、病気等で収納ができなくなり、所得が上がらず他の債務の負担に追われているケースとかあります。個々に納税相談等をして、その状況を聞き取り、その方に合わせた納税計画を立てていただいて納付をお願いしておりますとの答弁でした。

レセプト点検は事業が開始されてから相当経っていると思いますが、実情はどういう傾向になっているのかとの質疑に対し、レセプト点検の効果額等については、平成29年度が1,400万円ほどの効果があり、30年度についてはまだ確定しておりませんが、前年度とほぼ同額ぐらいの1,400万円くらいは効果があったとされているところですよとの答弁でした。

ジェネリック医療品についても取組をして5年ぐらい経つのではないかと思います。数字的にどういう傾向があるのかとの質疑に対し、ジェネリック事業は、平成26年度から実施しております。平成30年度で5年間やっているところですが、平成26年度が739万3千円の削減効果があったという実績が出ております。その後、4年経った平成30年度で5,104万9千円の削減効果があったという結果が出ておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第29号について。後期高齢者として、40歳以上が保険料を納めているのですが、75歳以上だけの保険料ではないのではとの質疑に対し、後期保険料は、原則75歳以上の方が対象になっておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第30号について。認定調査については、どのくらいの期間でされていくものなのかとの質疑に対し、被保険者の方は、それぞれ申請をいただき、認定の有効期間を持っており、その有効期間が切れるといった段階で申請ということになります。認定を持っておられない方は、主治医と協議をされたりして申請に至るということになるかと思われましてとの答弁でした。

認定期間は何年くらいかとの質疑に対し、有効期間は、最長36カ月認められており、状态的に安定ということが条件になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 議案第28号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計について、反対する立場から討論いたします。

県が定めた鹿児島県国民健康保険運営方針において、資産割を除く3方式に統一することになり、指宿市は令和2年度から国民健康保険税の課税方式が4方式から3方式に変更することで、これまで資産割分の課税額が市内で6,700万相当であり、これを所得割、均等割、平等割に割り振るため、資産割の少なかった世帯は値上がりになります。また、均等割は被保険者1人当たりの税額でありますので、子供が多ければ税額が増えます。昨年と比較すると子供1人当たりの均等割は、医療保険分と後期支援分で3万400円が3万2千円に上がります。今でも国保税は負担能力を超えているのが現実です。しかも、昨年10月から消費税の10%への値上げ、新型コロナウイルスにより世界経済の影響で零細企業は大打撃を受けています。また、農家は貿易自由化の影響を受け、その上に異常気象の影響を受けて、売上は大幅に減収になっています。市内の自営業者や農漁業者等の暮らしを守るためにも、資産割分の課税額6,700万相当分を経済対策として取り組むべきです。また、法定外繰入を今年度も3千万減額しており、令和5年度までに法定外繰入をゼロにする計画があります。法定外繰入についての判断は強制ではありません。国保税は負担能力を超えており、法定外繰入の減額は即刻中止すべきです。また、新型コロナウイルスの対策として、国民健康保険の資格証明証発行世帯は、医療機関の窓口で10割負担を求められることから、体調が悪くても受診に至らない現状にあり、感染防止のために短期保険証の期限切れの世帯や資格証明証発行世帯に対し、直ちに短期保険証を発行することを提起し、反対討論といたします。

次に、議案第29号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、反対する立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は75歳という年齢を切って、国保や健保から切り離し、高齢者を別枠の医療保険に囲い込みます。保険料については、年金額が年額18万以上、かつ同一の月に徴収される介護保険との合計額が対象となる年金額の2分の1を超えない方は年金から天引きされるが、介護保険が年金から天引きされていない方は普通徴収になり、滞納すると短期保険証や資格証明書が交付されるようになっており、高い負担を押し付けられ、診療報酬も別立てにすることで差別医療を押し付けるものになっています。後期高齢者医療制度の廃止を求める声も強く、後期高齢者医療制度に反対し、廃止を求める立場から、反対といたします。

また、議案第28号でも申しましたが、新型コロナウイルス対策として、感染防止のために短期保険証の期限切れの世帯や資格証明書発行世帯に対し、直ちに短期保険証を発行することを提起し、反対討論といたします。



○議長（木原繁昭） 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木原繁昭） 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時27分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第31号、議案第34号及び議案第36号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第23、議案第31号、令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、から、日程第25、議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、までの3議案を、一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ付託されました議案第31号、令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、議案第34号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計予算について、及び議案第36号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月9日及び18日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第31号について。使用料及び賃借料の中で、開聞土地改良区へ435万円支払っているが、どういう理由で支払っているのかとの質疑に対し、宮田川の観光水利権を持つ開聞土地改良区に対して、川上水源地の湧水施設を使用するための使用料として払っており、毎年契約を結んでこの額を支払っているとの答弁でした。

昭和56年からということは、相当な金額になるが、この435万円は、開聞土地改良区が水利権を持っているからということでお支払いしているということなのかとの質疑に対し、昭和56年から支払っている。この開聞土地改良区は、開聞の水田基盤事業として、水路を整備したり、この湧水路を利用して田んぼに供給してきた。使用する場合は、水利権者から了承を得るということで、旧開聞町と土地改良区の間で協議されて、それ以来、支払われているものと考えているとの答弁でした。

435万はかなりの金額である。その昭和52年からとすると、相当数の年限は来ている。今までやってきた中で、あまり詳しく知らないという答弁でいいのかなという気がする。予算で出てきている以上、これが妥当なのかどうか、どういうふうに使われているのか、検証もすべきだと思うが、令和2年度の予算を立てるに当たって、その辺の調査なり、聞き取りなりしたことはないのかとの質疑に対し、毎年度契約ということで、前年度の分をそのまま継続で契約しているというのが現状である。調査は今のところはしていないとの答弁でした。

意見として、土地改良区に対する435万円、計算しただけでもこれまでに1億3千万以上お支払いしていると思うので、この機会に見直しを是非図ってほしいというものと、そうめん

だけではなく、紫芋とか、コガネセンガンとかをアレンジして、お客さんが喜ぶ検討もしていただきたいというものがありました。

次に、議案第34号について。消費税等の関係で、今年は使用料がマイナスになっているが、来年度からは黒字になるという話だが、企業会計になると、経営について見直しをするという意味での経営戦略策定業務委託ということかとの質疑に対し、公営企業については、経営戦略を策定するのが義務付けられており、それに伴う経営戦略策定業務委託料ということであるとの答弁でした。

経営戦略の策定業務委託というのは丸投げなのか。それとも、市としてある程度方向性があって業務委託をするのかとの質疑に対し、現時点で方向性は決めていないが、今後の事業計画等を作っていく。温泉供給事業が黒字になる中身で作っていくというのは当然のことながら、そのためにどういうふうに投資計画、若しくは料金の改定等の見直し、そういうのも含めて経営戦略の中で考えていきたいと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第36号について。まず、農政課所管分について。この収入保険制度の拡充について、この対象農家というのはどれぐらいか。また、農作物の品目について条件があるのかとの質疑に対し、対象は、青色申告実施者ということになる。法人を除く個人は、市内で591名である。昨年までの加入者数は118件、法人が、うち9件入っており、個人は109名ということである。全体の15.6%ほどの加入率というになる。農作物等については、品目というところの縛りはないとの答弁でした。

その保険の制度に新たに入りたいというようなことが出てきたときは、どういうふうに対処するのかとの質疑に対し、本年度の新規分について28名分を見込んでいる、昨年度も当初予算で計上した予算額よりも増えたという実態があり、加入者の実数に応じて、支援策を講じたいと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。プレミアム付商品券について、指宿商工会議所と菜の花商工会それぞれ何セット販売予定なのかとの質疑に対し、指宿商工会議所と菜の花商工会では、前回の地方創生時に人口割合で2対1という割合で販売をしている。今回も同じように協議させていただき、総セット数は7,500セットで、商工会議所は5千セット、菜の花商工会が2,500セットと考えているとの答弁でした。

危機的状況と分かっているながら、2か月の猶予を取る理由は何かとの質疑に対し、市民への告知を考えると、広報紙等での告知が必要だと考える。ただし、新型コロナウイルスの終息をある程度みなければ、この制度を使うということも拙速ということが考えられるため、5月頃がタイミングとしては望ましいのではないかなというふうに考えているとの答弁でした。

意見として、今、こういった状況であるので、まず販売時期を5月中旬と予定されているということだが、状況を見ながら一刻でも早く販売の準備をしていただきたい。やはり販売に関して、新型コロナウイルスの感染の問題があり、危険性もあるので、是非、そこら辺も配慮された販売方法を考えてほしいというものがありました。

次に、観光課所管分について。市民が宿泊施設を利用するということに対して半額で、上限を5千円とする事業となっているわけだが、指宿の宿泊施設に泊まろうというキャンペーンを、市民を中心にしようということになった経緯について伺いたいとの質疑に対し、市民の方を対象にするのはどうだろうかということ、ホテルの関係者の方々と協議した結果、まずは、市民の皆様の手を借りたいということだったので、今回、実施させていただいたとの答弁でした。

宿泊費補助という企画の周知の仕方について、どう考えているかとの質疑に対し、可能であれば、4月15日には全戸配布のチラシにて周知をしたいと思っている。ただし、大型イベントの自粛宣言があるので、これが解除になったのを見極めて、可能な限り早く、チラシを配って周知を図りたいというふうに思っているとの答弁でした。

2千人分ぐらいになると思うが、そうすると指宿市民の20%ほどが、宿泊するという考えかとの質疑に対し、指宿市内の方を800名、指宿市外の友達を800名と考えている。1,600名を予定はしているが、その状況が思わしくないときは、鹿児島市内に広げていきたいと考えているとの答弁でした。

意見として、この対策もとてもスピード化が大事だと思うので、4月15日から広告をうち、宣伝を始めたいということであれば、是非その次の日からでも泊まれるような状況を作っていたらいいと思うというものがありました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号、議案第34号及び議案第36号の3議案を、一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号、議案第34号及び議案第36号の3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第26、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第2号から陳情第5号までの4件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(新宮領實) 総務水道委員会へ付託されました陳情第2号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書、から、陳情第5号、新型コロナウイルス対策を求める陳情、までの陳情4件について、去る3月4日に本委員会を開催し、全委員出席のもと審査いたしましたので、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

まず、陳情第2号について申し上げます。

喫煙者の健康も含めて狭い空間で喫煙室を設置すること自体、容認できないので不採択とさせていただきたいという意見と、公共喫煙場所の増設、維持を積極的に進めるということとを求め、喫煙室設置への助成などを求めており、これは方向性が違うと思いますので、不採択にすべきと考えるという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第3号について申し上げます。

平成30年、第2回定例会での執行部からの説明が根拠のないものであったがごとく、そのことを議会に調査を求める陳情になっております。そういうことはないと思いますので、この陳情は採択すべきではないという意見と、平成30年、第2回定例会の議事録205ページの議員の発言を執行部の発言と捉えて陳情文書が出されています。これは精査すべきで今回の陳情は不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第4号について申し上げます。

首都圏地震が切迫しているので、地震対策を求めているようになっておりますが、具体的な陳情項目では全く別なことが書かれており、件名、趣旨が明確でもないし件名と陳情項目が結び付かないと判断しますので、不採択になるかと思いますがという意見と、首都圏のことを言いながら、陳情項目の中では、農産物の増産をできるようにとか、指宿のことを言っているのです。陳情内容が明確になっていないので、これは不採択だと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第5号について申し上げます。

陳情の理由、趣旨にあたる部分を見ますと、内容が明確でなく、具体的な陳情項目、もはやコロナウィルスを離れ、地熱資源量調査とか、豚コレラとか、別なところに及んでいて、陳情の内容が理解しがたく不採択が妥当だと思いますという意見と、内容が一致しない部分もありますが、新型コロナウイルス対策を求める陳情ということを考えますと、学校を休みにしたり、いろんな会合を自粛したり、現在も対策が行われていますので、この陳情は採択する必要はないかだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします

これより、採決いたします。

まず、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました陳情第1号、大成運動場の全面改修に関する陳情書について、去る3月6日に本委員会を開催し、全委員出席のもと、参考人の出席を求め現地調査を行い、審査いたしましたので、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

現地も見させていただきましたけれども、一部グラウンドの整備がなされていない部分もありました。また、山川地域においては、学校が統廃合され、部活動、あるいはスポーツ少年団で利用をする方も増えることが予想されることから、陳情を採択するべきだと思いますという意見と、今年度一部改修を行った残りの部分についても、同様の改修をしていただきたいという陳情です。この陳情は、整備も期限についても何ら出ておりませんし、指宿市の財政状況の意味合いの中で、スポーツ振興課の方で整備に向けて努力をしていただきたいという思いの中で、採択とすべきだと考えますという意見が出され、全員一致をもって、採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

会議規則第144条の規定により、採択した陳情第1号を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、採択した陳情第1号を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに決定いたしました。

#### △ 議案第37号上程

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第27、議案第37号、令和元年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長(豊留悦男)** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第37号、令和元年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ3,201万5千円を追加し、予算の総額を265億1,447万9千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○総務部長(有留茂人)** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第37号、令和元年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について、であります。

別冊の令和元年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,201万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を265億1,447万9千円にしようとするものであります。



第2条で、繰越明許費を補正するものであります。

内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますので、15ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金800万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために、各保育所等で行う感染防止用備品等購入事業について補助金を計上するものであります。

同じく、目2児童措置費、節19負担金補助及び交付金2,401万5千円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための、小学校の臨時休業に伴う運営時間の拡充等に係る放課後児童クラブ体制強化と、延長保育事業などの事業ごとに必要な感染防止用備品等購入事業について補助金を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款14国庫支出金3,201万5千円の補正につきましては、説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時54分 |
| 再開 | 午後 | 1時54分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第37号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

[有留茂人総務部長退席]

#### △ 議案第38号及び議案第39号一括上程

**○議長(木原繁昭)** 次は、日程第28、議案第38号、副市長選任について、及び、日程第29、議案第39号、教育長の任命についての2議案を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長(豊留悦男)** 今回、追加して提出いたしました案件は、人事に関する案件2件であります。

それでは、御説明申し上げます。

再追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第38号、副市長の選任について、であります。

本案は、副市長であります佐藤寛氏が、令和2年3月31日をもって地方自治法第165条第2項の規定により退職することから、有留茂人氏を副市長に選任いたしたく、同法第162条の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

住所、生年月日については、お示しのとおりであります。現在、60歳でございます。同氏は福岡工業大学工学部を卒業、昭和57年5月に旧指宿市職員に採用されて以来、本市職員として約38年にわたり勤務されており、その間、行政改革推進室長、健幸のまちづくり推進室長、総務部参与、総務部長を歴任されており、市職員として本市の住民福祉の向上及び市政発展のために尽力いただいております。特に現在、総務部長という重責を担い、その職責を十分全うされていることからお分かりいただけますように、同氏は地方自治に精通されているとともに、郷土指宿市発展に寄せる情熱と人格識見は、ともに大変優れており、副市長として最適任者であると思われまますので、何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、再追加提出議案の2ページをお開きください。

議案第39号、教育長の任命についてであります。

本案は、教育長であります西森廣幸氏が令和2年3月31日をもって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき辞職することから、吉元鈴代氏を教育長に任命いたしたく、同法第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

なお、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、指宿市出身であり、指宿高等学校、中京大学を卒業後、長年教職員として活躍され、学校教育においては高等学校の教頭や校長を歴任されるとともに、教育行政においては県の社会教育課長等を務められ、また、教職員退職後は学校法人の副校長を務められ、経験も豊富であることから、本市教育長として適任者であると思っております。

何とぞ、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分  
再開 午後 2時00分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第38号及び議案第39号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号及び議案第39号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第38号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木原繁昭) 起立多数であります。

よって、議案第38号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は同意することに決定いたしました。

### △ 議長挨拶

○議長(木原繁昭) 令和2年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例市議会は、去る2月25日の開会以来、本日までの31日間にわたり、令和2年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここにすべての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力はもとより、執行部当局におかれましても円滑な審議に御協力いただきましたことに対し、感謝申し上げます。審査の過程において出されました意見・要望等につきましては、十分尊重し、今後の施策等に反映していただきたいと思っております。

さて、国内の情勢は年明けから猛威をふるいはじめ、今や全世界に広まっている新型コロナウイルスの感染症により、経済は大きく減速しており、先行きは不透明な状況であります。本市においても国内外からの観光客が大幅に減少しており、宿泊業をはじめ市全体の経済の停滞が懸念されております。このような状況を受け、緊急経済対策予算として追加議案が提出され、本日可決いたしました。執行部におかれましては、効果的かつ実効性、速攻性ある予算執行に全力で取り組んでいただくよう、強く要請いたします。

また、今年は、かごしま国体・障害者スポーツ大会鹿児島大会が開催されます。こちらの新型コロナウイルスの影響が今後及ぶかもしれない状況ではありますが、大会の成功に向け準備を重ねてくださいますよう、関係者の皆様へお願いいたします。

我々議会といたしましても、引き続き国内外の状況を注視するとともに、執行部と協力し、市民と一体となってこの状況を克服していく必要があるかと思っております。本市議会は、市民に開かれた議会を目指して制定した指宿市議会基本条例に基づき、市民の負託に応えられる議会として、真に暮らしやすいまちづくりの実現に向け、さらなる議会の活性化に努めていく所存であります。

終わりに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、市政発展に御尽力

を賜り、改めてその御労苦と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識を郷土指宿の発展のために生かしてくださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

この際、市長から発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

### △ 市長挨拶

○市長（豊留悦男） 令和2年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりまして、発言のお許しをいただき一言御挨拶を申し上げます。

去る2月25日に開会されました第1回市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提出いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会において、それぞれ慎重なる御審議を尽くされ、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、感謝申し上げます。

なお、審議の過程において賜りました御意見、御助言等につきましては真摯に受け止め、今後の市政運営において十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済は雇用、所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、新型コロナウイルス感染症の発生により、世界経済はもとより、我が国の経済にも少なからず影響が出始めていると思っております。

また、地方においては少子高齢化が進むとともに、都市部への人口流出は続いており、本市におきましても市政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていることから、本市独自の地方創生の取組が引き続き求められております。

このような中、私は令和2年度におきましても、未来への投資をキーワードに豊かな指宿の年表を描きながら、第2次総合振興計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とした安全・安心で快適なまちづくりのための社会基盤の整備や生活環境の充実、多彩な農畜産物を安定的に供給できる産地づくり、旅行ニーズの多様化に対応する魅力ある観光地づくり、稼げるまちの構築、人が集い、安心して暮らすことができる魅力的な地域づくり、ふるさとを愛し、未来を拓く心の豊かな人材の育成など、真に健康で豊かさを実感できるまちづくりを行うとともに、未来益及び全体益を大切にされた各種事業の展開を力強く進めて、目指すべきまちの将来都市像である、豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向け、職員一丸となって市政の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

つきましては、議員各位をはじめ、市民の皆様方の、より一層の御支援と御指導を改めてお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、令和2年第1回指宿市議会定例会の閉会にあたりましての、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**△ 閉議及び閉会**

**○議長（木原繁昭）** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和2年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲